

インドの地方自治

令和6年度（2024年度）改訂版



一般財団法人

自治体国際化協会

この冊子は、地方公共団体金融機構との共同調査研究事業として作成されたものです。

「海外の地方自治」の発刊について

当協会では、海外事務所の所管国における地方自治制度をまとめた「各国の地方自治」シリーズを発行しています。

このシリーズは、所管国における政治・社会・経済情勢や、地方行財政等に関わる海外の情報を紹介し、地方自治行政の参考に資することを目的として、地方公共団体金融機構との共同調査研究事業として発行しております。

「私的使用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、本誌から複製・転載等を行いたい場合には、以下問い合わせ先までご相談ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麴町1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

E-Mail: kikaku@clair.or.jp

はじめに

当事務所では、所管国（ASEAN 加盟国及びインド・スリランカ）の地方自治制度や地方行政に関わる個別政策等の調査研究を行い、その成果を各種刊行物により紹介している。

このたび、海外の地方自治シリーズ『インドの地方自治（2007年10月刊行）』について第三次改訂を行った。

今回の改訂にあたっては最新のインド情勢を反映したほか、日本の自治体関係者の関心が高いと思われる地方財政、公務員制度及びインド版マイナンバーとも言われる国民識別番号制度（Aadhaar）の3つのトピックについて新たに章を設けた。また、連邦制をとるインドの地方行政制度は制度や運用等が州により異なっている状況であるものの、理解のより助けになるよう様々な州の事例を加筆するなど内容の深化に努めた。

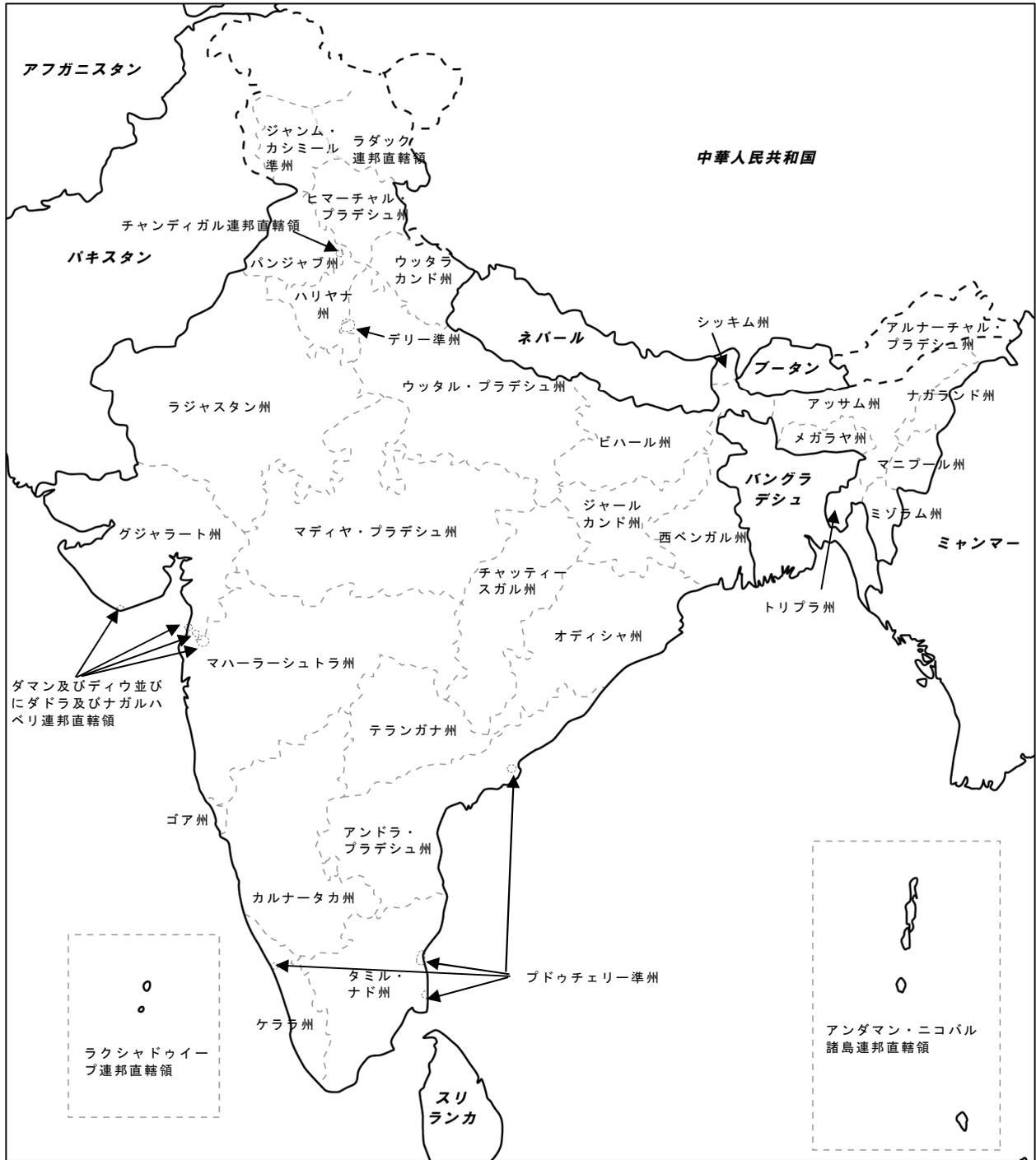
改訂に向けた調査では、住宅・都市問題省、マハーラーシュトラ州政府、プネ県パンチャーヤト（マハーラーシュトラ州）、マダプ村パンチャーヤト（マハーラーシュトラ州）、デリー市役所（デリー準州）、チェンナイ市役所（タミル・ナド州）、オールインド自治体協会を訪問しヒアリング調査等を行った。関係者の皆様に多大なご協力をいただき、内容を大幅に充実させることができた。この場を借りて深く感謝の意を表したい。

近年、日本の自治体のインドへの関心が高まっている。日本の自治体のインドでの活動を注視するとともに、当事務所としてもインドに一層注力するなど、今後も様々な機会を活用して本書を充実させていきたい所存である。本書がインド地方行政の理解を助ける概説書として活用されることを心から願っている。

令和7年3月

一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所長

インド全図



出典：白地図専門店 (<https://www.freemap.jp/>) のデータを基に作成

目 次

第1章 インドの概要	1
第1節 一般的事項	1
第2節 基本情報	1
第3節 経済	3
第2章 インドの統治機構	7
第1節 概観	7
第2節 立法制度	10
第3節 行政制度	16
第4節 司法制度	23
第3章 地方自治制度	26
第1節 地方自治の階層構造	26
第2節 州・地方自治体の組織	31
第3節 その他の地方行政単位等	40
第4章 州・地方自治体の機能	43
第1節 各階層の担当事務	43
第5章 地方財政制度	53
第1節 財政概況	53
第2節 税財政制度	65
第3節 地方財政を巡る動き	75
第6章 公務員制度	78
第1節 公務員の区分	79
第2節 地方公務員の任用方法	81
第3節 公務員採用試験	85
第4節 給料	88
第7章 個人識別番号制度（アードール）	92
第1節 概観	92
第2節 UIDAI	95
第3節 アードール（インディアスタック）を活用した政策	98

第8章 各州・地域の特徴	105
第1節 デリー準州	105
第2節 マハーラーシュトラ州	109
第3節 タミル・ナド州	114
第4節 西ベンガル州	119
第5節 グジャラート州	123
第6節 カルナータカ州	127
第7節 ラジャスタン州	131
第8節 その他の主な州	134
第9章 日本とインドの交流関係	140
第1節 歴史的な経緯	140
第2節 地域間交流の状況	143
第3節 日印交流関係機関・団体一覧	150
第4節 インドに進出する日系企業	155
資料編 インド各州の基礎統計データ一覧	159
参考文献等	170

第1章 インドの概要

第1節 一般的事項

正式名称	インド共和国 (Republic of India)
面積	3,287,469 km ² (日本の約9倍) ¹
首都	ニューデリー
元首	ドロウパディー・ムルム大統領
政体	共和制
議会	二院制 (上院 250 議席、下院 552 議席)
政府	ナレンドラ・モディ首相
人口	約 14 億 4,170 万人 (2024 年) ²
民族	インド・アーリヤ族、ドラビダ族、モンゴロイド族等
宗教	ヒンドゥー教徒 79.80%、イスラム教徒 14.23%、キリスト教徒 2.30%、シク教徒 1.72%、仏教徒 0.70%、ジャイナ教 0.37% ³
公用語	連邦公用語はヒンディー語、他に憲法で公認されている州の言語が 21
通貨	インド・ルピー (INR) ※100 ルピー=169 円 ⁴
日本との時差	- 3 時間 30 分

第2節 基本情報

1 地理・気候

インドの気候は、広く熱帯モンスーン気候に分類できる。インド気象局 (IMD) は、季節を次のように指定している⁵。

- 1 冬：12月～4月初旬
- 2 夏又はモンスーン前：4月～6月 (北西部：4月～7月)
- 3 モンスーン又は雨期：6月～9月
- 4 モンスーン後：10月～12月

¹ 2011年国勢調査 A-01: Number of villages, towns, households, population and area (India, states/UTs, districts and Sub-districts) - 2011

² 国連人口基金「世界人口白書 2024」

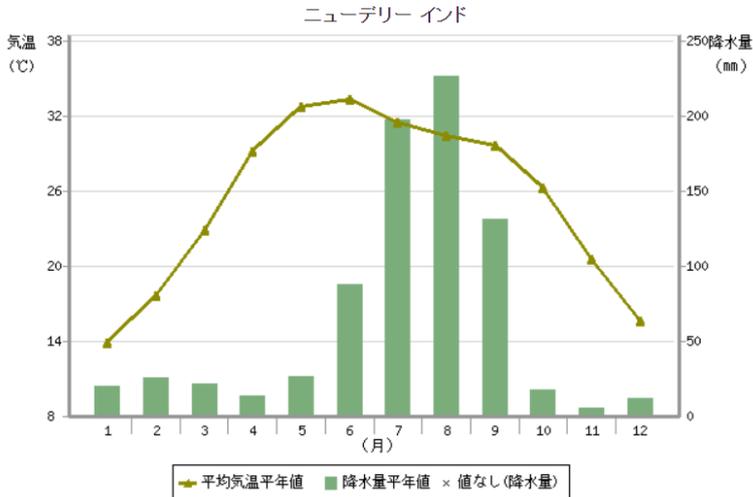
[https://tokyo.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/swp2024-english-240327-press_compressed_2.pdf] (最終検索日：2025年1月6日)

³ 2011年国勢調査 PCA REL: Primary Census Abstract - By religion

⁴ 出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件 (令和5年12月26日財務省告示第321号) (令和6年4月1日適用)

[https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/kokuji/KO-20211228-0325.pdf] (最終検索日：2025年1月6日)

⁵ インド政府ウェブサイト [<https://knowindia.india.gov.in/profile/climate.php>] (最終検索日：2025年1月6日)



(図 1—1) 首都ニューデリーの気温・降水量⁶

2 国旗・国歌・国章⁷

インドの国旗デザインは、1947年7月22日に憲法制定議会で採択された。上部にインディア・サフラン、中央に白、下部にインディア・グリーンが配置された横三色旗。旗の幅と長さの比率は2対3で、中央にダルマ・チャクラを表すネイビー・ブルーの輪が配置されている。上部のサフラン色は、国の強さと勇気を示し、白色の中央は、ダルマ・チャクラとともに平和と真実を示し、インディア・グリーンは土地の豊穡、成長、そして幸運を表している。

インド国歌「Jana-gana-mana (ジャナ・ガナ・マナ)」はラビンドラナート・タゴール⁸によってベンガル語で作曲された歌をヒンディー語にしたもので、1950年1月24日に憲法制定議会によって採択された。

インドの国章は、アショーカの獅子柱頭をモチーフにデザインしたものである。アショーカの獅子柱頭には、4頭のライオンが背中合わせに立ち、台座の上に乗っている。台座に装飾帯が施されており、その装飾帯には象、馬、牛、ライオンの彫刻が施されており、それぞれの彫刻の間に蓮をもモチーフにした輪がある。一塊の砂岩から彫り出された柱頭には、ダルマ・チャクラが戴冠している。

⁶ 気象庁「地点別平年値データ・グラフ (世界の天候データツール (ClimatView 月統計値))」

[https://www.data.jma.go.jp/cpd/monitor/climatview/graph_mkhtml_nrm.php?n=42182&m=1] (最終検索日：2025年1月6日)

⁷ インド政府ウェブサイト [<https://www.india.gov.in/india-glance/national-symbols>] (最終検索日：2025年1月6日)

⁸ インドの詩人で、1913年には『ギタンジャリ』によってノーベル文学賞を受賞。(アジア人初のノーベル賞受賞者)



インド国旗



インド国章

第3節 経済⁹

1 指標・基礎情報

2022年度（2022年4月～2023年3月）の実質GDP成長率は前年度比7.0%で、2023年度（2023年4月～2024年3月）の実質GDP成長率・推計値は8.2%と発表された。実質経済成長率、物価上昇率、失業率は以下（図1-2）～（図1-4）のとおり推移している。



（図1-2）実質経済成長率¹⁰ (%)



（図1-3）物価上昇率¹⁰ (%)

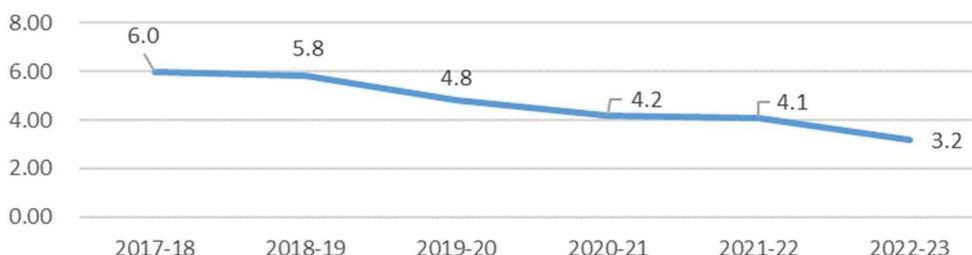
⁹ JETRO ウェブサイト インドの貿易と投資（世界貿易投資動向シリーズ）

[\[https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/gtir.html\]](https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/gtir.html)（最終検索日：2025年1月6日）

外務省ウェブサイト [\[https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/data.html\]](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/data.html)（最終検索日：2025年1月6日）

¹⁰ JETRO ウェブサイト [\[https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/\]](https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/)（最終検索日：2025年1月6日）

失業率 (%)



(図 1 - 4) 失業率¹¹ (%)

2 貿易構造¹²

2022 年の貿易（通関ベース）は、輸出が 4,532 億 6,440 万ドル、輸入は 7,202 億 3,310 万ドルとなり、ともに 2 年連続で過去最高を記録した。貿易収支は 2,669 億 6,870 万ドルの赤字となっている。

輸出については、石油製品が輸出額の 20.9% を占め、次いで宝石類が 8.6%、機械・機具が 7.3% を占めている。国別で見ると、米国（構成比 17.7%）が最大で、アラブ首長国連邦（6.9%）、オランダ（4.1%）、中国（3.3%）バングラデシュ（3.1%）が続き、日本は第 26 位となっている。

輸入については、原油が輸入額の 22.2% を占め、次いで石油製品（6.6%）、金・銀（6.0%）、真珠・貴石・半貴石（4.5%）、一般機械（4.1%）が占めている。国別で見ると、中国（14.2%）が最大の相手国で、アラブ首長国連邦（7.3%）、米国（7.1%）、サウジアラビア（6.0%）、イラク（5.2%）が続き、日本は第 15 位となっている。

¹¹ インド政府ウェブサイト [<https://pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=1966154>]（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

¹² JETRO ウェブサイト インドの貿易と投資（世界貿易投資動向シリーズ）
[<https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/gtir/gtir2023.html>]（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

(表 1 - 1) インドの主要品目別輸出入 (通関ベース) 2022 年

(単位 : 100 万ドル)

輸出			輸入		
品目	金額	構成比	品目	金額	構成比
石油製品	94,915	20.9%	原油	160,159	22.2%
宝石・宝飾品	39,183	8.6%	石油製品	47,805	6.6%
機械・器具	33,260	7.3%	金・銀	42,916	6.0%
医薬品・精製化学品	25,250	5.6%	真珠・貴石・半貴石	32,451	4.5%
鉄金属・非鉄金属	24,592	5.4%	一般機械	29,296	4.1%
輸送機器	24,301	5.4%	電子部品	27,545	3.8%
有機・無機農業化学品	19,412	4.3%	鉄金属・非鉄金属	25,303	3.5%
織物用糸・布地	16,895	3.7%	輸送機器	23,153	3.2%
鉄・鋼鉄	15,363	3.4%	人造樹脂・プラスチック材	21,596	3.0%
電子通信機器	11,096	2.4%	肥料	19,058	2.6%
合計 (その他含む)	453,264	100.0%	合計 (その他含む)	720,233	100.0%

(表 1 - 2) インドの主要国別輸出入 (通関ベース) 2022 年

(単位 : 100 万ドル)

輸出			輸入		
国名	金額	構成比	国名	金額	構成比
米国	80,056	17.7%	中国	102,610	14.2%
アラブ首長国連邦	31,335	6.9%	アラブ首長国連邦	52,649	7.3%
オランダ	18,560	4.1%	米国	51,318	7.1%
中国	15,176	3.3%	サウジアラビア	43,315	6.0%
バングラデシュ	13,976	3.1%	イラク	37,230	5.2%
シンガポール	11,805	2.6%	ロシア	34,026	4.7%
英国	11,263	2.5%	インドネシア	28,502	4.0%
ドイツ	10,460	2.3%	シンガポール	24,320	3.4%
サウジアラビア	10,049	2.2%	韓国	20,700	2.9%
トルコ	10,012	2.2%	オーストラリア	19,693	2.7%
日本	5,711	1.3%	日本	15,729	2.2%
合計 (その他含む)	453,264	100.0%	合計 (その他含む)	720,233	100.0%

(表 1 - 3) 日本の対インドの主要品目別輸出入 (通関ベース) 2022 年

(単位: 100 万ドル)

輸出			輸入		
品目	金額	構成比	品目	金額	構成比
有機・無機農業化学品	613	10.7%	化学材料・製品	2,327	14.8%
水産物	473	8.3%	一般機械	1,929	12.3%
機械・器具	470	8.2%	鉄金属・非鉄金属	1,719	10.9%
鉄金属・非鉄金属	400	7.0%	鉄・鋼鉄	1,249	7.9%
石油製品	391	6.8%	人造樹脂・プラスチック材	1,241	7.9%
宝石・宝飾品	376	6.6%	輸送機器	985	6.3%
輸送機器	358	6.3%	電子部品	668	4.2%
鉄・鉄鋼	314	5.5%	有機化学品	628	4.0%
通信機器	284	5.0%	電気機器	595	3.8%
化学残留物	270	4.7%	機械工具類	560	3.6%
合計 (その他含む)	5,711	100.0%	合計 (その他含む)	15,729	100.0%

出典: 「JETRO 世界貿易投資動向シリーズ (インドの貿易と投資) ¹³」を基に作成

¹³ JETRO ウェブサイト [<https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/gtir/gtir2023.html>] (最終検索日: 2025 年 1 月 6 日)

第2章 インドの統治機構

本章では、インドの国家統治機構について概説する。

インドの国家統治制度を理解する上で、同国が19世紀から20世紀にかけてイギリスの植民地支配を受けた歴史を避けて通ることはできない。インドはイギリスの支配下において歴史上初めて政治的に統一された。1857年のインド大反乱以降にインドを直接統治下においたイギリスは、本格的な植民地支配を確立し、州・県・郡・村という行政区画を整備するとともに、強固な官僚機構を作り上げるなどした。イギリス統治時代にもたらされたこれらの行政機構は、本章で解説するとおり、独立後のインドにもほぼそのままの形で受け継がれている。

第1節 概観

1 政体・統治機構

インドは連邦共和制国家である。三権分立制度をとり、立法権は国会に、行政権は内閣に、司法権は裁判所にそれぞれ属している。現在インドには28の州(State)¹⁴と8つの連邦直轄領(Union Territory)が設置されている。州には自治権が認められているが、連邦直轄領は中央政府の直接の支配下にあり、大統領によって任命される行政官を通じて統治される。

2 憲法

インド憲法は世界でもっとも長文の憲法といわれる。1950年1月26日に施行され、英文で表記されている。前文、全22部395条の本文と12の附則で構成されており、2023年までに106回の改正を重ねている。中央政府の組織に加えて州の政策施行原則を定めているほか、連邦と州の間の権限配分についても明確に規定している。各州には、独自の州憲法を制定する権限は与えられていない。

3 元首

元首は大統領である。名目上は連邦行政組織の長であり、連邦国防軍の最高指揮権も持つが、政治の実権はない。実質的な行政権は首相を首席とする閣僚会議に与えられており、大統領は閣僚会議の助言に従って¹⁵国会を通過した法案の承認や、首相、最高裁首席判事及び州知事の任命等の職務を遂行する。

大統領は、国会両院の議員及び州議会の議員で構成される選挙人団による選挙で選出¹⁶され、任期は5年¹⁷である(再選も可¹⁸)。現在の大統領(第15代)は2022年

¹⁴ 2014年6月2日、アンドラ・プラデシュ州から分離する形で29番目(当時)の州「テランガナ州」が誕生した。2019年8月6日、ジャンム・カシミール州に特別な自治権を与えていたインド国憲法第370条を廃止し同州の特別な自治権は解消され、10月31日付けで2つの連邦直轄領(ジャンム・カシミール準州、ラダック連邦直轄領)に分割された。また、2020年1月26日にダドラ及びナガル・ハベリ連邦直轄領とダマン及びディウ連邦直轄領が合併され、ダマン及びディウ並びにダトラ及びナガルハベリ連邦直轄領となった。

¹⁵ 憲法第74条

¹⁶ 憲法第54条

¹⁷ 憲法第56条

¹⁸ 憲法第57条

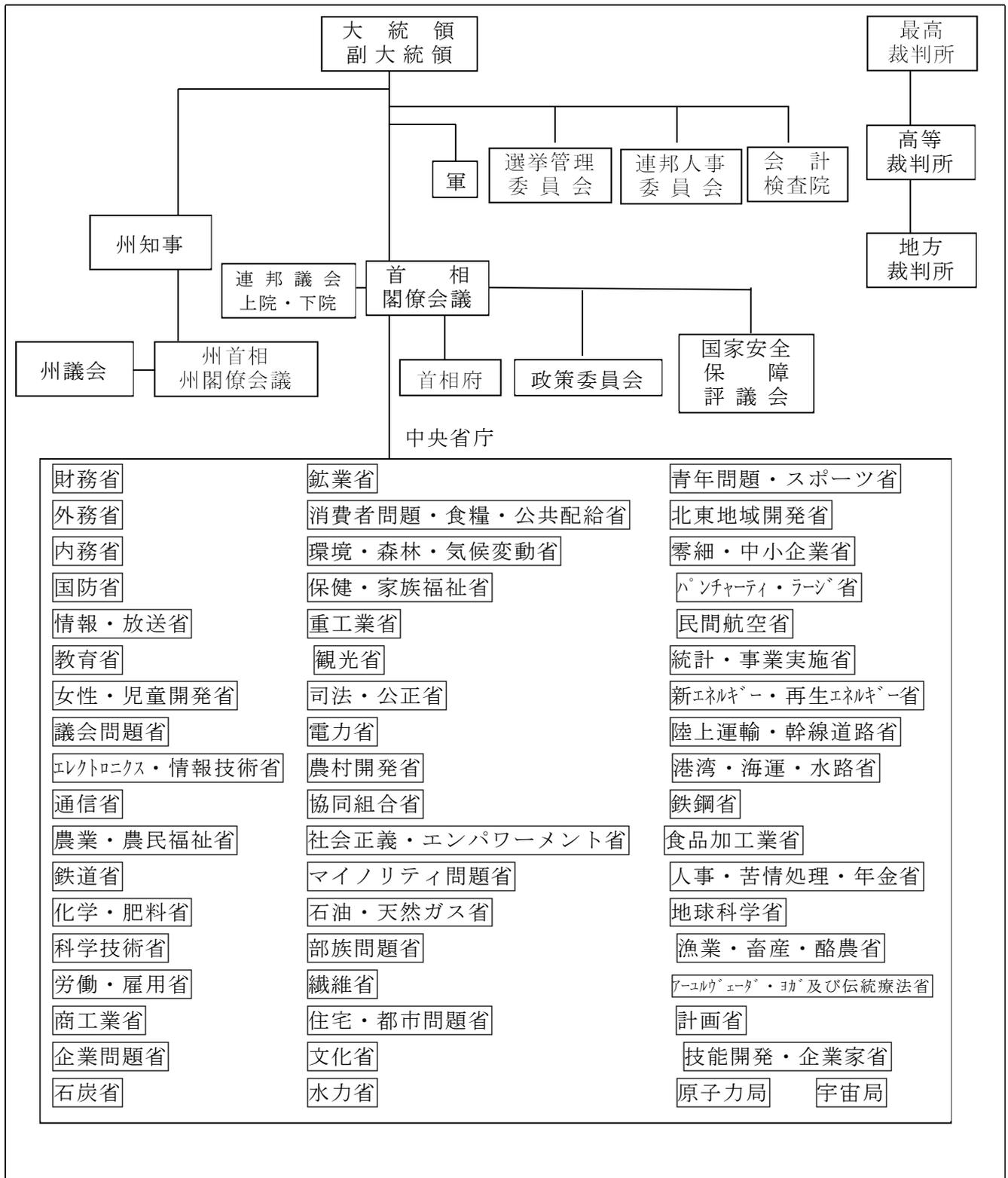
7月に選出されたドロウパディー・ムルム¹⁹である。なお、副大統領は国会両院の議員で構成される選挙人団により選出²⁰され、任期は大統領と同じく5年²¹である。

¹⁹ 2015年～2021年ジャールカンド州知事。2人目の女性大統領である。プロフィールの詳細については、インド政府ウェブサイトに記載がある。

[<https://www.presidentofindia.gov.in/Profile>] (最終検索日：2025年1月6日)

²⁰ 憲法第66条

²¹ 憲法第67条



(図 2 - 1) インドの統治機構図

出典：アジア経済研究所「2024 アジア動向年報」を基に作成

第2節 立法制度

1 国会

国会（連邦議会）は下院（ローク・サーバー）と上院（ラッジヤ・サーバー）からなる二院制をとる。下院が国民全体を代表し、上院は州を代表するという仕組みで構成されている。

（1）下院

定数は最大 552 である。満 18 歳以上の成人による直接普通選挙²²により各州から選出される 530 人以内の議員及び連邦直轄領を代表する 20 人以内の議員で構成²³されるほか、アングロ・インディアン²⁴の意見が十分に代表されていない場合、大統領は 2 名までアングロ・インディアン社会の代表者 2 人を推薦²⁵できる。2024 年 6 月現在、543 議席が選挙で選出された議員である。満 25 歳以上のインド国民に被選挙権²⁶があり、任期は 5 年であるが、大統領により解散されることがある。なお、各州に割り当てる下院の議席数と州の人口との比率ができるだけ全ての州に等しくなるように、また、各選挙区の人口と各選挙区に割り当てられる議席数の比率ができるだけ当該州内で同じになるように割り当てること²⁷となっている。州への議席配分や選挙区の割り振りは、国勢調査を経て調整されることが規定されている²⁸。

下院においては、社会的な弱者層として憲法上で特に指定を受けている「指定カースト」（不可触民）と「指定部族」（先住部族）の政治的発言権を確保するため、一定数の議席²⁹が両者に割り当てられている（留保制度）。

下院は国民による直接選挙で構成されることから、上院に対して優越性を持っている。

具体的には、下院で多数を占める第一党（又は政党連合）のリーダーが通常首相に任命されるほか、下院は歳入歳出を伴う「金銭法案」（租税の賦課・廃止や、インド政府が負う財政負担に関する改正等）について、先議権及び下院のみで可決又は否決する（金銭法案に関する上院からの勧告を拒否する）権限を持っている³⁰。

（2）上院

定数は最大 250 であり、文学・科学・芸術・社会事業等に関わる学識経験者から

²² 憲法第 326 条により満 18 歳以上の全インド国民に国会下院及び州議会の選挙権が与えられている。また、憲法第 243C 条は農村部自治体（パンチャーヤト）における直接選挙について、第 243R 条は都市部自治体における直接選挙について言及しているが、詳細は州の法律によって定められる。

²³ 憲法第 81 条

²⁴ 憲法第 366 条(2)で、「アングロ・インディアン」とは、父親又はその他の男系男子の祖先がヨーロッパ系であるか、又はヨーロッパ系であったがインド領土内に居住し、インド領土内に常住する両親のもとに生まれたが一時的な目的のためだけにインドに定住していない者と規定されている。

²⁵ 憲法第 331 条

²⁶ 憲法第 84 条

²⁷ 憲法第 81 条

²⁸ 憲法第 82 条

²⁹ 2024 年 6 月現在、指定カーストに 84 議席、指定部族に 47 議席が割り当てられている。

³⁰ 憲法第 109 条

大統領が任命する 12 人の議員と、各州及び連邦直轄領議会における間接選挙で選挙された 238 人以内の議員で構成³¹される。2024 年 2 月³²現在のの上院議員数は 245 議席であり、大統領任命の議員 12 名を除く 233 人が州及び連邦直轄領から選出された議員である。233 人の州・連邦直轄領ごとの割り当て³³は憲法第四附則に記載がある。ただし、2024 年 7 月時点で、空席³⁴もある。被選挙権は満 30 歳以上のインド国民³⁵に与えられ、任期は 6 年で、2 年ごとに 3 分の 1 を改選する。上院は解散されない³⁶。

(3) 主な権限

国会の主な権限は、立法、行政の監督、予算の承認又は減額を条件とした承認、国民の不満の代弁及び利害の調整、各種の開発計画や国家政策等に関する審議を行うことなどである。また、大統領の弾劾権、最高裁判所及び高等裁判所判事並びに会計検査院長の罷免権、更には憲法改正の発議権も与えられている。

全ての法案は原則として両院において可決される必要があり、両院が異なる議決を行った場合には、大統領は両院合同会議を招集することができる。両院合同会議の議決は合同会議出席議員の過半数で可決³⁷される（議席数の関係で実質下院が優越する）。

ただし、前述のとおり金銭法案については下院が先議権及び下院のみで可決又は否決する権限を持っている。

また、州の専管事項に関する国会立法宣言の議決権は上院のみが有する。具体的には、上院出席議員の 3 分の 2 以上の賛成を得た場合、当該決議で指定した州の専管事項について、その決議の有効期間中は州議会ではなく国会が立法権を有する。³⁸また、後述する全インド公務職の創設又は廃止についても、上院のみに議決権が与えられている³⁹。

(4) 両院議長及び委員会

下院議長は下院議員の互選で選出⁴⁰され、下院の議事進行を行う。また、個別の法案が金銭法案であるかどうか疑義が生じた際の決定権限⁴¹を持つ。上院議長は副大統領が務める⁴²。

³¹ 憲法第 80 条

³² The Indian Express [<https://indianexpress.com/about/rajya-sabha/>]（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

³³ 詳細については資料編に記載をしている。

³⁴ 上院議員の詳細は上院ウェブサイトを確認ができる。 [<https://sansad.in/rs/members>]（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

³⁵ 憲法第 84 条

³⁶ 憲法第 83 条

³⁷ 憲法第 108 条

³⁸ 憲法第 249 条

³⁹ 憲法第 312 条

⁴⁰ 憲法第 93 条

⁴¹ 憲法第 110 条

⁴² 憲法第 64 条、憲法第 89 条

議会の多くの事務は委員会で行われる。委員会には常任委員会と臨時委員会があり、常任委員会は、財政関連の調査等を行う委員会（Financial Committees）、各省庁の業務に関連した委員会（Departmentally Related Standing Committees (DRSCs)）及び特定課題の調査等を行う委員会（Other Standing Committees）に種別される。これらは更に、それぞれ順に3委員会、24委員会、16委員会に細分されている。臨時委員会（Ad hoc Committees）は、特定のテーマについて調査・報告を行うための委員会と、個別の議案に関する調査・報告を行うための委員会とに大きく分類される。2024年5月現在7委員会が設置されている。

例えば、以下のような委員会がある。

【常任委員会（各省庁の業務に関連した委員会）】

以下2例を挙げるが、人数は9名～30名/又は固定人数無しで、任期は1年の委員会が多い。

ア 女性参画推進委員会（Committee on Empowerment of Women）⁴³

- ・合計30名の委員を有しており、そのうち20名は下院の議員で10名は上院の議員から構成される。
- ・任期は1年である。
- ・委員会の主な役割：
 - 女性の生活環境に係る改善や女性の社会進出を促すための方策を策定する。
 - 女性の社会地位や男女平等を確立させる。
 - 女性向けの福祉事業を策定する。

イ 議会図書館委員会（Library Committee）⁴⁴

- ・合計9名の委員を有しており、そのうち6名は下院の議員で3名は上院の議員から構成される。
- ・任期は1年である。
- ・委員会の役割：
 - 上院・下院に属する議員が必要とする各種情報を提供する。
 - 図書館の管理に関する改善策を提案する。
 - 図書館の利用について議員に案内する。
 - 議員の参考となる書籍を選定する。

⁴³ 下院ウェブサイト

[<https://loksabhadocs.nic.in/our%20parliament/Committe%20on%20Empowerment%20of%20Women.pdf>]（最終検索日：2025年1月6日）

⁴⁴ 下院ウェブサイト

[<https://loksabhadocs.nic.in/LSSCOMMITTEE/Library%20Committee/Introduction/Introduction%20of%20Lib%20Comm.pdf>]（最終検索日：2025年1月6日）

【臨時委員会】

以下 2 例を挙げるが、人数は 10～24 名、任期は 1 年又は下院の任期と同様のいずれかである。

ア 鉄道管理委員会 (Railway Convention Committee) ⁴⁵

- ・合計 18 名の委員を有しており、そのうち 12 名は下院の議員で 6 名は上院の議員から構成される。
- ・委員会の任期は下院の任期と同様。
- ・委員会の役割：
 - 鉄道関連事業からの収益、すなわち鉄道財政を管理する。
 - 鉄道事業と関わる各種基金、例えば減価償却予備金、開発基金、年金基金等を管理する。

イ パソコン調達委員会 (Committee on Provision of Computers to Members of Lok Sabha) ⁴⁶

- ・合計 10 名の委員を有しており、全員は下院の議員から構成される。
- ・委員会の任期は下院の任期と同様。
- ・委員会の役割：
 - 下院の議員向けにパソコンやその周辺機器の購入を検討する。
 - パソコンやその周辺機器の購入に必要な予算を管理する。
 - 必要性のあるパソコンのソフトウェア・ハードウェアの種類を検討する。

2 政党

(1) 概要

インド政府選挙管理委員会によれば、6 の全国政党のほか、76 (2024 年 3 月 23 日時点) の州政党、2,764 (2024 年 3 月 27 日時点) の Registered Unrecognised Political Parties (RUPP) と呼ばれる政党があり、政党活動は民主主義国家インドの政治において不可欠の要素を成している。

公職選挙法に基づく選挙管理委員会規則により、下院選挙や州議会選挙での得票率や議席数等を基準として、一定の勢力を有していると認められた政党は、「承認政党」として認定される。識字率の低いインドにおいては、字が読めない投票者でも容易に投票ができるよう、一定の政党に対して固有の選挙シンボルの使用を認め、当該政党のスタンプを押すことにより投票できるようにしているが、承認政党には、

⁴⁵ 下院ウェブサイト

[<https://loksabhadocs.nic.in/our%20parliament/Railway%20Convention%20committee.pdf>] (最終検索日：2025 年 1 月 6 日)

⁴⁶ 下院ウェブサイト

[<https://sansad.in/getFile/LSSCOMMITTEE/Committee%20on%20Provision%20of%20Computers%20to%20Members%20of%20Lok%20Sabha/Introduction/Introduction-16.pdf?source=loksabhadocs>] (最終検索日：2025 年 1 月 6 日)

この選挙シンボルの使用が認められている。

承認政党が特定の州でのみ勢力を有している場合には、その政党は「州政党」として、また、4州以上で勢力を有している場合には、「全国政党」として、それぞれ認定される。

(2) 全国政党

2024年3月26日時点で、以下の6政党が「全国政党」として認定されている⁴⁷。

- ・インド人民党 (Bharatiya Janata Party: BJP)
- ・インド国民会議派 (kongress 党) (Indian National Congress: INC)
- ・インド共産党 (マルクス派) (Communist Party of India (Marxist): CPI(M))
- ・大衆社会党 (Bahujan Samaj Party: BSP)
- ・アーム・アードミ党 (Aam Aadmi Party : AAP)
- ・国家人民党 (National People's Party : NPP)

(出典 : Election Commission of INDIA ウェブサイト)

現在の政権与党の中核を成すのはインド人民党 (BJP) である。同党は 1951 年に結成されたインド大衆連盟を前身とする政党であり、1970 年代後半、時の政権インド国民会議派の反主流派、地方分権主義者等とともにジャナタ党 (人民党) を結成し選挙に勝利、一旦は政権を樹立したが間もなく崩壊している。その後ヒンドゥー至上主義の政党として再建され、1996 年の総選挙では 161 議席を獲得して第一党となり、ジャナタ党政権時に外相だった党の有力者アタル・ビハーリー・ヴァージペーイーが大統領から組閣を要請され首相に就任したが、反対勢力の結束・抵抗によって下院の信任を受けられず、わずか 13 日の束の間の政権に終わっている。1998 年の総選挙では再び最多議席 (182 議席) を獲得し、他の政党との連立に成功して国民民主同盟連立政権の中核となった後、1999 年の総選挙でも 183 議席を獲得し政権維持に成功、しかし 2004 年の総選挙で議席を減らし政権を奪われ 2009 年の総選挙でも政権奪還は叶わなかった。そして 2014 年、5 月の総選挙においてインド人民党は大勝し 30 年ぶりの単一政党による過半数議席 (282 議席、連立 336 議席) を獲得、グジャラート州首相であったナレンドラ・モディが首相に就任し、10 年ぶりに政権が交代した。2019 年 4 月から 5 月にかけて行われた第 17 回下院議員総選挙でも、インド人民党が単独過半数を超えて大勝 (303 議席、連立 348 議席⁴⁸) し、インド人民党政権 (ナレンドラ・モディ首相) が継続した。2024 年 4 月から 6 月にかけて行われた第 18 回下院選挙では、目標としていた 370 議席には届かなかったが、240 議席 (連立 293 議席) を獲得して第一党にとどまった。最大野党のインド国民会議派 (INC) は、2014 年に政権の座を失って以降、最も多い 99 議席を獲得

⁴⁷ インド選挙管理委員会ウェブサイト [<https://elections24.eci.gov.in/>] (最終検索日 : 2024 年 3 月 26 日)

⁴⁸ JETRO ビジネス短信 (2019 年 5 月 27 日)

[<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/05/8322791d56f1e7c2.html>] (最終検索日 : 2025 年 1 月 6 日)

した。また、地域政党も善戦した⁴⁹。

(3) 2024 年下院選挙について

2024 年下院選挙（小選挙区制・543 議席）について、4 月 19 日（21 州、102 選挙区）、4 月 26 日（13 州、89 選挙区）、5 月 7 日（11 州、94 選挙区）、5 月 13 日（10 州、96 選挙区）、5 月 20 日（8 州、49 選挙区）、5 月 25 日（8 州、57 選挙区）、6 月 1 日（8 州、57 選挙区）の 7 回に分かれて選挙が行われ、6 月 4 日に開票された。なお、投票日の数は州/連邦直轄領によって 1 回～7 回に異なっている状況である⁵⁰。

また、アンドラ・プラデシュ州（開票日：6 月 4 日）、アルナーチャル・プラデシュ州（開票日：6 月 2 日）、オディシャ州（開票日：6 月 4 日）、シッキム州（開票日：6 月 2 日）の州議会選挙、ビハール州、ハリヤナ州、グジャラート州、ジャールカンド州、マハーラーシュトラ州、トリプラ州、西ベンガル州、テランガナ州、ヒマーチャル・プラデシュ州、ラジャスタン州、カルナータカ州、タミル・ナド州の補欠選挙も合わせて実施された⁵¹。

なお、下院選挙・州議会選挙に係る全ての投票所には、有権者が投票したかを検証できる監査証跡（Voter Verifiable Paper Audit Trail (VVPAT)）と合わせ、電子投票機（Electronic Voting Machine (EVM)）が配備された⁵²。電子投票機は、候補者名と政党のシンボルマークの横にあるボタンを押すことで投票ができるようになっている。

⁴⁹ JETRO ビジネス短信（2024 年 6 月 7 日）

[\[https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/06/2f12cbdd985865b.html\]](https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/06/2f12cbdd985865b.html)（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

⁵⁰ インド選挙管理委員会資料「GENERAL ELECTIONS – 2024 SCHEDULE OF ELECTIONS General Elections to Lok Sabha and State Legislative Assemblies of Andhra Pradesh, Arunachal Pradesh, Odisha and Sikkim」によると、マニプル州のある選挙区に対し 2 回（2 日）に渡って選挙を実施した記載になっているため単に足し合わせると 544 選挙区になる。

⁵¹ インド選挙管理委員会ウェブサイト [\[https://elections24.eci.gov.in/\]](https://elections24.eci.gov.in/)（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

⁵² インド選挙管理委員会 GENERAL ELECTIONS – 2024 SCHEDULE OF ELECTIONS General Elections to Lok Sabha and State Legislative Assemblies of Andhra Pradesh, Arunachal Pradesh, Odisha and Sikkim

(表 2 - 1) 2024 年下院選挙における各政党の獲得議席数及び議席比率

政党名 (原文)	政党名 (和文)	議席数	議席比率
Bharatiya Janata Party(BJP)	インド人民党	240	44.2%
Indian National Congress(INC)	インド国民会議派 (कांग्रेस党)	99	18.2%
Samajwadi Party(SP)	社会主義党	37	6.8%
All India Trinamool Congress(AITC)	全インド草の根会議派	29	5.3%
Dravida Munnetra Kazhagam(DMK)	ドラヴィダ進歩党	22	4.1%
Telugu Desam (TDP)	テルグ・デサム党	16	2.9%
Janata Dal (United) (JD(U))	ジャナタ・ダル	12	2.2%
Shiv Sena (Uddhav Balasaheb Thackrey) (SHSUBT)	ジヴ・セーナ (ウダフ・バラサヘブ・タークレー)	9	1.7%
Nationalist Congress Party- Sharadchandra Pawar(NCPSP)	国民会議党 (ジャラチャンドラ・パワール)	8	1.5%
Shiv Sena(SHS)	ジヴ・セーナ	7	1.3%
Lok Janshakti Party(Ram Vilas) (LJPRV)	ロク・ジャンシャクティ	5	0.9%
Yuvajana Sramika Rythu Congress Party(YSRCP)	YSR कांग्रेस党	4	0.7%
Rashtriya Janata Dal(RJD)	全国ジャナタ・ダル	4	0.7%
Communist Party of India (Marxist)(CPI(M))	インド共産党 (マルクス派)	4	0.7%
Indian Union Muslim League(IUML)	ムスリム連盟	3	0.6%
Aam Aadmi Party(AAAP)	アーム・アードミ党	3	0.6%
Jharkhand Mukti Morcha(JMM)	ジャールカンド解放戦線	3	0.6%
Independent(IND)	無所属	7	1.3%
Others(2席以下の政党についてここに計上)	その他	31	5.7%
合計		543	100%

出典：インド選挙管理委員会ウェブサイト⁵³を基に作成

3 インド選挙管理委員会 (The Election Commission of India (ECI))

国会及び各州の州議会の選挙、憲法に基づいて行われる大統領・副大統領の選挙の監督、指揮及び管理を行う。

また、選挙管理委員会は、選挙管理委員長及び大統領が随時定める数の選挙管理委員で構成され、選挙管理委員長及びその他の選挙管理委員の任命は、国会が制定する法律の規定に従い大統領が行う⁵⁴。

第3節 行政制度

1 閣僚会議

行政権は首相を長とする閣僚会議 (内閣) に属する。首相は大統領によって任命され、他の大臣は首相の助言に基づいて大統領が任命する。閣僚会議は、大統領、副大統領とともに行政府を構成している。また閣僚会議は、名目的な存在である大統領と異なり、実質的な行政権を持つとともに、国会下院に対し連帯して責任を負っている⁵⁵。国政に関する閣僚会議の決定等は首相を通して大統領に伝えられ、大統領は閣僚会議の助言等に従って州知事の任命や、国会を通過した法案の承認等を行う。

⁵³ インド選挙管理委員会ウェブサイト [<https://results.eci.gov.in/PcResultGenJune2024/index.htm>] (最終検索日：2025年1月6日)

⁵⁴ 憲法第324条

⁵⁵ 憲法第75条

現在の首相は、2024年6月に就任したナレンドラ・モディ（第18代）である。以下（表2-2）記載の閣内（内閣）大臣のほか、閣外大臣（国务大臣）が41名（うち5名は単独で主幹）任命されている⁵⁶。

（表2-2） 主要閣僚（2024年6月現在）

	役 職	氏 名	所属政党
	首相（人事・苦情処理・年金相、原子力局長官、宇宙局長官、その他兼務）	Narendra Modi	インド人民党
1	国防相	Raj Nath Singh	インド人民党
2	内務相、協同組合相	Amit Shah	インド人民党
3	陸上運輸・幹線道路相	Nitin Jairam Gadkari	インド人民党
4	保健・家族福祉相、化学・肥料相	Jagat Prakash Nadda	インド人民党
5	農業・農民福祉相、農村開発相	Shivraj Singh Chouhan	インド人民党
6	財務相、企業問題相	Nirmala Sitharaman	インド人民党
7	外務相	Subrahmanyam Jaishankar	インド人民党
8	住宅・都市問題相、電力相	Manohar Lal	インド人民党
9	重工業相、鉄鋼相	H. D. Kumaraswamy	ジャナタ・ダル（JD(S)）
10	商工業相	Piyush Goyal	インド人民党
11	教育相	Dharmendra Pradhan	インド人民党
12	零細・中小企業相	Jitan Ram Manjhi	インド人民戦線
13	バンチャーヤティ・ラージ相、漁業・畜産・酪農相	Rajiv Ranjan Singh alias Lalan Singh	ジャナタ・ダル
14	港湾・海運・水路相	Sarbananda Sonowal	インド人民党
15	社会正義・エンパワーメント相	Virendra Kumar	インド人民党
16	民間航空相	Kinjarapu Rammohan Naidu	テルグ・デサム党
17	消費者問題・食糧・公共配給相、新エネルギー・再生エネルギー相	Pralhad Joshi	インド人民党
18	部族問題相	Jual Oram	インド人民党

⁵⁶ インド政府プレスリリース（2024年6月10日）

<https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=2023817>（最終検索日：2025年1月6日）

	役 職	氏 名	所属政党
19	繊維相	Giriraj Singh	インド人民党
20	鉄道相、エレクトロニクス・ 情報技術相、情報・放送相	Ashwini Vaishnaw	インド人民党
21	北東地域開発相、通信相	Jyotiraditya M. Scindia	インド人民党
22	環境・森林・気候変動相	Bhupender Yadav	インド人民党
23	文化相、観光相	Gajendra Singh Shekhawat	インド人民党
24	女性・児童開発相	Annpurna Devi	インド人民党
25	議会問題相、少数派問題相	Kiren Rijiju	インド人民党
26	石油・天然ガス相	Hardeep Singh Puri	インド人民党
27	労働・雇用相、青年問題・ス ポーツ相	Mansukh Mandaviya	インド人民党
28	石炭相、鉱業相	G. Kishan Reddy	インド人民党
29	食品加工業相	Chirag Paswan	ロク・ジャンシ ヤクティ
30	水力相	C R Patil	インド人民党

出典：インド政府プレスリリース⁵⁶を基に作成

2 行政組織

インドはイギリスの植民地時代に政治的に統一され、行政区画、官僚制度、議会制民主主義等の近代的制度が導入された。現在の制度の多くは、英国統治時代にそのルーツがある。

インドの行政組織は、中央レベル・州レベル・地方自治体レベルの三層構造から成る。中央と州の管轄事項は憲法で定められており、中央は国防、外交、通信、通貨、基幹交通基盤、関税等を、州は州法制定と治安維持、公衆衛生、農林水産業等を各々の専管事項としている。また、中央と州の共管事項として、経済計画、社会保障、教育、貿易、産業等があるが、中央と州との間に齟齬が生じた場合には、中央の法律が優先する。



インド財務省庁舎（ニューデリー）

中央が所管する事項については、（図2-1）に示したとおり、50を超える省庁が分担している。

3 地方行政関係政府機関

（1）内務省

内務省（Ministry of Home Affairs）は治安、中央と州の関係、警察組織、国境管理、災害対策、連邦直轄領の管理等を担当しており、6局からなる。それぞれの役割は以下のとおりである⁵⁷。

ア 国境管理局

海岸を含めた国境を総合的に管理し、国境の安全を強化するための制度やインフラを構築する。

イ 国内治安局

インド警察を所管するとともに、国内の治安と秩序の維持、反乱やテロリズム等の対策を施し、外国機関の活動やテロ資金調達を監視し、ビザの発給やその他の出入国管理をおこなう。

ウ ジャンム・カシミール・ラダック局

ジャンム・カシミール・ラダックのテロリズム対策や、インド・パキスタン間の境界線の維持・管理に関する国防省との調整等を行う（外務省所管業務を除く）。

⁵⁷ インド内務省ウェブサイト [\[https://www.mha.gov.in/en\]](https://www.mha.gov.in/en)（最終検索日：2025年1月6日）

同時に、ジャンム・カシミール・ラダックの開発や福祉活動に関係する様々な省庁との調整も行っている。

エ 内務局

大統領及び副大統領の就任通知、首相・閣僚・知事の任命及び辞任通知、上院（ラッジャ・サーバー）／下院（ローク・サーバー）への推薦、人口調査、出生・死亡登録などを管理する。

オ 州務局

中央と州の関係、各州の間関係、連邦直轄領の管理、人権、刑務所改革、警察組織改革などを担当する。

カ 公用語局

公用語に関する憲法の規定及び1963年公用語法の規定を施行する。

なお、内務省は、中央と州及び各州間の問題を解決するため、州際評議会（Inter-State Council）（議長：首相、構成メンバー：全ての州首相、州知事、首相が推薦する6名の閣僚）と5つの地域評議会（Zonal Councils）（議長：内務大臣、構成メンバー：地域に含まれる各州の州首相及び州知事によって推薦される当該各州の他の2名の州大臣、連邦直轄領が地域に含まれる場合は大統領によって推薦される各地域から2名以下のメンバー）を開催する。

（2）住宅・都市問題省

住宅・都市問題省（Ministry of Housing and Urban Affairs）は、州レベル以下の地方制度のうち、都市部自治体に関する事項を所管している。主な業務は都市開発及び住宅建設に関する事項であり、中央政府が定める国家開発方針に従った州政府への財政的支援や、各種開発プログラムの実施調整等を行っている。

しかしながら、インド憲法が地方行政及び地方自治体に関する事項を州の管轄事項と定めていることから、都市部自治体における行政への直接的な関与は行っていない。

都市部自治体に関連する主な業務として、都市部自治体会計の監督、地理情報システム（GIS）導入促進による都市計画策定、都市部自治体における電子政府の導入促進及び各種センター運営による都市部自治体職員の研修支援などがある。

住宅・都市問題省内の局及びその管轄事務については、以下のようなものがある。

ア 総務局⁵⁸

同省で勤務する職員の賞与などを管理し、省の運営管理を実施する。また、図書館や駐車場などを含む各種施設を管理する。

⁵⁸ 住宅・都市問題省ウェブサイト [<https://mohua.gov.in/cms/Administration-Division.php>]（最終検索日：2025年1月6日）

イ 経済局⁵⁹

上下水道、衛生、運輸、廃棄物管理などの分野における官民連携の監督管理、省が実施する各種事業の経済分析及び事業評価を行う。また、都市関連のデータベースを運営管理し、経済報告書の定期的な更新を実施する。

ウ 自治体局⁶⁰

下記の業務を担当する。

- (ア) 1992年に施行された第74回の憲法改正に基づき、都市部自治体 (Municipalities) と関連する法規制や政策の検証
- (イ) 各州が施行する都市部自治体と関連する法規制などの検証
- (ウ) 海外の都市との姉妹提携の管理

エ スマートシティ局⁶¹

インド政府は2015年6月25日付で「スマートシティ理念」を打ち出した。同局は最先端の技術を適用した都市計画を行い、住民の生活品質の向上を図ると同時に、持続可能な環境保全を図ろうとしている。また、上下水道、電気供給、衛生管理、廃棄物管理、交通インフラ、住宅管理、通信インフラ、デジタル化、治安管理、保健福祉、教育などの分野でスマートシティの設計理念を取り入れている。

(3) パンチャーヤティ・ラージ省

パンチャーヤティ・ラージ省 (Ministry of Panchayati Raj) は、州レベルより下位の地方制度のうち、農村部自治体 (パンチャーヤト) に関する事項を所管しており、2004年5月27日に設置された比較的新しい省である。1992年の第73次憲法改正によって制度化された、村・郡・県レベルにおける自治政府としてのパンチャーヤト組織を管轄している。

都市部自治体と同様に、パンチャーヤトについてもその設置及び権限に関する事項は州の管轄事項とされていることから、パンチャーヤト行政への直接的な関与は行っていない。

主な業務は、第73次憲法改正で定められたパンチャーヤトの組織について、州や連邦直轄領の政府が憲法改正の趣旨に従い推進しているか否かモニタリングすることである。具体には、定期的な会議の開催による村落総会 (Gram Sabha) の権限強化や、パンチャーヤト発展のための各種財政支援、優秀な地方自治を行っているパ

⁵⁹ 住宅・都市問題省ウェブサイト [<https://mohua.gov.in/cms/economic-division.php>] (最終検索日：2025年1月6日)

⁶⁰ 住宅・都市問題省ウェブサイト [<https://mohua.gov.in/cms/local-self-governments.php>] (最終検索日：2025年1月6日)

⁶¹ 住宅・都市問題省ウェブサイト [<https://mohua.gov.in/cms/smart-cities-division.php>] (最終検索日：2025年1月6日)

ンチャーヤトの表彰などを行っている。

パンチャーヤティ・ラージ省は、以下の事務を行う 5 つの局から構成される⁶²。

- ア SVAMITVA (Survey of Villages and Mapping with Improvised Technology in Village Areas、2020 年に開始した地方の土地所有権登録事業)、電子政府、パンチャーヤト電子サービス、コンプライアンス遵守
- イ 財政分権、政策策定
- ウ 経済・統計、表彰、パンチャーヤト関連事業の実施、総務、広報、対策研究、計画調整
- エ 能力構築や研修事業の実施、RGSA (パンチャーヤト開発事業) の実施、パンチャーヤト開発指数の報告
- オ 一般調整、国会調整、苦情対応、法務調整、公用語

(4) 連邦財政委員会 (Finance Commission) ⁶³

憲法の規定により、大統領は、5 年ごとに、議長及び大統領が任命する他の 4 名の委員から構成される連邦財政委員会を設置することとなっている。委員の資格は議会が法律により定め、委員会は以下の事項について大統領に勧告を行う。

- ア 国と州の間、また州間の税の分配
- イ インド統合基金から州への補助金の基準
- ウ 地方自治体の財源を補うために州の統合基金を補填するための必要な措置
- エ 健全な財政のために大統領が委員会に付託したその他の事項

また、大統領は、憲法の規定に基づき財政委員会が行った全ての勧告を、それに対する措置に関する説明文書とともに、国会の各議院に提出させることとなっている。

(5) GST 評議会 (Goods and Services Tax Council) ⁶⁴

2017 年からインド全国で統一的に施行されている間接税 Goods and Services Tax (GST、日本でいう消費税に相当) に関して必要な勧告を中央政府及び州政府に対して行う機関。

憲法の規定により、連邦財務大臣を議長として、租税又は財務を担当する連邦閣外大臣及び各州が指名する租税又は財務を担当する又はその他の州大臣が委員となる。

勧告する事項は次のようなものがある。

- ア 中央政府、州政府及び地方自治体が課す税目の中で、GST に含めるべき税、

⁶² パンチャーヤティ・ラージ省ウェブサイト [<https://panchayat.gov.in/>] (最終検索日：2025 年 1 月 6 日)
パンチャーヤティ・ラージ省刊行物
「ANNUAL STATEMENT OF ACTIVITIES OF THE MINISTRY OF PANCHAYATI RAJ FOR YEAR 2023-2024」 p.9. 2.2 Divisions of the Ministry
[<https://cdnbbsr.s3waas.gov.in/s316026d60ff9b54410b3435b403afd226/uploads/2024/03/20240321974308965.pdf>] (最終検索日：2025 年 1 月 6 日)

⁶³ 憲法第 280 条、憲法第 281 条

⁶⁴ 憲法第 279A 条

特別目的税（セス）及び課徴金（サーチャージ）

イ GST の対象となる、又は除外される物品及びサービス

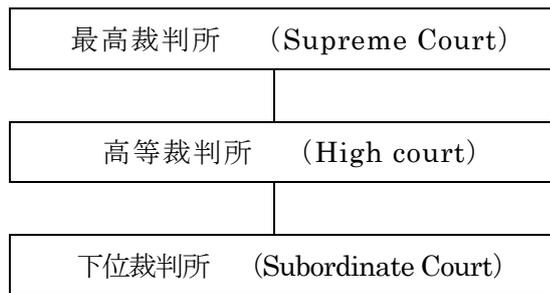
ウ GST の税率

第4節 司法制度

1 概要

インドの司法制度は、連邦制を採りつつも、全ての裁判所が連邦法、州法双方に関する管轄権を持つという特徴を有している。最上位に最高裁判所（Supreme Court）、その下に高等裁判所（High Court）⁶⁵、下位裁判所（Subordinate Court）を設置するピラミッド型構造となっている。

最高裁判所及び高等裁判所については、裁判所の独立と判事の身分が特に保障されている⁶⁶。また、違憲立法審査権（憲法第13条）及び憲法上の基本権を保護するため各種令状を発する権限を有する⁶⁷（憲法第32条、226条）。下位裁判所は、各州法により設置されているが、その組織構造は州により様々である。同時に、裁判所とは別に裁判外紛争解決制度が重要な役割を持っている。



※ 下位裁判所は各州法により設置されており、名称や階層も様々である。

2 種類

(1) 最高裁判所（Supreme Court）

最高裁判所は、司法制度の最高機関であり、所在地はニューデリーである。首席判事と33名の判事⁶⁸によって構成され、全ての判事は、国家司法任命委員会（National Judicial Appointments Commission）の推薦に基づき、大統領によって任命され、任期はなく定年は65歳である。なお、国家司法任命委員会は、最高裁判所首席判事が委員長となり、他の2人の最高裁判所上級判事、司法・公正大臣、2人の有識者から成る⁶⁹。

⁶⁵ 28州・8連邦直轄領に25の高等裁判所が設置されている。州の数と高等裁判所の数が一致しないのは、複数の州・連邦直轄領を管轄する高等裁判所があるからである。また、人口の多い州又は面積の広い州には支所が設置されている。8つある連邦直轄領の中では、デリー準州が単独で高等裁判所が設置され、他の7つの連邦直轄領は近接する州の高等裁判所の管轄下にある。

⁶⁶ 憲法は、最高裁判所及び高等裁判所の判事の職務上の行為について、国会で討議することは許されないと規定し（憲法第121条）、手当や休暇に関する権利について不利益な変更はできないとする（憲法第125条、221条）。

⁶⁷ 人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状（公的機関の権限の乱用を問う令状）、事件移送命令（下位の裁判所が管轄を逸脱していないか問う令状）等がある。

⁶⁸ 最高裁判所ウェブサイト [\[https://www.sci.gov.in/chief-justice-judges/\]](https://www.sci.gov.in/chief-justice-judges/)（最終検索日：2025年1月6日）

⁶⁹ 憲法第124条第2項、124条A

最高裁判所は、インド政府と州の係争及び複数州間の係争について第一審としての管轄権を有し⁷⁰、同時に最終審となる。さらに、民事、刑事他いかなる訴訟手続であっても、高等裁判所の判決、決定、命令に対する上告を受ける終審裁判所でもある。

また、最高裁判所は、大統領から法律又は事実に関する諮問を受けた場合、審理を行いその意見を大統領に報告することができる。

(2) 高等裁判所 (High Court)

高等裁判所は、首席判事と複数名の判事⁷¹によって構成され、定年は 62 歳である。首席判事は最高裁判所首席判事及び州首相との協議に基づき、その他の判事はこれに高等裁判所首席判事を加えた協議に基づき、大統領によって任命される。

各高等裁判所は、その管轄内における下位裁判所について上訴管轄権を有し、また管轄内の全ての下位裁判所を監督する⁷²。また、係争の当事者となった州政府、機関の所在地や被疑者の住居が管轄内になくとも、事件の全部又は一部が管轄内で発生していれば司法権が及ぶ。2024 年 4 月現在、25 の高等裁判所があり、定員数は 1,114 名（うち、常勤 840 名、非常勤 274 名）となっている⁷³。（実際に任命されている判事数は定員数を下回り、空席がある状況である。）

(3) 下位裁判所 (Subordinate Court)

下位裁判所は、各高等裁判所の下に設置され、州ごとに名称も階層も異なるが、おおむね 3 から 5 の裁判所の階層があり、訴訟の種類によって審級制度は異なる。各下位裁判所判事は、当該州を管轄する高等裁判所との協議に基づき、州知事によって任命される。一般的に全ての民事事件及び刑事事件につき原審裁判管轄権を有する⁷⁴。下位裁判所の中でも州によってまた事件によってどの裁判所が一審裁判所となるか異なる。また、ほとんどの州において同一の裁判所によって民事事件及び刑事事件が審理されるが、マハーラーシュトラ州及びタミル・ナド州を始めとするいくつかの州は民事裁判所及び刑事裁判所が設置されている。

(4) その他の裁判外紛争解決制度

社会的又は経済的な弱者にとって裁判制度を利用することは、心理的・経済的・地理的な理由から困難なことも多い。そこで、ロク・アダラト (Lok Adalat) という裁判外紛争解決制度が法律サービス庁法 (The Legal Services Authorities Act,

⁷⁰ 憲法第 131 条

⁷¹ 例えば、西ベンガル州を管轄するカルカッタ高等裁判所判事の定員は、常勤 54 名、非常勤 18 名の計 72 名である。

⁷² 憲法第 235 条

⁷³ 司法・公正省ウェブサイト掲載 裁判所別の人数を計上

<https://doj.gov.in/list-of-high-court-judges/> (最終検索日: 2025 年 1 月 6 日)

⁷⁴ 高等裁判所の中でも歴史的経緯から管轄地域の一部において民事事件及び刑事事件の第一審としての裁判権を有するものとして、東インド会社時代から存在するカルカッタ高等裁判所 (西ベンガル州他管轄)、マドラス高等裁判所 (タミル・ナド州他管轄)、ボンベイ高等裁判所 (マハーラーシュトラ州他管轄) がある。

1987年制定、1995年施行)によって明文化され、頻繁に利用されている。国レベル、高等裁判所レベル、県レベル、郡レベルと内容に応じて調停者は異なるが、現職・退職判事又は現職・退職司法官、弁護士、ソーシャルワーカー2、3名が調停者となる。申し立てがあった場合に休日の学校等を利用し開催され、和解又は示談に至らせる調停手続である。ロク・アダラトは、交通事故、土地収用、家庭問題、銀行ローン等非常に多岐にわたる係争を対象とし、州や県の法律サービス庁により適切と判断される時期、場所で開催される。ロク・アダラトは、2015年9月30日時点で全国において約151万4,000回開催され、8,250万件を超える係争⁷⁵を処理しており、その重要性は年々増している。

この制度により係争が和解又は示談に達した場合は、民事裁判の執行判決と同様の効力を持つものとされ(同法第21条)、当該係争に関してはいかなる裁判所にも訴えを提起できない。

ロク・アダラトの普及は農村地域の人々の権利救済を促すとともに、各裁判所の係争件数を減らす効果を上げている。

⁷⁵ National Legal Services Authority ウェブサイト [<https://nalsa.gov.in/lok-adalat>] (最終検索日: 2025年1月6日)

第3章 地方自治制度

本章では、インドにおける地方自治制度について概観する。

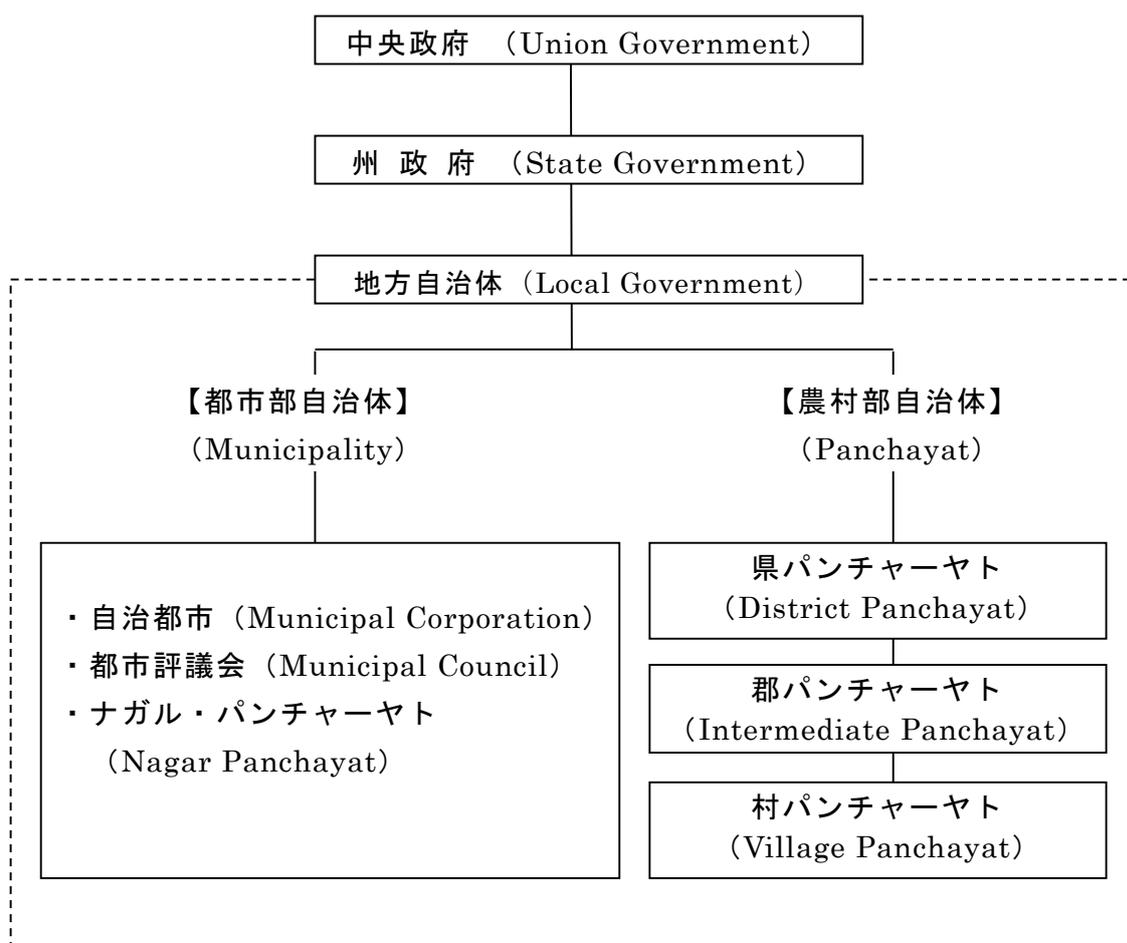
第1節 地方自治の階層構造

インド憲法は、(図3-1)のとおり、中央政府、州政府、地方自治体の三つの行政階層を定めている。また、都市部と農村部にはそれぞれ異なる制度が導入されており、農村部自治体は更にその内部において三層構造をとっている。

このように、連邦国家インドにおいて単に「地方自治体」という場合、通常は州政府を含まず、州より下位の都市部自治体及び農村部自治体のみを指し、中でも農村部の末端組織である村パンチャーヤトを指すことが多い。

本書においては、中央政府に対置する意味で、州政府も地方に含める。

ただし、特に断らない限り、単に地方自治体という表現を使う場合は第3層の都市部自治体及び農村部自治体を指すこととする。



(図3-1) インド憲法が定める行政階層

出典：インド憲法を基に作成

1 州政府

歴史的には、英国植民地の統治法によって連邦型統治形態が導入され、中央と州の間で権限の分割が行われた。その後、次第に州の権限が拡大され、州レベルの自治が強化されてきた。

1950年に発効した現在のインド連邦憲法第246条及び第7附表は、中央と州の立法権限を分割し、州政府の専管権限として、治安、警察、刑務所、地方自治体（都市部自治体及び農村部自治体）、公衆衛生、交通、農業、上水供給、灌漑、土地に関する権利、漁業、ガス事業、病院、固定資産税、その他の税金（農業所得、娯楽、アルコール飲料、賭博等に関するもの）等を列挙している。

また、中央政府と州政府の共管権限として、刑法、刑事訴訟手続、予備拘留、婚姻・離婚、契約、経済・社会計画、社会保障、教育、労働、民事訴訟、電力等があり、これらについては中央政府と州政府のいずれも立法できる。ただし、対立した場合には中央政府が優越するほか、明記されていない残余権限については中央政府に留保されている。

2 地方自治体

州レベルより下位の地方自治体の組織化及び分権については、従来各州政府に任されていたが、州は地方自治体への分権には消極的であり、権限・財源の委譲は遅々として進まなかった。このような状況を改善するため、1992年の第73次及び第74次憲法改正によって、地方自治制度が明文で規定された。都市部と農村部には異なる制度が導入されたが、これは、全人口の7割以上を農民が占める農業国であり、農村自治の伝統が重視されたことなどから、村落自治について定める憲法改正案が独立して作成されたことによる。

なお、憲法は州レベルより下位の地方自治体に関する事項を州政府の管轄と定め、詳細については州議会が個別に立法することを予定している。そのため地方自治に関する憲法上の規定は、都市部と農村部のいずれについても、組織や担当事務のごく基本的な事項に留まっている。

(1) 都市部自治体 (Municipality)

憲法第243Q条は都市部に設けられる自治体として、大都市地域における自治都市 (Municipal Corporation)、小都市地域における都市評議会 (Municipal Council) 及び農村から都市への発展段階にある地域におけるナガル・パンチャーヤト (Nagar Panchayat) の3種類の組織⁷⁶について規定している。

具体的な指定は各州が人口や人口密度、歳入等をもとに法律によって行うことと

⁷⁶ 具体的な名称は州により異なる。タミル・ナド州では Municipal Council の代わりに「Municipality」、また Nagar Panchayat の代わりに「Town Panchayat」という名称を用いている。また、西ベンガル州では Municipal Council の代わりに「Municipality」を用いるほか、Nagar Panchayat ではなく「Notified Area Authority」と称し、更に第4の категорияとして「Industrial Township Authority」を設けるなど、州による差は大きい。

なっており、各州により3組織の人口規模が異なっている状況である。

例えば、タミル・ナド州の Tamil Nadu Urban Local Bodies Act (1998年)⁷⁷には、以下の記載がある。

- ・自治都市：人口が少なくとも30万人以上で、年間の歳入が少なくとも3億ルピー
- ・都市評議会：人口が少なくとも3万人で、年間の歳入が少なくとも500万ルピー
- ・ナガル・パンチャーヤト：人口は少なくとも1万人以上で、年間の歳入が少なくとも300万ルピー

また、マハーラーシュトラ州では、以下のとおり規定⁷⁸している。

- ・自治都市：人口が少なくとも30万人以上
- ・都市評議会：人口が少なくとも2万5,000人以上で、非農業分野への雇用が35%以上であること。さらに、都市評議会は人口によりAクラス（人口10万人以上）、Bクラス（人口4万～10万人）、Cクラス（4万人以下）の3つに分かれる。
- ・ナガル・パンチャーヤト：人口は少なくとも1万人以上で、以下の2点のいずれかを満たすこと。①自治都市又はAクラスの都市評議会から20キロメートル以上離れておらず、かつ当該地域における非農業分野の雇用の割合が25%以上であること、②自治都市又はAクラスの都市評議会から20キロメートル以上離れているが、その地域の非農業分野への雇用割合が50%以上であること。

自治都市に指定されると、自治権や課税権が他の自治体より大幅に認められ、財政面等で有利になるが、小規模な都市評議会等は一般的に自治権が小さく、細部にわたって州政府の監督や指導を受けることが多いといわれる。

(2) 農村部自治体 (Panchayat)

憲法第243B条は、農村部に三層構造の自治組織を設けることを定めている⁷⁹。村 (Village) を最小単位として、複数の村を包含する中間単位の郡 (Intermediate)、複数の郡を包含する県 (District) の3つのレベルにおいて、それぞれパンチャーヤト (Panchayat) と呼ばれる自治組織が設けられる。2022年12月31日時点で、村

⁷⁷ Tamil Nadu Urban Local Bodies Act, 1998
[<https://www.tnurbantree.tn.gov.in/wp-content/uploads/2023/07/Act-2023.pdf>] (最終検索日：2025年1月6日)

⁷⁸ Maharashtra Municipal Councils, Nagar Panchayats and Industrial Townships Act, 1965
[https://www.indiacode.nic.in/bitstream/123456789/16073/1/the_maharashtra_municipal_councils_nagar_panchayats_and_industrial_townships_act_1965.pdf] (最終検索日：2025年1月6日)

The Maharashtra Municipal Corporations Act
[<https://lj.maharashtra.gov.in/site/upload/acts/%2802%29%20The%20Mah.%20Municipal%20Corporation%20Act%20%28H-4062%29.pdf>] (最終検索日：2025年1月6日)

⁷⁹ 人口200万人以下の州（ゴア、シッキムなど）には郡レベルのパンチャーヤトを設置する義務はない（憲法第243B条第2項）ため、三層構造とならないこともある。

パンチャーヤトは 255,623、郡パンチャーヤトは 6,697、県パンチャーヤトは 665 となっている⁸⁰。

【中央政府と地方自治体の関係】

インドでは、州政府を含む地方自治体はいずれも憲法上に位置付けられ、独自の行政権限や課税権についても憲法附則に明記されており、構造上は権力の非集中が制度化されている。

一方で、インド憲法には中央政府の州への介入あるいは中央への権力集中の正当性も明記されている。第一に、国会上院の3分の2以上の同意があれば、州管轄事項についても国会が1年間立法権を有することができる（第249条）。第二に、州が統治能力を失った場合には、大統領が非常事態を宣言して州を直接統治できる。立法権も国会に集中され、連邦制は停止される（第250条及び第352～360条）。その他にも、州知事を大統領が任命する制度や、州財政に対して中央財政から多額の補助を行う制度、また中央政府が採用した全インド公務職（AIS）の公務員を州政府に派遣する制度等、中央集権的な性格を持つ仕組みが多く存在する。

これらの制度は、直接的には1947年のパキスタンの分離独立によってインド国民会議派が国家統一と領土保全への危機感を強めた結果設けられたものであったが、多様な民族や言語等による亀裂を抱えた複雑なインド社会において、歴史的に各地域の独自性が州政府や州政党の活動を通して表現されてきたという、州の存在の大きさの証左でもある。

【農村部自治体の名称について】

それぞれのパンチャーヤトの具体的な呼び方は州によって異なっている。以下一例を紹介する。（ただし、州内の県によって更に呼び方が異なることもある。）

- ・ 県パンチャーヤト：Zilla Parishad⁸¹（アッサム州）、Zilla Panchayat⁸²
（農村開発省）
- ・ 郡パンチャーヤト：Anchalik Panchayat（アッサム州） Taluk Panchayat⁸³
（カルナータカ州）、Block Panchayat⁸⁴（ケララ州）、Janpad Panchayat⁸⁵（マディヤ・プラデシュ州）、Mandal⁸⁶（テランガナ州）、Panchayat Union(Block)⁸⁷（タミル・ナド州）、

⁸⁰ Annual Report 2022-23, Ministry of Panchayati Raj (MoPR)

⁸¹ アッサム州ウェブサイト [<https://pnrd.assam.gov.in/information-services/panchayati-raj-0>]（最終検索日：2025年1月6日）

⁸² 農村開発省ウェブサイト [https://nrega.nic.in/Homepanch_new.aspx]（最終検索日：2025年1月6日）

⁸³ カルナータカ州ウェブサイト [<https://bangalorerural.nic.in/en/taluk-panchayat-role/>]（最終検索日：2025年1月6日）

⁸⁴ ケララ州ウェブサイト [<https://alappuzha.nic.in/en/block-panchayats/>]（最終検索日：2025年1月6日）

⁸⁵ マディヤ・プラデシュ州ウェブサイト [<https://harda.nic.in/en/janpad-panchayat/>]（最終検索日：2025年1月6日）

⁸⁶ テランガナ州ウェブサイト [<https://bhoopalapally.telangana.gov.in/mandal-and-grampanchayats/>]（最終検索日：2025年1月6日）

⁸⁷ タミル・ナド州ウェブサイト [https://www.tnrd.tn.gov.in/panchayatraj_inst/panchayat_union_council.html]（最終検索日：2025年1月6日）

Panchayat Samiti（農村開発省）

- ・村パンチャーヤト：Gaon Panchayat（アッサム州）、Gram Panchayat（農村開発省）

第2節 州・地方自治体の組織

1 州及び連邦直轄領

(1) 州

ア 州知事

州の名目的な長は知事（Governor）である。知事は州首相を長とする州閣僚会議の助言を受け、州行政を執行する⁸⁸。

知事の任命は、連邦閣僚会議の助言を受けて大統領が行う。任期は5年間⁸⁹である。大統領の任命を受けることから、州における中央政府の代表者としての性格も併せ持っている。憲法において、インド国民であること及び満35歳以上であることの他に具体的な要件は定められていないが⁹⁰、第一線を退いた元政治指導者や元官僚、退役軍人や著名な教育者等が任命されることが多いといわれる。

州知事は中央政府における大統領とほぼ同様の象徴的な存在であるが、州議会で可決された州法案は知事の同意がなければ成立せず、独自の判断で行動することができる。

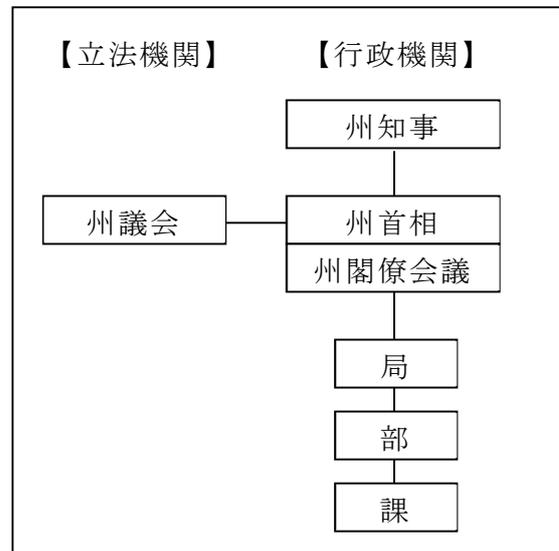
例えば、金銭法案以外の法案について州議会に差し戻して再審議させる権限を有する。ただし、州議会で修正を付して又は修正を付さないで再度可決された法案について知事は同意しなくてはならない。

また、州法案について同意を保留して大統領に判断を仰ぐ権限もある。大統領に判断を仰いだ法案については、大統領が同意するか否か判断する。なお、大統領は金銭法案以外の法案について知事に命じて州議会に差し戻して再審議させることができる。この場合、州議会は再度審議し、修正を付して又は修正を付さないで再可決した上で、大統領に更に判断を求めなければならない⁹¹。

その他、州知事は、州の行政権が及ぶ事項に関する法律に違反する犯罪で有罪判決を受けた者に対し、恩赦、執行猶予、刑罰の減刑等を行う権限を有する⁹²。

イ 州首相及び州閣僚会議

州首相（州首席大臣、Chief Minister）は州大臣（Minister）によって構成される州閣僚会議（Council of Ministers）の首席である。実質的な行政権限は州知事



(図3-2) 州政府の組織

出典：インド憲法を基に作成

⁸⁸ 憲法第163条

⁸⁹ 憲法第156条

⁹⁰ 憲法第157条

⁹¹ 憲法第200条及び第201条

⁹² 憲法第161条

ではなく州首相にあり、中央政府における首相とほぼ同様の存在である。

州首相は州知事が任命⁹³する。憲法は具体的な要件について定めていないが、通常は州議会において多数を占める政党あるいは政党連合を率いる人物が任命される（州首相の一覧は（表 3 - 1）のとおり）。

州首相は他の州大臣の人選を行い、州首相の助言を受けて州知事が任命するほか、州閣僚会議は州議会（二院制の州は州下院）に対して連帯責任を負っており⁹⁴州大臣を長として、次官（Secretary）を始めとする事務部門により行政府を構成している。一例として、タミル・ナド州の閣僚会議の構成を挙げると（図 3 - 3）のとおりである。

州行政における全ての重要事項の決定には州首相の承認が必要である。主要政策に関する声明は州首相名で発表されるほか、行政府の実質的な責任者として、州政府内部における各種調整事務を担当している。

なお、州閣僚会議に含まれる大臣の数（州首相も含む）は、州議会議員数の 15% を超えないこととし、州大臣の数は州首相を含め 12 人以上であることとされている⁹⁵。

⁹³ 憲法第 164 条

⁹⁴ 憲法第 164 条

⁹⁵ 憲法第 164 条

(表3-1) 州首相一覧(2024年12月時点)⁹⁶

州又は連邦直轄領	州首相名	政党名	政党連合
アンドラ・プラデシュ州	ナラ・チャンドラバブ・ナイドゥ	テルグ・デサム党	国民民主同盟 (NDA)
アルナーチャル・プラデシュ州	ベマ・カンドゥ	インド人民党	国民民主同盟 (NDA)
アッサム州	ヒマンタ・ビスワ・サルマ	インド人民党	国民民主同盟 (NDA)
ビハール州	ニティシュ・クマール	ジャナタ・ダル	国民民主同盟 (NDA)
チャッティースガル州	ヴィシュヌ・デオ・サイ	インド人民党	国民民主同盟 (NDA)
ゴア州	プラモッド・サワント	インド人民党	国民民主同盟 (NDA)
グジャラート州	ブペンドラ・パテル	インド人民党	国民民主同盟 (NDA)
ハリヤナ州	ナヤブ・シン・サイニ	インド人民党	国民民主同盟 (NDA)
ヒマーチャル・プラデシュ州	スクヴィンダー・シン・スクー	インド国民会議派	インド国家開発包括同盟 (INDIA)
ジャールカンド州	ヘマント・ソレン	ジャールカンド解放戦線	インド国家開発包括同盟 (INDIA)
カルナータカ州	シッダラマイアー	インド国民会議派	インド国家開発包括同盟 (INDIA)
ケララ州	ピナライ・ビジャヤン	インド共産党 (マルクス派)	インド国家開発包括同盟 (INDIA)
マディヤ・プラデシュ州	モハン・ヤダフ	インド人民党	国民民主同盟 (NDA)
マハーラーシュトラ州	デヴェンドラ・ファドナヴィス	インド人民党	国民民主同盟 (NDA)
マニプール州	N・ビレン・シン	インド人民党	国民民主同盟 (NDA)
メガラヤ州	コンラッド・サングマ	国家人民党	国民民主同盟 (NDA)
ミゾラム州	ラルドゥホマ	ゾラム人民運動	その他
ナガランド州	ネイフィウ・リオ	国家民主主義革新党	国民民主同盟 (NDA)
テランガナ州	レバンス・レディ	インド国民会議派	インド国家開発包括同盟 (INDIA)
オディシャ州	モハン・チャラン・マジ	インド人民党	国民民主同盟 (NDA)
パンジャブ州	バグワント・マン	アーム・アードミ党	インド国家開発包括同盟 (INDIA)
ラジャスタン州	バジャン・ラル・シャルマ	インド人民党	国民民主同盟 (NDA)
シッキム州	プレム・シン・タマン	シッキム革命戦線	国民民主同盟 (NDA)
タミル・ナド州	M・K・スターリン	ドラヴィダ進歩党	インド国家開発包括同盟 (INDIA)
トリプラ州	マニク・サハ	インド人民党	国民民主同盟 (NDA)
ウッタル・プラデシュ州	ヨギ・アディティヤナート	インド人民党	国民民主同盟 (NDA)
ウッタラカンド州	ブシュカル・シン・ダミ	インド人民党	国民民主同盟 (NDA)
西ベンガル州	ママタ・バナジー	全インド草の根会議派	インド国家開発包括同盟 (INDIA)
デリー準州	アティシ・マルレーナ・シン	アーム・アードミ党	インド国家開発包括同盟 (INDIA)
ジャンム・カシミール準州	オマール・アブドゥラ	ジャンム・カシミール国民評議会	インド国家開発包括同盟 (INDIA)
ブドゥチェリー準州	N・ランガサミー	全インド NR 会議派	国民民主同盟 (NDA)

⁹⁶ 各州ウェブサイト及び各種報道資料を基に作成

州首相

財務・人事大臣	水資源大臣	都市行政大臣
住宅・都市開発大臣	農村開発大臣	労働者福祉・技能開発大臣
高度教育大臣	農業・農民福祉大臣	協同組合大臣
森林大臣	歳入・災害管理大臣	食糧・供給大臣
乳業・酪農開発大臣	情報技術・デジタルサービス大臣	公共事業大臣
漁業・漁師福祉・畜産大臣	法務大臣	手織機・織物大臣
零細・中小企業大臣	観光大臣	商業税・登記大臣
不可触民福祉大臣	運輸大臣	後進階層福祉大臣
青年福祉・スポーツ大臣	少数者福祉・在外人福祉大臣	環境・気候変動大臣
産業大臣	タミル文化・情報・広報大臣	学校教育大臣
ヒンドゥー教・寄付大臣	社会福祉・女性エンパワーメント大臣	保健・家族福祉大臣

(図 3-3) タミル・ナド州閣僚会議の構成 (2024 年 8 月時点) ⁹⁷

ウ 州議会

州議会は連邦議会と異なり、一部の州で二院制が導入されているのを除いて、大半の州で一院制が採られている⁹⁸。

一院制の州議会及び二院制州議会の下院 (Legislative Assembly) の議席数は 60 以上 500 未満⁹⁹で、満 18 歳以上の州民の直接選挙により選出される。指定カースト及び指定部族に対して一定数の議席が割り当てられていること¹⁰⁰、アングロ・インディアン社会の代表者を知事が議員に任命できること¹⁰¹など、連邦議会下院と共通する点が多い。任期は 5 年¹⁰²であるが、満了前に知事により解散されることがありうる¹⁰³。議会は議員の互選により議会の運営を担当する議長及び副議長を選出する¹⁰⁴。

二院制州議会の上院 (Legislative Council) の議席数は 40 以上かつ下院の議席数の 3 分の 1 以下と定められている。議員のうち 3 分の 1 は都市部自治体、農村部自治体、その他の自治体職員から構成される選挙人に選出され、12 分の 1 はインド国内の大学又はそれに相当する大学を 3 年以上卒業した者から構成される選挙人に選出され、12 分の 1 は少なくとも 3 年以上中学校以上の教育機関にて教員として携わるものからなる選挙人に選出され、3 分の 1 は少なくとも州下院議員の

⁹⁷ タミル・ナド州ウェブサイト [https://www.tn.gov.in/minister_list.php] (最終検索日：2025 年 1 月 6 日) を基に作成

⁹⁸ 憲法第 168 条において、アンドラ・プラデシュ州、ビハール州、マディヤ・プラデシュ州、マハーラーシュトラ州、カルナータカ州、タミル・ナド州、テランガナ州、ウッタル・プラデシュ州の 8 州について二院制の採用が定められている。

⁹⁹ 憲法第 170 条

¹⁰⁰ 憲法第 332 条

¹⁰¹ 憲法第 333 条

¹⁰² 憲法第 172 条

¹⁰³ 憲法第 174 条

¹⁰⁴ 憲法第 178 条

選挙により非州下院議員から選出され、その他知事が任命する者などにより構成される。知事による任命議員は、文学、科学、芸術、協同組合運動又は社会事業に関する特別の知識や実際の経験を有する者をもって充てる¹⁰⁵。任期は6年であり、解散もされないが、できるかぎり上院議員の3分の1について、国会の立法に従って2年が経過するごとに退職するものとされている¹⁰⁶。州上院の議長及び副議長は互選により選出される¹⁰⁷。

州議会は憲法が定める州政府専管事項の全て及び中央政府との共管事項について立法する権限を有する¹⁰⁸。州議会は州財政の状況や州大臣の活動等について監視する。また、州議会（二院制の州は州下院）は大統領選挙における投票権¹⁰⁹や連邦議会上院における州代表議員の選出権¹¹⁰も有している。

なお、下院は25歳以上、上院は30歳以上のインド国民であり、国会が制定した法律に規定されるその他の資格を有することが州議会議員の資格となっている¹¹¹。

エ 州財政委員会（Finance Commission）¹¹²

憲法の規定により、州知事は、都市部自治体・農村部自治体の財政状況を審査し、以下の事項について州知事に勧告を行うために5年ごとに州財政委員会を設置することになっている。

- （ア）州と都市部自治体・農村部自治体の間の分配（州が賦課する税、関税、通行料、手数料の純収入の分配）、都市部自治体・農村部自治体に割り当てられる税、関税、通行料及び手数料の決定、州の統合基金から都市部自治体・農村部自治体への補助金に関する原則
- （イ）都市部自治体・農村部自治体の財政状況を改善するために必要な措置
- （ウ）都市部自治体・農村部自治体の健全な財政のために、州知事から州財政委員会に付託されたその他の事項

州議会は法律により、州財政委員会の構成や委員の資格、選出方法等を定めることができる。また、知事は、本条に基づき委員会が行った全ての勧告を、当該勧告に対する措置に関する説明文書とともに、州議会に提出することとなっている。

¹⁰⁵ 憲法第 171 条

¹⁰⁶ 憲法第 172 条

¹⁰⁷ 憲法第 182 条

¹⁰⁸ 憲法第 246 条

¹⁰⁹ 憲法第 54 条

¹¹⁰ 憲法第 80 条

¹¹¹ 憲法第 173 条

¹¹² 憲法第 243 条 I、Y

(2) 連邦直轄領

連邦直轄領は、一般の州とは異なり、中央政府の直接の支配下に置かれている。大統領によって任命される行政官（Administrator）又は連邦直轄領知事（準知事、Lieutenant Governor）を通じて、大統領が統治する形態がとられる。行政官は連邦直轄領における議会閉会中に条例を制定し公布する権限を持つなど、一定の立法権も有している。

なお、デリー準州及びプドゥチェリー準州は連邦直轄領であるが、両地域には公選による（準州）議会と（準州）閣僚会議を設けて州に準ずる自治を行うことが憲法第 239A 条、239AA 条で認められている。これらの連邦直轄領における準知事及び準州首相（準州首席大臣、Chief Minister）の役割は、一般の州知事及び州首席大臣の役割により近い。また、ジャンム・カシミール準州についても、議会及び閣僚会議を設けることができると法律で定められている¹¹³。

2 都市部自治体

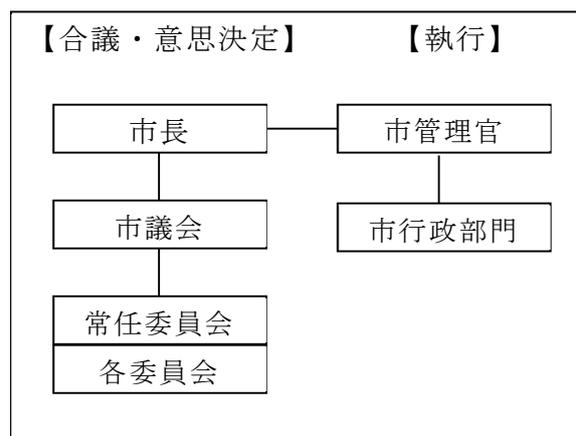
都市部自治体は各州政府の都市行政部門が管轄している。その組織及び機能等は、憲法の規定を受けて各州が個別に定める法律等に依拠しているため、州により異なる¹¹⁴。

(1) 自治都市

ア 市議会

都市における意思決定機関であり、原則として、住民の直接選挙で選出された議員（Councillor）から構成される¹¹⁵。

指定カースト若しくは指定部族の議席を対象地域の人口比率に比例する数だけ確保しなくてはならない。さらに、その議席の3分の1以上は指定カースト又は指定部族の女性によって占められなくてはならない。また、指定カースト又は指定部族を含めた全議席のうち、少なくとも3分の1は女性が占めなくてはならない¹¹⁶。



(図 3-4) 自治都市の組織

出典：インド各州のウェブサイト等を基に作成

¹¹³ THE JAMMU AND KASHMIR REORGANISATION ACT, 2019 第 13 条
[https://www.indiacode.nic.in/bitstream/123456789/15242/1/re-organisation_act%2C2019.pdf] (最終検索日：2025 年 1 月 6 日)

なお、ジャンム・カシミール準州の議会選挙は 2024 年 9 月から 10 月にかけて初めて実施された。

¹¹⁴ 一例を挙げると、西ベンガル州の Kolkata 市においては、通常の自治都市の制度とは異なる「Mayor-in-Council」というシステムが導入されている。これは、市長を筆頭に、副市長及び 10 名以内の市議員により市の内閣を編成し、これを「Mayor-in-Council」と称して行政長官以上の権限を与えるものである。

¹¹⁵ 州法によって、地方行政に関する特別な知識又は経験を持つ公選以外の議員を加えることを定めることも可能である（憲法第 243R 条）。

¹¹⁶ 憲法第 243T 条

任期は5年¹¹⁷であり、各議員は行政分野ごとに委員会 (Committee) を構成して活動する。市議会の運営は常任委員会 (Standing Committee) が担当する。

イ 市長

市長 (Mayor) の選出方法や任期は州法に委ねられている¹¹⁸。例えば、ムンバイ市 (マハーラーシュトラ州) では市長は市議会議員の互選により選ばれ、任期は2年半である¹¹⁹。ハイデラバード市 (テランガナ州) では市長は市議会議員の互選により選ばれ、任期は5年である¹²⁰。一方、マディヤ・プラデシュ州の自治都市 (ポーパル市等) では市長は住民による直接選挙によって選ばれ、任期は5年である¹²¹。

通常、市長は行政執行権を与えられておらず、議会の名目的な代表者にすぎない。

ウ 市管理官

市管理官 (Municipal Commissioner) は自治都市の執行部門の長であり、市議会により決定された各種政策の実施責任を負う行政官である。名目的な存在である市長と異なり、市行政における実質的な権限を有している。州政府が任命し、任期は州法により定められるが、延長又は短縮されることもありうる¹²²。市管理官は行政部門の長として、市職員を指揮して日々の行政実務を執り行う。通常、インド行政職 (IAS) の上級官僚が配置される。

(2) 都市評議会等

より小規模な都市における自治体である都市評議会等においても、組織の基本的な構造は自治都市とほぼ共通である。市長に相当する職は議長 (President 又は Chairman of the Council)、市管理官に相当する職は執行官 (Executive Officer 又は Chief Officer) と呼ばれる。

自治都市同様、議長の選出方法や任期は州法によって定められる。自治都市における市長と異なり、議長には合議部門及び行政部門の両方において実質的な権限が与えられていることもある。また、執行官は市管理官と同様に通常州政府が任命するが、州によっては都市評議会が任命するところもある。

3 農村部自治体

農村部自治体は各州政府の農村開発部門が管轄している。その組織及び機能等は、各州が個別に定める法律等に依拠しているため、州により異なる。憲法は村パンチ

¹¹⁷ 憲法第 243U 条

¹¹⁸ 憲法第 243R 条

¹¹⁹ The Mumbai Municipal Corporation Act 第 37 条

¹²⁰ The Greater Hyderabad Municipal Corporation Act, 1955 第 6 条、第 90 条

¹²¹ Madhya Pradesh Municipal Corporation Act, 1956 第 9 条、第 20 条

¹²² コルカタ市の例では、標準任期は5年間であるが、西ベンガル州政府の判断により、最長5年間の延長が可能である一方、いつでも解任することができる (コルカタ都市自治法第 14 条)。

ヤーヤト、郡パンチャーヤト、県パンチャーヤトの三層構造を想定しているが、各階層は必ずしも組織的に連結しているとは限らない。

(1) 自治体組織

農村部自治体は、議会、常任委員会及び事務局からのみ成り立っており、議長（Chairperson）が首長を兼務している。したがって、これらの自治体は合議機関であると同時に行政の最高機関でもある。県パンチャーヤトには執行官（Chief Executive Officer : CEO、通常は IAS が配置される）、郡パンチャーヤトには地区開発官（Block Development Officer）が置かれ、事務の執行にあたる。村パンチャーヤトは一般に小規模であり¹²³、議員以外の職員はほとんど存在しない。

議員は住民の直接選挙によって選ばれ¹²⁴、任期は5年¹²⁵である。1村パンチャーヤトあたり議員数は、州、村の規模によってばらつきがある¹²⁶。

指定カースト及び指定部族、女性の議席が留保されている点及びその比率等については、都市部自治体と全く同様である。

なお、県パンチャーヤト及び郡パンチャーヤトの議長は、それぞれの議員による互選によって選ばれ、村パンチャーヤトの議長の選出方法は州法によって定められる¹²⁷。

(2) 村落総会

農村部自治体における象徴的な制度として、村パンチャーヤトのレベルで開催される村落総会（Gram Sabha）がある。村落における全有権者によって構成され、住民が直接地方行政に参加することができる会合である。なお、総会の成立要件は州によって異なるが、例えばアルナーチャル・プラデシュ州¹²⁸やゴア州は定足数が有権者の10%となっており、カルナータカ州は、有権者の10%又は100人のうち人数の少ない方、となっている。

開催回数も州によって異なるが、ゴア州では1月・4月・7月・10月の日曜日に通常総会が、1月26日（インド共和国記念日）・8月15日（インド共和国独立記念日）・10月2日（マハトマ・ガンジー生誕日）・12月19日（解放記念日）に特別総会が開かれることになっている¹²⁹。カルナータカ州では、毎年10月に予算や支出

¹²³ 一例として、タミル・ナド州には30の県の中に、1万2,620の村パンチャーヤトがある。また、人口500以下のパンチャーヤトから人口2万5,000人以上の村パンチャーヤトまであり、村パンチャーヤトの人口はさまざまである。（出典：タミル・ナド州ウェブサイト
[\[https://www.tnrd.tn.gov.in/panchayatraj_inst/village_panchayats.html\]](https://www.tnrd.tn.gov.in/panchayatraj_inst/village_panchayats.html)（最終検索日：2025年1月6日））

¹²⁴ 憲法第243C条

¹²⁵ 憲法第243E条

¹²⁶ グジャラート州は村の人口が3,000人を超えない村の議員数は8人とされ、3,000人を超えるごとに、そこから2人ずつ増やすものと規定されている。（The Gujarat Panchayats Act, 1993）また、タミル・ナド州は5人～15人の間（THE TAMIL NADU PANCHAYATS ACT, 1994）とされている。

¹²⁷ 憲法第243C条

¹²⁸ The Arunachal Pradesh Panchayati Raj Act 1997 and Manual

[\[https://cdnbbsr.s3waas.gov.in/s316026d60ff9b54410b3435b403afd226/uploads/2023/07/2023072684-1.pdf\]](https://cdnbbsr.s3waas.gov.in/s316026d60ff9b54410b3435b403afd226/uploads/2023/07/2023072684-1.pdf)（最終検索日：2025年1月6日）

¹²⁹ The Goa Panchayat Raj Act, 1994 and Rules Manual

の詳細、資金配分等について話し合う特別総会を、毎年4月に年次決算書の準備や議論等を行う特別総会を開催することになっている¹³⁰。村落総会は、農村における行政の透明性の確保と、住民ニーズの汲み上げに大きく貢献している。

主な役割は次のとおりである。

- ア 村パンチャーヤトの業務監査及び事業調整
- イ 村パンチャーヤトに対する拘束力のある提言
- ウ 予算及び計画の承認及び監査

その他の役割は州法等に記載があるが、例えばカルナータカ州では、地元の芸術や文化、運動競技の促進・育成のために文化祭・文学活動・スポーツイベント等を企画することや、衛生管理・環境問題等に関する普及啓発等も行っているとされている。

[\[https://cdnbbsr.s3waas.gov.in/s316026d60ff9b54410b3435b403afd226/uploads/2023/08/2023080275.pdf\]](https://cdnbbsr.s3waas.gov.in/s316026d60ff9b54410b3435b403afd226/uploads/2023/08/2023080275.pdf)（最終検索日：2025年1月6日）

¹³⁰ The Karnataka Gram Swaraj and Panchayat Raj Act, 1993

[\[https://cdnbbsr.s3waas.gov.in/s316026d60ff9b54410b3435b403afd226/uploads/2023/08/2023080244.pdf\]](https://cdnbbsr.s3waas.gov.in/s316026d60ff9b54410b3435b403afd226/uploads/2023/08/2023080244.pdf)（最終検索日：2025年1月6日）

第3節 その他の地方行政単位等

厳密な意味での地方自治組織には分類されないものの、インドの地方レベルにおける主な行政単位として、このほかに次のようなものが存在する。

1 県

州及び連邦直轄領は、1又は複数の県（District）から構成される。県は都市部自治体及び農村部自治体から構成される¹³¹。

（1）県長官

州政府から県長官（District Magistrate 又は District Collector）が任命され、県内自治体間で紛争が発生した際の調整等を担当する。県長官は当該県における州政府の代表者として、全ての行政分野について州政府が有する決定権限等を単独で行使できる。インドの地方行政における枢要なポストとして、通常、インド行政職（IAS）の上級官僚が配置される。



（図3-5）パンジャブ州の県構成

出典：パンジャブ州ウェブサイト（※）

（2）県計画委員会¹³²

県のレベルには県計画委員会（District Planning Committee）が設置される。県内の全ての都市部自治体及び農村部自治体がそれぞれ立案した各自自治体の開発計画を、県計画委員会が調整、統合して、県としての開発計画を定め、州政府に提出する。各県の実施計画は最終的に州政府で統合され、州の開発計画となる。なお、開発計画の準備に当たっては、都市部自治体と農村部自治体の共通の関心事項である水やインフラ、環境保全等や、財政的か否かを問わず利用可能な資源を考慮する必要があるとされている。

州議会が法律で、県計画委員会の構成や議席配分、委員長の選出方法等の選出方法を定めることができる。県計画委員会の委員については、その少なくとも5分の4以上について、県内の都市部自治体及び農村部自治体の議員の互選によって選出し、それぞれの割合は県内都市部及び農村部の人口比率とすることが憲法で定められてい

¹³¹ パンチャーヤティ・ラージ省のウェブサイトによると、全国には783の県があり、都市部自治体が4,928、県パンチャーヤトが665、郡パンチャーヤトが6,711、村パンチャーヤトが255,240ある。（2024年11月22日時点）<https://lgdirectory.gov.in/>（最終検索日：2025年1月6日）

¹³² 憲法第243ZD条

※パンジャブ州ウェブサイト<https://punjab.gov.in/government/districts-of-punjab/#>（最終検索日：2025年1月6日）

る。

2 大都市地域

人口が 100 万人以上で、1 以上の県から成り、かつ 2 以上の都市部自治体、農村部自治体又はその他の隣接した地域から構成されるものであって、州知事が公示により大都市地域であると定めたものを大都市地域（Metropolitan area）といい¹³³、大都市計画委員会¹³⁴（Metropolitan Planning Committee）が設置される。地域内の自治体の開発計画を取りまとめ、大都市地域全体としての開発計画を定め、州政府に提出する点については県計画委員会と同様であるが、州政府のみならず中央政府との十分な調整が特に求められている点で異なる。

州議会が法律で、大都市計画委員会の構成や議席配分、委員長の選出方法等の選出方法を定めることができる。大都市計画委員会の委員については、その少なくとも 3 分の 2 以上について、県内都市部自治体及び農村部自治体の議員の互選によって選出し、それぞれの割合は県内都市及び農村の人口比率とすることが定められている。

3 区

都市部自治体及び各層のパンチャーヤトは通常、複数の区（Ward）から構成¹³⁵されている。州より下位のレベルの地方自治体における選挙の際には、各区から通常 1 名の議員が選出され、議会において選出区の利益を代表する。憲法は 30 万人以上の人口を持つ都市部自治体に対し、1 以上の区からなる区委員会¹³⁶（Ward Committee）を設けることを規定しており、その詳細については各州が定める。なお、州議会は法律で区委員会の構成や議席配分法等の選出方法を定めることができる。

【参考】

県及び区等の位置付けを含め、インドにおける地方行政機構の概念をあらためて図式化したのが（図 3-6）である。

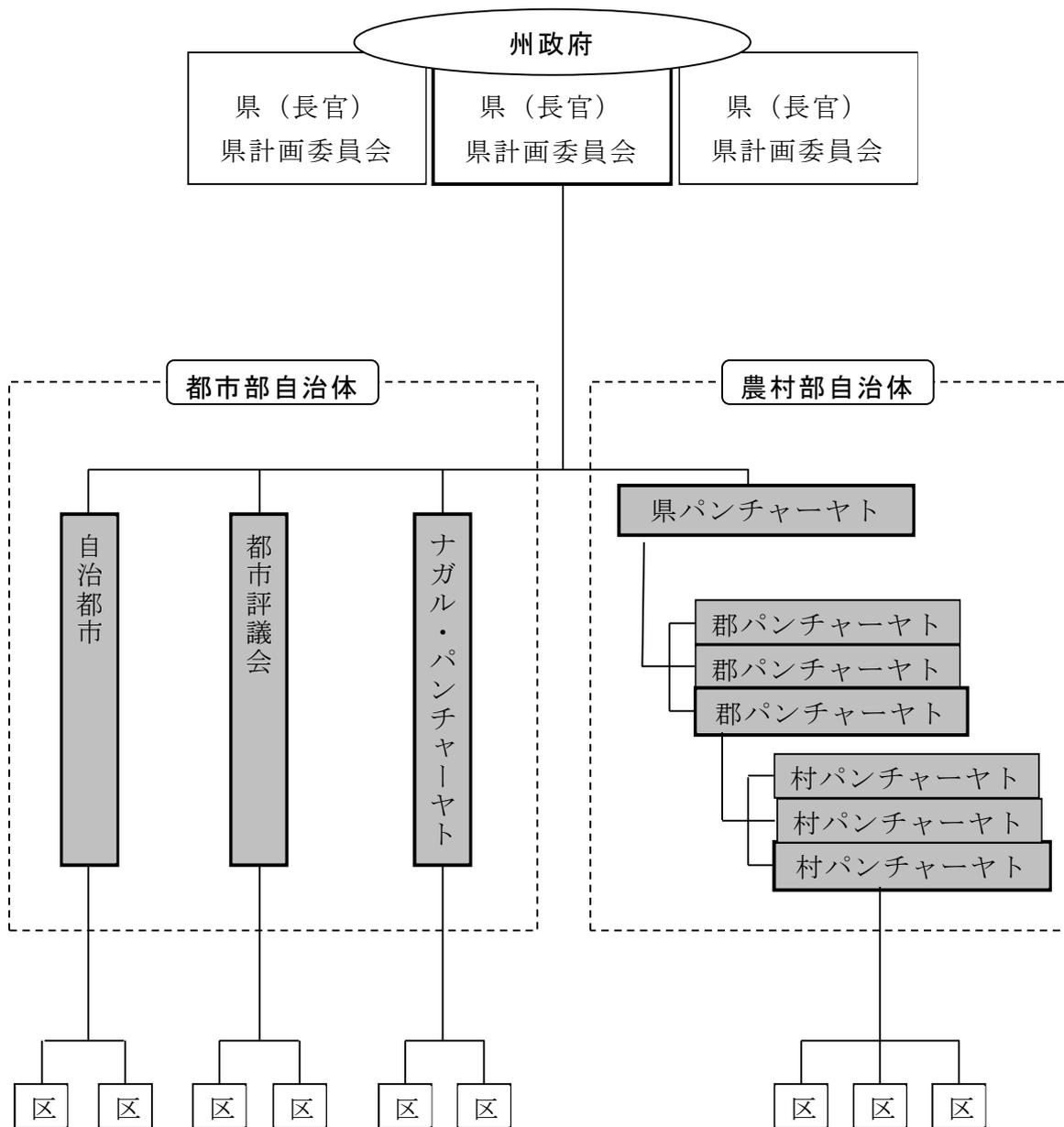
図表中で網掛け表示した部分が、インド憲法において住民による自治を行うことが認められた、いわゆる「地方自治体」である。これらの自治体を束ねる形で、より広域の行政区域である県が設置されている。県には州政府からインド行政職（IAS）の長官が派遣され、州政府の機関として統治している。一方、より地域に密着した行政の便宜を図るため、都市部自治体及び農村部自治体の下位には区が設けられている。

¹³³ 憲法第 243P 条

¹³⁴ 憲法第 243ZE 条

¹³⁵ 憲法第 243C 条及び第 243R 条

¹³⁶ 憲法第 243S 条



(図 3 - 6) インドの地方行政機構モデル図

出典：インド憲法を基に作成

第4章 州・地方自治体の機能

本章では、州及び地方自治体の階層ごとの機能及び具体的な担当事務について述べる。

第1節 各階層の担当事務

第3章で触れたように、インドにおける行政構造には州ごとに特色や違いが見られるが、ここでは州政府、都市部自治体及び農村部自治体がそれぞれ担当する事務について概略を述べる。

1 州政府の担当事務

インド憲法第7附表に規定される州政府の主要な担当事務は以下のとおりである。

- | | | |
|----------------------------|--------------|--------------------|
| ① 地方自治体 ¹³⁷ の管理 | ⑦ 飲用水の確保 | ⑬ 州内の取引と商業 |
| ② 公衆保健と衛生 | ⑧ 土地保全 | ⑭ 州内における財の生産、供給と分配 |
| ③ 障害者・失業者の救済 | ⑨ 漁業 | ⑮ 協同組合 |
| ④ 交通整備 | ⑩ 鉱山・鉱物開発の規制 | ⑯ 州立工場の土地と建物の管理 |
| ⑤ 農業振興 | ⑪ 工業の保護 | |
| ⑥ 家畜の保護、改良及び動物病の予防 | ⑫ ガス、ガス工場の管理 | |

また、中央政府との共通管轄事項として同附表リスト3に以下のような項目が同時に規定されている。

- | | | |
|---------------|-----------------------------------|-------------|
| ① 森林管理、野生動物保護 | ⑦ 主要港湾以外の港湾管理 | ⑩ 労働組合 |
| ② 経済・社会計画 | ⑧ 海運、航行と内陸水路、水路の規則、内陸水路による乗客と財の輸送 | ⑪ 人口動態統計 |
| ③ 人口管理と家族計画 | ⑨ 取引、商業と生産、供給及び分配 | ⑫ 工場 |
| ④ 社会保障と社会保険 | | ⑬ ボイラー管理 |
| ⑤ 教育 | | ⑭ 電力 |
| ⑥ 難民の救済と社会復帰 | | ⑮ 新聞、書籍、印刷機 |

州政府の事務の中では、秩序維持、下級司法行政及び経済・社会開発部門が重要とされている。特に、農業基盤とインフラの開発について強い権限と財源を持っており、経済・社会開発の分野において州政府が果たす役割は大きい。また、1992年の第73・74次憲法改正以降、開発事業については、下層の都市部・農村部自治体に事務を委任するとともに、積極的な財政補助を行って地方分権の推進を図ることが、州政府に期待されている。

¹³⁷ 都市部自治体及び農村部自治体を指す。

2 都市部自治体の担当事務

(1) 憲法上の規定

インド憲法第 243W 条及び第 12 附表において、下記 18 分野に関する業務の遂行及び計画の実施が都市部自治体の責務とされている。

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| ① 市街地計画を含む都市計画 | ⑩ スラムの改良及び改善 |
| ② 土地利用及び建築物建設に関する規制 | ⑪ 都市部における貧困対策 |
| ③ 経済的及び社会的開発に関する計画 | ⑫ 都市部における施設、すなわち公園、庭園、遊園地等の供与 |
| ④ 道路及び橋梁 | ⑬ 文化的、教育的及び美的側面の推進 |
| ⑤ 家庭用、産業用及び商業用水の供給 | ⑭ 埋葬及び埋葬地、火葬及び火葬場並びに電気式火葬 |
| ⑥ 公衆保健及び衛生管理、廃棄物管理 | ⑮ 家畜小屋、動物に対する残虐行為の禁止 |
| ⑦ 消防 | ⑯ 出生及び死亡の登録を含む人口動態統計 |
| ⑧ 都市部緑化、環境保護及びエコロジーの推進 | ⑰ 街灯、駐車場、バス停留所を含む公共の便益 |
| ⑨ 身体障害者及び精神障害者を含む社会における弱者層の利益保護 | ⑱ 解体処理場及び皮なめし工場の規制 |

(2) ムンバイ市の事例

都市部自治体で実施される実際の事務内容については、州政府の立法や各地域の状況により異なる。ここでは具体的な事例として、マハーラーシュトラ州の州都であるムンバイ市（人口約 1,243 万人¹³⁸）における行政の実態について紹介する。同市はムンバイ自治都市法により、地方自治体の中で自治権や課税権が最も広く認められるカテゴリーである「自治都市」に指定されている。

ア 義務的事務¹³⁹

ムンバイ市の担当行政事務は、大きく義務的事務と任意的事務に区分されており、次の事務については、その実施が市の義務であると定められている。

¹³⁸ ムンバイ市ウェブサイト（2011 年国勢調査）

[<https://portal.mcgm.gov.in/irj/portal/anonymous/qlvitalstatsreport>]（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

¹³⁹ ムンバイ自治都市法（Mumbai Municipal Corporation Act）第 61 条

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ① 下水施設・公衆トイレの建設及び維持管理 | ⑪ 暴力・危険職種への規制 |
| ② 上水施設の建設及び維持管理 | ⑫ 消防隊の設置及び火災時の生命・財産の保護 |
| ③ 汚物・廃棄物等の収集及び除去 | ⑬ 危険建築物・場所の是正又は撤去 |
| ④ 不衛生地の美化、有害植物・不快物質の除去 | ⑭ 公道・橋等の建設及び維持管理 |
| ⑤ 墓地の規制及び整備 | ⑮ 公道の照明整備及び清掃 |
| ⑥ 出生・死亡の登録 | ⑯ 公道・橋等にある障害物等の撤去 |
| ⑦ 「ボンベイ予防接種法」に基づく予防接種実施 | ⑰ 公道の命名及び建築物への地番付与 |
| ⑧ 疫病の抑制・防止施策の実施 | ⑱ 初等教育施設の維持管理及び援助 |
| ⑨ 公立病院・薬局の設置及び維持管理 | ⑲ 市役所・市公有財産の維持管理 |
| ⑩ 公設市・屠殺場の建設及び維持管理 | ⑳ ムンバイ都市圏の一般的向上 |

イ 任意的事務¹⁴⁰

次の事務については、財源等の余裕がある場合に、市の判断によりその全部又は一部を実施することができるものとされている。

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| ① 中等教育以上の推進 | ⑨ 公共又は行楽地での音楽提供 |
| ② 図書館、博物館及び動物園の設立及び維持管理 | ⑩ 市電等の公共交通手段の建設及び維持管理 |
| ③ 公園・行楽地の設置及び維持管理 | ⑪ 公共電力・ガスの供給及び援助 |
| ④ 街路樹の植樹及び管理 | ⑫ 上記実施のための不動産・動産の取得 |
| ⑤ 建築物又は土地の調査 | ⑬ ムンバイ都市圏へのサービス提供のための企業・公営企業の株取得 |
| ⑥ 婚姻の登録 | ⑭ 公共安全・衛生・利便の向上にかかるその他の施策 |
| ⑦ 国勢調査の実施 | ⑯ 公的儀式等への寄付 |
| ⑧ 功績者への表彰 | |

ウ ムンバイ市の行政組織

ムンバイ市の行政組織は、(表4-1)に示すとおりとなっている。

¹⁴⁰ ムンバイ自治都市法 (Mumbai Municipal Corporation Act) 第 63 条

(表4-1) ムンバイ市行政組織

部門名	部門名
教育部	ハンセン病対策病院
上水監理技術者	一般課税・徴収部
情報技術部	オクトロイ課税・徴収部
感染症対策部	選挙部
法務部	物品調達部
許認可部	会計管理者（一般財政担当）
下水施設管理部	会計管理者（上下水道部担当）
会計監査	開発計画部
市監理官室	機械・電気部
秘書室	計画・設計部
公衆衛生部	下水施設計画部
広報部	暴雨排水対策部
道路・交通部	施設管理部
施設安全部	労働管理部
市場部	消防部
警備部	汚職対策・会計監査部
不動産部	研修所・研究センター
廃棄物部	市施設建設部
記録部	家畜屠殺所
区役所等抜打監査官	民営化・官民協力促進部
特殊任務監査官	環境部
市営病院（18か所）、TNM大学・病院	災害対策部
市営娯楽施設（4か所）	公園・樹木部
市営プール（2か所）	副会計管理者（2名）
区役所（24か所）	

出典：ムンバイ市ウェブサイト¹⁴¹を基に作成

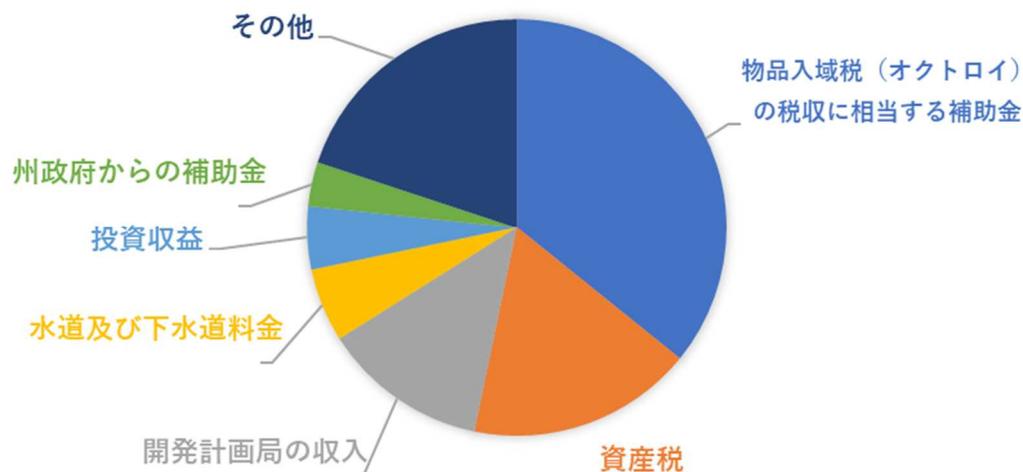
¹⁴¹ ムンバイ市ウェブサイト [<https://portal.mcgm.gov.in/irj/portal/anonymous/qlDeptManualsPage>]（最終検索日：2025年1月6日）

エ ムンバイ市予算の概要（2023/2024 会計年度）¹⁴²

（ア）歳入：3,445.1 億ルピー

ムンバイ市の歳入では、「物品入域税（オクトロイ）の税収に相当する補助金」¹⁴³が 1234.41 億ルピーで歳入全体の約 36%を占め、大きな財源となっている。

財源	金額 (億ルピー)	比率 (%)
物品入域税（オクトロイ）の税収に相当する補助金	1234.41	35.83
資産税	600.00	17.42
開発計画局の収入	440.00	12.77
水道及び下水道料金	196.56	5.71
投資収益	170.72	4.96
州政府からの補助金	117.95	3.42
その他	685.46	19.89
合計	3445.10	100.00



出典：ムンバイ市「Budget Estimates of BMC for the year 2023-24」を基に作成

（イ）歳出：3,445.1 億ルピー

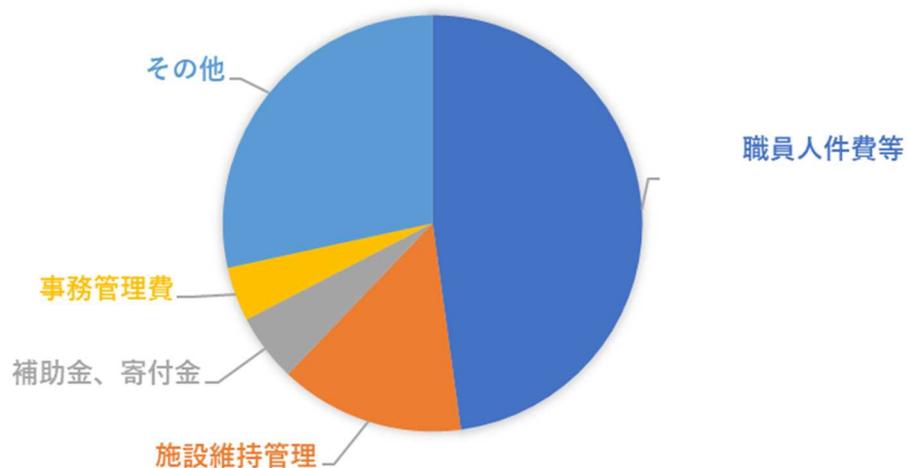
歳出項目の中で最大の金額を占めるのは「職員人件費等」であり、約 48%を占める。これに「施設維持管理」（14%）が続く。

¹⁴² ムンバイ市「Budget Estimates of BMC for the year 2023-24」

[[https://portal.mcgm.gov.in/irj/go/km/docs/documents/MCGM%20Department%20List/Chief%20Accountant%20\(Finance\)/Budget/Budget%20Estimate%202023-2024/1-%20MC's%20Speech/BUDGET%20A%20CB%20CG/ENGLISH%20SPEECH.pdf](https://portal.mcgm.gov.in/irj/go/km/docs/documents/MCGM%20Department%20List/Chief%20Accountant%20(Finance)/Budget/Budget%20Estimate%202023-2024/1-%20MC's%20Speech/BUDGET%20A%20CB%20CG/ENGLISH%20SPEECH.pdf)]（最終検索日：2025年1月6日）

¹⁴³ 物品入域税（オクトロイ）は GST として徴収されているため、相応分が補助金として州政府から交付されている。

歳出項目	金額 (億ルピー)	比率 (%)
職員人件費等	1648.51	47.85
施設維持管理	490.69	14.24
補助金、寄付金	180.86	5.25
事務管理費	145.23	4.22
その他	979.81	28.44
合計	3445.10	100.00



出典：ムンバイ市「Budget Estimates of BMC for the year 2023-24」を基に作成

3 農村部自治体の担当事務

インド憲法 243G 条及び第 11 附表において、下記 29 分野に関する業務の計画及びその遂行が農村部自治体の責務とされている。

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------|
| ① 農業普及事業を含む農業 | ⑩ 貧困対策事業 |
| ② 土地改良、土地改革の実施、
土地整理及び土壌保全 | ⑪ 初等及び中等教育の実施 |
| ③ 小規模灌漑、水管理及び流域開発 | ⑫ 技術訓練及び職業訓練 |
| ④ 畜産業、酪農業及び養鶏業 | ⑬ 成人及びノンフォーマル教育 |
| ⑤ 漁業 | ⑭ 図書館 |
| ⑥ 社会林業及び農園林業 | ⑮ 文化事業 |
| ⑦ 小規模森林生産物 | ⑯ 市場の管理 |
| ⑧ 食品加工業を含む小規模工業 | ⑰ 病院、一次医療センター及び
診療所を含む保健及び衛生 |
| ⑨ 繊維業、農村及び家内制手工業 | ⑱ 家族福祉 |
| ⑩ 農村住宅建設 | ⑲ 女性及び児童福祉 |
| ⑪ 飲料水 | ⑳ 身体障害及び精神障害に対する
福祉を含む社会福祉 |
| ⑫ 燃料及び飼料 | ㉑ 弱者層の福祉、特に指定カースト
及び指定部族の福祉 |
| ⑬ 道路、排水路、橋梁、渡船、用水路
及びその他の交通機関 | ㉒ 配給制度 |
| ⑭ 電力供給を含む農村における電化 | ㉓ コミュニティ施設の維持 |
| ⑮ 非通常型エネルギー資源 | |

農村部自治体で実際に行われる事務内容は、州政府の意向や各地域の状況によって異なるが（表 4-2）参照）、一般に、各レベルの農村部自治体における主な担当事務は概ね次のとおりである。なお、各レベルのパンチャーヤトの間の関係等は、各州が法律で規定するものであり、州によって大きな差がある。

（1）村パンチャーヤト

基礎的自治体として、村落での生活に密着した行政事務を担当しており、パンチャーヤト道路として分類される全ての公共道路とそれに付随する橋・排水溝等の管理保全、村落施設の整備と建築規則の制定、公共道路や公共の場所における街灯の整備、排水溝と暗渠の整備、ごみの収集や樹木の剪定等地域の衛生保全、井戸や上水道の整備と水環境の保護、墓地や火葬場の設置及び管理等がその主なものである。

（2）郡パンチャーヤト

郡レベルのパンチャーヤトは、一般に三層構造をとるパンチャーヤト自治における中間自治体として、村と県の調整機能を果たしている。主な担当事務には、自然災害時の対応や県・州・中央政府から委任された建設事業等のほか、農業・畜産業・

漁業の振興、上水道整備、社会人教育、公共市場の設置、母子福祉施設の建設を含む社会福祉、産業育成等がある。

(3) 県パンチャーヤト

県パンチャーヤトは、各郡パンチャーヤトの開発計画を県レベルの開発計画として取りまとめ、更に州政府の開発計画に反映させる立場にある。主な行政事務は、郡と県レベルでの開発事業の促進と実行、協働について全体的な監督を行うことであり、州政府から予算や人員の提供を受けてインフラ整備事業や産業開発、保健医療や教育に係る事業等も実施している。

(表 4 - 2) 29 分野の各州のパンチャーヤトへの権限委譲状況

州名	委譲分野数
アンドラ・プラデシュ州	25
アッサム州	21
ビハール州	26
チャッティースガル州	20
ゴア州	-
グジャラート州	21
ハリヤナ州	29
ヒマーチャル・プラデシュ州	29
ジャールカンド州	18
カルナータカ州	29
ケララ州	29
マディヤ・プラデシュ州	14
マハーラーシュトラ州	29
マニプール州	5
オディシヤ州	21
パンジャブ州	9
ラジャスタン州	25
シッキム州	29
タミル・ナド州	28
テランガナ州	14
トリプラ州	12
ウッタル・プラデシュ州	26
ウッタラカンド州	11

出典：インド準備銀行「FINANCES OF PANCHAYATI RAJ INSTITUTIONS 2024」¹⁴⁴を基に作成

【村パンチャーヤトの役割について（マハーラーシュトラ州の例）】¹⁴⁵

マハーラーシュトラ州では、ボンベイ村パンチャーヤト法（1958年）に基づき村パンチャーヤトが運営されている。1村に1つ村パンチャーヤトが設置される。州内に新しい村パンチャーヤトを設立する際は、人口が考慮され、マハーラーシュトラ州には28,813の村パンチャーヤトがある。村パンチャーヤトでは、サルパンチ（Sarpanch：村長）、副サルパンチ（Upasarpanch：副村長）、グラムゼヴァク（Gram Sevak：事務局長）が村パンチャーヤトの運営に関わっている。サルパンチは2017年以降、住民の直接選挙で選ばれるようになった。

- ・議員：半数は女性に留保され、人口に比例して指定カースト及び指定部族へも一定数の議席が割り当てられている。また、後進階層に属する人々にも27%の席が確保されている。また、議員の要件は、①村落総会¹⁴⁶のメンバーであること、②選挙人名簿に名前があること、③21歳以上であることがある。任期は5年であり、州政府は村パンチャーヤトを解散する権利を持っている。人口が300～1500人の場合、議員数は7名である¹⁴⁷。
- ・機能：村道の建設、村道の修理、照明の提供、出生・死亡・婚姻の記録、公共衛生、下水管理、飲料水の供給、教育や医療施設の提供、農業普及や家畜改良、村イベントの実施、税金や補助金の適切な使用
- ・財源：村内の建物や空地への課税、事業税・観光税・動物売買税、州政府や県パンチャーヤトからの補助金
- ・議会：毎月1回招集され、年12回開催。ただし、村の自然災害等の理由によって召集されることもある。
- ・村落総会：1月26日、5月1日、8月15日、10月2日（※）の年4回実施。
※2018年以降は10月2日の会議は中止され、翌会計年度開始前に実施。
- ・グラムゼヴァクの役割：予算の作成、村パンチャーヤト事務所の維持、健康・農業・村の発展・教育等について村民へ助言、村落開発のための政府の制度について人々に周知、税の徴収、各種証明書の発行、出生・死亡・の登録、

¹⁴⁴ FINANCES OF PANCHAYATI RAJ INSTITUTIONS 2024 p.5. Table I.2

¹⁴⁵ マハーラーシュトラ州政府ウェブサイト

[<https://s3e6c2dc3dee4a51dcec3a876aa2339a78.s3waas.gov.in/en/grampanchayat/>]（最終検索日：2025年1月6日）

なお、村パンチャーヤトを舞台にした「Panchayat」というテレビドラマも放映されており、実際の村パンチャーヤトで撮影がされたとのこと。主人公がSecretary（事務局長）の職につくところから物語が始まる。2024年8月現在第3シリーズまで公開されており、第4シリーズも制作されている。

¹⁴⁶ 村落総会の詳細については、第3章第2節「3 農村部自治体（2）村落総会」参照のこと。

¹⁴⁷ 2024年8月、マハーラーシュトラ州のマダブ村にて聞き取り調査を行った。マダブ村では、①電力、②水、③衛生、④雇用の問題に特に力を入れており、7名の議員にサルパンチを加えた8名で村実施事業の協議等をしているとのこと。

児童婚防止、労働登録、建設労働者の登録、広報、生物多様性委員会の幹事、婚姻登記、緊急委員会の事務局、植樹・保育園の設置とその使い方の伝達、村落総会の事務局

第5章 地方財政制度

この章では州及び地方自治体の財政状況や財政制度について説明する。

第1節 財政概況

1 州

インドでは中央政府に主要な税金を徴収する権限が与えられている一方で、歳出面で州の果たす役割は大きい（例えば、2023-2024年度当初予算では、中央政府の歳出予算が45.03兆ルピー¹⁴⁸、州全体の歳出予算は53.01兆ルピーとなっている）。そのため、財源において中央政府と州政府で垂直的不均衡が生じる。

インド憲法は、この不均衡に対処するため、中央政府から州及び地方自治体への財源移譲を勧告する権限を連邦財政委員会に与えている¹⁴⁹。

(1) 財政状況

2021-22年度の決算については、各州を連結した州全体の財政赤字は6.55兆ルピーとなっており、対GDPで2.8%に相当する（(表5-1)参照）。

歳入で見ると、経常収入32.25兆ルピーのうち約54%が自主収入等で、残り約46%は中央政府からの移転(税収分与及び補助金)となっている（(表5-2)参照）。

歳出で見ると、総支出39.02兆ルピーのうち、開発費が約67%となっている（(表5-3)参照）。

(表5-1) 州全体¹⁵⁰の財政指標の推移 (単位:兆ルピー、%)

項目	2017- 18	2018- 19	2019- 20	2020- 21	2021- 22	2022- 23 BE	2022- 23 RE	2022- 23 PA	2023- 24 BE
財政赤字 ¹⁵¹	4.10	4.63	5.25	8.05	6.55	8.83	9.24	7.53	9.48
(対GDP比)	(2.4)	(2.4)	(2.6)	(4.1)	(2.8)	(3.2)	(3.4)	(2.8)	(3.1)
歳入赤字 ¹⁵²	0.19	0.18	1.21	3.71	1.02	0.84	1.25	0.80	0.35
(対GDP比)	(0.1)	(0.1)	(0.6)	(1.9)	(0.4)	(0.3)	(0.5)	(0.3)	(0.1)
プライマリー赤字 ¹⁵³	1.17	1.44	1.73	4.18	2.27	4.12	4.51	3.35	4.29
(対GDP比)	(0.7)	(0.8)	(0.9)	(2.1)	(1.0)	(1.5)	(1.7)	(1.2)	(1.4)

※BE: 予算見込 RE: 修正見込 PA: 暫定決算

出典: インド準備銀行「STATE FINANCES A STUDY OF BUDGETS OF 2023-24」¹⁵⁴

¹⁴⁸ インド財務省 2023-2024 予算資料 (BUDGET AT A GLANCE 2023-2024) p.1.

¹⁴⁹ インド準備銀行 STATE FINANCES A STUDY OF BUDGETS OF 2023-24 p.6. Box II.1

¹⁵⁰ 独自に議会があるデリー準州及びプドゥッチェリー準州を含む。

¹⁵¹ 財政赤字は、総支出から経常収入及び非債務資本収入を差し引いたものである。

¹⁵² 歳入赤字は、経常支出から経常収入を差し引いたものである。

¹⁵³ プライマリー赤字とは、財政赤字から利払いを差し引いたものである。

¹⁵⁴ インド準備銀行 STATE FINANCES A STUDY OF BUDGETS OF 2023-24 p.3. Table II.1

(表5-2) 州全体¹⁵⁵の歳入状況

(単位:兆ルピー、%)

項目	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23RE	2022-23PA	2023-24BE
経常収入 (a+b)	26.20 (13.9)	26.70 (13.3)	25.87 (13.0)	32.25 (13.7)	39.12 (14.4)	36.04 (13.2)	43.09 (14.3)
(a)州収入 (i+ii)	14.34 (7.6)	14.85 (7.4)	13.48 (6.8)	17.19 (7.3)	20.86 (7.7)	- -	24.79 (8.2)
(i)税収	12.15 (6.4)	12.24 (6.1)	11.72 (5.9)	14.73 (6.3)	18.02 (6.6)	- -	21.23 (7.0)
(ii)税外収入	2.19 (1.2)	2.61 (1.3)	1.76 (0.9)	2.47 (1.1)	2.84 (1.0)	2.78 (1.0)	3.56 (1.2)
(b)中央政府から移転 (i+ii)	11.87 (6.3)	11.85 (5.9)	12.39 (6.2)	15.06 (6.4)	18.26 (6.7)	- -	18.30 (6.1)
(i)税収分与	7.47 (4.0)	6.51 (3.2)	5.95 (3.0)	8.83 (3.8)	9.48 (3.5)	- -	10.24 (3.4)
(ii)補助金	4.40 (2.3)	5.35 (2.7)	6.44 (3.2)	6.23 (2.7)	8.78 (3.2)	6.57 (2.4)	8.06 (2.7)
非債務性資本収入 (i+ii)	0.42 (0.2)	0.57 (0.3)	0.23 (0.1)	0.22 (0.1)	0.14 (0.1)	0.09 (0.0)	0.43 (0.1)
(i)貸付回収	0.41 (0.2)	0.57 (0.3)	0.13 (0.1)	0.20 (0.1)	0.11 (0.1)	0.09 (0.0)	0.20 (0.1)
(ii)その他資本収入	0.01 (0.0)	0.00 (0.0)	0.10 (0.0)	0.02 (0.0)	0.03 (0.0)	0.00 (0.0)	0.24 (0.1)

※BE: 予算見込、RE: 修正見込、PA: 暫定決算、()は対 GDP 比 (%)

出典: インド準備銀行「STATE FINANCES A STUDY OF BUDGETS OF 2023-24」¹⁵⁶(表5-3) 州全体¹⁵⁷の歳出状況

(単位:兆ルピー、%)

項目	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23RE	2022-23PA	2023-24BE
総支出 (1+2 又は 3+4+5)	31.25 (16.5)	32.52 (16.2)	34.15 (17.2)	39.02 (16.6)	48.50 (17.8)	43.66 (16.0)	53.01 (17.6)
1.経常支出	26.38 (14.0)	27.92 (13.9)	29.58 (14.9)	33.27 (14.2)	40.38 (14.8)	36.84 (13.5)	43.44 (14.4)
うち利払い	3.19 (1.7)	3.51 (1.8)	3.87 (2.0)	4.27 (1.8)	4.72 (1.7)	4.19 (1.5)	5.19 (1.7)
2.総合資本的支出	4.87 (2.6)	4.60 (2.3)	4.57 (2.3)	5.75 (2.4)	8.12 (3.0)	6.82 (2.5)	9.57 (3.2)
うち資本的支出	4.40 (2.3)	4.18 (2.1)	4.14 (2.1)	5.32 (2.3)	7.32 (2.7)	6.08 (2.2)	8.68 (2.9)
3.開発費	21.01 (11.1)	21.63 (10.8)	22.64 (11.4)	25.99 (11.1)	33.22 (12.2)	- -	36.02 (11.9)
4.非開発支出	9.44 (5.0)	10.05 (5.0)	10.64 (5.4)	12.04 (5.1)	14.13 (5.2)	- -	15.71 (5.2)

¹⁵⁵ 独自に議会があるデリー準州及びプドゥッチェリー準州を含む。¹⁵⁶ インド準備銀行 STATE FINANCES A STUDY OF BUDGETS OF 2023-24 p.5. Table II.2¹⁵⁷ 独自に議会があるデリー準州及びプドゥッチェリー準州を含む。

5.その他	0.80 (0.4)	0.83 (0.4)	0.89 (0.4)	0.99 (0.4)	1.15 (0.4)	- -	1.28 (0.4)
-------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	--------	---------------

※BE: 予算見込、RE: 修正見込、PA: 暫定決算、()は対GDP比(%)

出典: インド準備銀行「STATE FINANCES A STUDY OF BUDGETS OF 2023-24」¹⁵⁸

(1) 歳入構造

2021-22年度の経常収入 32.25 兆ルピーのうち、税収が約 73%を占める(中央政府からの税収分与を含む)。

自主財源の税収の中で、金額が大きいのは州 GST、売上税、州物品税である((表 5-4) 参照)。

(表 5-4) 州全体¹⁵⁹の経常収入内訳¹⁶⁰

(単位: 10 万ルピー)

	2021-22	2022-23RE	2023-24BE
経常収入 (i+ii)	32,25,16,496.5	39,12,17,094.8	43,09,04,060.3
I. 税収 (a+b)	23,55,62,027.6	27,50,38,637.0	31,46,79,767.6
A. 州独自の税収 (1~3)	14,72,52,047.5	18,02,29,601.7	21,23,04,738.4
1. 所得に対する税金 (i+ii)	6,95,936.0	7,82,664.7	8,61,110.6
i) 農業所得税	91.2	192.7	801.9
ii) 雇用税	6,95,844.7	7,82,472.0	8,60,308.8
2. 不動産及び資本取引に対する課税 (i~iii)	1,88,53,491.8	2,21,95,193.2	2,71,06,448.6
i) 地租	15,14,191.6	17,18,428.1	19,93,675.0
ii) 印紙税	1,71,62,585.4	2,02,63,335.8	2,48,89,978.8
iii) 都市不動産税	1,76,714.8	2,13,429.3	2,22,794.8
3. 物品及びサービスに対する税金 (i~viii)	12,77,02,619.7	15,72,51,743.8	18,43,37,179.2
i) 売上税	3,52,85,811.9	4,05,89,430.4	4,62,30,938.7
ii) 州消費税	2,01,94,875.9	2,40,21,415.1	2,81,83,567.6
iii) 車輻税	73,79,555.6	95,51,011.7	1,13,42,404.8
iv) 物品及び乗客への通行税	1,01,733.8	2,36,734.6	2,43,819.7
v) 電力消費税	42,75,292.5	54,93,847.2	63,85,357.1
vi) 奢侈税	5,522.2	-406.8	665.4
vii) 州GST (SGST)	6,01,94,922.8	7,70,33,535.5	9,15,20,777.5
viii) その他の税金及び関税	2,64,905.0	3,26,176.1	4,29,648.4
B. 中央政府からの税収分与 (i~x)	8,83,09,980.1	9,48,09,035.4	10,23,75,029.2
i) 中央GST (CGST)	2,53,94,480.0	2,96,77,863.8	3,28,54,593.0
ii) 法人税	2,51,88,481.0	3,05,96,949.8	3,25,72,023.0
iii) 所得税	2,63,08,549.2	2,93,18,138.8	3,16,77,029.0
iv) 財産税	-	-	-

¹⁵⁸ インド準備銀行 STATE FINANCES A STUDY OF BUDGETS OF 2023-24 p.9. Table II.3

¹⁵⁹ 独自に議会があるデリー準州及びプドゥッチェリー準州を含む。

¹⁶⁰ インドの数体系では 1000、10 万、1 千万という単位が区切りになっているため、1 lakh (10 万) 以上の数字では、末尾から 3 桁目の数字の左に「,」(コンマ)を付けた後、2 桁ごとにコンマで区切る。第 5 章の記載はこの記載のおりとなっている。「lakh」=「10 万」「crore」=「1,000 万」

本書においては、表上の金額における「,」の位置(付けない場合も含む)については出典元に準じている。

v) その他の所得及び支出に対する税	181.2	563.5	289.2
vi) 富に対する課税	6,797.0	2,14,314.0	-799.0
vii) 関税	65,05,572.3	30,92,381.0	34,48,801.0
viii) 連邦消費税	35,95,579.0	17,78,916.8	17,28,097.0
ix) サービス税	11,94,443.4	70,223.3	36,324.0
x) その他の物品及びサービスに対する税	1,15,896.9	59,684.6	58,672.0
II. 税外収入 (C+D)	8,69,54,468.9	11,61,78,457.8	11,62,24,292.7
C. 税外収入 (1~6)	2,46,91,682.9	2,84,01,428.4	3,56,26,800.6
1. 受取利息	19,61,261.3	23,13,076.9	30,17,525.6
2. 配当と利益	3,68,657.8	4,80,894.1	5,64,462.9
3. サービス全般	35,31,113.3	48,33,647.8	63,08,850.4
うち州宝くじ	7,38,960.9	11,98,902.7	13,03,783.9
4. 社会サービス (i~ix)	33,49,446.8	32,44,130.5	36,64,761.6
i) 教育、スポーツ、芸術、文化	10,09,402.9	9,32,948.7	10,17,953.1
ii) 医療と公衆衛生	7,60,281.4	7,07,298.5	8,62,144.1
iii) 家族福祉	20,519.7	22,553.4	23,771.4
iv) 水供給と衛生設備	1,54,601.5	1,98,948.9	1,75,120.3
v) 住宅	60,947.4	1,11,085.7	1,78,443.7
vi) 都市開発	8,42,924.3	7,03,970.5	8,82,928.4
vii) 労働と雇用	2,12,732.5	3,30,142.8	2,77,871.6
viii) 社会保障と福祉	88,736.9	92,898.9	1,32,317.8
ix) その他	1,99,300.3	1,44,283.2	1,14,211.1
5. 財政サービス	1,916.3	46.7	2,100.5
6. 経済サービス (i~xvii)	1,54,79,287.4	1,75,29,632.5	2,20,69,099.7
i) 作物栽培	75,263.4	1,00,344.1	1,58,303.2
ii) 畜産	22,606.7	38,362.9	41,825.9
iii) 漁業	21,981.3	31,307.3	32,347.9
iv) 林業と野生生物	5,47,268.2	7,07,471.9	9,42,039.5
v) プランテーション	138.1	303.0	503.1
vi) 協同組合	63,847.6	85,363.4	1,23,120.3
vii) その他の農業プログラム	18,084.3	19,958.5	17,470.9
viii) 主要・中規模灌漑プロジェクト	7,46,835.2	9,13,156.7	12,90,089.8
ix) 小規模灌漑	76,444.2	1,03,842.2	1,23,451.7
x) 電力	12,71,569.6	14,58,896.8	21,59,235.3
xi) 石油	6,50,168.6	9,11,044.3	9,70,691.0
xii) 村落及び小規模産業	20,913.9	49,878.1	1,03,994.5
xiii) 産業	1,10,35,222.0	1,17,52,956.1	1,43,75,574.5
xiv) 港と灯台	1,52,121.2	1,77,506.7	1,86,577.7
xv) 道路輸送	1,26,978.7	2,80,975.6	5,65,453.5
xvi) 観光	7,566.4	15,600.2	34,521.3
xvii) その他	6,42,277.9	8,82,664.9	9,43,899.7
D. 中央政府からの補助金	6,22,62,786.0	8,77,77,029.4	8,05,97,492.1
うち連邦財政委員会補助金 (i~v)	2,10,67,614.2	2,04,72,145.9	1,69,91,996.9
i) 歳入不足補助金	1,09,38,294.6	82,14,810.0	52,52,218.0
ii) 農村部自治体に対する補助金	42,82,352.8	51,85,952.1	50,69,060.8
iii) 都市部自治体に対する補助金	17,85,321.2	28,57,808.3	25,90,724.2
iv) 災害管理補助金	18,22,600.0	21,23,360.3	22,44,146.9

v) その他	22,39,045.5	20,90,215.2	18,35,846.9
うち憲法第275条第1項但し書きによる補助金	59,940.4	1,37,058.4	1,53,900.4
うちGST実施に伴う補償	1,00,90,249.6	1,14,52,523.0	40,15,384.0

※BE: 予算見込、RE: 修正見込

出典：インド準備銀行「STATE FINANCES A STUDY OF BUDGETS OF 2023-24」
を基に作成¹⁶¹

(2) 歳出構造

2021-22年度の経常支出 33.27 兆ルピーのうち、社会サービスへの支出が約 37.6%、
経済サービスへの支出が 21.9%を占める ((表 5 - 5) 参照)。

(表 5 - 5) 州全体¹⁶²の経常支出及び総合資本支出内訳 (単位: 10 万ルピー)

	2021-22	2022-23RE	2023-24BE
経常支出 (I+II+III)	33,27,19,702.2	40,37,55,575.4	43,43,95,956.2
I. 開発支出 (a+b)	20,51,48,412.2	25,59,79,827.8	27,08,32,922.4
A. 社会サービス (1~12)	13,23,52,423.1	16,61,79,202.4	17,79,87,672.1
1. 教育、スポーツ、芸術、文化	5,69,75,136.4	6,78,31,268.9	7,24,21,959.1
2. 医療と公衆衛生	1,92,60,431.3	2,13,99,827.7	2,28,11,318.3
3. 家庭福祉	32,10,679.9	42,79,457.2	45,94,246.1
4. 給水と衛生	35,77,538.2	46,02,725.8	51,77,346.4
5. 住宅	32,61,202.4	74,69,343.1	70,34,367.7
6. 都市開発	89,31,771.2	1,33,18,685.9	1,25,23,431.5
7. 指定部族等の福祉	97,94,008.8	1,44,46,205.4	1,63,91,659.6
8. 労働と労働福祉	15,49,684.7	16,32,671.6	21,79,538.7
9. 社会保障と福祉	1,68,97,477.5	2,19,31,785.7	2,52,14,001.5
10. 栄養	29,49,429.4	40,27,667.4	41,40,195.7
11. 自然災害による救済	51,39,726.4	41,31,109.6	42,52,849.7
12. その他	8,05,336.7	11,08,454.3	12,46,757.9
B. 経済サービス (1~9)	7,27,95,989.1	8,98,00,625.4	9,28,45,250.4
1. 農業及び関連活動 (i~xii)	2,08,67,711.5	2,55,49,616.2	2,75,54,909.1
i) 農作物栽培	99,79,440.6	1,25,86,327.3	1,30,23,093.5
ii) 土壌・水質保全	2,82,102.5	5,26,156.9	5,46,986.8
iii) 畜産	16,44,288.0	21,06,913.9	24,53,750.9
iv) 酪農開発	3,00,366.1	3,30,135.4	3,77,951.0
v) 漁業	3,84,629.3	5,89,909.7	6,20,085.9
vi) 林業と野生生物	17,86,435.0	24,28,334.1	27,08,638.0
vii) プランテーション	1,424.7	1,832.5	2,151.8
viii) 食品貯蔵・倉庫	26,74,440.8	25,47,838.2	34,86,541.4
ix) 農業研究と教育	9,56,227.2	10,95,970.2	11,38,075.8
x) 農業金融機関	-	-	-

¹⁶¹ インド準備銀行 STATE FINANCES A STUDY OF BUDGETS OF 2023-24 pp.189-190.

¹⁶² 独自に議会があるデリー準州及びプドゥッチェリー準州を含む。

xi)協同組合	22,57,577.0	19,72,246.0	19,00,653.0
xii)その他の農業プログラム	6,00,780.4	13,63,952.0	12,96,981.3
2. 農村開発	1,51,18,268.2	2,01,15,611.3	2,06,97,618.7
3. 特別地域プログラム	1,83,723.8	3,05,621.1	7,26,598.0
4. 灌漑と治水	34,34,978.5	42,81,696.9	45,34,931.4
そのうち			
i) 大・中灌漑	21,00,644.0	24,48,237.4	26,94,989.8
ii) 小規模灌漑	10,03,008.2	13,19,347.1	13,09,858.4
iii)洪水制御と排水	2,63,376.6	3,14,881.2	3,16,661.7
5. エネルギー	1,92,81,204.8	2,08,74,288.5	1,93,70,721.5
そのうち電力	1,90,89,251.1	2,06,14,220.6	1,90,00,510.7
6. 産業と鉱物 (i~iii)	36,81,747.0	45,11,516.3	55,72,127.9
i) 村と小規模産業	11,64,732.8	14,55,825.1	19,08,399.2
ii) 産業	24,68,450.0	28,65,171.7	34,94,090.3
iii)その他	48,564.2	1,90,519.5	1,69,638.4
7. 運輸・通信 (i+ii)	66,49,003.0	84,83,135.7	86,99,776.8
i) 道路と橋	45,65,673.8	57,30,962.5	58,82,360.4
ii)その他	20,83,329.2	27,52,173.3	28,17,416.3
8. 科学・技術・環境	2,51,144.1	3,80,846.3	4,43,691.8
9. 一般経済サービス (i~iv)	33,28,208.1	52,98,293.2	52,44,875.2
i) 事務局 - 経済サービス	6,30,217.9	13,61,565.6	9,98,442.6
ii)観光	2,57,472.1	4,91,518.9	6,22,109.6
iii)民事用品	15,61,118.4	25,46,000.7	23,68,381.1
iv)その他	8,79,399.6	8,99,208.1	12,55,941.8
II. 非開発支出 (一般サービス) (A~F)	11,76,79,648.6	13,62,85,137.4	15,07,89,755.5
A. 州部門	32,28,554.0	42,11,157.0	48,61,307.4
B. 財政サービス (i + ii)	33,26,448.1	41,22,376.5	43,85,407.6
i) 税金と関税の徴収	32,89,526.7	40,83,520.0	43,43,743.0
ii) その他の財政サービス	36,921.3	38,856.5	41,664.7
C. 利払い及び債務返済 (1 + 2)	4,46,59,342.7	4,89,74,711.6	5,44,10,405.7
1. 債務の削減又は回避のための の充当金	19,18,435.9	17,41,875.5	24,84,400.9
2. 支払利息 (i~iv)	4,27,40,906.9	4,72,32,836.0	5,19,26,004.8
i) 中央政府の貸付金の利息	8,58,778.3	9,51,581.7	10,08,856.6
ii)債務の利息	3,63,49,411.8	3,97,39,007.0	4,38,38,853.7
そのうち			
(a) 市場ローンの利息	2,98,83,060.9	3,33,17,163.2	3,78,32,302.9
(b)National Small Savings Fundの利息	35,78,777.9	33,27,077.9	30,40,281.1
iii)少額貯蓄、州準備基金等利息	49,07,250.8	56,03,281.7	61,54,531.3
iv)その他	6,26,714.9	9,38,965.7	9,23,763.2
D. 行政サービス (i~v)	2,35,20,414.9	2,87,27,315.8	3,18,23,940.1
i) 事務局 - 一般サービス	15,31,147.5	20,50,765.2	21,27,077.9
ii) 地区行政	21,54,021.9	26,38,292.2	28,71,807.8
iii) 警察	1,58,33,820.4	1,87,67,956.9	2,07,91,989.3
iv) 公共事業	12,62,291.0	17,42,509.7	19,28,060.1

v) その他	27,39,134.1	35,27,791.7	41,05,004.9
E. 年金	4,18,31,422.0	4,67,19,088.2	5,22,10,538.6
F. その他一般サービス	11,13,466.8	35,30,488.4	30,98,156.2
うち州宝くじによる支払い	6,83,958.9	10,80,434.7	11,16,565.8
III. 補助金及び寄付金	98,91,641.4	1,14,90,610.2	1,27,73,278.3
うち地方自治体あて	98,91,641.4	1,14,89,524.3	1,27,30,700.0
総合資本的支出 (IV+V)	5,74,83,910.9	8,12,10,333.8	9,56,81,046.8
IV. 資本的支出合計 (1+2)	5,32,29,717.6	7,32,49,700.8	8,67,67,433.7
1. 開発 (a + b)	5,07,02,432.4	6,85,26,802.2	8,08,26,844.3
(a) 社会サービス (1~9)	1,54,44,979.7	2,25,23,910.8	2,81,90,778.8
1. 教育、スポーツ、芸術、文化	19,34,154.1	32,54,422.4	42,62,132.7
2. 医療と公衆衛生	25,35,010.4	42,88,286.4	45,99,285.3
3. 家庭福祉	81,601.0	3,08,181.4	3,85,508.5
4. 給水と衛生	54,14,863.8	62,79,547.0	89,48,248.0
5. 住宅	10,55,855.0	13,15,615.7	16,78,180.4
6. 都市開発	32,13,997.9	48,25,934.1	52,56,859.5
7. 指定部族等の福祉	7,11,213.9	13,53,877.1	17,89,003.7
8. 社会保障と福祉	2,16,387.0	4,16,778.5	5,58,139.4
9. その他	2,81,896.6	4,81,268.2	7,13,421.2
(b) 経済サービス (1~10)	3,52,57,452.7	4,60,02,891.4	5,26,36,065.6
1. 農業及び関連活動 (i~xi)	24,24,978.1	23,12,444.7	30,09,215.8
i) 農作物栽培	1,62,175.4	3,35,541.5	5,16,078.7
ii) 土壌・水質保全	2,51,676.9	3,02,000.9	4,15,075.5
iii) 畜産	1,33,685.2	1,39,901.7	1,85,479.0
iv) 酪農開発	1,475.5	11,429.5	20,377.3
v) 漁業	88,663.2	1,50,199.2	2,24,408.1
vi) 林業と野生生物	5,24,248.5	6,38,414.1	7,81,817.9
vii) プランテーション	-	-	-
viii) 食品貯蔵・倉庫	10,44,523.4	4,06,647.4	3,95,264.8
ix) 農業研究と教育	15,660.1	32,708.6	67,393.6
x) 協同組合	1,70,789.4	2,52,519.5	3,16,111.4
xi) その他	32,080.5	43,082.2	87,209.4
2. 農村開発	28,97,548.7	48,47,182.9	55,35,265.6
3. 特別地域プログラム	4,78,820.4	8,69,091.3	15,91,533.2
うち丘陵地帯	23,320.6	30,730.0	29,781.0
4. 灌漑と治水	92,27,761.8	1,16,95,901.7	1,29,69,509.6
5. エネルギー	33,29,996.6	42,78,223.9	51,56,381.7
6. 産業と鉱物 (i~iv)	4,24,538.9	11,03,048.1	11,85,329.1
i) 村と小規模産業	70,613.5	1,75,456.7	2,85,189.9
ii) 鉄鋼業	796.6	21,374.7	11,474.2
iii) 非鉄鉱業・冶金産業	1,05,183.3	58,727.7	84,826.9
iv) その他	2,47,945.6	8,47,488.9	8,03,838.1

7. 輸送 (i + ii)	1,46,95,598.6	1,87,81,113.3	1,96,20,132.3
i)道路と橋	1,36,34,323.7	1,73,14,726.2	1,80,35,244.3
ii)その他	10,61,274.9	14,66,387.1	15,84,888.1
8. コミュニケーション	20,000.0	66,556.0	36,308.0
9. 科学・技術・環境	39,450.7	88,978.9	1,47,465.7
10.一般経済サービス (i + ii)	17,18,758.9	19,60,350.7	33,84,924.5
i)観光	4,14,076.8	4,63,391.9	7,03,697.8
ii)その他	13,04,682.0	14,96,958.8	26,81,226.7
2. 非開発 (一般サービス)	25,27,285.2	47,22,898.6	59,40,589.4
V. 貸付け (1+2)	42,54,193.3	79,60,633.0	89,13,613.1
1. 開発目的 (a + b)	40,44,102.4	76,92,378.5	85,02,390.1
a) 社会サービス (1~7)	19,83,102.8	31,26,771.5	37,71,051.8
1.教育、スポーツ、芸術、文化	78,583.8	1,86,078.0	1,70,080.0
2.医療と公衆衛生	36,006.1	62,834.8	1,02,659.0
3.家庭福祉	-	-	-
4.給水と衛生	5,34,825.8	9,48,529.6	10,02,599.2
5.住宅	1,59,001.6	2,20,186.5	1,56,601.5
6.公務員 (住宅)	88,846.3	1,65,693.7	1,60,710.7
7.その他	10,85,839.1	15,43,448.9	21,78,401.3
b)経済サービス (1~10)	20,60,999.7	45,65,607.0	47,31,338.4
1.農作物栽培	65,864.3	69,013.0	45,866.3
2.土壌・水質保全	-	-	-
3.食品貯蔵・倉庫	1,21,537.5	1,23,564.8	1,04,172.5
4.協同組合	1,13,393.2	1,13,293.6	68,337.1
5.灌漑等	1,88,447.1	11,73,506.0	15,72,800.0
6.電力プロジェクト	6,43,078.8	9,84,476.7	11,83,324.3
7.村と小規模産業	60,565.3	75,132.6	63,983.7
8.その他の産業と鉱物	36,211.3	71,861.0	1,13,677.8
9.農村開発	245.9	700.0	800.0
10.その他	8,31,656.3	19,54,059.4	15,78,376.5
2.非開発目的 (a + b)	2,10,090.9	2,68,254.5	4,11,223.0
a)公務員 (住宅以外)	83,683.9	1,18,199.4	1,31,326.0
b)その他	1,26,407.0	1,50,055.0	2,79,897.0

※BE: 予算見込、RE: 修正見込

出典：インド準備銀行「STATE FINANCES A STUDY OF BUDGETS OF 2023-24」を基に作成¹⁶³

2 地方自治体

(1) 都市部自治体 (Municipality)

¹⁶³ インド準備銀行 STATE FINANCES A STUDY OF BUDGETS OF 2023-24 pp.223-224 pp.290-292.

インド準備銀行が収集した 201 の都市部自治体の財政状況について説明する。なお、多くの自治体では予算書がオンラインで公開されていない又は現地語でしか公開されていない¹⁶⁴。

ア 歳入構造

2017-18 年度決算によると、経常収入のうち、約 64%が自主財源で、残り約 36%が中央及び州政府からの移転財源等になっている。

また、税収（自主財源）の割合は約 34%となっている。主な税収項目は固定資産税となっており、税収の約 41%、経常収入全体の約 14%を占めている（（表 5 - 6）参照）。

（表 5 - 6） 都市部自治体¹⁶⁵の経常収入内訳 （単位：10 万ルピー）

	2017-18	2018-19BE	2018-19RE	2019-20BE
経常収入 (I+II+III)	98,88,431.0	1,30,70,414.8	1,20,85,030.5	1,41,51,701.9
I. 自主財源 (A+B+C)	63,74,326.7	80,88,083.0	73,12,866.0	90,55,935.9
A. 税収 (1 - 16)	33,57,374.5	42,06,377.0	37,81,798.4	43,86,798.9
1 固定資産税	13,87,525.6	22,14,988.5	18,58,258.8	21,99,469.3
2 水道税	3,11,464.3	4,07,101.4	3,56,510.2	4,58,185.8
3 下水道・排水税	1,82,279.9	1,69,085.0	1,64,343.9	1,83,932.0
4 環境保全税	36,160.1	46,204.7	41,256.5	48,408.9
5 照明税	6,672.1	9,900.9	8,914.9	11,055.2
6 教育税	90,335.0	1,05,624.7	94,958.3	1,10,309.3
7 自動車税	22,955.9	25,989.3	26,361.7	28,155.6
8 動物への課税	709.2	142.5	148.9	199.6
9 電力税	1,00,485.0	1,13,365.5	1,24,414.9	1,33,910.2
10 雇用税	1,00,806.8	1,14,260.4	1,07,807.0	1,24,712.9
11 広告税	32,422.0	29,803.8	23,295.0	34,870.3
12 巡礼税	53.8	100.4	730.0	116.3
13 輸出税	7,760.4	2,245.0	1,904.7	2,492.0
14 オクトロイと通行料	7,25,554.4	4,80,073.1	4,85,934.4	5,39,303.5
15 その他の税金	3,30,043.1	4,54,481.8	4,56,079.8	4,89,263.8
16 カテゴリー外	22,146.9	33,010.1	30,879.4	22,414.4
B. 税外収入 (1 - 7)	29,86,490.2	37,77,207.5	34,81,956.5	44,80,214.2
1 不動産貸付収入	2,16,065.0	3,39,017.1	3,87,732.6	6,44,094.4
2 手数料及び使用料 (i-v)	17,51,815.3	21,45,760.5	18,87,451.8	22,70,348.3
(i) ライセンス料	54,767.5	89,458.9	72,140.0	90,399.4
(ii) 許可手数料	1,54,644.3	1,74,728.8	1,74,535.2	1,95,873.5
(iii) 利用料金	10,90,399.6	12,56,256.7	10,68,910.4	12,75,982.8
(iv) その他	1,54,925.8	2,87,578.8	2,47,399.5	3,50,802.3
(v) 未分類	2,97,077.9	3,37,737.2	3,24,466.7	3,57,290.2

¹⁶⁴ インド準備銀行 REPORT ON MUNICIPAL FINANCES 2022 p.34.

¹⁶⁵ 201 自治体の連結会計

3 販売及び賃借料	43,951.2	80,710.8	78,267.4	1,07,428.7
4 投資収益 (i-iv)	4,56,616.2	5,63,112.7	5,72,584.3	6,12,272.1
(i) 投資利息	2,54,272.0	2,45,981.1	2,73,303.3	3,11,848.2
(ii) 配当金	35.4	8.1	23.3	23.5
(iii) その他	1,54,170.1	2,66,830.1	2,50,290.8	2,49,865.2
(iv) 未分類	48,138.8	50,293.4	48,967.0	50,535.2
5 利息	56,247.4	45,467.9	46,011.5	51,257.1
6 その他の収入	4,26,431.6	5,58,461.2	4,67,657.1	7,45,126.9
7 カテゴリー外	35,363.6	44,677.4	42,251.8	49,686.7
C.未分類	30,462.0	1,04,498.5	49,111.1	1,88,922.8
II.財源移転 (A+B+C)	34,41,743.5	49,06,944.2	47,27,568.0	50,57,778.5
A.中央政府からの移転 (1+2+3)	3,57,861.9	6,23,585.4	5,34,568.9	5,23,781.6
1 財政委員会に基づく移転	2,28,451.9	2,97,405.0	2,94,098.5	3,25,281.4
2 その他	1,26,650.8	3,20,284.7	2,34,574.8	1,94,925.9
3 カテゴリー外	2,759.3	5,895.7	5,895.7	3,574.4
B.州政府から (1+2+3+4+5)	30,82,052.6	42,81,452.6	41,92,016.5	45,30,488.7
1 補償	16,12,433.7	21,61,526.0	22,88,446.2	23,41,306.8
2 州財政委員会補助金	6,87,523.7	10,63,631.7	9,33,611.3	10,32,630.7
3 州補助金	5,16,385.3	5,65,451.7	5,35,704.6	6,79,445.2
4 その他	2,63,789.4	4,90,334.0	4,34,399.5	4,71,104.6
5 カテゴリー外	1,920.5	509.2	-145.1	6,001.4
C.未分類	1,828.9	1,906.3	982.7	3,508.2
III.未分類	72,360.8	75,387.6	44,596.4	37,987.6

※BE: 予算見込、RE: 修正見込

注: 詳細が提供されていないデータは、「未分類」の項目で計上されている。

出典: インド準備銀行「REPORT ON MUNICIPAL FINANCES 2022」¹⁶⁶

イ 歳出構造

2017-18 決算によると、経常支出のうち職員人件費が約 52%、施設維持管理費が約 22%を占めており、いわゆる固定経費が大部分を占めている ((表 5 - 7) 参照)。

(表 5 - 7) 都市部自治体¹⁶⁷の経常支出内訳

(単位: 10万ルピー)

	2017-18	2018-19BE	2018-19RE	2019-20BE
経常支出 (A - H)	78,28,238.8	1,11,94,465.8	1,05,15,613.2	1,19,50,346.5
A.職員人件費	40,60,004.7	52,85,067.2	50,34,488.0	56,22,137.7
B.事務管理費	4,14,721.9	7,00,657.1	6,43,816.7	7,37,192.6
C.施設維持管理費	17,21,966.7	28,36,549.0	25,89,463.3	29,25,603.9
D.利払い及び金融費用	96,850.7	2,04,173.3	1,37,340.4	2,63,767.9

¹⁶⁶ インド準備銀行 REPORT ON MUNICIPAL FINANCES 2022 p.62.

¹⁶⁷ 201 自治体の連結会計

E.事業経費	1,20,008.2	2,70,485.6	1,96,447.9	2,47,586.8
うち選挙費用	25,218.0	30,093.2	22,343.9	28,082.3
F.補助金、寄付金	5,08,621.0	7,98,783.2	6,55,877.6	8,97,626.2
G.雑費	2,16,002.5	6,94,971.2	6,52,923.1	6,87,024.4
H.未分類	6,90,063.1	4,03,779.2	6,05,256.2	5,69,407.0

※BE: 予算見込、RE: 修正見込

注：詳細が提供されていないデータは、「未分類」の項目で計上されている。

出典：インド準備銀行「REPORT ON MUNICIPAL FINANCES 2022」を基に作成

168

(2) 農村部自治体 (Panchayat)

インド準備銀行が収集した村パンチャーヤトの財政状況について説明する。なお、パンチャーヤトにおける電子行政推進のため、2020年にeGramSwarajプラットフォームが導入され、このプラットフォームにより2023年9月現在で9割以上の村パンチャーヤトの財務状況等が公表されている¹⁶⁹。

ア 歳入構造

2022-23年度では、村パンチャーヤト平均の経常収入約212万ルピーのうち、約96%が中央政府及び州政府等からの補助金となっており、財源を補助金に依存している（(表5-8)参照）。

(表5-8) 村パンチャーヤトの経常収入内訳（1パンチャーヤトあたり）¹⁷⁰

(単位：ルピー)

	2020-21	2021-22	2022-23
経常収入 (I+II+III)	22,02,057	23,20,265	21,23,384
I. 税収 (1-8)	55,918	62,595	49,893
1 雇用税	4,496	4,371	4,334
2 地租	269	273	415
3 印紙代と登録料	7,264	9,360	6,323
4 農地以外の不動産に対する税金	65,662	73,287	58,007
5 自動車税	0	0	0
6 物品及び乗客に対する課税	72	57	66
7 サービス税	656	742	850
8 関税と商品に対する税金	569	622	496

¹⁶⁸ インド準備銀行 REPORT ON MUNICIPAL FINANCES 2022 p.76.

¹⁶⁹ インド準備銀行 FINANCES OF PANCHAYATI RAJ INSTITUTIONS 2024 p.8. p.10.

¹⁷⁰ 3年間のデータが提出されている208,848の村パンチャーヤトにおける1村パンチャーヤトあたりの平均データ。208,848はポータルでデータが公表されている村パンチャーヤト総数(258,561)の80.8%に相当する。(FINANCES OF PANCHAYATI RAJ INSTITUTIONS 2024 p.10.)

II.税外収入 (1 - 15)	70,572	72,286	73,497
1 受取利息	26,133	22,819	27,056
2 地域資産の維持管理	539	523	468
3 教育	0	1	1
4 市場・祭	428	445	478
5 健康・家族福祉	471	483	427
6 給水・衛生	10,619	10,786	9,518
7 農村住宅	1,934	2,218	2,387
8 畜産、酪農、家禽、燃料と飼料	28	49	108
9 漁業	1,634	1,528	1,280
10 林業	0	1	1
11 農業普及を含む農業	207	1,034	791
12 パンチャーヤティ・ラージ・プログラム	86,277	99,870	95,065
13 小規模灌漑	5	5	0
14 農村電化	158	162	138
15 村落及び小規模産業	131	105	85
III.補助金 (1 - 3)	21,06,881	22,21,496	20,28,778
1 中央政府からの補助金	17,05,875	18,46,118	16,94,428
2 他機関からの補助金	20,811	21,858	18,054
3 州政府からの補助金	6,99,731	6,79,957	6,06,751

注：内訳の足し上げと計は一致しない。

出典：インド準備銀行「FINANCES OF PANCHAYATI RAJ INSTITUTIONS 2024」¹⁷¹

イ 歳出構造

2022-23 年度では、村パンチャーヤト平均の経常支出約 125 万ルピーのうち、約 59%がパンチャーヤティ・ラージ・プログラム、約 32%が給水・衛生関係の支出となっている（(表 5 - 9) 参照）。

(表 5 - 9) 村パンチャーヤトの経常支出内訳 (1 パンチャーヤト平均)¹⁷²

(単位：ルピー)

	2020-21	2021-22	2022-23
経常支出 (1 - 26)	17,32,475	13,88,299	12,50,124
1 農業	384	662	669
2 畜産、酪農、家禽、燃料と飼料	534	960	871
3 芸術、文化、図書館	1,098	765	701

¹⁷¹ インド準備銀行 FINANCES OF PANCHAYATI RAJ INSTITUTIONS 2024 p.59.

¹⁷² 3年間のデータがあった 178,572 の村パンチャーヤトにおける 1 村パンチャーヤトあたりの平均データ。178,572 はポータルでデータが公表されている村パンチャーヤト総数 (258,561) の 69.1%に相当する。(出典：インド準備銀行 FINANCES OF PANCHAYATI RAJ INSTITUTIONS 2024 p.10.)

4 教育	682	2,133	2294
5 漁業	1	1	2
6 林業	160	99	96
7 健康・家族福祉	3,382	3,363	2,450
8 利払い	2,182	2,513	1,920
9 地域資産の維持管理	75,262	46,678	34,082
10 市場・祭	260	818	1,226
11 小規模灌漑	641	526	476
12 非従来型エネルギー源	411	65	25
13 パンチャーヤティ・ラージ・プログラム (i-iv)	14,00,463	9,07,500	7,36,211
(i) 県パンチャーヤト・プログラム	3,407	3,397	2,489
(ii) 村パンチャーヤト・プログラム	13,78,731	8,80,884	7,10,965
(iii) その他の支出	32,737	43,324	42,519
(iv) 郡パンチャーヤト・プログラム	5,125	5,561	4,737
14 年金及びその他の退職給付	1	2	2
15 貧困緩和プログラム	13,737	11,506	7,817
16 公共流通システム	72,128	69,743	25,215
17 農村電化	51,858	56,769	50,767
18 農村住宅	2,280	2,840	2,738
19 社会保障と福祉	1,19,823	1,05,433	57,171
20 土壌・水質保全	485	322	274
21 技術訓練と職業教育	24	72	3
22 輸送	53,056	90,586	95,423
23 村落及び小規模産業	80	33	38
24 給水・衛生 (i-vi)	1,68,365	3,24,390	3,96,199
(i) 掘り抜き井戸の保守と修理	17,640	27,015	30,201
(ii) 給水施設の維持管理	41,186	67,563	79,456
(iii) その他の支出	80,723	1,69,079	2,10,508
(iv) 下水及び固形廃棄物管理	1,322	25,558	36,124
(v) 下水道と衛生設備	35,519	47,728	57,483
(vi) 雨水の排水	10,213	23,905	26,197
25 指定部族等の福祉	2,021	1,590	1,825
26 女性・児童福祉	1,486	3,504	3,976

注：内訳の足し上げと計は一致しない。

出典：インド準備銀行「FINANCES OF PANCHAYATI RAJ INSTITUTIONS 2024」

173

第2節 税財政制度

1 立法権限（課税権）

¹⁷³ インド準備銀行 FINANCES OF PANCHAYATI RAJ INSTITUTIONS 2024 p.73.

(1) 中央－州政府間の課税権配分

中央政府と州政府の課税権配分は、憲法第 246 条の第 7 附表に明記されている。一般に、課税ベースが州際にまたがるものは中央政府が、課税ベースが局地的であるものは州政府が課税権を有する。また、中央政府は非農業関連の所得・資本に対して、州政府は農業関連の所得・資本に対して、それぞれ課税権を有する。2023 年度 GDP（2 次予測値）¹⁷⁴において農林水産業が占める割合は 1 割強に過ぎないことを考えると、徴収額では中央政府に有利な税目配分といえる。

なお、物品・サービス税（Goods and Services tax、以下「GST」という。）については連邦・州ともに法律を制定する権限を有する¹⁷⁵。

(表 5－10) 中央政府と州政府の課税に関する立法権区分

○中央政府¹⁷⁶

1. 所得税（農業所得を除く）
2. 関税（輸出税を含む）
3. インド国内で製造又は生産された次の商品に関する消費税 (a)石油原油 (b)高速ディーゼル (c)モータースピリット（一般にガソリンとして知られる） (d)天然ガス (e)航空タービン燃料 (f)タバコとタバコ製品
4. 法人税
5. 資産税（個人・企業の農地を除く）及び法人資産税
6. 不動産税（農地を除く）
7. 相続税（農地を除く）
8. 鉄道、海路又は空路で輸送される物品及び乗客への通行税
9. 証券取引税（印紙税を除く）
10. 為替手形、小切手、約束手形、船荷証券、信用状、保険証書、株式、債券の譲渡、委任状、領収書に関する印紙税の税率
11. 州際取引税（新聞を除く）
12. 州際在庫異動税
13. 州リスト及び共管リストに記載されていない税

○州政府¹⁷⁷

1. 地租
2. 農業所得税
3. 農地相続税
4. 農地に関する不動産税
5. 土地・建物税
6. 鉱権税
7. 州内で製造又は生産された以下の商品に関する消費税と、インドの他の地域で製造又は生産される同様の商品に対する同率又は低率の相殺関税。

¹⁷⁴ アジア経済研究所「アジア動向年報 2024」 p.495.

¹⁷⁵ 憲法第 246 条 A

¹⁷⁶ 憲法第 7 附表リスト 1（連邦リスト） 81~92B,97

¹⁷⁷ 憲法第 7 附表リスト 2（州リスト） 45~63

(a) アルコール飲料 (b) アヘン、インド大麻、その他麻薬。 ただし、アルコール又は本項(b)を含む医薬品及び化粧品は該当しない。
8. 電力消費税、電力売上税
9. 石油原油、高速ディーゼル、モータースピリッツ、天然ガス、航空タービン燃料及びアルコール飲料の売上税（州際取引は含まない）
10. 陸路又は内陸水路で輸送される物品及び乗客への通行税
11. 車輛税（路面電車を含む）
12. 動物税、船舶税
13. 通行税
14. 雇用税
15. 人頭税
16. 農村部自治体、都市部自治体、地域評議会、又は地方評議会が賦課・徴収する範囲での娯楽に対する奢侈税
17. 文書用印紙税の税率（中央政府が定めるものを除く）

○中央政府及び州政府の共管¹⁷⁸

1. 印紙税（司法印紙によって課税される税及び手数料を除く。また税率の設定は除く）

(2) 物品・サービス税（GST）

2017年7月1日から、GSTが導入された。

GSTとは、以前に中央政府と州政府の両方がそれぞれ課税していた複数の間接税を統一して一本化したものである。

課税については、中央政府と州政府がそれぞれ同時に中央 GST (CGST) と州 GST (SGST) を課するという二重構造になっている。また、州間若しくは国外から物品及びサービスの供給を行う場合には、統合 GST (IGST) が課され、これは中央政府によって徴収されるが仕向け先の州に最終的には配分される。

歳入分配の面では、GST 評議会が重要な役割を果たしており、GST 評議会は、税率、免税措置、中央政府と州政府の歳入分配等、GST の様々な側面について決定を下している。

インドの GST では、商品とサービスは 5%、12%、18%、28% など、さまざまな税率に分類される。一部の必需品は GST が免除され、金やダイヤモンドの加工品は低税率となっている¹⁷⁹。

なお、全ての物品・サービスに GST が課されているわけではない。例えば、アルコール飲料は現在 GST の対象外であり、各州で消費税¹⁸⁰率を定めることができる。

(3) 中央政府から州政府への税収分与

憲法では中央政府が賦課する税について、徴収者及び州政府への配分について定

¹⁷⁸ 憲法第7附表リスト3（共管リスト） 44

¹⁷⁹ GST 評議会ウェブサイト [<https://gstcouncil.gov.in/brief-history-gst>]（最終検索日：2025年1月6日）

¹⁸⁰ 「物品税」とも呼ばれるが GST 対象物品と差別化するために本書ではアルコール飲料に関する税については「消費税」と呼ぶ。

めている。

具体的には以下のとおり。

ア 印紙税¹⁸¹

中央政府が税率を定める印紙税については、州政府（ただし連邦直轄領の場合は中央政府）が徴収し、その税収については当該税が発生した州政府に配分される。

イ 州際取引税及び州際在庫移動税¹⁸²

中央政府が賦課及び徴収し、国会が定める法律に従って該当州政府に分配される。

なお、州際取引税とは、新聞以外の物品の販売又は購入でその取引が州際で（州間又は国をまたいで）行われるものに関する税を指す。州際在庫移動は州際の物品在庫移動に関する税を指す。

ウ 州際の GST¹⁸³

中央政府が賦課及び徴収し、GST 評議会の勧告に基づき中央政府と州政府で分配する。（この仕組みによって徴収される税は統合 GST と呼ばれる。）

エ その他中央政府が賦課する税¹⁸⁴

中央政府が賦課及び徴収し、連邦財政委員会の勧告に基づき中央政府と州政府で分配する。

2 中央－州政府間の財源移転

前述したとおり、州政府は大きな支出責任を負っているものの、中央政府に有利な課税権限になっており、財源において中央政府と州政府で垂直的不均衡が生じている。この不均衡に対処するため、中央政府から州政府への大規模な財源移転が行われている。

財源移転は税収分与及び補助金の2形態によって行われている。それらが移転全体に占める割合は、順に概ね 51%、49%（2022/2023 年度決算¹⁸⁵）である。

財源移転の流れを示したものが（図 5－1）である。

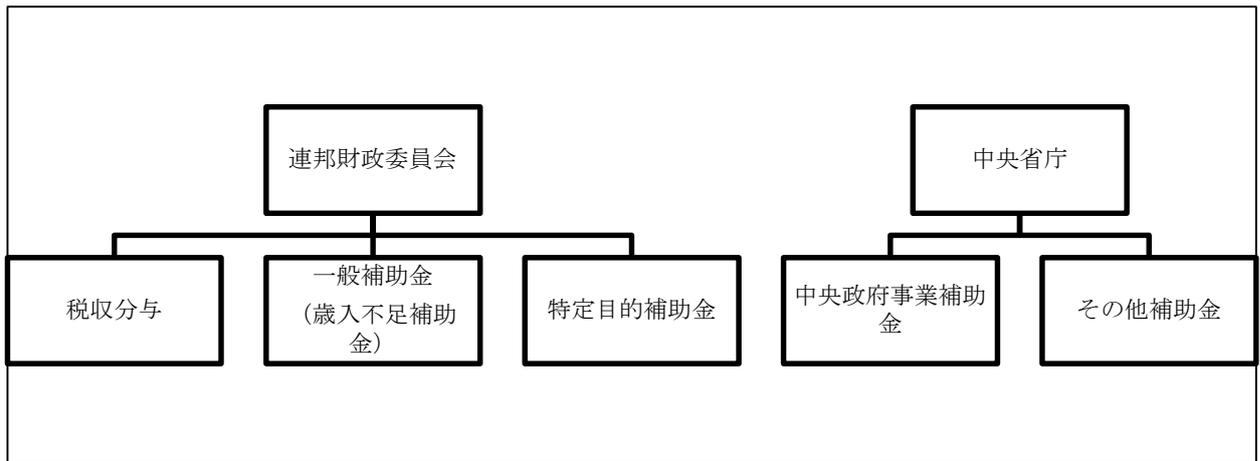
¹⁸¹ 憲法第 268 条

¹⁸² 憲法第 269 条

¹⁸³ 憲法第 269A 条

¹⁸⁴ 憲法第 270 条

¹⁸⁵ インド財務省 2024-2025 予算資料（BUDGET AT A GLANCE 2024-2025） p.12.



(図 5 - 1) 中央政府から州政府（地方自治体）への財源移転の流れ（2015 年以降）
出典：インド第 15 次財政委員会「FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES Report For 2021-26」を基に作成¹⁸⁶

(1) 連邦財政委員会勧告による税収分与及び補助金

連邦財政委員会は、中央－州政府間の垂直的不均衡と、州政府相互間の水平的不均衡とを是正する目的で中央政府の財源移転等を実施するための勧告を行う機関であり、憲法規定に基づいて 5 年毎に設置される。

直近では、2017 年に設置された第 15 次財政委員会が 2021/2022～2025/2026 会計年度の 5 年間についての報告書を 2020 年に提出している¹⁸⁷。なお、2020/2021 会計年度に関する報告書を 2019 年にも提出している¹⁸⁸。

ア 税収分与

連邦財政委員会による税収分与は、中央－州政府間の財源移転制度の中核を成している。

(ア) 垂直的配分

中央政府の税収¹⁸⁹に関する州への分与率は 2021/2022～2025/2026 会計年度の 5 年間は 41%¹⁹⁰となっており、(表 5 - 11) のとおり分与率は増加傾向にある。

¹⁸⁶ インド第 15 次財政委員会 FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES Report For 2021-26 Volume-I Main Report October 2020 p.35. Figure 2.6

¹⁸⁷ インド第 15 次財政委員会 FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES Report For 2021-26 を指す。

¹⁸⁸ 2020-21 会計年度の報告書を 2019 年 12 月 5 日に大統領に提出している。(インド第 15 次財政委員会 FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES Report For 2021-26 p.5.)

¹⁸⁹ ただし、分与前に税の徴収費用にかかる費用を控除している。(インド第 15 次財政委員会 FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES Report For 2021-26 p.106.)

¹⁹⁰ インド第 15 次財政委員会 FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES Report For 2021-26 p.165.

(表 5 - 11) 中央政府税収に占める州への税収分与率

第 11 次 (2000-05)	第 12 次 (2005-10)	第 13 次 (2010-15)	第 14 次 (2015-20)	第 15 次 (2020-26)
29.5%	30.5%	32.0%	42.0%	41.0%

出典：インド第 15 次財政委員会「FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES Report For 2021-26」を基に作成¹⁹¹

(イ) 水平的配分

各州への税収分与に関する分配基準は（表 5 - 12）のとおりで各州の財政需要等を勘案している。

(表 5 - 12) 各州への税収分与基準

指標	比重 (%)
人口	15.0
面積	15.0
森林と生態系	10.0
所得乖離 ¹⁹²	45.0
税財政努力	2.5
人口統計的变化	12.5

出典：インド第 15 次財政委員会「FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES Report For 2021-26」¹⁹³

この基準により、各州への分配率は（表 5 - 13）のとおりとなる。

(表 5 - 13) 中央政府税収の各州への分配率

州名	シェア (%)
アンドラ・プラデシュ州	4.047
アルナーチャル・プラデシュ州	1.757
アッサム州	3.128
ビハール州	10.058
チャッティースガル州	3.407
ゴア州	0.386
グジャラート州	3.478

¹⁹¹ インド第 15 次財政委員会 FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES Report For 2021-26 Volume-I Main Report October 2020 p.151. Table 6.1

¹⁹² 全州平均の 1 人当たり所得とその州の 1 人当たり所得の差

¹⁹³ インド第 15 次財政委員会 FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES Report For 2021-26 Volume-I Main Report October 2020 p.163. Table 6.4

ハリヤナ州	1.093
ヒマーチャル・プラデシュ州	0.830
ジャールカンド州	3.307
カルナータカ州	3.647
ケララ州	1.925
マディヤ・プラデシュ州	7.850
マハーラーシュトラ州	6.317
マニプール州	0.716
メガラヤ州	0.767
ミゾラム州	0.500
ナガランド州	0.569
オディシヤ州	4.528
パンジャブ州	1.807
ラジャスタン州	6.026
シッキム州	0.388
タミル・ナド州	4.079
テランガナ州	2.102
トリプラ州	0.708
ウッタル・プラデシュ州	17.939
ウッタラカンド州	1.118
西ベンガル州	7.523
計	100

出典：インド第 15 次財政委員会「FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES
Report For 2021-26」¹⁹⁴

イ 連邦財政委員会勧告による州への補助金¹⁹⁵

(ア) 歳入不足補助金

税収分与後にもなお歳入が不足すると見込まれる州に対して、補助金を出している。(表 5-14) のとおり、2021-22 会計年度については 17 州、2025-26 会計年度については 6 州に補助金を出すこととしている。

¹⁹⁴ インド第 15 次財政委員会 FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES Report For 2021-26 Volume-I Main Report October 2020 p.164. Table 6.5

¹⁹⁵ 憲法第 275 条

(表5-14) 歳入不足補助金額

(単位：千万ルピー)

州名	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25	2025-26	2021-26
アンドラ・プラデシュ州	17257	10549	2691	なし	なし	30497
アッサム州	6376	4890	2918	なし	なし	14184
ハリヤナ州	132	なし	なし	なし	なし	132
ヒマーチャル・プラデシュ州	10249	9377	8058	6258	3257	37199
カルナータカ州	1631	なし	なし	なし	なし	1631
ケララ州	19891	13174	4749	なし	なし	37814
マニプール州	2524	2310	2104	1701	1157	9796
メガラヤ州	1279	1033	715	110	なし	3137
ミゾラム州	1790	1615	1474	1079	586	6544
ナガランド州	4557	4530	4447	4068	3647	21249
パンジャブ州	10081	8274	5618	1995	なし	25968
ラジャスタン州	9878	4862	なし	なし	なし	14740
シッキム州	678	440	149	なし	なし	1267
タミル・ナド州	2204	なし	なし	なし	なし	2204
トリプラ州	4546	4423	4174	3788	2959	19890
ウッタラカンド州	7772	7137	6223	4916	2099	28147
西ベンガル州	17607	13587	8353	568	なし	40115
計	118452	86201	51673	24483	13705	294514

出典：インド第15次財政委員会「FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES Report For 2021-26」¹⁹⁶

(イ) 特定目的補助金

第三層の地方自治体の財源を拡充するための地方自治体補助金や災害管理を強化するための補助金等、目的に応じて補助金を出している((表5-15)のとおり)。

(表5-15) 2021-26年度における財政委員会が勧告した補助金額 (単位：千万ルピー)

	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25	2025-26	2021-26
1 歳入不足補助金	118452	86201	51673	24483	13705	294514
2 地方自治体補助金	80297	84703	87181	92087	92093	436361
3 災害管理補助金	22184	23294	24466	25688	26969	122601

¹⁹⁶ インド第15次財政委員会 FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES Report For 2021-26 Volume-I Main Report October 2020 p.297. Table 10.4

4 セクター別補助金(i~viii)	12346	23729	24773	33062	36077	129987
i 保健	4767	6211	6368	6527	7882	31755
ii 学校教育		1200	1200	1200	1200	4800
iii 高等教育	1133	1177	1259	1303	1271	6143
iv 農業改革の実施		7500	7500	15000	15000	45000
v PMGSY道路の維持管理	3731	4249	5565	6151	7843	27539
vi 司法	2085	2085	2085	2085	2085	10425
vii 統計	0	677	166	166	166	1175
viii 意欲的な県と郡	630	630	630	630	630	3150
5 州別補助金	0	9919	9919	14883	14878	49599
合計	233279	227846	198012	190203	183722	1033062

出典：インド第 15 次財政委員会「FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES Report For 2021-26」¹⁹⁷

(2) 中央政府からの補助金（連邦財政委員会の勧告によらないもの）

中央政府事業による補助金で支出金額の大きいものにマハトマ・ガンジー全国農村雇用保証事業がある。これは「THE NATIONAL RURAL EMPLOYMENT GUARANTEE ACT, 2005」に基づく雇用事業で、農村部の未熟練労働に就く意志がある成人労働者に、毎会計年度に少なくとも 100 日の賃金保証雇用を提供するものである。事業費は 2022/2023 度決算で 9080.6 億ルピーとなっている¹⁹⁸。

第 12 次～第 14 次財政委員会期間中は、中央政府はその収入のうち 50%前後を毎年度州政府に移転していた（(表 5-16) のとおり）。

(表 5-16) 中央政府収入の州への財源移転割合¹⁹⁹ (単位：%)

会計年度	財政委員会 (FC) 勧告による財源移転			その他 FC 以外による財源移転 (4)	移転合計 (3+4)	FC と FC 以外の移転比率	移転額対 GDP 比
	税収分与 (1)	補助金 (2)	合計 (1+2) (3)				
第 12 次 FC 期平均 (2005-10 年)	22.03	4.35	26.38	21.01	47.39	55.7 : 44.3	6.03
第 13 次 FC 期平均 (2010-15 年)	23.80	3.96	27.75	20.47	48.22	57.6 : 42.4	5.76

¹⁹⁷ インド第 15 次財政委員会 FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES Report For 2021-26 Volume-I Main Report October 2020 p.327. Table 10.12

¹⁹⁸ インド財務省 2024-2025 予算資料 (BUDGET AT A GLANCE 2024-2025) p.16.

¹⁹⁹ 収入は税外収入も含む

2010-11	21.68	3.12	24.79	23.87	48.66	50.9 : 49.1	6.45
2011-12	25.27	4.35	29.62	23.73	53.35	55.5 : 44.5	6.17
2012-13	24.84	3.86	28.70	19.96	48.66	59.0 : 41.0	5.74
2013-14	23.79	4.03	27.82	17.93	45.75	60.8 : 39.2	5.45
2014-15	23.41	4.28	27.70	18.57	46.27	59.9 : 40.1	5.35
第 14 次 FC 期平均 (2015-19 年)	31.37	4.51	35.88	14.74	50.62	70.9 : 29.1	6.30
2015-16	29.66	4.96	34.61	13.24	47.86	72.3 : 27.7	5.93
2016-17	30.57	4.80	35.38	13.04	48.41	73.1 : 26.9	6.26
2017-18	31.87	4.37	36.24	16.77	53.01	68.4 : 31.6	6.55
2018-19	32.88	4.05	36.92	15.45	52.38	70.5 : 29.5	6.39
2019-20 RE	26.15	4.93	31.08	18.61	49.69	62.5 : 37.5	6.10
第 15 次 FC 期 2020-21 BE	27.93	5.34	33.27	18.22	51.48	64.6 : 35.4	6.43

出典：インド第 15 次財政委員会「FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES Report For 2021-26」²⁰⁰

(3) 州から地方自治体への財源移転

州財政委員会は、連邦財政委員会と対をなす憲法上の存在であり、州から第三層の地方自治体への資金配分に関するルールや委譲される税収・税外収入の範囲を決めることが期待されている。州財政委員会の勧告は、州政府と地方自治体間の財源調整に加え、第三層への財源移譲の仕組みと流れにより大きな安定性と予測可能性を与えることができる。

また、GST の実施に伴い、以前は地方自治体の裁量であった税金の一部が GST に組み込まれ、その結果、第三層の地方自治体は、上層政府からの財源移転により依存するようになった。

しかし、以下のことも指摘されている。

- ・州政府は、5 年ごとに州財政委員会を設置することが義務付けられているにもかかわらず、定期的かつ適時に州財政委員会を設置していない。
- ・そのため、ほとんどの州において、州財政委員会はルールに基づく第三層の地方自治体政府への資金配分を確保するという役割を果たしていない。

²⁰⁰ インド第 15 次財政委員会 FINANCE COMMISSION IN COVID TIMES Report For 2021-26 Volume-I Main Report October 2020 p.90. Table 3.18

- ・適時的な設置から遅れている理由には、州財政委員会が報告書を提出するまでに平均で約 32 ヶ月かかり、州政府が州議会で州財政委員会の報告書に対する措置報告書を提出するまでに平均で約 11 ヶ月かかるといった現状がある。
- ・その結果、第三層の地方自治体への資金の流れは安定せず、予測もできず、市民への基本的なサービスの提供を妨げている²⁰¹。

第3節 地方財政を巡る動き

1 GST の導入

(1) 経緯²⁰²

GST は、税の障壁を減らして税制を合理化することでインド経済の効率性と競争力の向上をもたらすとともに、中央政府と州政府の間の財政関係に根本的な変化をもたらした。GST の下では中央政府と州政府の双方が物品やサービスに対する課税と徴収の権限を有し、これにより州間の税制の調和と統一が進み、経済統合が促進されたと言われている。

インドにおける全国的な GST の構想は、2000 年に間接税に関するタスクフォース²⁰³によって初めて提案された。その目的は、複雑で断片化された現行の税制を、順守を簡素化し、税の連鎖を減らし、経済統合を促進する統一的な制度に置き換えることであった。

各州の財務大臣からなる諮問委員会は、2009 年に第 1 次ディスカッション・ペーパーにより制度設計とロードマップを発表した。憲法改正法案は 2011 年に提出されたが、州への補償やその他の問題で困難に直面した。

中央政府と州政府の数年の協議と交渉の末、2014 年に GST の実施を可能にするための憲法改正法案が国会に提出された。一定の修正を加えた法案は最終的に 2016 年 8 月に上院及び下院で可決された。さらに、同法案は憲法上必要とされる数の州議会によって承認され、2016 年 9 月 8 日に大統領の同意を得て、第 101 回憲法改正法（2016 年）として制定された。GST 評議会は 2016 年 9 月 15 日付で設立され、GST 評議会を支援するため、GST 評議会事務局も設置された。

2017 年 7 月 1 日、GST 法²⁰⁴が施行され、GST は中央税と州税の複雑な間接税のシステムに取って代わった。

また、GST 導入の準備のため、必要な技術インフラを構築し、税務職員や企業を訓練するための大規模な取組が行われた。納税者登録、申告、納税を含む GST 手続に関する IT 環境を構築するため、非営利企業である GST ネットワーク (GSTN) が設立された。

²⁰¹ インド準備銀行 REPORT ON MUNICIPAL FINANCES 2022 pp.8-9.

²⁰² GST 評議会ウェブサイト [<https://gstcouncil.gov.in/brief-history-gst>] (最終検索日：2025 年 1 月 6 日)

²⁰³ Kelkar Task Force on Indirect taxes を指す

²⁰⁴ 中央政府及び各州で GST に関する法律を制定している。

併せて、GST 体制への円滑な移行を確保し州が被る歳入損失に対処するため、補償メカニズムが設立された。中央政府は、GST 導入当初数年間の歳入不足を州に補償することを約束した。この補償は、期待される歳入増と州が実際に徴収した歳入のギャップを埋めることを目的としている。

(2) GST の特徴²⁰⁵

GST はインドにおける物品・サービスの供給に対して課される包括的な間接税である。以下は、GST の主な特徴である。

- ① 一国税制：GST は、物品税、サービス税、付加価値税 (VAT) 等、中央政府及び州政府が課税する複数の間接税に取って代わるものである。GST はインド全土に均一な税制をもたらし、複数の税金の連鎖を排除した。
- ② 二重構造：GST は、中央政府が課税する中央 GST (CGST) と州政府が課税する州 GST (SGST) の二重構造で運営されている。州間取引の場合、統合 GST (IGST) が適用され、中央政府が徴収し、各州に配分される。商品やサービスの輸入は州をまたがる供給として扱われ、適用される関税に加えて IGST が課される。
- ③ 仕向地課税：GST は仕向地課税であり、製造業者から消費者に至るサプライチェーンの各段階で課税される。各段階での付加価値に適用されるため、控除がスムーズに行われ、最終消費者の税負担が軽減される。
- ④ 仕入税額控除：GST は仕入税額控除を認めており、企業は商品やサービスの生産や提供に使用された仕入品に対して支払った税金の控除を申請することができる。これにより、二重課税を回避し、全体的な納税額を減らすことができる。
- ⑤ GST は、アルコール飲料を除く全ての商品とサービスに適用される。タバコとタバコ製品については GST の対象となっており、5つの特定石油製品 (原油、高速ディーゼル、自動車燃料 (いわゆるガソリン)、航空機タービン燃料、天然ガス) に対する GST は、GST 評議会が勧告する日から適用される。さらに、中央政府は別途これらに中央物品税を課す権限を有する。併せて、輸出はゼロ税率である。したがって、輸出される商品やサービスには、前段階税 (input tax) や完成品に対する税金はかからない。
- ⑥ 小規模事業者の免税：売上高が一定以下の零細事業者は、GST が免除される。これにより零細事業者の税務負担を減らしている。
- ⑦ 簡易課税制度：売上高が一定以下の中小事業者は、売上高の一定割合を GST として納付する。これにより中小事業者の税務が簡素化されている。

²⁰⁵ GST 評議会ウェブサイト [<https://gstcouncil.gov.in/brief-history-gst>] (最終検索日：2025年1月6日)

- ⑧ オンライン手続：登録、申告、納税、その他の税手続のためのオンラインポータル GSTN (Goods and Services Tax Network) が導入されている。これにより手続が合理化され、納税義務を果たすことが容易になっている。
- ⑨ 利益相反対策：GST の恩恵が消費者に確実に還元されるよう、政府は国家利益相反対策庁 (NAA) を設立した。NAA は、GST の実施によって企業が不当な価格設定や利益供与を行わないよう監視している。2022 年 12 月 1 日以降、GST の利益相反に関する苦情は全てインド競争委員会 (CCI) が処理している。
- ⑩ コンプライアンスと透明性の向上：GST は、より多くの企業を正式な経済に参加させることで、税務順守を強化することを目的としています。手続のデジタル化と電子記録による税制の透明性は、脱税の抑制と透明性の向上に役立っている。
- ⑪ 部門別免税：医療、教育、食料品等の基本的な必需品など、特定の分野は GST が免除されるか、税率が引き下げられる。
- ⑫ 統合 GST・州 GST 間の資金移転を把握するため、中央政府と州政府の間で定期的に決算が行われる。資金の移動は納税者が提出した申告書に記載された情報に基づいて行われる。

2 地方債市場

中央政府と州政府は従来から経常収入で賄えない部分（財政赤字）を市場等からの借入れ（公債）で賄ってきた。最近では、都市部自治体でも市場からの借入金、いわゆる地方債を財源として活用する動きが進んできている。なお、地方自治体が借入れを行うには州政府の許可が必要である²⁰⁶。

1997 年にベンガルール市が地方自治体で初めて地方債を発行したのを皮切りに、2005 年までに 9 つの都市部自治体が地方債を発行し、累計 120 億ルピーを調達した。

2006 年以降は中央政府事業の関係もありしばらく地方債の発行額は少なくなっていたが、2017 年から 2021 年までの 5 年間で 9 つの都市部自治体が累計 384 億ルピーを調達した。

2015 年にはインド証券取引所により地方債の発行と上場に関するガイドラインが定められたとともに、現在はインド国内の主要格付け機関が都市部自治体の信用格付けを行っているなど、地方債に投資家がアクセスしやすい基盤が整ってきている。

また、個々の自治体の起債コストを抑えかつ起債の信用度を高めるため、同じ州内の自治体同士で連携してファンドを作って共通の債券を発行する事例も出てきている²⁰⁷。

²⁰⁶ インド準備銀行 REPORT ON MUNICIPAL FINANCES 2022 p.6.

²⁰⁷ インド準備銀行 REPORT ON MUNICIPAL FINANCES 2022 pp.22-28.

第6章 公務員制度

公務員の任用及び勤務条件については、憲法の規定の制限内において、国会又は州議会の制定法が規定することができる。

ただし、中央政府の事務に関する職務及び役職については大統領又は大統領が指示する者が、州の事務に関する職務及び役職については州知事又は州知事が指示する者が当該職務及び役職への採用及び任命された者の勤務条件を規制する規則を定めることができ、そのように制定された規則は、当該法律の規定に従って効力を有する²⁰⁸。

この憲法の規定により、州及びその州内の地方自治体の公務員の任用及び勤務条件については、各州が法律又は規則により定めている。

【公務員委員会 (Public Service Commission) について】

連邦及び各州にはそれぞれ公務員委員会が設置されており²⁰⁹、中央政府又は州（その州内の地方自治体の公務員含む）の職員を任命するための採用試験等²¹⁰を実施している。

その他、以下の事項等が諮問²¹¹される。

- (a) 公務員（文官）の採用に関する全ての事項
- (b) 職員の任命を行う際の原則並びに職員の昇任及び異動を行う際の原則に関する事項。また、そのような任命、昇任又は異動が行われる候補者の適性に関する事項
- (c) 中央政府又は州政府の全ての職員に影響を及ぼす懲戒に関する事項

なお、2012年3月31日現在の中央政府と地方政府を合わせた職員数は約1,200万人、公社も含めた公共部門の職員数は約1,800万人となっている（(表6-1)参照）。

²⁰⁸ 憲法第309条但し書き

²⁰⁹ 憲法第315条（1）。また憲法第315条（2）では、2以上の州が1つの合同の公務員委員会を設置することについて各州議会で可決した場合は、国会は州合同公務員委員会について法律により規定できるとしている。

併せて、州公務員委員会の委員については州知事が任命する。連邦公務員委員会及び州合同公務員委員会については大統領が任命する。また、各公務員委員会の委員のほぼ2分の1は、それぞれの任命日において、インド中央政府又は州政府の下で少なくとも10年間在職した者でなければならない。（憲法第316条）。

²¹⁰ 憲法第320条（1）

²¹¹ 憲法第320条（3）(a) (b) (c)

(表 6 - 1) インド公共部門の職員数 (2012 年 3 月 31 日現在)

		職員数
政府	中央政府	2,520 千人
	州政府	7,184 千人
	地方自治体	2,107 千人
政府職員数計(a)		11,811 千人
公社	中央政府関係	3,449 千人
	州政府関係	2,349 千人
公社職員数計(b)		5,798 千人
公共部門計(a)+(b)		17,609 千人

出典：インド統計・事業実施省「Statistical Year Book India 2016」を基に作成²¹²

第 1 節 公務員の区分

公務員は次の 3 つに大別することができる。

- ・ 中央政府公務員（職種によってグループ A～D に分かれる）
- ・ 全インド公務職
- ・ 地方公務員（州政府公務員及び地方自治体公務員）

なお、実施される採用試験は職種によって異なる。

1 中央政府公務員

常勤職員数は 2021 年 3 月 1 日現在で 311 万 5,343 人²¹³。うち鉄道省の職員数が 122 万 64 人²¹⁴で省庁の中で最も多く、全体の約 39% を占める。

中央政府（連邦直轄領含む）公務員のうち、上級グループ（A～B）に分類される職種及び全インド公務職は、連邦公務員委員会による採用試験を経て中央省庁等に配属される。その他のグループの職種については、人事・苦情処理・年金省傘下の職員選考委員会（Staff Selection Commission）等²¹⁵によって採用試験が実施される。なお、鉄道省の技術職は、鉄道省傘下の鉄道採用管理委員会（Railway Recruitment Control Board）によって採用試験が実施される。

2 全インド公務職

全インド公務職（AIS : All India Services）は中央政府と地方政府の両方に仕える義務を負う²¹⁶。全インド公務職はインド行政職（IAS : Indian Administrative

²¹² インド統計・事業実施省 Statistical Year Book India 2016 LABOUR & EMPLOYMENT 32.1 Estimated employment in the public and private sectors

²¹³ インド財務省 Annual Report on Pay and Allowances for the Year 2020-21 p.38.

²¹⁴ インド財務省 Annual Report on Pay and Allowances for the Year 2020-21 p.44.

²¹⁵ デリー準州政府（the Government of the National Capital Territory of Delhi）は連邦直轄領であるが、独自に採用試験実施機関（Delhi Subordinate Services Selection Board）を設置している。

²¹⁶ 憲法第 312 条

Service)、インド警察職 (IPS : Indian Police Service) 及びインド森林職 (IFS : Indian Forest Service) から構成される。連邦公務員委員会による採用試験を経て中央政府及び州政府に配属される。

地方との関わりで特に重要な役割を担っているのは、英国統治時代のインド文官職 (ICS : Indian Civil Service) の仕組みを受け継いだ、エリート官僚としてのインド行政職 (IAS) である。

毎年数十万人が採用試験を受験し、合格するのはわずか 180 名前後²¹⁷といわれる IAS は、通常は割り当てられた特定の州と、中央省庁の間を異動しながらキャリアを過ごす。中央省庁における IAS の最上位の役職は、次官 (Secretary) である。その下位に、次官補 (Additional Secretary)、局長／局次長 (Joint Secretary)、課長 (Director)、課長補佐 (Deputy Director)、係長 (Under Secretary) と続く役職のヒエラルキーが構成されている ((表 6 - 2) 参照)。

一般に、県長官 (District Magistrate) 及び州政府の課長級以上のポストは中央から派遣される IAS によってほぼ占められており、高い能力を持つ官僚を中央政府が統一的に採用し、研修を行った上でインド全土に広く配置するシステムとなっている。

(表 6 - 2) 中央政府と州政府の職位対比表

順位	区分	中央政府における職位	州政府におけるほぼ同位の職位
低	下級ポスト	Under Secretary	Deputy Secretary Additional District
↓	上級ポスト	Deputy Secretary	Joint Secretary District Magistrate Deputy Commissioner
↓		Director	Special Secretary Heads of Departments
↓		Joint Secretary	Secretary
↓		Additional Secretary	Principal Secretary Financial Commissioner
↓		Secretary	Chief Secretary
高		Cabinet Secretary	—

出典：一般財団法人自治体国際化協会「インドの公務員制度～インド行政職 (IAS) を中心に～」²¹⁸

²¹⁷ 採用試験の実施状況については第 6 章第 3 節に記載

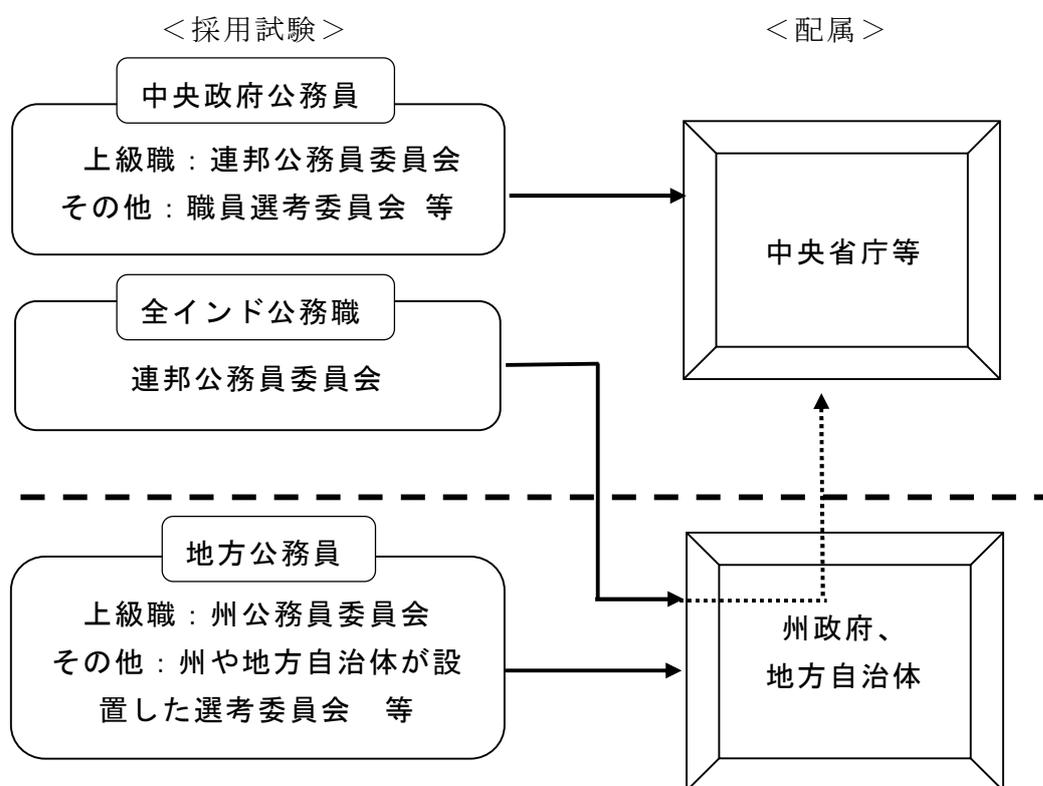
²¹⁸ 一般財団法人自治体国際化協会「インドの公務員制度～インド行政職 (IAS) を中心に～」(2008) p.16.

3 地方公務員（州及び地方自治体公務員）

一般に、州公務職（State Civil Service）といった上級とされる職種は各州の公務員委員会による採用試験を経て配属される。その他の職種については州や地方自治体が設置する選考委員会（Selection Board/Commission）等による採用試験を経て配属される。

なお、州公務職については連邦公務員委員会による選考を経て、中途昇進で IAS になる制度もある²¹⁹。

国家公務員と地方公務員の採用試験及び配属の流れは（図 6 - 1）のとおりとなる。



（図 6 - 1） 国家公務員及び地方公務員の採用試験と配属の流れ

出典：一般財団法人自治体国際化協会「インドの公務員制度～インド行政職（IAS）を中心に～」を基に作成²²⁰

第 2 節 地方公務員の任用方法

州ごとに州及び地方自治体の職員の任用方法及び勤務条件は定められるが、概ねどの州も基本的な任用方法は似ている。ここでは、インドで最古の地方自治体と言われ

²¹⁹ 2013 年 IAS 中途昇進規則（THE INDIAN ADMINISTRATIVE SERVICE（APPOINTMENT BY INDUCTION）REGULATIONS, 2013）

²²⁰ 一般財団法人自治体国際化協会「インドの公務員制度～インド行政職（IAS）を中心に～」（2008）p.5.

ているチェンナイ市を擁するタミル・ナド州の法律（タミル・ナド州公務員（勤務条件）法、以下「本法」という。）及び規則を基に説明する。

1 候補者名簿による任命²²¹

直接採用²²²、異動採用²²³、昇任²²⁴での任命を問わず、州及び地方自治体²²⁵の最初の任命は全て、任命権者が候補者名簿から行う。

候補者名簿は、任命権者又は特別規則²²⁶において権限を付与されたその他の機関が所定の方法で作成し掲示しなければならない。この名簿に記載された候補者が優先順位順に並べられた場合、その順番で職務への任命が行われる。

2 新規採用方法²²⁷

原則、いかなる特別規則にもかかわらず、欠員補充については直接採用及び異動採用の両方の手段によらなければならない。

3 試用期間中の職員の権利²²⁸

承認された試用者²²⁹又は試用期間中の職員²³⁰が任命できる場合、特別規定に基づく直接採用によって補充される欠員でない限り、試用を開始していない者による補充はできない。

4 一時的な任命²³¹

任命権者は、欠員を直ちに補充することが公益上必要であり本法及び関連する特別規則の規定に従ってその任命を行うことが不当に遅れる場合、本法及び同規則に従って任命する以外に、そのポストに定められた資格を有する者を一時的に任命することができる。

²²¹ 2016年タミル・ナド州公務員（勤務条件）法（TAMIL NADU GOVERNMENT SERVANTS (CONDITIONS OF SERVICE) ACT, 2016）第7条より

²²² 採用を募集する通知が出された日又は最初の任命時に採用候補者がインド政府又は州政府の職務に就いていない場合からの採用を指す。（2016年タミル・ナド州公務員（勤務条件）法第3条（r））

²²³ 次の2つの場合からの採用を指す。（2016年タミル・ナド州公務員（勤務条件）法第3条（s））

（1）任命された時点で、マドラス高等裁判所において正職員又は承認された試用者である場合、又は他の職務の試用期間中である場合。

（2）最初に任命された時点で試用期間が定められていなかったポストにおいて、継続3年以内に通算2年間勤務し、十分な勤務成績を収めた場合。

²²⁴ あるクラス、カテゴリー、又はグレードの職務にいる職員を、当該職務の上位のクラス、カテゴリー又はグレードの職務に任命する場合を指す。（2016年タミル・ナド州公務員（勤務条件）法第3条（q））

²²⁵ 2023年タミル・ナド都市部自治体規則（THE TAMIL NADU URBAN LOCAL BODIES RULES, 2023）199条（3）によれば、本規則に特別の定めがない限り、都市部自治体（チェンナイ市など）の職員もタミル・ナド州公務員（勤務条件）法に従うとある。

²²⁶ 職務のポストごとに採用方法等が定められた特別規則が定められている。

²²⁷ 2016年タミル・ナド州公務員（勤務条件）法第9条による

²²⁸ 2016年タミル・ナド州公務員（勤務条件）法第10条による

²²⁹ ある職務、クラス又はカテゴリーの構成員で、試用期間を十分に終了し、当該職務、クラス又はカテゴリーの正式な職員として任命されるのを待っている者をいう。（2016年タミル・ナド州公務員（勤務条件）法第3条（d））

²³⁰ その職務に適用される特別規則の定めるところにより、試用期間を終了していない構成員をいう。（2016年タミル・ナド州公務員（勤務条件）法第3条（p））

²³¹ 2016年タミル・ナド州公務員（勤務条件）法第17条による

ただし、この場合の直接採用による任命は、公務員委員会の管轄内のポストに関しては、公務員委員会が承認した通常の合格者名簿又は予備の合格者名簿に掲載されていない者を任命してはならない。公務員委員会の管轄内のポストに関して直接採用による任命が行われるのは、新たな資格を要する新たなポストが一時的に新設され、委員会が承認する合格者の正規又は予備の合格者名簿を保有していない場合に限る。

また、任命権者は汚職又は不正行為の疑惑に関する調査が係属中の職員について、刑事事件における告発状が提出されていない場合等は一時的に任命することができる。

5 公務員委員会に諮らない事項²³²

以下の事項等は公務員委員会に諮る必要はない。

- ・ 州政府の事務に関連する職務に就く連邦軍の将校に関する事項
- ・ タミル・ナド州公務員委員会規則の別表で指定されたポスト又は委員会の同意を得た上で委員会に照会することなく州政府が任命することを指示したその他のポスト。また、情状による理由で任命するものに関する事項については、委員会に相談してはならない。
- ・ 同一職務内での昇任による任命候補者の適性に関する事項

6 公務員委員会の管轄外ポストに関する採用²³³

募集するポストが公務員委員会の管轄外である場合、選考機関は著名な日刊紙 2 紙（1 紙は現地語）に広告を掲載して志願者を募集した上で、適格な採用候補者名簿を作成する。ただし、殉職した公務員又は 53 歳に達する前に病気で退職した公務員の子どもを（情状で）任命する際にはこれは適用されない。

任命については、任命権者、任命権者が指名する職員、又は任命権者が構成する 3 名以内の委員会が能力に基づいて行う。任命留保規定がある場合はそれに従い、候補者を口頭面接し、必要であれば短時間で評価可能な筆記試験を行った上で選考する。

7 女性の任命²³⁴

女性のみが女性のために特別に設けられた機関又は施設のポストに任命される。ただし、適任かつ適格な女性がない場合は、男性を任命することができる。

直接採用により補充される全ての欠員の最低 30%は、任命留保規定が適用されるか否かにかかわらず、女性候補者で補充されなければならない。任命留保の規定が

²³² タミル・ナド州公務員委員会規則（TAMIL NADU PUBLIC SERVICE COMMISSION REGULATIONS, 1954）第 16 条

²³³ 2016 年タミル・ナド州公務員（勤務条件）法第 18 条による

²³⁴ 2016 年タミル・ナド州公務員（勤務条件）法第 26 条による

適用されるポストに関しては、指定カーストや指定部族等にポストが留保された後、残りの空席の 30% を女性候補者のために確保しなければならない。また、女性候補者は男性候補者とともに残りの 70% の席を争う権利を有する。

8 任命留保²³⁵

指定カーストや指定部族等に関する任命枠の留保が適用されると特別規則が定められている場合、そのポストに関する選考は所定の基準に基づいて行われる。

9 全インド公務職の任命²³⁶

本法又は特別規則の定めにかかわらず、全インド公務職 (AIS) の職員は、州のポストに任命されることができ、当該職員は、当該任命により全インド公務職の職員でなくなることはない。

ただし、インド行政職 (IAS) 又はインド警察職 (IPS) の職員は、その就任するポストが 1954 年インド行政職 (給与) 規則別表又は 1954 年インド警察職 (給与) 規則別表に規定されるポストと地位及び責任が同等であると州政府が宣言しない限り任命されない。

10 懲戒処分²³⁷

以下のようなものがある。

- ・ 戒告
- ・ 罰金
- ・ 昇給又は昇任の停止
- ・ 降格
- ・ 損失補償
- ・ 解任
- ・ 解雇
- ・ 停職

²³⁵ 2016 年タミル・ナド州公務員 (勤務条件) 法第 27 条による

²³⁶ 2016 年タミル・ナド州公務員 (勤務条件) 法第 56 条による

²³⁷ タミル・ナド州公務員 (懲戒及び上訴) 規則 (THE TAMIL NADU CIVIL SERVICES (DISCIPLINE AND APPEAL) RULES(Corrected up to October,2019)) 第 8 条による

第3節 公務員採用試験

ここでは、連邦公務員委員会や州公務委員会が実施した採用試験について説明する。

1 試験方法

(1) 国家公務員

予備試験、筆記試験（本試験）、面接試験の3つの試験が行われ、通常は面接試験及び合格発表は筆記試験の翌年度に実施される。

(2) 地方公務員

筆記試験、面接試験の2つの試験が行われる。なお、州公務職については、予備試験が筆記試験の前に行われる。また、職種によっては面接試験が行われない場合もある。

2 採用試験の実施状況

(1) 国家公務員

過去3年間の試験実施状況については（表6-3）のとおり。

選考期間が1年以上に及び、合格倍率が500倍を超える熾烈な試験となっている。なお、最終合格者のうち近年では180名がインド行政職（IAS）として採用されるという²³⁸。

（表6-3） 国家公務員（行政職）の過去3年間の採用試験実施状況

	2019-20年度	2020-21年度	2021-22年度
予備試験応募者	113万5,261	104万60	—
同 受験者 (A)	56万8,282	48万2,770	—
筆記試験応募者	1万1,771	1万534	9,156
同 受験者	1万1,474	1万343	8,930
面接試験受験対象者	2,302	2,049	—
最終合格者 (B)	922	833	—
(採用予定者 (欠員))	(927)	(836)	—
最終合格倍率 (A/B)	616.4	579.6	—

注：技術職（森林職等）や防衛職（警察職等）は含まれていない

注：年度は予備試験及び筆記試験実施年度。面接試験及び合格発表は翌年度に実施

注：2021-22年度の予備試験応募者等は報告書に数字なし

出典：インド連邦公務員委員会「72nd Annual Report (2021-22)」を基に作成²³⁹

²³⁸ ThePrint(2024年6月13日)[<https://theprint.in/india/governance/higher-intake-of-ias-officers-for-10-years-on-the-cards-as-modi-govt-deliberates-internal-report/2128692/>] (最終検索日：2025年1月6日)

²³⁹ UNION PUBLIC SERVICE COMMISSION 「72nd Annual Report (2021-22)」 pp.12-16、「71st Annual Report (2020-21)」 pp.11-15

(2) 地方公務員

地方公務員採用試験の事例として、タミル・ナド州及びオディシャ州の状況について概況する。

ア タミル・ナド州

過去3年間の試験実施状況は(表6-4)のとおり。

また、選考期間が複数年度に及ぶ職種があり各年度報告書内で受験者と合格者の試験の種類(職種)がそれぞれ対応していないため、合格者数は割愛した。

筆記試験では毎年採用予定者数の50倍以上の応募となっている。

(表6-4) タミル・ナド州公務員委員会の過去3年間の採用試験実施状況

	2019-20年度	2020-21年度	2021-22年度
予備試験応募者	8,691	25万7,236	5,250
(採用予定者(欠員))	(176)	(66)	(50)
筆記試験応募者	184万8,704	1万2,096	10万4,021
(採用予定者(欠員))	(1万2,777)	(188)	(1,920)
面接試験受験対象者	6,246	2,386	1,520
(採用予定者(欠員))	(3,149)	(1,545)	(716)

注：州公務職以外の職種も含む。

注：各年度に実施された試験における応募者数等を記載している。選考期間が複数年度に及ぶ職種があるため、各種試験(予備試験、筆記、面接)の対象者は連動していない。

出典：タミル・ナド州公務員委員会「93RD ANNUAL REPORT 2021-2022」、「92ND ANNUAL REPORT 2020-2021」、「91ST ANNUAL REPORT 2019-2020」を基に作成²⁴⁰

【タミル・ナド州公務職の採用試験実施状況】

タミル・ナド州公務職の選考期間は複数年度に渡る。直近の事例(Group-I Servicesの採用試験)では受験合格倍率が約2,000倍となっている。

■ 2020-21年度募集公告の州公務職(Group-I Services)の採用試験実施状況

- ・ 予備試験応募者 25万7,236人
- 同 受験者(A) 13万1,701人(2021年1月3日実施)²⁴¹
- ・ 筆記試験応募者 3,800人

²⁴⁰ TAMIL NADU PUBLIC SERVICE COMMISSION 「93RD ANNUAL REPORT 2021-2022」 p.10、「92ND ANNUAL REPORT 2020-2021」 p.5、p.20、「91ST ANNUAL REPORT 2019-2020」 p.3.

²⁴¹ TAMIL NADU PUBLIC SERVICE COMMISSION 「92ND ANNUAL REPORT 2020-2021」 p.20.

- 同 受験者 3,049 人 (2022 年 3 月 4 日～3 月 6 日実施) ²⁴²
- ・面接試験受験対象者 137 人 (2022 年 7 月 13 日～7 月 15 日実施) ²⁴³
- ・最終合格者 (B) 66 人 (2022 年 8 月 3 日発表) ²⁴⁴
(採用予定者 (欠員)) (66 人)
- ・最終合格倍率(A/B) 1995.4

イ オディシヤ州

過去 3 年間の試験実施状況は (表 6-5) のとおり。

直近の筆記試験応募者の合格倍率は数十倍となっている。

(表 6-5) オディシヤ州公務員委員会の過去 3 年間の採用試験実施状況

	2020-21 年度	2021-22 年度	2022-23 年度
予備試験応募者	—	—	—
同 受験者	—	—	—
筆記試験応募者 (A)	2 万 6,340	10 万 8,204	10 万 5,943
同 受験者	1 万 7,666	4 万 1,989	5 万 4,745
面接試験受験対象者	1,154	4,090	7,475
最終合格者 (B)	571	2,277	3,718
(採用予定者 (欠員))	(630)	(7,986)	(6,987)
最終合格倍率 (A/B)	46.1	47.5	28.5

注：州公務職以外の職種を含む

注：予備試験については報告書に数字なし

注：最終合格が発表された年度ベース。選考期間が複数年度に及ぶ職種については、予備試験や筆記試験が前年度以前に行われている場合もある

出典：オディシヤ州公務員委員会「SEVENTY-SECOND ANNUAL REPORT (2022-23)」、「SEVENTY-FIRST ANNUAL REPORT(2021-22)」、「SEVENTIETH ANNUAL REPORT(2020-21)」を基に作成²⁴⁵

【オディシヤ州公務職の採用試験実施状況】

オディシヤ州公務職の過去 3 年間の実施状況は (表 6-6) のとおり。なお、タミル・ナド州同様、選考期間が複数年度に及ぶ。

直近の事例では、合格倍率が 100 倍程度となっている。

²⁴² TAMIL NADU PUBLIC SERVICE COMMISSION 「93RD ANNUAL REPORT 2021-2022」 p.33.

²⁴³ タミル・ナド州公務員委員会ウェブサイト

[<https://www.tnpsc.gov.in/document/oraltest/NUMBER%20STATEMENT.pdf>] (最終検索日：2025 年 1 月 6 日)

²⁴⁴ タミル・ナド州公務員委員会ウェブサイト

[https://www.tnpsc.gov.in/document/finalresult/01_2020_CCS_I_PUBLICATION.pdf] (最終検索日：2025 年 1 月 6 日)

²⁴⁵ Odisha Public Service Commission 「SEVENTY-SECOND ANNUAL REPORT (2022-23)」 p.24、「SEVENTY-FIRST ANNUAL REPORT(2021-22)」 p.17、「SEVENTIETH ANNUAL REPORT(2020-21)」 p.10.

(表6-6) オディシヤ州公務職の過去3年間の採用試験実施状況

	2019-20年度	2020-21年度	2021-22年度
予備試験応募者	47,719	71,485	—
同 受験者 (A)	25,780	36,292	—
筆記試験応募者	1,880	4,754	—
同 受験者	1,610	3,848	—
面接試験受験対象者	774	1,961	—
最終合格者 (B)	153	392	—
(採用予定者 (欠員))	(153)	(392)	
最終合格倍率 (A/B)	168.5	92.6	—

注：記載年度は募集公告が実施された年度ベース。2019-20年度募集分については、2021-22年度に、2020-21年度募集分については2022-23年度に合格発表がされた。

注：2021-22年度募集公告分については報告書に数字なし

出典：オディシヤ州公務員委員会「SEVENTY-SECOND ANNUAL REPORT (2022-23)」、「SEVENTY-FIRST ANNUAL REPORT(2021-22)」を基に作成²⁴⁶

第4節 給料

この節では、国家公務員及び地方公務員の給料について、具体的に見ていく。

1 国家公務員

1～18までの「級」、1～40までの「号」の組み合わせによる給料表によって支給額が決定される。²⁴⁷地方政府と関わりの深いインド行政職 (IAS) については (表6-7) のとおり。

(表6-7) インド行政職 (IAS) の月額給料表 (単位：ルピー)

級	中央政府での職位	下限	上限
10	Junior Scale (採用時)	56,100	177,500
11 又は 12	Under Secretary	67,700	209,200
12 又は 13	Deputy Secretary	78,800	214,100
13	Director	118,500	214,100
14	Joint Secretary	144,200	218,200

²⁴⁶ Odisha Public Service Commission 「SEVENTY-SECOND ANNUAL REPORT (2022-23)」 p.28、
「SEVENTY-FIRST ANNUAL REPORT(2021-22)」 p.21.

²⁴⁷ Report of the Seventh Central Pay Commission, November, 2015 p.75. (Table 5: Pay Matrix (Civilian Employees))

級	中央政府での職位	下限	上限
15	Additional Secretary	182,200	224,100
17	Secretary	225,000 (固定額)	
18	Cabinet Secretary	250,000 (固定額)	

出典：Indian Administrative Service (Pay) Rules,2016 を基に作成²⁴⁸

2 地方公務員

(1) タミル・ナド州

1～32までの「級」、1～40までの「号」の組み合わせによる給料表によって支給額が決定される²⁴⁹。これは州内の地方自治体にも適用される²⁵⁰。

具体的に数字を見ていくと、例えば、2022年3月30日に募集公告がなされた「COMBINED CIVIL SERVICES EXAMINATION-IV (GROUP-IV SERVICES)」²⁵¹では、3級、6級、8級及び10級の職員が計7,301人募集されており、3級の職員の初任給は最低16,600ルピーである（(表6-8)のとおり）。

一方、2024年3月28日に募集公告がなされた「COMBINED CIVIL SERVICES EXAMINATION-I (GROUP-I SERVICES)」²⁵²では「22級」の職員が90人募集されており、初任給は最低56,100ルピーである。

²⁴⁸ 「Indian Administrative Service (Pay) Rules,2016」 p.3. (3.(A))、 p.72.(PART-C)、 p.73.(APPENDIX-I)

²⁴⁹ 「The Tamil Nadu Revised Pay Rules, 2017」 pp.21-24. (SCHEDULE-III. PAY MATRIX[REGULAR GOVERNMENT EMPLOYEES])

²⁵⁰ 「The Tamil Nadu Revised Pay Rules, 2017」 p.5.(LOCAL BODIES 17.1)

²⁵¹ タミル・ナド州公務員委員会ウェブサイト

[https://www.tnpsc.gov.in/Document/english/2022_07_CCSE4_g4_eng.pdf] (最終検索日：2025年1月6日)

²⁵² タミル・ナド州公務員委員会ウェブサイト

[https://www.tnpsc.gov.in/Document/english/04_2024_GRP1_ENG_.pdf] (最終検索日：2025年1月6日)

(表6-8) タミル・ナド州及び州内自治体公務員の月額給料表 (単位:ルピー)

級	下限	上限
1	15,700	50,000
2	15,900	50,400
3	16,600	52,400
4	18,000	56,900
5	18,200	57,900
6	18,500	58,600
7	19,000	60,300
8	19,500	62,000
9	20,000	63,600
10	20,600	65,500
20	37,700	119,500
21	55,500	175,700
22	56,100	177,500
23	56,900	180,500
30	123,600	216,600
31	125,200	219,800
32	128,900	225,000

注: 11~19、24~29の級は割愛

出典: The Tamil Nadu Revised Pay Rules, 2017 を基に作成²⁵³

(2) オディシヤ州

州職員は1~17までの「級」、1~40までの「号」の組み合わせによる給料表によって支給額が決定される^{254 255}。

具体的に数字を見ていくと、例えば、2020年12月31日に募集公告がなされた「Odisha Civil Services Examination-2020」²⁵⁶では10級及び12級の職員が計392人募集された。12級職員の初任給は最低56,100ルピーである((表6-9)のとおり)。また、この試験結果については(表6-6)を参照。

²⁵³ 「The Tamil Nadu Revised Pay Rules, 2017」 p.19. (SCHEDULE-I LIST OF LEVELS OF PAY [REGULAR GOVERNMENT EMPLOYEES])

²⁵⁴ 「Odisha Revised Scales of Pay Rules,2017」 (dated the 20th September, 2017)
FIRST SCHEDULE Pay Matrix

²⁵⁵ 「Odisha Revised Scales of Pay Rules,2017」 (dated the 20th September, 2017) の2.では州政府に雇用されている常勤職員に適用されるとある。

²⁵⁶ オディシヤ州公務員委員会 2020年12月31日付公告 (Advertisement for Odisha Civil Services Examination-2020 (Advt. No. 07 of 2020-21))

(表6-9) オディシヤ州公務員の月額給料表 (単位：ルピー)

級	下限	上限
1	16,600	52,400
2	17,200	54,600
3	18,000	56,900
4	19,900	63,200
5	21,700	69,100
6	23,600	74,800
7	25,500	81,100
8	29,200	92,300
9	35,400	112,400
10	44,900	142,400
11	47,600	151,100
12	56,100	177,500
13	67,700	208,700
14	78,800	209,200
15	123,100	215,900
16	127,100	216,300
17	135,100	216,800

出典：Odisha Revised Scales of Pay Rules,2017 を基に作成²⁵⁷

²⁵⁷ 「Odisha Revised Scales of Pay Rules,2017」 (dated the 20th September, 2017) FIRST SCHEDULE Pay Matrix

第7章 個人識別番号制度（アダードール）

インドでは、Aadhaar（以下「アダードール」という。）と呼ばれる個人識別番号が公的サービスやその他経済活動等に使用されている。本章では、そのアダードールについて説明する。

第1節 概観

1 アダードールとは

アダードール（Aadhaar）とはインド居住者が持つことができる12桁の固有ID番号のことを指す。インド居住者であれば外国籍の者も持つことができる。また、アダードール法によればアダードールはインド居住者が取得することができるものであって義務ではない²⁵⁸。

2023年3月末現在で約12.9億のアダードールが有効で、同時期現在のインド推定人口約13.8億人の90%以上が登録を終えていることになる²⁵⁹。

（1）使用用途²⁶⁰

中央政府や州政府は、貧困層や社会的弱者に焦点を当てた多くの社会福祉事業で補助金を提供している。

アダードールを身分証明書として使用することで、受給者は身分を証明するために複数の書類を提出する必要がなくなり、便利でシームレスで手間のかからない方法で直接受給資格を得ることができる。

（2）特徴²⁶¹

ア 固有性

これは、人口統計的及び生体的重複排除の手続によって達成される。重複排除プロセスでは、登録しようとする個人の登録手続で収集された人口統計学的情報²⁶²及び生体情報²⁶³をデータベースの記録と比較し、当該個人が既にデータベースに登録されているかどうかを検証する。個人がアダードールに登録する必要があるのは一度だけであり、重複排除後に生成されるアダードールは1つだけである。アダードール番号保持者による2回目以降の登録は拒否される。一度生成・発行された番号は、二度と再生成・再発行されることはない。

²⁵⁸ Aadhaar (Targeted Delivery of Financial and Other Subsidies, Benefits and Services) Act, 2016, 3(1)

²⁵⁹ Unique Identification Authority of India ANNUAL REPORT 2022-23 p.22.

²⁶⁰ UIDAI ウェブサイト [<https://uidai.gov.in/en/my-aadhaar/about-your-aadhaar/usage-of-aadhaar.html>]（最終検索日：2025年1月6日）

²⁶¹ UIDAI ウェブサイト [<https://uidai.gov.in/en/my-aadhaar/about-your-aadhaar/features-of-aadhaar.html>]（最終検索日：2025年1月6日）

及び Unique Identification Authority of India ANNUAL REPORT 2022-23 p.5.

²⁶² 氏名、生年月日、住所などの人口統計学的情報。ただし、人種、宗教、カースト、部族、民族、言語、受給記録、収入、病歴は含まれない。（Aadhaar (Targeted Delivery of Financial and Other Subsidies, Benefits and Services) Act, 2016, 2(k)）

²⁶³ 写真、指紋、虹彩などの生物学的情報（Aadhaar (Targeted Delivery of Financial and Other Subsidies, Benefits and Services) Act, 2016, 2(g)）

イ 携帯性

アーダールは、オンラインでどこでも認証できるため、インド全国的な携帯性を提供する。これは、何百万人もものインド人が州から州へ、あるいは農村部から都市部へと移動する中で非常に重要である。地域や言語の壁を越えて、州を越えて携帯できる身分証明書である。

ウ 乱数

アーダール番号は規則性のない 12 桁の乱数である。なお、登録を希望する個人は、登録手続きの際に、最低限の人口統計学的情報及び生体情報を提供しなければならない。アーダールの登録手続きでは、カースト、宗教、収入、健康状態等の詳細は把握されない。

エ 拡張可能な情報技術構造

この固有番号に係る情報技術はオープンで拡張可能である。アーダール番号保持者のデータは一元的に保存され、認証は全国どこからでもオンラインで行うことができる。アーダール認証サービスは、1日に1億件の認証を処理できるように構築されている。

オ オープンソース

オープンソースの情報技術構造により、特定のコンピュータ・ハードウェア、特定のサーバー、特定の OS、特定の企業等の技術に依存していない。これにより特定の企業等に依存しない方法で拡張性に対応している。

カ カードはスマートカード（ICチップが埋め込まれたもの）ではなく番号のみを含む。

キ 全国どこからでも登録と更新が可能。

ク 市民権、権利、資格を与えるものではない。

ケ 収集した情報のセキュリティとプライバシーが確保されている。保持者の同意なしにデータは共有されない。

(3) メリット²⁶⁴

ア 政府及び関係機関

Unique Identification Authority of India（以下「UIDAI」という。）は、登録しようとする個人の人口統計学的及び生体属性をデータベース全体と照合して重複を排除した後にのみ、アーダール番号を発行する。

アーダールの発行により、様々な制度における重複を排除することが可能となり、政府の経費を大幅に節約することができる。また、受益者に関する正確なデータを政府に提供し、直接給付事業の実施が可能になる。アーダール認証により、事業実施機関は、サービス又は給付の提供時に受益者を確認することができ、また、受益者に的を絞った給付を確実に行うことができる。これら全ての活動は以下の

²⁶⁴ UIDAI ウェブサイト [<https://uidai.gov.in/en/my-aadhaar/about-your-aadhaar/usage-of-aadhaar.html>]（最終検索日:2025年1月6日）

ことにつながる。

○的を絞った給付による漏れの抑制

サービス提供の前に受益者の確認が必要な社会福祉事業は全て、UIDAI の認証サービスの恩恵を受けることになる。その結果、漏れが抑制され、サービスが意図された受益者だけに確実に提供されるようになる。例えば、公的配給制度受益者への食料と灯油の配給、マハトマ・ガンジー全国農村雇用保証制度²⁶⁵ (MGNREGS) 受益者の作業現場への出勤確認等がある。

○効率性と有効性の向上

アードールプラットフォームがサービス提供の際に正確で透明性の高い情報を提供することで、政府は支出構造を改善し、限られた資源をより効果的かつ効率的に活用することができる。

イ アードール番号保持者

アードール番号保持者に対し、オフライン／オンラインの単一ソースによる本人確認を全国で提供する。アードール番号保持者は、一度登録すれば、アードール番号を使用して、電子的手段又は場合によってはオフラインでいつでも本人認証を行い、身元を証明することができる。これにより、アードール番号保持者がサービス、給付、又は補助金の利用を希望するたびに、裏付けとなる身分証明書類を何度も提出する手間が省ける。

アードールはインド全国で通用する普遍的な ID であるため、いつでもどこでもオンラインでアードールによる認証ができる。そのためアードールは携帯可能な ID となる。

2 導入背景²⁶⁶

本人であることの証明は、アードール導入以前は最大の課題だったと言われている。そのため、貧困層や社会から疎外された人々は、政府からの給付金や補助金、その他の助成金を利用できなかった。また、存在しない、偽物又は重複した身分証明書による資源の漏えいが問題となっていた。様々な公共機関や民間機関が、住民にサービスを提供するために身分証明書を要求したが、身分証明書の検証がないために、偽造申告や施設の不正利用、政府資源の盗用が発生していた。アードール以前の時代には、住民やサービス提供機関が信頼、安心及び自信をもって利用できる、全国的に認められた検証済みの身分証明書や番号が存在していなかった。

²⁶⁵ THE NATIONAL RURAL EMPLOYMENT GUARANTEE ACT, 2005」に基づく雇用事業。農村部の未熟練労働に就く意志がある成人労働者に、毎会計年度に少なくとも 100 日の賃金保証雇用を提供する。

²⁶⁶ Unique Identification Authority of India ANNUAL REPORT 2022-23 pp.1-2.

第2節 UIDAI

アーダールの発行等を担当しているのが UIDAI であり、アーダール法に基づく法定機関である。以下、UIDAI について説明する。

1 UIDAI の役割

UIDAI はインドの全住民にアーダールと名付けられた固有の ID 番号を発行することを目的として設立された²⁶⁷。

(1) 機能

UIDAI は法律²⁶⁸によるとアーダール番号の発行及び認証を行うための方針、手順、制度を定めなければならない。具体的には以下のことが含まれる²⁶⁹。

- (a)登録に必要な人口統計学的情報と生体情報、及びそれらの収集と検証の手続を規定で定めること。
- (b)規定で指定された方法で、アーダール番号を求める個人から人口統計学的情報及び生体情報を収集すること。
- (c)中央 ID データ保管機関 (CIDR) を運営する 1 つ又は複数の事業体を任命すること。
- (d)アーダール番号の発行と個人への割り当てを行うこと。
- (e)アーダール番号の認証を行うこと。
- (f)規則で指定される方法で、CIDR における個人情報情報を維持・更新すること。
- (g)アーダール番号及びそれに関連する情報の削除・無効化
- (h)様々な補助金、給付金、サービス、その他の目的で使われるアーダール番号の使用方法の詳細を定めること。
- (i)登録機関の任命条件及び任命の取消し条件を規定で詳細に定めること。
- (j)CIDR の設立・運用・保守
- (k)アーダール番号保持者の情報を法律の定めによる規定で指定される方法で共有すること。
- (l)検査、照会、監査の実施のための CIDR 及び登録機関に関する情報及び記録の要求
- (m)データ管理、セキュリティ規格、その他の技術的保護措置に関する様々な手続を詳細に規定すること。
- (o)登録機関が法律に基づき提供するサービスに対し規定で指定される方法で手数料を徴収すること、又は登録機関にその手数料を徴収する権限を与えること。
- (p)UIDAI の機能遂行を支援するために必要な委員会を任命すること
- (q)適切な設計を通じたアーダール番号の利用方法を含め、生体認証及び関連分野の進歩のための研究開発の推進

²⁶⁷ Unique Identification Authority of India ANNUAL REPORT 2022-23 p.9.

²⁶⁸ Aadhaar (Targeted Delivery of Financial and Other Subsidies, Benefits and Services) Act, 2016 23.(1)

²⁶⁹ Aadhaar (Targeted Delivery of Financial and Other Subsidies, Benefits and Services) Act, 2016 23.(2)及び Unique Identification Authority of India ANNUAL REPORT 2022-23 p.9 p.10.

- (r)登録機関のための方針及び実務を発展させながら詳細に規定すること
- (s)個人及び登録機関の苦情を解決するための仕組みと苦情処理施設を設置すること。

また、以下のことも可能である²⁷⁰。

- ア 情報の収集・保存・確保・処理、アーダール番号の交付又は認証に関連する機能を実行する目的で、場合により、中央政府、州政府、連邦直轄領又はその他の機関と覚書又は協定を締結すること
- イ 通知により、必要な数の登録機関を任命し、情報の収集、保存、確保、処理、認証、又は関連するその他の機能を実行する機関として権限を与えること
- ウ 法律に基づく機能を効率的に遂行するために必要なコンサルタント、アドバイザー、その他の人物を契約によって指定される手当や報酬、条件で雇うこと

(2) UIDAI の構想・使命・中核的な価値観

UIDAI は以下のとおり構想（ビジョン）・使命（ミッション）・中核的な価値観（コアバリュー）を定めている。

ア 構想（ビジョン）²⁷¹

インドの住民に、いつでもどこでも認証できる固有の ID とデジタル・プラットフォームを提供する。

イ 使命（ミッション）²⁷²

- ・一意の ID 番号を割り当てることにより、インドに居住する個人に対し、中央政府（インド統合基金）から支出される補助金、給付金、サービスを効率的、透明かつ的を絞って提供し、良い行政を実現する。
- ・登録手続を経て人口統計学的情報と生体情報を提出してアーダール番号を希望するインド住民に、アーダール番号を発行するための方針、手続、制度を開発する。
- ・入会手続を行うことで、情報を得ることができる。
- ・アーダール保持者がデジタル ID を更新・認証するための方針、手続、制度を開発する。
- ・技術基盤の可用性、拡張性、回復性を確保する。
- ・UIDAI のビジョンと価値を継承する長期的かつ持続可能な組織を構築する。
- ・個人の身元情報と認証記録の安全性と機密性を確保する。
- ・アーダール法²⁷³の遵守を全ての個人と機関に徹底させる。
- ・アーダール法を施行するために、アーダール法と整合性のある規制や規則を

²⁷⁰ Aadhaar (Targeted Delivery of Financial and Other Subsidies, Benefits and Services) Act, 2016 23.(3)(4)

²⁷¹ Unique Identification Authority of India ANNUAL REPORT 2022-23 p.6.

²⁷² Unique Identification Authority of India ANNUAL REPORT 2022-23 p.7.

²⁷³ Aadhaar (Targeted Delivery of Financial and Other Subsidies, Benefits and Services) Act, 2016

作成する。

ウ 中核的な価値観（コアバリュー）²⁷⁴

- ・良い行政の促進を信条とする
- ・誠実さを大切にする
- ・包括的な国づくりに貢献する
- ・協力的な方法を追求し、パートナーを大切にする
- ・住民と登録サービス提供者に対する卓越したサービスの提供に努める
- ・常に継続的な学習と品質向上に注力する
- ・革新性を原動力とし、パートナーが革新を起こせるようなプラットフォームを提供する
- ・透明でオープンな組織を信条とする

2 UIDAI の創設経緯²⁷⁵

2006年3月3日、通信情報技術省（Ministry of Communications and Information Technology）の前身である情報技術庁（Department of Information Technology、DIT）により、「貧困（BPL²⁷⁶）家庭のための固有 ID」プロジェクトが始動した。

このプロジェクトは、国家情報センター（National Informatics Centre、NIC）が12ヶ月かけて実施することになっていた。その後、2006年7月3日に「手続委員会」が設置され、同プロジェクトにおけるコアデータベースのデータ要素の更新、変更、追加、削除の手続が提案された。

その後、国立スマート・ガバナンス研究所（NISG）と情報技術庁（DIT）の主導で「戦略的ビジョン-住民の一意的識別(Strategic Vision – Unique Identification of Residents)」が作成され、手続委員会に提出された。同委員会は、固有 ID が選挙データベースと密接にリンクすることを想定していた。同委員会はまた、当時の計画委員会（現 NITI Aayog）の行政命令により、固有 ID を担当する機関を設立し、同機関を全部門横断かつ中立的な存在として確保する必要性を評価した。そして2007年8月30日に開催された第7回会合で、旧計画委員会に対し、詳細な提案書を提出し、その構想に関する原則的承認を求めることを決定した。

一方、同時期にインド登録総局は国民人口登録（NPR）の作成とインド国民への多目的国民 ID カードの発行に従事していた。

そこで、1955年に制定された市民権法に基づく国民人口登録と、情報技術庁の固有 ID プロジェクトという2つの計画を統合するために、首相の承認を得て、権限を与えられた閣僚グループ（EGoM）を構成することが決定された。

内閣官房長官諮問委員会の勧告と EGoM の決定を受けて、UIDAI は当時の計画

²⁷⁴ Unique Identification Authority of India ANNUAL REPORT 2022-23 p.8.

²⁷⁵ Unique Identification Authority of India ANNUAL REPORT 2022-23 p.2. p.3.

²⁷⁶ Below Poverty Line の頭文字。所得に関する経済指標。

委員会により、2009年1月28日付の通達に規定された役割と責任を持つ付属機関として設立された。

2009年1月28日に UIDAI が設立された後、2009年7月30日に UIDAI に関する首相諮問委員会が設置され、UIDAI にプログラム、方法論、実施について助言を与え、各省庁、利害関係者間の調整を図ることとなった。首相諮問委員会は 2009年8月12日に開かれた第1回会合で、UIDAI から提出された 固有 ID 制度に関する大まかな戦略と方法を承認した。

UIDAI に関する首相諮問委員会は、UIDAI を人口統計学的情報と生体情報の基準を設定する最高機関として宣言した。

この指令に従い、UIDAI はこれらの基準を勧告するための2つの委員会、すなわち (i) 人口統計学基準及び検証手順委員会と (ii) 生体情報基準に関する委員会を設置した。

人口統計学基準及び検証手順委員会は、2009年12月9日に報告書を提出しその後 UIDAI に受理された。一方、生体情報基準委員会は、2010年1月7日に各種生体属性の基準に関する報告書を提出し、この報告書も UIDAI に受理された。

首相諮問委員会は、2009年10月22日付の通達により UIDAI に関する閣僚委員会に引き継がれることになった。この委員会の機能には、UIDAI の組織、計画、方針、プログラム、制度、資金調達、UIDAI の目的達成のために採用されるべき方法など、UIDAI に関連する全ての課題が含まれていた。

2016年の国会でアーダール法が制定され、中央政府により 2016年3月26日付で通達された。そしてアーダール法第11条により付与された権限により、中央政府（通信情報技術省）の 2016年7月12日付通達により UIDAI が法定機関として設立され、ニューデリーに本部を置き、ベンガルール、チャンディガル、デリー、グワハティ、ハイデラバード、ラクノウ、ムンバイ、ランキに8つの地域事務所とヘボール（ベンガルール）とマネサール（グルガオン）に中央 ID データ保管機関（CIDR）を置いた

2021年9月14日に開催された UIDAI の第28回会議において UIDAI はボーパール、アーメダバード、コルカタ、ブバネシュワル、ティルバナナンプラムに5つの州事務所を開設することを承認した。州事務所の目的は、州政府とのより密な連携調整のためである。

第3節 アーダール（インディアスタック）を活用した政策

中央政府が 2015年から推進する「デジタルインディア」政策では、

- ・中核的な公共財としてのデジタル基盤の全国民への提供
- ・要求に応じた行政サービスの提供
- ・デジタルによる国民の権利強化

をビジョンとしており、デジタル政策に力を入れている²⁷⁷。

中でも、中央政府（UIDAI）はアーダールの情報技術を軸としたデジタル基盤を開発して一般に公開・提供している。これらのデジタル基盤は他の政府関係機関等が開発して提供しているものと併せ、「インディアスタック（India Stack）」²⁷⁸とも呼ばれる。

インディアスタックとは身分認証（Identity）、データ（Data）、決済（Payments）といった経済基盤を全国規模で解き放つことを目的とした、一連のオープン API²⁷⁹及びデジタル公共財の呼称である²⁸⁰。

地方政府機関や民間企業もこの API を利用して、必要な機能を各自で開発したアプリケーションと連携させることができる。

このアーダールを軸とした政策により、インドの成人銀行口座保有率は 2011 年に 35%であったものが、2021 年には 78%と 10 年間で 2 倍以上になっている。

ただし、デジタル決済を行った人の割合は 2021 年では成人全体の 35%であり、これは発展途上国平均の 57%（先進国平均は 95%）よりも少ない割合となっている。つまり 2021 年時点ではデジタル決済の利用率は世界全体でみるとまだ低い段階にある。

なお、日本の 2021 年の成人銀行口座保有率及びデジタル決済を行った人の割合は、それぞれ 98%、96%となっている²⁸¹。

1 インディアスタックの例（2024 年 6 月現在）

（1）身分認証（Identity）分野²⁸²

ア アーダール認証

- e-auth

請求者がユーザーのアーダール番号と人口統計学情報（氏名／住所／生年月日／性別／電子メールアドレス／電話番号）を UIDAI サーバーに送信すると UIDAI サーバーは指定された情報欄が正しいかどうかを示す「はい」／「いいえ」の回答を返す。

- e-KYC²⁸³

請求者は、ユーザーから同意を得て（生体認証を使った二要素ワンタイムパスワード認証によって、）ユーザーのアーダール番号を UIDAI システムに提出する。するとシステムは、ユーザーの本人確認（KYC）データを返す。このデータには 6 つの人口統計学的情報欄全てと本人写真が含まれる。

²⁷⁷ インド政府ウェブサイト [\[https://www.digitalindia.gov.in/vision-vision-areas/\]](https://www.digitalindia.gov.in/vision-vision-areas/)（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

²⁷⁸ India Stack ウェブサイト [\[https://indiastack.org/identity.html\]](https://indiastack.org/identity.html)（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

²⁷⁹ Application Programming Interface の頭文字。アプリケーションの機能を連携させるための仕組み。

²⁸⁰ India Stack ウェブサイト [\[https://indiastack.org/index.html\]](https://indiastack.org/index.html)（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

²⁸¹ 世界銀行 The Global Findex Database 2021, Executive Summary Visualization [\[https://www.worldbank.org/en/publication/globalfindex/interactive-executive-summary-visualization#\]](https://www.worldbank.org/en/publication/globalfindex/interactive-executive-summary-visualization#)（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

²⁸² India Stack ウェブサイト [\[https://indiastack.org/identity.html\]](https://indiastack.org/identity.html)（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

²⁸³ Know Your Customer の頭文字。本人確認手続を指す。

- ・ QR コードスキャン

各アーダールカードにはスキャン可能な QR コードが付属しており、スキャンした人は UIDAI のデータベースからユーザーの身元を確認することができる。物理的なアーダールカードもデジタルなアーダールカード (e-Aadhaar) も、UIDAI が構築した iOS アプリ、Android アプリ、Windows アプリからこの方法でスキャンすることができる。

- ・ Offline XML

この認証モードでは、ユーザーは UIDAI のウェブサイトアクセスし、Aadhaar に登録した携帯電話番号又は電子メールアドレスを使ってログインし、UIDAI からデジタル署名を含む XML²⁸⁴オブジェクトを生成する。この XML は、任意の当事者と共有することができ、その当事者は簡単にデジタル署名を確認し、ユーザーの身元を証明することができる。

- ・ e-Aadhaar

ユーザーは、UIDAI のデータベースからダウンロードしたアーダールカードのデジタル署名入り PDF コピーを入手し共有することができる。インドの法律によれば、この PDF 文書は、利用者に発行される物理的なアーダールカードと同等に有効である。

なお、e-auth と e-KYC サービスは、銀行、認可を受けた非銀行金融会社 (NBFC)、通信会社、政府機関しか使用できない。

イ Digilocker (デジロッカー)

DigiLocker は、中央政府がアーダール保持者に提供する公共サービスである。このサービスにより、アーダール保持者は、アーダール登録の際に記録した携帯電話番号に送信されるワンタイムパスワードを使ってサインインすることができる。サインインすると、インド居住者はデジタル署名された法的に有効な電子文書の数々を見つけることができる。

現在、Digilocker に発行された文書は 46 億件を超える。これらの文書は、運転免許証から卒業証書、保険証券まで多岐にわたる。2024 年 6 月現在で 1460 の機関が Digilocker での文書発行者として登録されており、233 の機関が本人の同意を得た上でユーザーの文書を確認できる請求者 (リクエスター) として連携している。

DigiLocker は政府が運営するモバイルアプリとウェブアプリとして実装されている。

ウ eSign

²⁸⁴ データの内容や構造を記述するプログラミング言語の 1 つ。

eSign はオーダーの上に構築されたデジタル署名ツールである。オーダー保持者であればいつでもどのようなデバイスでもどのような文書にも法的に有効なデジタル署名を行うことができる。この署名の同意は、オーダー登録の際に記録した携帯電話番号に送信されるワンタイムパスワードを通じて得られる。

eSign は現在金融サービス、法律サービス、健康管理等、様々な分野のワークフローを合理化するために利用されている。

なお、eSign を利用するアプリケーションの開発者は eSign アプリケーション・サービス・プロバイダー（ASPs）として登録する必要がある。

（2）決済（Payments）分野²⁸⁵

・UPI（United Payments Interface）

UPI はインドの国産即時モバイル決済システムである。UPI は消費者が QR コード経由でも支払いを行うことを可能にしている。

2016 年、インド決済公社（NPCI）は UPI の開始を発表し、インドをデジタル決済の時代へと飛躍させたと言われている。決済プロバイダーやフィンテック・アプリはこの UPI を使用することで、消費者の銀行口座にアクセスすることができる。2021 年 11 月時点では、UPI システムには 274 の銀行が接続されている。

（3）データ（Data）分野²⁸⁶

・Account Aggregator（AA）

Account Aggregator として承認された団体が、各消費者の金融分野における個人情報提供について、本人の同意を得た上で承認・管理・撤回を一箇所で行うことを可能にする技術。

これにより、個人や企業は自分自身に関するデータを自分が確認可能な方法で証明できるようになる。

なお、Account Aggregator を担うにはインド準備銀行の許可が必要であり、2024 年 6 月現在で 15 の機関が Account Aggregator としての認可を取得している²⁸⁷。

2 海外との連携

このインディアスタックの技術は国際協力の一環として海外にも展開されている。

例えば、インディアスタックの技術をパッケージ化して第 3 国に提供する MOSIP (Modular Open Source Identity Platform) プロジェクトは、2024 年 3 月現在で 18 か国で実施されている（(表 7-1) のとおり）。

²⁸⁵ India Stack ウェブサイト [\[https://indiastack.org/payments.html\]](https://indiastack.org/payments.html)（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

²⁸⁶ India Stack ウェブサイト [\[https://indiastack.org/data.html\]](https://indiastack.org/data.html)（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

²⁸⁷ Sahamati ウェブサイト [\[https://sahamati.org.in/account-aggregators/\]](https://sahamati.org.in/account-aggregators/)（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

また、2023年6月にインドで開かれた「GLOBAL DIGITAL PUBLIC INFRASTRUCTURE (DPI) SUMMIT」以降、DPI（デジタル公共基盤）に関してインドとMOU（覚書）を締結した国は急増しており、2024年6月現在で14か国とMOUを締結している。（表7-2）のとおり。

他にも、即時モバイル決済システムであるUPI（United Payments Interface）については7か国の即時決済システムと連携しており、連携先の国ではUPIを引き続き使うことができる。（表7-3）のとおり

（表7-1）MOSIP実施国（2024年3月現在）

国名	備考
モロッコ	
フィリピン	
エチオピア	
トーゴ	
ウガンダ	
スリランカ	
カンボジア	
ギニア	試験段階
ニジェール	試験段階
シエラレオネ	試験段階
ブルキナファソ	試験段階
マダガスカル	試験段階
コンゴ	試験段階
ペルー	試験段階
ナイジェリア	試験段階
メキシコ	試験段階
ザンビア	試験段階
ベリーズ	試験段階

出典：MOSIP「MOSIP Programme Update – March 2024」を基に作成²⁸⁸

²⁸⁸ MOSIP Programme Update – March 2024 より

(表7-2) デジタル公共基盤に関するインドとの2国間MOU締結国(2023年6月以降)

国名	締結日	備考
シンガポール	2024年9月5日 ²⁸⁹	半導体、デジタル技術
コロンビア	2024年2月16日 ²⁹⁰	
キューバ	2024年1月19日 ²⁹¹	
ケニア	2023年12月5日 ²⁹²	
フランス	2023年10月11日 ²⁹³	デジタル技術全般
タンザニア	2023年10月9日 ²⁹⁴	
モーリシャス	2023年9月5日以前 ²⁹⁵	
バルバドス	2023年9月5日以前 ²⁹⁶	
サウジアラビア	2023年8月18日 ²⁹⁷	デジタル化と電子製造業
トリニダード・トバゴ	2023年8月11日 ²⁹⁸	
パプアニューギニア	2023年7月28日 ²⁹⁹	
アンティグア・バーブーダ	2023年6月13日 ³⁰⁰	
アルメニア	2023年6月12日 ³⁰¹	
シエラレオネ	2023年6月12日 ³⁰²	
スリナム	2023年6月12日 ³⁰³	

出典：インド電子・情報技術省のウェブサイトを基に作成

²⁸⁹ CNA(2024年9月30日) [<https://www.channelnewsasia.com/singapore/india-sign-mou-boost-cooperation-semiconductor-industry-lawrence-wong-narendra-modi-4588236>] (最終検索日：2025年1月6日)

²⁹⁰ 電子・情報技術省 [<https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=2006634>] (最終検索日：2025年1月6日)

²⁹¹ 電子・情報技術省 [<https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1998122>] (最終検索日：2025年1月6日)

²⁹² 電子・情報技術省 [<https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1997207>] (最終検索日：2025年1月6日)

²⁹³ 電子・情報技術省 [<https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1966593>] (最終検索日：2025年1月6日)

²⁹⁴ 電子・情報技術省 [<https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1986859>] (最終検索日：2025年1月6日)

²⁹⁵ 電子・情報技術省 [<https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1954830>] (最終検索日：2025年1月6日)

²⁹⁶ 電子・情報技術省 [<https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1954830>] (最終検索日：2025年1月6日)

²⁹⁷ 電子・情報技術省 [<https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1986855>] (最終検索日：2025年1月6日)

²⁹⁸ 電子・情報技術省 [<https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1966587>] (最終検索日：2025年1月6日)

²⁹⁹ 電子・情報技術省 [<https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1966591>] (最終検索日：2025年1月6日)

³⁰⁰ 電子・情報技術省 [<https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1956910>] (最終検索日：2025年1月6日)

³⁰¹ 電子・情報技術省 [<https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1956914>] (最終検索日：2025年1月6日)

³⁰² 電子・情報技術省 [<https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1956905>] (最終検索日：2025年1月6日)

³⁰³ 電子・情報技術省 [<https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1931731>] (最終検索日：2025年1月6日)

(表7-3) UPI の提携国 (2024年6月現在) ³⁰⁴

国名	備考
ブータン	
フランス	
モーリシャス	
ネパール	
シンガポール	即時送金アプリ「PayNow」と連携
スリランカ	
アラブ首長国連邦	

出典：NPCI のウェブサイトを基に作成

³⁰⁴ NPCI ウェブサイト [<https://www.npci.org.in/who-we-are/group-companies/npci-international/list-of-countries>] (最終検索日：2025年1月6日) 及び Press Releases より

第8章 各州・地域の特徴

インドは極めて広大であり、地域ごとに様々な差異を抱えた多様な国家である。本章では、インドの一部の州を取り上げ、それぞれの地域の特徴について記述する。これらの州を含むインド全州及び連邦直轄領に関する詳細なデータについては、本書巻頭のインド全図及び巻末の資料編も参照されたい。なお、本章で記載している州の主要データについても、出典は巻末の資料編を参照されたい。

第1節 デリー準州³⁰⁵

1 地勢



ムガル帝国時代に建設された皇帝の居城ラール・キラー

(1) 位置等

デリー準州はインド北西部に位置し、首都ニューデリーが置かれている。周囲をウッタール・プラデシュ州及びハリヤナ州に囲まれており、ガンジス川支流のヤムナー川がニューデリーの近くを南北に流れている。南西に位置するラジャスタン州から続くアラバリ丘陵の端に位置し、標高は200～300m³⁰⁶である。準州内は11³⁰⁷の県に分かれている。

(2) 面積

1,483 平方キロメートル（大阪府よりやや小さい面積）。国内第30位³⁰⁸。

(3) 気候

北をヒマラヤ山脈、南をデカン高原に挟まれた東西に長い平地に位置するため、

³⁰⁵ 厳密には「デリー国家首都地区 (National Capital Territory of Delhi)」である。デリー連邦直轄領又はデリー首都圏とも呼ばれる。

³⁰⁶ MaharashtraWeb.com

[<https://www.maharashtraweb.com/India/union%20territories/delhi/newdelhigeography.htm>] (最終検索日：2025年1月6日)

³⁰⁷ 1997年1月から9の県だった（それ以前は1県）ところ、2012年9月に11 (North、North-East、North-West、West、South、South-West、South-East、New-Delhi、Central、Shahdara、East) の県に分けられた。
<https://dmsouth.delhi.gov.in/about-district/>

³⁰⁸ 以降、順位の記載がある部分について、州及び連邦直轄領を合わせたものとする。根拠については、巻末の資料編のとおり。

夏は非常に乾燥し酷暑となるのがデリーの気候の特徴である。夏（4月～7月）はとて暑く平均気温は、25℃から45℃、冬（12月～1月）は寒く気温は22℃から5℃まで変化する³⁰⁹。平均年間降水量は904.4mmである。

（4）歴史

デリーはインドの歴史の中で非常に重要な役割を果たしてきた都市である。3,000年以上も前に叙事詩「マハーバーラタ」に描かれた王国インドラプラスタが、現在知られているデリーの最も古い姿といわれる。その後ペルシャ（現在のイラン）等多くの勢力の侵略を受けてきたが、17世紀にはムガル帝国のシャー・ジャハーンによって首都がアグラからデリーに移された。その際建設された都市シャージャハナーバードが、現在のオールドデリーにあたり、現在でも当時の街並みの姿がほぼそのままの姿で残っている。

ニューデリーは、1911年12月にイギリス領インドの行政府所在地がコルカタ（当時カルカッタ）から移された際、デリーの南方に行政都市として建設されたものである。イギリス人によって都市計画が進められたため、道路が整然と配置されており、旧市街であるオールドデリーとのコントラストが際立っている。ニューデリーは1947年の独立後にインド連邦の首都となり、その他の周辺区域とともに、現在のデリー準州を構成している。

なお、デリーは1901年には人口40万人の小さな町であったが、1911年に行政府所在地が移転されてから人口が増加し、1901年～1911年の人口増加率は1.98%だったところ1911～1921年には18%、1921年～1931年には30%となり、インド・パキスタンの分離独立の際にはパキスタンから多くの人に移住し、1941年～1951年の増加率は90%となった。その後も増加が続き、1951年～1991年の間も増加率は50%以上を維持し、1991年の国勢調査で940万人程の人口となり、これが更に現在増加している³¹⁰。

2 州に関する主要データ

（1）人口：1678万7,941人（男性：898万7,326人、女性：780万615人）。

国内第18位。

（2）識字率：86.2%（男性：90.9%、女性：80.8%）

（3）主な宗教：ヒンドゥー教81.68%、イスラム教12.86%、シク教3.40%

（4）主な言語：ヒンディー語、パンジャブ語、ウルドゥー語

³⁰⁹ デリー準州ウェブサイト [https://delhitourism.gov.in/delhitourism/aboutus/seasons_of_delhi.jsp]（最終検索日：2025年1月6日）

³¹⁰ デリー準州ウェブサイト [<https://delhiplanning.delhi.gov.in/sites/default/files/Planning/economic-survey-1999-2000/CHAPTER1.pdf>]（最終検索日：2025年1月6日）

3 経済・産業

首都ニューデリーを擁する大都市圏として、サービス産業を中心に栄えている。2021-2022年度の一人当たり州NDP（州内純生産、Net State Domestic Product）は389,529ルピー、国内第3位である。金融業、保険業、不動産業等のサービス業を始め、電子機器、自動車部品、自動車、繊維等の製造業も盛んである。

外資系企業の本社や事業所も多く置かれているが、産業立地規制があることから、工場は周辺のハリヤナ州（グルガオン等）やウツタル・プラデシュ州（ノイダ等）に設置している企業が多い。近郊の土地も不足しつつあり、より西部に位置するラジャスタン州にまで工業団地が造られ、工場の立地が進んでいる。

4 政治・行政の動向

デリー準州は、首都という特殊性により、1956年の州再編の際に連邦直轄領となっている³¹¹。従来、他の連邦直轄領と同様、議会及び政府の存在を認められていなかったが、1991年第69次憲法改正及びデリー首都圏統治法（The Government of National Capital Territory of Delhi Act, 1991）の成立により、一院制の議会（70議席、うち12議席は指定カーストに留保³¹²）及び準州首相を長とする準州閣僚会議（内閣）が設置されるに至っている。また、他州の知事に相当する名目的な長として、連邦直轄領知事（準知事、Lieutenant Governor）が置かれている。ただし、準州政府の権限は大幅に制限されており、他の州が持つ警察、土地に関する権限は連邦政府に委ねられている。

議会設置後の1993年選挙以降、デリー準州においてはインド人民党とインド国民会議派による二大政党体制がしばらく続いた。インド人民党は当初の5年間政権を維持したが、政党内の混乱もあり、1998年インド国民会議派が政権を奪取するに至った。その後、2003年及び2008年の選挙でもインド国民会議派が大勝し、インド国民会議が3期連続して政権を握っている。2013年の選挙ではインド人民党とアーム・アードミ党（AAP）が躍進し、インド国民会議は議席を大幅に減らして政権交代となったが、わずか49日で準州首相が辞任したため連邦政府管理の下に置かれていた。2015年2月に行われた選挙ではアーム・アードミ党が70議席のうち67議席を獲得し、2020年2月に行われた選挙では、アーム・アードミ党が70議席のうち62議席を獲得し、モディ首相率いるBJPが8議席を獲得した。なお、デリー準州は、インド国会に対して上院3議席、下院7議席の割当がある。

準知事：ヴィナイ・クマール・サクセナ（2022年5月26日～）

準州首相：アティシ・マルレーナ・シン（2024年9月21日～）

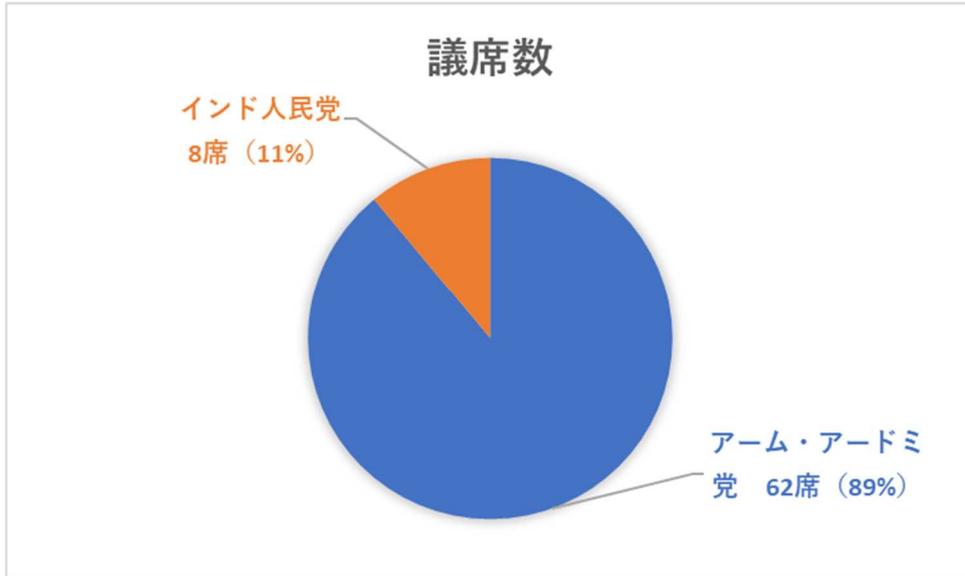
³¹¹ デリー準州ウェブサイト [<https://delhi.gov.in/page/about-us>]（最終検索日：2025年1月6日）

³¹² インド選挙管理委員会 DELIMITATION

OF PARLIAMENTARY AND ASSEMBLY CONSTITUENCIES ORDER, 2008

SCHEDULE II Allocation of Seats in the Legislative Assemblies

[[https://www.eci.gov.in/Documents/Delimitation/DelimitationofParliamentaryAssemblyConstituenciesOrder-2008\(English\).pdf](https://www.eci.gov.in/Documents/Delimitation/DelimitationofParliamentaryAssemblyConstituenciesOrder-2008(English).pdf)]（最終検索日：2025年1月6日）



課題となっているのは、鉄道や道路等の交通インフラ整備の遅れのほか、ヤムナ川の水質汚染である。これはデリー首都圏の急激な人口増加、工業化、ヒンドゥー教で執り行われる水葬等が原因とされる。これらの課題解決のため、日本は、デリー高速輸送システム計画やデリー東部外観道路高度道路交通システム導入事業、ヤムナ川流域の下水道整備計画等に対し円借款により資金援助を行っている。

5 その他

(1) 進出日系企業例

313 社（2022 年 10 月時点、インド進出日系企業リストより）

スズキ、丸紅、三菱商事、三菱電機、三井物産、住友商事、日立製作所、NTT、三菱東京 UFJ 銀行、みずほ銀行、パソナインディア、ブリジストン、ヤクルト等多数。

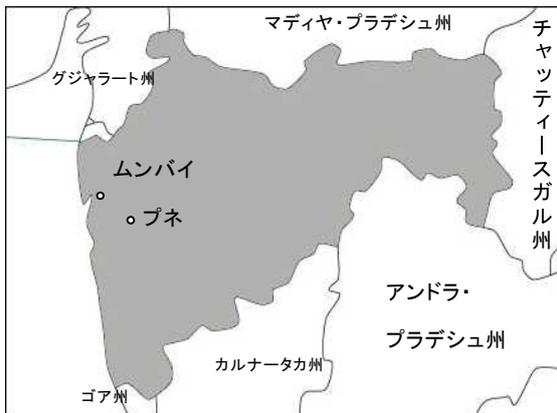
(2) 姉妹都市・友好都市

2007 年 3 月 5 日、福岡県とデリー準州の間で日本とインドの州レベルとしては初となる友好提携の調印が交わされている³¹³。

³¹³ 福岡県ウェブサイト [<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/indiadelhi.html>]（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

第2節 マハーラーシュトラ州

1 地勢



インド門（ムンバイ市内）

（1）位置等

マハーラーシュトラ（「偉大な国家」の意味）州はインド西部に位置し、国内で人口最大の都市である州都ムンバイがある。グジャラート州、マディヤ・プラデシュ州、チャッティースガル州、アンドラ・プラデシュ州、カルナータカ州、ゴア州の各州に囲まれている。西海岸でアラビア海に面する。36³¹⁴の県がある。

（2）面積

307,713 平方キロメートル（本州・四国・九州を併せた面積に近い）。国内第3位。

（3）気候

東西の距離が 800km あり、沿岸部等はモンスーン期に多く雨が降るが、東部では 10 分の 1 以下の降水量の場所もあり、場所によって異なる。主に 6 月～9 月のモンスーンの時期に雨が降る。マハーラーシュトラ州は主にサバナ気候に属するが、場所によっては別の気候区分になっている³¹⁵。州都ムンバイの隣接市のナヴィムンバイ市の冬の気温は 17℃～20℃程であるが、夏の気温は 36℃～41℃となり、年間降雨のうち 80%は 6 月～10 月の時期となっている。年間の平均降水量は 2,000～2,500mm で、湿度は 61～86%である³¹⁶。なお、マハーラーシュトラ州の平均年間降水量は 1410.7 mm である。

（4）歴史

一説には、マハーラーシュトラの名は 7 世紀にインドを訪れた玄奘三蔵の「大唐西遊記」に既に出てくるといふ。この地域はサータヴァーハナ朝やチャールキヤ朝

³¹⁴ マハーラーシュトラ州ウェブサイト [<https://igod.gov.in/sg/MH/E042/organizations>]（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

³¹⁵ インド気象局「Climate of Maharashtra」
[<https://imd pune.gov.in/library/public/Climate%20of%20Maharashtra.pdf>]（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

³¹⁶ ナヴィムンバイ市ウェブサイト [<https://www.nmmc.gov.in/climate>]（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

に統治されたが、1307年には北インド出身のイスラム王朝の支配下となる。その後16世紀の中頃までイスラムの領主達が覇を競った後、マラーター人のシヴァージーが現れマラーター王国を興し、ムガル帝国と敵対した。なお、支配者に関わらず、地域全体がある1つの主権支配下に置かれたことが無いので、各地域が様々な時代に別の王朝によって統治された³¹⁷。18世紀にはインドの大部分がマラーター王国の支配下に入るなど興隆したが、19世紀にはイギリスに占領された。1947年の独立時にボンベイ州となるが、1960年5月には2つに分割され、北のグジャラート州とマハーラーシュトラ州が誕生した。

2 州に関する主要データ

- (1) 人口：1億1,237万4,333人（男性：5,824万3,056人、女性：5,413万1,277人）国内第2位。
- (2) 識字率：82.3%（男性：88.4%、女性：75.9%）
- (3) 主な宗教：ヒンドゥー教 79.83%、イスラム教 11.54%、仏教 5.81%
- (4) 主な言語：マラーティー語、ヒンディー語、ウルドゥー語
- (5) 主要都市：ムンバイ（州都、旧名ボンベイ）、プネ、ターネ、ナシク、ナグプル、サンバジナガル（旧名オーランガバード）

3 経済・産業

2021-2022年度の銀行・保険部門の州NDPが国内1位の27,417.8億ルピーであり2021-2022年度の一人当たり州NDPは215,233ルピー、国内第13位である。

州全体の主要産業は、自動車製造、製糖、石油化学、食品加工、皮製品、電気製品、印刷出版、製紙等であり、また映画と観光産業は州の経済と社会生活に重要な位置を占める。ムンバイにはタタ・グループやゴドレージ・グループ、リライアンス・インダストリーズといったインド企業の本社が数多くある。また、西部ではぶどうの栽培が盛んであり、2021/2022年は州全体でインドのぶどうの7割³¹⁸を生産している。タマネギの生産地³¹⁹としても有名である。

インドの金融と商業の首都と呼ばれる州都ムンバイを擁する。また旧名をもじった「ボリウッド」の名前で知られるように、インド映画の一大産地として有名である。

³¹⁷ ムンバイ大学 [<https://old.mu.ac.in/wp-content/uploads/2021/01/TYBA-Political-Process-in-Maharashtra-English.pdf>]（最終検索日：2025年1月6日）

³¹⁸ インド農業・加工食品輸出振興局 [https://agriexchange.apeda.gov.in/India%20Production/India_Productions.aspx?cat=fruit&hscod=1045#]（最終検索日：2025年1月6日）

³¹⁹ インド農業・農民福祉省「Monthly Report Onion (October, 2017)」によると、2015-16年のタマネギ生産量のうち、マハーラーシュトラ州が占める割合は31.19%（生産量は約653万トン）。マディヤ・プラデシュ州（13.61%）、カルナータカ州（12.88%）が続く。
[<https://nhb.gov.in/statistics/Reports/Monthly%20Report%20on%20Onion%20for%20October%202017.pdf>]（最終検索日：2025年1月6日）

4 政治・行政の動向

州議会は下院（Vidhan Sabha）と上院（Vidhan Parishad）の二院制である。うち下院の議員定数は 288 議席で、そのうち 29 議席が指定カースト、25 議席が指定部族に留保されている³¹²。上院の議員定数は 78 議席³²⁰。

1980 年代まで国民会議派が優勢であったが、90 年代に入り国民会議派とサフラン同盟（インド人民党とシヴ・セーナ）が対立する図式で議席数争いを続け、99 年の選挙で国民会議派と民族主義会議派による連立政権が樹立された。2004 年 10 月に行われた州議会選挙では、国民会議派と国民会議党による会議派連合がサフラン同盟に勝利し、引き続き州政府与党となった。州東部の経済発展の恩恵を受けていない地域では、州政府の行政への不満から選挙時に州与党の得票率が下がる傾向にあるが、この選挙でも同様の傾向が見られサフラン同盟は都市部以外の地域で票を伸ばした。

しかし 2014 年 10 月に実施された下院選挙では、インド政権与党となったインド人民党が大幅に勢力を伸ばし単独で 122 議席を獲得、シヴ・セーナと連立を組んで新たな連合政権を樹立した。3 期政権運営を担ってきたインド国民会議派と国民会議党は大敗し、両党で 3 割の議席に留まった。2019 年 10 月に実施された下院選挙では、インド人民党が前回から 17 議席を減らして 105 議席を獲得し、野党側は国民会議党が前回から 13 議席を伸ばし 54 議席、インド国民会議派も 2 議席増やして 44 議席を獲得した³²¹。2024 年 11 月に実施された下院選挙では、インド人民党、ジヴ・セーナ、国民会議党で構成される州政権の与党連合マハーユティが 230 議席を獲得した。インド人民党が同州で史上最多となる 132 議席を獲得したが、インド国民会議派は 16 議席と過去最低の結果に終わった³²²。

なお、インド国会に州として上院 19 議席、下院 48 議席の割当がある。2024 年の国会下院選挙で、マハーラーシュトラ州におけるインド人民党の議席減少数は 14 で、ウッタル・プラデシュ州の 29 議席に次ぐ大幅減となり、選挙結果に大きな影響を与えた³²³。

知事：C. P. ラダクリシュナン（2024 年 7 月 30 日～）

州首相：デヴェンドラ・ファドナヴィス（2024 年 12 月 5 日～）

³²⁰ コモンウェルス議院連盟ウェブサイト [<https://www.cpahq.org/directory/maharashtra/>]（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

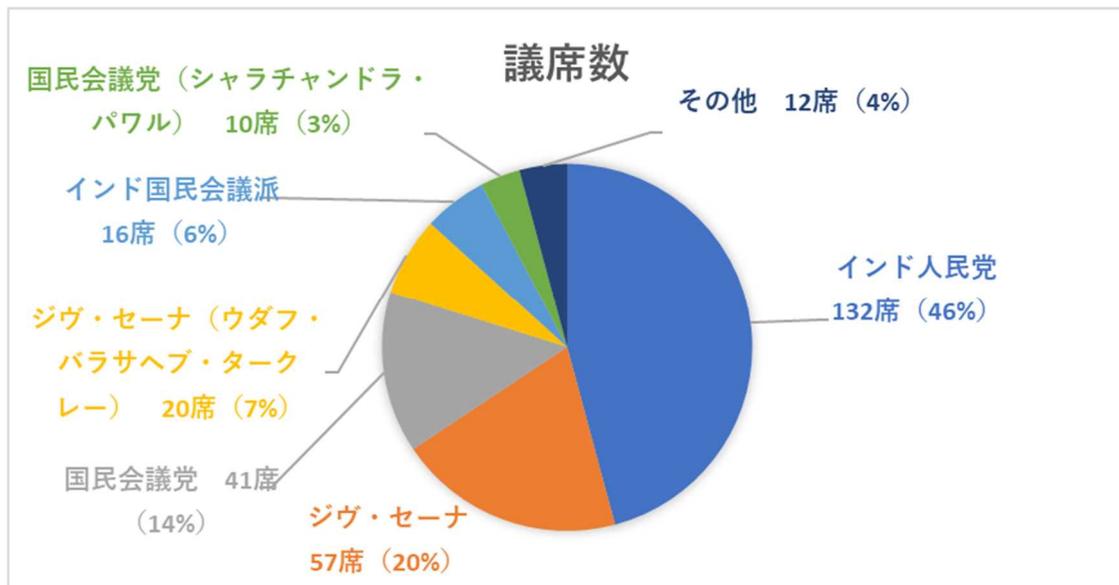
³²¹ JETRO ビジネス短信（2019 年 10 月 28 日）

[<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/10/e45547df46e72ed6.html>]（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

³²² JETRO ビジネス短信（2024 年 12 月 4 日）

[<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/12/57a5726bb42cee4d.html>]（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

³²³ JETRO ビジネス短信（2024 年 6 月 7 日） [<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/06/2fcbdae8c19a925.html>]（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）



マハーラーシュトラ州は、1990年代の経済自由化以降、インド国内でも有数の経済発展を遂げ、2021-2022年度の州 NDP はインド全体の約 12.7%を占めており、インド全州で最大規模となっている。一方、州東部は未だに農業を中心とした後進地域であり、ムンバイを中心とする州西部との間に大きな格差が生まれている。中でも最も後進的なヴィダルバ地方を始めとする農村地域では、雇用問題、不十分なインフラ整備、電気・水道の供給不足等多くの問題を抱えている。こうした地域間の経済格差の是正が州政府の当面の大きな課題となっている。

なお、日本は、マハーラーシュトラ州送変電網整備事業やムンバイメトロ3号線、ムンバイ港横断道路建設事業に対し円借款により資金援助を行っている。

5 その他

(1) 進出日系企業例

773 社 (2022 年 10 月時点、インド進出日系企業リストより)

ムンバイ	336 社 (三井物産、三菱商事、良品計画、商船三井、旭化成等)
プネ	193 社 (シャープ、ティラド、矢崎総業、デンソー、エンケイ等)
ターネ	27 社 (日精 ASB 機械、協立電機等)

(2) 姉妹都市・友好都市

1965 年 6 月 26 日に横浜市とムンバイ市 (当時ボンベイ市) が姉妹都市提携を締結³²⁴して以降新規締結はなかったが、岡山県が 2006 年 1 月 19 日にプネ市、2006 年 1 月 20 日にピンプリ・チンチワッド市との間に友好交流協定を締結³²⁵、2013 年 10

³²⁴ 横浜市ウェブサイト [<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/kokusai/shimai/mumbai.html>] (最終検索日: 2025 年 1 月 6 日)

³²⁵ 岡山県ウェブサイト [<https://www.pref.okayama.jp/page/277194.html>] (最終検索日: 2025 年 1 月 6 日)

月には和歌山県が相互協力に関する覚書³²⁶を交わしている。2020年には大阪市が環境保全・エネルギー分野協力に関する覚書³²⁷を交わした。

³²⁶ 和歌山県報道発表資料[https://www.pref.wakayama.lg.jp/chiji/press/06/20240529_d/fil/240529_4.pdf]（最終検索日：2025年1月6日）

³²⁷ 大阪市ウェブサイト [<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000364999.html>]（最終検索日：2025年1月6日）

第3節 タミル・ナド州

1 地勢



チェンナイ市内風景

(1) 位置等

タミル・ナド州はインドの南端に位置し、アンドラ・プラデシュ州、カルナータカ州、ケララ州の各州と境を接している。カヴァリーデルタの広がる東の海岸部と北西部の丘陵地帯で二分されており、南に向かってラマナサプラムとマドゥライの平原が広がる。38³²⁸の県がある。

(2) 面積

130,060 平方キロメートル（本州の面積の半分よりやや大きい）。国内第 11 位。

(3) 気候

タミル・ナド州は年間を通して比較的高温多湿で、気温は 20℃～40℃となっている。大きく雨期と乾期の 2 つの時期があり、雨期は 10 月～12 月となっており、この間は 800mm～1,000mm の降雨がある。東部や沿岸部は西部よりも降水量が多い。乾期は 1 月～5 月の間で、平均気温は 35℃となるが、内陸部は沿岸部より暑くなる。特に 4 月・5 月が最も暑い時期で、40℃を超える日もある。6 月～9 月の間も降雨があり、時折雷雨やサイクロンが発生する³²⁹。平均年間降水量は 1376.7 mm である。

(4) 歴史³³⁰

タミル・ナド州には古くからの歴史があり、初期のサンガム文学にも歴史的な記述があるが、記録が残っているのはパッラヴァ朝時代からである。インド南部の州は、何世紀にもわたってチョーラ朝、チェーラ朝、パーンディヤ朝の覇権下にあった。パッラヴァ朝は 4 世紀の第 2 四半期から覇権を握ったが、彼らはドラヴィダ様

³²⁸ タミル・ナド州ウェブサイト [\[https://www.tn.gov.in/district_view\]](https://www.tn.gov.in/district_view)（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

³²⁹ アンナ大学ウェブサイト [\[https://www.annauniv.edu/cccdm/ccis/district-profile.html\]](https://www.annauniv.edu/cccdm/ccis/district-profile.html)（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

³³⁰ タミル・ナド州ウェブサイト [\[https://www.tn.gov.in/tamilnadustate\]](https://www.tn.gov.in/tamilnadustate)（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

式の寺院建築の創始者である。11世紀末、タミル・ナドはチャールキヤ朝、チョーラ朝、パーンディヤ朝等複数の王朝に支配され、その後の2世紀はチョーラ朝が栄えた。ムスリムの支配者が勢力を強め、14世紀半ばにはバフマニー朝が成立した一方、ヴィジャヤナガル王国が急速に勢力を拡大し、南インド全土を支配するようになったが1564年にターリコータの戦いで連合軍に敗れ崩壊し、その後の混乱期に、ヨーロッパ（ポルトガル、オランダ、フランス、イギリス）の商業利権が登場した。1611年にマチリパトナム（現在のアンドラ・プラデシュ州）に工場を設置した東インド会社は土着の支配者の敵対心をあおりながら領土を併合していった。タミル・ナド州は、インドにおけるイギリス人入植地の最初の1つである。タミル・ナド州は1901年に半島南部の対部分を占めていた旧マドラス管区の後継州であり、マドラス州は後に再編され、タミル・ナド州が形成された。

2 州に関する主要データ

- (1) 人口：7,214万7,030人（男性：3,613万7,975人、女性：3,600万9,055人）
国内第7位。
- (2) 識字率：80.1%（男性：86.8%、女性：73.4%）
- (3) 主な宗教：ヒンドゥー教 87.58%、キリスト教 6.12%、イスラム教 5.86%
- (4) 主な言語：タミル語、テルグ語、カンナダ語
- (5) 主要都市：チェンナイ（州都、旧名マドラス）、コインバートル、マドゥライ、
ティルネルヴェティ、カルール

3 経済・産業

2021-2022年度の建設部門の州NDPが国内1位の21,045.5億ルピーであり2021-2022年度の一人当たり州NDPは242,253ルピー、国内第9位である。

主要産業は自動車、自動車部品、電気機器、石油精製、化学肥料、IT、バイオテクノロジー等である。また、皮革産業や綿繊維産業が盛んで、インドのなめし皮産業の6割に貢献しており、インドにおける繊維部門の雇用の28%・インドからの既製服の輸出の20%を占めている。なお、タミル・ナド州政府は2021年10月に繊維局（Department of Textiles）を発足し、近代的で統合的な世界クラスの繊維部門の発展に重点を置いている³³¹。州内には民間の工業団地のほか、タミル・ナド州産業振興公社（State Industries Promotion Corporation of Tamil Nadu、SIPCOT）開発の工業団地もあり、幅広い産業が集積している。SIPCOTは1971年の設立以来、6つの経済特区を含む28の工業団地を開発しており、16の地区に総面積38,538エーカーとなっている³³²。タミル・ナド州は工場数（38,837）と工場雇用者数（266.3万人）で第1位であり、生産高に対する純付加価値の生産性が14.3%と、最も効率的

³³¹ タミル・ナド州繊維局ウェブサイト [\[https://tntextiles.tn.gov.in/textile-city/\]](https://tntextiles.tn.gov.in/textile-city/)（最終検索日：2025年1月6日）

³³² SIPCOT ウェブサイト [\[https://sipcotweb.tn.gov.in/\]](https://sipcotweb.tn.gov.in/)（最終検索日：2025年1月6日）

な州経済のひとつである³³³。

タミル・ナド州には、「南アジアのデトロイト」と称されるほど、自動車産業を中心にグローバル企業が集積し、その周辺産業にも裾野が拡大している。安価で質の高い労働力やアセアン・日本を向いた港湾施設が魅力となり、日本企業の進出も急激に増加している。

なお、日本は、チェンナイメトロ、タミル・ナド州都市保健強化事業、チェンナイ海水淡水化施設建設事業等に対し円借款により資金援助を行っている。

4 政治・行政の動向

州議会は1986年まで二院制を採用していたが、それ以降他の大部分の州と同様に一院制に移行した。議員定数は234議席と規定されている。そのうち、44議席が指定カースト、2議席が指定部族に留保されている³¹²。

1967年にドラヴィダ進歩党(DMK)が第一党となって以来今日まで、タミル・ナショナリズム(反バラモン、反アーリヤ、反北インド的なタミル人中心主義。インド独立時には州の分離独立構想が主張された。)を背景とするドラヴィダ運動から誕生した地域政党が州政権の座にある。1977~88年の間には、ドラヴィダ進歩党から分かれた全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩党(AIADMK)が安定政権を樹立したが、その後はこの2大政党による対立の構造が続いている。

2006年5月に行われた州議会選挙では、ドラヴィダ進歩党がインド国民会議派及び労働者党と選挙協力を行い、同党の96議席を含めて全234議席中163議席を獲得し、州政府与党となった。一方で全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩党の獲得議席は61議席に留まり、同党出身の州首相ジャヤラリタが辞職し、代わって通算5期目になるカルナーニディが州首相に就任した。

2011年5月に行われた州議会選挙でも、ドラヴィダ進歩党と全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩党がそれぞれの陣営を組み、この2大陣営による争いとなった。その結果、全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩党が単独で150議席、同陣営で203議席を獲得し圧勝。同党代表のジャヤラリタが州首相に返り咲いた。また、この選挙では、過去最高の投票率77.8%を記録している。

2021年4月に行われた州議会選挙では、ドラヴィダ進歩党が133議席(インド国民会議派等との連立では159議席)を獲得し、ドラヴィダ進歩党が10年ぶりに全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩党から政権を奪回した³³⁴。

なお、インド国会に州として上院18議席、下院39議席の割当がある。

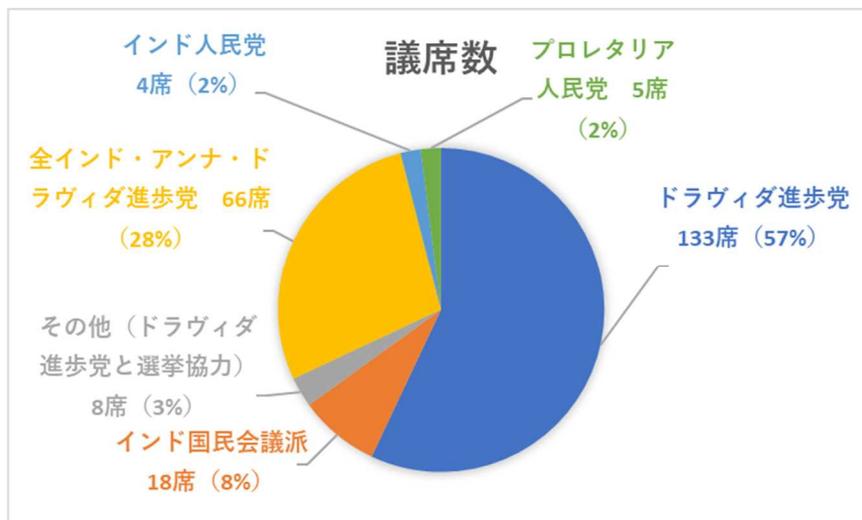
知事：ラヴィンドラ・ナラヤナ・ラヴィ (2021年9月18日~)

州首相：ムットゥヴェール・カルナーニディ・スターリン (2021年5月7日~)

³³³ タミル・ナド州 INDUSTRIES, INVESTMENT PROMOTION AND COMMERCE DEPARTMENT POLICY NOTE 2023 - 2024 p.5.

³³⁴ JETRO ビジネス短信 (2021年5月11日)

[<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/21380f6c00e63978.html>] (最終検索日: 2025年1月6日)



州政府は IT 政策の推進を目標として掲げており、IT パークの建設や基礎教育への IT 導入等、情報インフラの整備に積極的である。州にはデータセンターやグローバル・ケイパビリティ・センター (GCC) がますます増えており、州では 2030 年までに「知識集約型経済 (knowledge-based economy)」にすることを目指している³³⁵。一方で、従来から基礎教育の普及にも力を入れてきており、他州に先駆けて学校給食³³⁶を導入 (1982 年) するなど、在学率の向上に力を入れた結果、識字率はインド平均 (73%) を大幅に上回る水準 (80.1%) に達している。

また、州が抱える問題点として、隣接するカルナータカ州との間でカヴェーリ川の利水問題をめぐる争い³³⁷があり、農村地域の水不足を招いている。

5 その他

(1) 進出日系企業例

579 社 (2022 年 10 月時点、インド進出日系企業リストより)

日産自動車、パナソニック、ヤマハ、コマツ、EPSON、富士電機等多数。

(2) 日本の自治体との交流

2010 年 11 月に広島県³³⁸が、2014 年 11 月に神奈川県³³⁹が同州と経済交流に関する

³³⁵ タミル・ナド州ウェブサイト

[https://investingtamilnadu.com/DIGIGOV/StaticAttachment?AttachmentFileName=/pdf/poli_noti/Tamil%20Nadu%20RandD%20Policy%202022.pdf] (最終検索日: 2025 年 1 月 6 日)

³³⁶ タミル・ナド州サレム県ウェブサイト [<https://saalem.nic.in/noon-meal-programme/>]

(最終検索日: 2025 年 1 月 6 日)

³³⁷ The Economic Times (2023 年 9 月 28 日) [<https://economictimes.indiatimes.com/news/how-to/explained-what-is-the-cauvery-water-dispute-why-is-karnataka-not-giving-water-to-tamil-nadu/articleshow/103954029.cms>] (最終検索日: 2025 年 1 月 6 日)

³³⁸ 広島県ウェブサイト [<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/chijibulog/1289474661293.html>] (最終検索日: 2025 年 1 月 6 日)

³³⁹ JETRO ビジネス短信 (2014 年 12 月 10 日) [<https://www.jetro.go.jp/biznews/2014/12/54853dff6b2d8.html>] (最終検索日: 2025 年 1 月 6 日)

る覚書を交わしている。また、2024年1月には高知県³⁴⁰及び愛媛県³⁴¹が覚書を交わしているとともに、7月には大阪府³⁴²も覚書を締結した。

【タミル映画界と政治の関係】

かつてタミル映画の「ムトゥ 踊るマハラジャ」が日本でも公開され話題を呼んだが、タミル映画界は政界と密接な関係にある。1949年にドラヴィダ進歩党(DMK)を立ち上げ、州首相を務めたアナンドゥライは映画脚本家である。またタミル・ナド州首相を務めたカルナーニディは脚本家として同党に参加し、多くのドラヴィダ進歩党の啓発映画を作成した。これらの作品に出演していたのが、カリスマ的人気を誇った男優であり、全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩党を結成したラーマチャンドランである。また、タミル・ナド州首相を務めたジャヤラリタは元女優である。

「ムトゥ」にも主演している大スターのラジニカントは2018年にRajini Makkal Mandramを立ち上げたが、2021年7月にRMMを解体し、今後政治活動に参加する予定はないと述べた³⁴³。

近年では、2024年2月にタミル語映画で活躍してきたヴィジャイも、Tamilaga Vettri Kazhagamという政党を立ち上げた。2026年のタミル・ナド州議会選挙での勝利を目指しているとのこと³⁴⁴。

³⁴⁰ JETRO ビジネス短信 (2024年1月16日)

[<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/01/8612b2901bec5f2c.html>] (最終検索日: 2025年1月6日)

³⁴¹ JETRO ビジネス短信 (2024年1月29日)

[<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/01/clc1b6ac4c9562a6.html>] (最終検索日: 2025年1月6日)

³⁴² JETRO ビジネス短信 (2024年7月29日) [<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/07/4cf2f19266456c00.html>] (最終検索日: 2025年1月6日)

³⁴³ INDIA TODAY (2021年7月16日)

[<https://www.indiatoday.in/india-today-insight/story/rajnikanth-the-political-superstar-that-never-was-1828615-2021-07-15>] (最終検索日: 2025年1月6日)

³⁴⁴ INDIA TODAY (2024年2月2日)

[<https://www.indiatoday.in/india/story/thalapathy-vijay-announces-his-political-party-names-it-tamilaga-vettri-kazhagam-2496698-2024-02-02>] (最終検索日: 2025年1月6日)

第4節 西ベンガル州

1 地勢



渋滞が慢性化するコルカタ市街

(1) 位置等

西ベンガル州はインド東部に位置し、ヒマラヤ山脈が北部に、ベンガル湾が南部に位置する南北に細長い州である。州の大部分は平野であり、州東部にはガンジス川とブラフマプトラ川が大三角州を形成しベンガル湾に注いでいる。また、北部はネパール、ブータンと国境を接し、東部はバングラデシュと国境を接する州でもある。²³³⁴⁵の県がある。

なお、紅茶の産地として有名なダージリンは同州北部に位置している。

(2) 面積

88,752 平方キロメートル（北海道よりやや大きい面積）。国内第 13 位。

(3) 気候

山岳部を除けば、温暖湿潤熱帯モンスーン気候に属するが、地域によって気候は異なる。西部の高原地域の降水量は少なく、気温の変化が大きい一方、沿岸部の気候は過ごしやすい。州の気温について、夏は 26℃～43℃、冬は 10℃～19℃である。降水量も地域によって異なり、北部は最も多く 2,000mm～4,000mm、沿岸部は 2,000mm、州中央部やガンガー平野は 1,500mm～2,000mm、西部は 1,000mm～1,250mm であり、州全体の平均年間降水量は 2202.7 mm である。西ベンガル州には、春、夏、雨期、短い秋、冬の 5 つの主な季節がある³⁴⁶。

(4) 歴史

西ベンガル州を中心とするベンガル地域は、イギリス東インド会社の軍隊が、1757

³⁴⁵ National Informatics Centre ウェブサイト「Districts of India」

[<http://www.apnakhata.nic.in/districts.php?sid=WB>]（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

³⁴⁶ 西ベンガル州ウェブサイト [<https://www.wbindustries.gov.in/Climate.html>]（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

年プラッシーの戦いにおいて、フランスと手を組んだベンガル太守軍を破ったことからインドの植民地化が本格的に始まった地である。1858年から1912年までイギリス領インドの首都がカルカッタに置かれ、政治・経済・文化の中心地として栄えた。1947年インド・パキスタンが分離・独立する際、旧ベンガル州が東部パキスタン（現バングラデシュ）と西ベンガル州に分離し、現在の形となっている。

2 州に関する主要データ

- (1) 人口：9,127万6,115人（男性：4,680万9,027人、女性：4,446万7,088人）。国内第4位。
- (2) 識字率：76.3%（男性81.7%、女性70.5%）
- (3) 主な宗教：ヒンドゥー教70.54%、イスラム教27.01%
- (4) 主な言語：ベンガリー語、ヒンディー語、ウルドゥー語
- (5) 主要都市：コルカタ（州都、旧名カルカッタ³⁴⁷）、ハーウラー、ドゥーガプール、アサンソル、シリグリ

3 経済・産業

1960年代は最も豊かな州の1つであったが、その後の発展は著しくなく、2021-2022年度の一人当たり州NDPは、全国平均を下回る124,798ルピーで国内第24位である。また、道路、電気、水道等の生活インフラの整備の遅れが目立つ。

主要産業は、鉄鋼、製糖、製薬、革製品、ジュート加工、機械、製紙、製茶であるが、肥沃な大三角州に位置することから農業も盛んであり、米生産量は、2021-2022年で1,676万トン、インド全体の12.87%（全国第1位）³⁴⁸を占める。園芸作物（果物、野菜、花、スパイス等）の生産量も全国第2位（3,418万800トン）³⁴⁹である。

4 政治・行政の動向

州議会は一院制である。議員定数は294議席で、うち68議席は指定カースト、16議席は指定部族に留保されている³¹²。

州政治は、インド共産党（マルクス派）を中心とした左翼戦線³⁵⁰（Left Front）が、1977年の選挙で勝利して以来、2011年の選挙まで34年間にわたり政権を維持してきた。選挙で選ばれた左翼政党がこれほど長期にわたり一貫して政治を担ったことは世界的に見ても珍しい。左翼戦線がパンチャーヤト制度を活用し、土地改革や農民運動等による農村改革を積極的に進め、農村地域から支持されてきたことがその

³⁴⁷ 2001年英語呼称のカルカッタからベンガリー語呼称のコルカタに名称変更されている。

³⁴⁸ Economic Survey 2022-23 Table 1.18: Production of Important Crops in three Largest Producing States in 2021-22 [<https://www.indiabudget.gov.in/budget2023-24/economicsurvey/doc/stat/tab118.pdf>]（最終検索日：2025年1月6日）

³⁴⁹ インド農業・農民福祉省ウェブサイト 2019-20年の推定値。
[[https://www.nhb.gov.in/statistics/HorticultureCropsFinal/2019-20\(2nd%20Advance%20Estimates\)%20\(1\)_36.pdf](https://www.nhb.gov.in/statistics/HorticultureCropsFinal/2019-20(2nd%20Advance%20Estimates)%20(1)_36.pdf)]（最終検索日：2025年1月6日）

³⁵⁰ 左翼戦線を構成する政党には、インド共産党（マルクス派）のほか、革命社会党、インド共産党等がある。

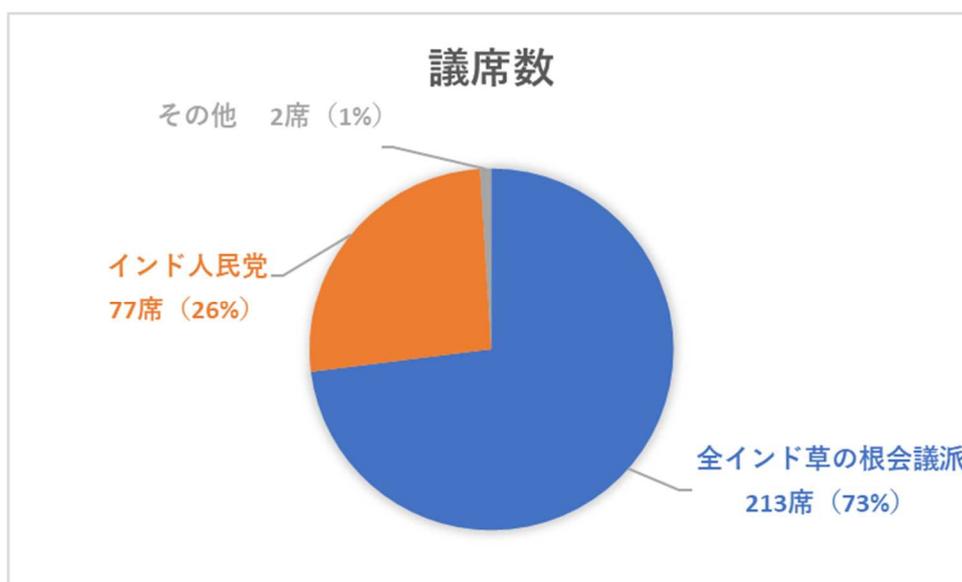
背景にあった。

しかし、2011年5月に行われた州議会選挙では、インド共産党（マルクス派）が136議席減の40議席となる一方、全インド草の根会議派（All India Trinamool Congress）が154議席増の184議席を獲得し、政権が交代した。この劇的な政権交代は、州の工業化を急いだ左翼戦線が工場建設のための農地買収や経済特区政策において、住民の意向を無視し政策実現に強引な手法をとったことや貧困層に対する暴力が露呈され、反現職の気運が高まったためとされる。2021年3月～4月に行われた州議会選挙では、全インド草の根会議派が213議席を押さえる圧勝を飾り、州政権3期目に入った。

なお、西ベンガル州は、インド国会に対して上院16議席、下院42議席の割当がある。

知事：C.V.アナンダ・ボース（2022年11月17日～）

州首相：ママタ・バナジー（2011年5月20日～）



課題となっているのが、都市部への人口集中及びインフラの未整備である。西ベンガル州の人口密度はインドの州の中で2番目に高く³⁵¹（1,028人/km²）、更に州都コルカタを中心とした都市部やスラムに人口が集中している。

また、自動車及び二輪車の登録台数が急激に増加する一方で、公共交通インフラの整備は進んでおらず、交通渋滞はもとより、それによる経済損失及び大気汚染・騒音等の自動車公害による健康被害が深刻化している。

なお、日本は、コルカタの交通渋滞緩和及び交通公害軽減のため、コルカタ東西地

³⁵¹ デリー準州など連邦直轄領も含めると7番目となる。

下鉄建設計画（第1期～第4期）に対し円借款により資金援助を行っている。また、他にも、西ベンガル州上下水道整備事業、西ベンガル州における気候変動対策のための森林・生物多様性保全事業等に対し円借款により資金援助を行っている。

5 その他

（1）進出日系企業例

212社（2022年10月時点、インド進出日系企業リストより）

日立建機、野村総研、エア・ウォーター、リライアンス・ニッポン、ライフ・インシュアランス等多数。

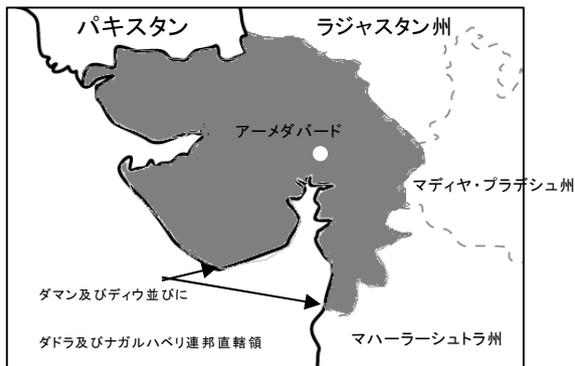
（2）日本との関係

日本に本格的なインド式カレーを紹介したことで知られるインド独立運動家ラース・ビハーリー・ボース、第二次世界大戦後の極東国際軍事裁判における戦勝国側の一方的な判決に批判的であったパール判事の出身地である。また、第二次世界大戦時日本軍と共にインパール作戦に参加したインド独立運動家スバス・チャンドラ・ボース（オディシャ州出身）が活動の拠点にしていたのもこの地である。インド東部に位置しているため日本への心理的距離が近く、親日家が多いとも言われている³⁵²。

³⁵² 外務省ウェブサイト [<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/iken/06/souryouji/37.html>]（最終検索日：2025年1月6日）

第5節 グジャラート州

1 地勢



グジャラート州の風景

(1) 位置等

インドで最も西にある州で、ラジャスタン州、マディヤ・プラデシュ州、マハーラーシュトラ州、パキスタンと国境を接している。33³⁵³の県がある。インドの州の中で、最も長い1,663kmの海岸線となっている³⁵⁴。

(2) 面積

196,224 平方キロメートル（北海道の2倍よりやや大きい面積）。国内7位。

(3) 気候³⁵⁵

州は亜熱帯気候帯に属し、グジャラート州南部（ナルマダ川の南）では亜湿潤気候、グジャラート州中部（ナルマダ川とサバルマティ川の間）では適度な湿潤気候、沿岸地域（サウラーシュトラの南向きの沿岸地域）では湿気が多く蒸し暑い気候、中央部（アーメダバード北部及びサウラーシュトラ中部の一部）の乾燥気候、グジャラート州北部とカッチ県の乾燥気候及び半乾燥気候となっている。

平均気温は地域によって異なり、夏の気温は25℃～45℃、冬の気温は15℃～35℃となっている。また、州の降水量も、カッチ県西部の300mmから、ヴァルサッド地区やダン地区の2,100mmと地域によって異なる。モンスーン期は、通常6月中旬から9月末まで続き、年間降水量の約95%はこの時期に降る。雨の日の日数も週により異なり、カッチ県は16日、ダン地区やスーラトの48日までと異なる。州全体の年間降水量は793.2mmとなっている。

³⁵³ National Informatics Centre ウェブサイト「Districts of India」

[<http://www.apnakhata.nic.in/districts.php?sid=GJ>]（最終検索日：2025年1月6日）

³⁵⁴ グジャラート州ウェブサイト [<https://ccd.gujarat.gov.in/about-gujarat.htm>]（最終検索日：2025年1月6日）

³⁵⁵ グジャラート州ウェブサイト [<https://ccd.gujarat.gov.in/about-gujarat.htm>]（最終検索日：2025年1月6日）

(4) 歴史³⁵⁶

州の名前は、700年代から800年代にこの地域を治めたグジャール族（Gujjars）に由来する。グジャール族がサバルマティ川とマヒ川の周辺で作った石器時代の集落はインダス文明と同時期に作られたことが判明した。

ギルナール丘陵の岩石碑文は、マウリヤ皇帝アショーカが紀元前250年頃に領土をグジャラートまで拡張したことを示しており、その後、この地域の支配はサカ人又はスキタイ人の支配下に置かれた。900年代にソランキ朝が権力を掌握し、グジャラート州が最大の勢力範囲に達した。その後、長いイスラム教徒の支配が続き、グジャラート州の最初の独立したイスラム教徒の統治者であるアフマド・シャー1世は、1411年にアーメダバードを築いた。ムガル帝国のアクバル皇帝は1570年代にマールワーとグジャラートを征服した。英国東インド会社が1818年にスーラトに入ると統治を掌握し、グジャラート州は諸侯の州に分割された。その後インドは1947年に独立し、サウラーシュトラ州とカッチ州を除くグジャラート州の全てが1960年5月1日までボンベイ州の一部となった。この日、ボンベイ州はマハーラーシュトラ州とグジャラート州に分割され、アーメダバードが州都となり、ここに政府の庁舎が集積していた。1970年に州都機能がガンディナガルに移った。

2 州に関する主要データ

- (1) 人口：6,043万9,692人（男性：3,149万1,260人、女性：2,894万8,432人）。国内第10位。
- (2) 識字率：78.0%（男性：85.8%、女性：69.7%）
- (3) 主な宗教：ヒンドゥー教88.57%、イスラム教9.67%
- (4) 主な言語：グジャラーティー語
- (5) 主要都市：ガンディナガル、アーメダバード、スーラト、ヴァドーダラー、ラージコート、ジャームナガル

3 経済・産業

インド有数の工業州であり、都市化も進んでいる。DMIC（デリー・ムンバイ間産業大動脈構想）計画で計画地域の38%がグジャラート州にあり、自動車産業界をはじめとする企業の進出が増えている。主要産業は石油、石油化学、ダイヤモンド。ダイヤモンド加工が盛んで、ある報道記事³⁵⁷によると世界の72%のダイヤモンドがグジャラート州で加工されているという。2021-2022年度の製造部門の州NDPが国内トップの51,054.3億ルピーであり、2021-2022年度の一人当たり州NDPは241,930

³⁵⁶ グジャラート州ウェブサイト [<https://cmogujarat.gov.in/en/history-of-gujarat>]（最終検索日：2025年1月6日）

³⁵⁷ THE TIMES OF INDIA（2023年12月12日）
[<https://timesofindia.indiatimes.com/city/ahmedabad/guj-accounts-for-72-of-worlds-diamonds-govt/articleshow/105917814.cms>]（最終検索日：2025年1月6日）

ルピー、国内第 10 位である。

また、ジェトロが 2011 年 11 月にグジャラート州産業開発公社との間で覚書を取り交わし、日本企業専用工業団地を整備することに合意し、当該工業団地は 2013 年から分譲を開始して日系企業に利用されている³⁵⁸。

なお、日本は、アーメダバードメトロ、グジャラート州生態系再生事業等に対し円借款により資金援助を行っている。

4 政治・行政の動向

州議会は一院制。議員定数は 182 議席で、うち指定カーストには 13 議席、指定部族には 27 議席が留保されている³¹²。

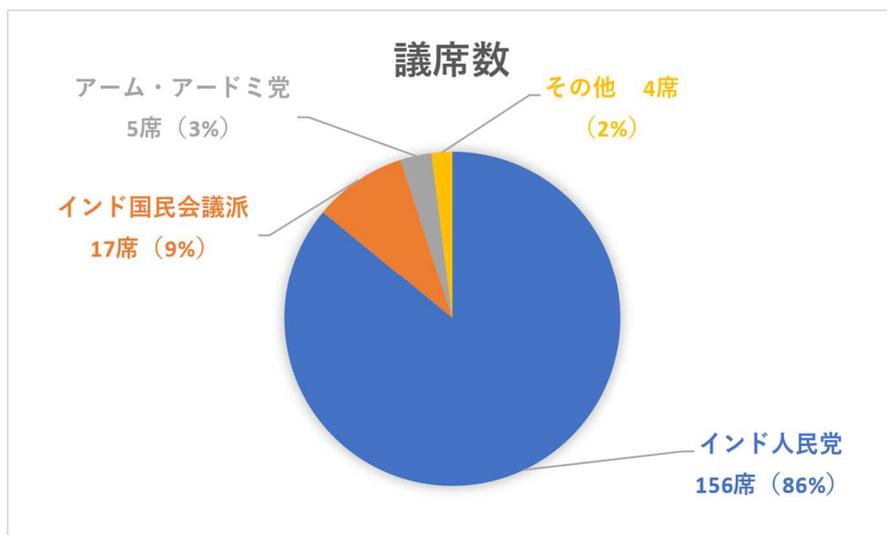
マハトマ・ガンジーを輩出した州であること、印パ戦争の戦場となったことなどから、反パキスタン感情が顕著で、ヒンドゥー原理主義の勢力が強い。

2022 年 12 月に開催された州議会選挙では、インド人民党が 156 議席（全議席の 86%）を獲得し、インド人民党は本選挙で 7 期連続の勝利となった³⁵⁹。

なお、グジャラート州は、インド国会に対して上院 11 議席、下院 26 議席の割当がある。

知事：アチャリヤ・デヴラト（2019 年 7 月 22 日～）

州首相：ブペンドラ・パテル（2021 年 9 月 13 日～）



³⁵⁸ JETRO ウェブサイト

[https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/industrial_park/mandal.html]（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

³⁵⁹ JETRO ビジネス短信（2022 年 12 月 13 日）

[<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/12/cbc25d186d452265.html>]（最終検索日：2025 年 1 月 6 日）

5 その他

(1) 進出日系企業例

358社（2022年10月時点、インド進出日系企業リストより）

スズキ、ホンダ、ユニ・チャーム、MORESCO、王子製紙、TOTO、ROKI Minda、TS テック、豊田通商、日立ハイレル、三井金属、みずほ銀行、大塚製菓等多数。

(2) 日本の自治体との交流

2016年11月、兵庫県がグジャラート州と相互協力に関する覚書を締結している³⁶⁰。

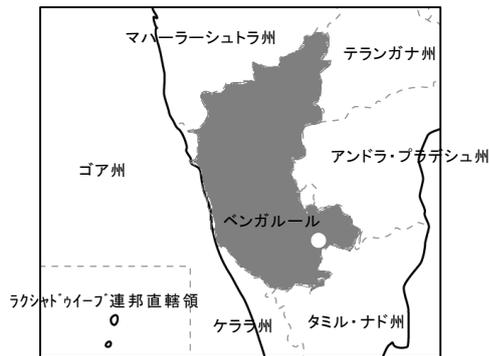
2020年1月、兵庫県神戸市がMOU「神戸市とアーメダバード市との経済、学術、文化の交流の促進に係る意思確認書」へ署名³⁶¹を行った。

³⁶⁰ 兵庫県ウェブサイト [\[https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr13/ie13_000000065.html\]](https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr13/ie13_000000065.html)（最終検索日：2025年1月6日）

³⁶¹ 神戸市ウェブサイト [\[https://www.city.kobe.lg.jp/a74716/shise/kekaku/shichoshitsu/international/mou.html\]](https://www.city.kobe.lg.jp/a74716/shise/kekaku/shichoshitsu/international/mou.html)（最終検索日：2025年1月6日）

第6節 カルナータカ州

1 地勢



ヴィダーナ・サウダ（カルナータカ州政庁ビル）

(1) 位置等

カルナータカ州はインド南西部に位置し、ゴア州、マハーラーシュトラ州、タミル・ナド州、アンドラ・プラデシュ州、ケララ州、テランガナ州と接している。豊かな森林資源を持つ西ガーツ山脈（世界遺産にも指定されている）、豊かで多様な作物を育てられる平野部、マンガロール港を含む多くの港を持つ海岸線がカルナータカ州の経済的安定性を高めている。州都のベンガルールは IT 産業の中心地である。31³⁶²の県がある。

(2) 面積

191,791 平方キロメートル（北海道の 2 倍よりやや大きい面積）。国内 8 位。

(3) 気候³⁶³

カルナータカ州は、地理的条件から、地域によって 3 種類の気候がある。沿岸地域は熱帯モンスーン気候で、雨量が他の地域より多く年間平均降雨量は約 3,456 mm であるが、北部内陸部は、乾燥地帯で、雨量は州内最も少なく、年間平均降雨量は 731 mm。一方、州都ベンガルールを含む州南部内陸部は、半乾燥気候で、年間平均降雨量は 1,286 mm である。

季節は夏（3～5月）、モンスーン（6～9月）、モンスーンの後の時期（10月～12月）、冬（1月～2月）の 4 つの時期がある。1月に最低気温となり、その後徐々に気温が上昇、州南部では一般的に 4月に最高気温となり、沿岸平野では 5月に最高気温に達します。モンスーン後は州内の気温が下がる。夏の平均最高気温は州全体で 34℃、モンスーン時期の平均日中気温は 29℃で冬は 32℃～20℃以下になることもある。

³⁶² カルナータカ州ウェブサイト [<https://karnataka.gov.in/district/en>]（最終検索日：2025年1月6日）

³⁶³ カルナータカ州ウェブサイト [<https://www.karnataka.com/profile/karnataka-climate/>]（最終検索日：2025年1月6日）

(4) 歴史³⁶⁴

カルナータカ州には古い歴史(数多くの先史時代の集落跡、無数の碑文、記念碑、豊かな歴史的・文化的遺産のモニュメント)がある。

多くの王朝がカルナータカ州を統治し、様々な形で文化に影響を与えてきた。中世から近世にかけて、北カルナータカではニザーム王国やマラーター王国、南カルナータカではヴィジャヤナガル王国やマイソール王国等が統治した。18世紀後半には、現在のカルナータカ州の中核部分を支配したマイソール王国とイギリス東インド会社の間でマイソール戦争が起こり、1799年にマイソール王国の当時の支配者ティプ・スルタンが敗れてイギリスに支配された。1818年、北カルナータカではマラーター王国がマラーター戦争に敗れてイギリスの支配が始まった。

イギリスの支配以降、反英運動が起こると同時に、近代的な行政システムが取り入れられ、産業や交通インフラ、教育体制等が発展した。キリスト教宣教師たちも西洋的な教育を始め、マイソール州には1881年までに2,000の小学校があった。20世紀には、音楽や劇、絵画、文学の分野でも発展がみられた。1947年のインド独立時、カルナータカ地域はボンベイ州やマイソール州等の5つの州の統治下に入ったが、1956年にマイソール州はカンナダ語話者地域によって再編され、現在のカルナータカ州の領域となった。1973年にカルナータカ州に改称された。

2 州に関する主要データ

- (1) 人口：6,109万5,297人(男性：3,096万6,657人、女性：3,012万8,640人)。国内第9位。
- (2) 識字率：75.4%(男性：82.5%、女性：68.1%)
- (3) 主な宗教：ヒンドゥー教84.00%、イスラム教12.92%、キリスト教1.87%
- (4) 主な言語：カンナダ語
- (5) 主要都市：ベンガルール、マイソール

3 経済・産業

英国統治時代から軍の駐屯地が置かれ、独立後は軍事産業とつながりの深い国営企業が相次いで同市に設立されたことが工業化のきっかけとなった。1980年代後半以降、政府のIT産業振興策を受けて、ベンガルールはソフトウェア産業の一大中心地に成長したが、一方で農村部との経済格差も拡大している。ぶどうの生産も盛んで、2021-2022年はマハーラーシュトラ州に次ぎぶどうの生産量が多い(インド全体の24.4%³⁶⁵)

2021-2022年度のサービス部門の州NDPが国内2位の102,173.6億ルピーであ

³⁶⁴ カルナータカ州ウェブサイト [<https://www.karnataka.gov.in/info-1/History/History/en>] (最終検索日：2025年1月6日)

³⁶⁵ インド農業・加工食品輸出振興局ウェブサイト

[https://agriexchange.apeda.gov.in/India%20Production/India_Productions.aspx?cat=fruit&hscode=1045#] (最終検索日：2025年1月6日)

り、2021-2022年度の一人当たり州NDPは265,623ルピー、国内第6位である。

なお、日本は、バンガロールメトロ、バンガロール市上下水道整備事業、バンガロール配電網設備高度化事業、ベンガルール中信地区高度交通情報及び管理システム導入計画等に対し円借款により資金援助を行っている。

4 政治・行政の動向

州議会は下院と上院の二院制である。うち下院の議員定数は224議席と規定されている。そのうち36議席が指定カースト、15議席が指定部族に留保されている³¹²。上院の議員定数は75議席³⁶⁶。

政治的には、第一党であったインド人民党内部で起きた汚職疑惑等の内紛により、2013年5月に行われた州議会下院選挙においてインド国民会議派が勝利(122議席)し、9年振りに単独政権を奪回した。2018年5月に行われた州議会下院選挙では、インド人民党が224議席中104議席を獲得して第1党となったものの、政権を握るのに必要な過半数を取得できなかった。一方、与党だったインド国民会議派も78議席の獲得にとどまった³⁶⁷。2023年5月に行われた州議会下院選挙では、インド国民会議派が過半数を超える135議席を獲得し大勝した。インド人民党は104議席から66議席と大きく議席を減らした。投票率は73.19%だった³⁶⁸。なお、カルナータカ州は、インド国会に対して上院12議席、下院28議席の割当がある。

知事：タワル・チャンド・ゲヘロット（2021年7月6日～）

州首相：シッダラマイアー（2023年5月20日～）

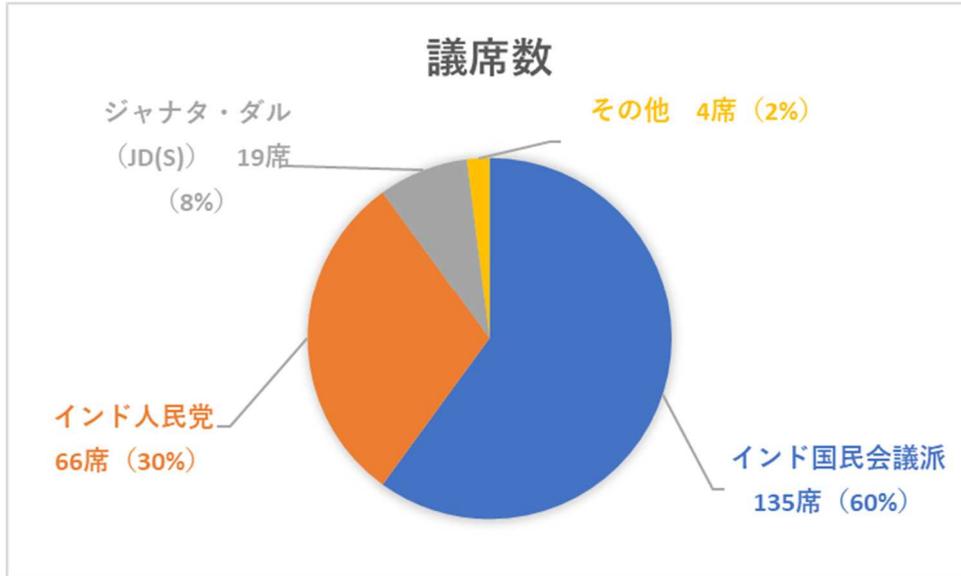
³⁶⁶ カルナータカ州ウェブサイト [<https://kla.kar.nic.in/council/house/Party%20Position/partyposition.htm>]（最終検索日：2025年1月6日）

³⁶⁷ JETRO ビジネス短信（2018年5月18日）

[<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/05/4551c6e02a2447d1.html>]（最終検索日：2025年1月6日）

³⁶⁸ JETRO ビジネス短信（2023年5月16日）

[<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/05/f22ee069ad76fcc6.html>]（最終検索日：2025年1月6日）



5 その他

(1) 進出日系企業例

537社（2022年10月時点、インド進出日系企業リストより）
 トヨタ、ホンダ、ファナック、富士通、デンソー、三菱電機、シチズン、富士フイルム、YKK、日本通運等多数。

(2) 日本の自治体との交流

2014年9月に、三重県が貿易投資分野における覚書を締結している³⁶⁹。

³⁶⁹ 三重県ウェブサイト [\[https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031500032.htm\]](https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031500032.htm)（最終検索日：2025年1月6日）

第7節 ラジャスタン州

1 地勢



ハワー・マハル「風の宮殿」

(1) 位置等

インド北西部に位置し、パキスタンと長い国境線で接する。グジャラート州、マディヤ・プラデシュ州、ウッタル・プラデシュ州、ハリヤナ州、パンジャブ州と接している。アラバリ山脈により砂漠地帯と森林地帯の二つの地域に分断される。50の県³⁷⁰がある。州都ジャイプールはデリー、アグラとともにインド観光の黄金の三角地帯を形成し、世界的な宝石の集積地として、国内外から多くの観光客を集める。

(2) 面積

342,239 平方キロメートル（日本の国土面積よりやや小さい面積）。国内1位。

(3) 気候

州の西部はタール砂漠も含まれる地域で、比較的乾燥していて土地が不毛である。南西部は、より湿気や丘も多く、土地は肥沃である。気候は州全体で異なるが、冬は平均8～28℃、夏は25℃～46℃である。降水量も異なっており、西部の砂漠では年間約100mmであるが、南東部は650mm程雨が降り、それはほとんど7月～9月のモンスーンの時期に降る³⁷¹。

(4) 歴史³⁷²

ラジャスタンの歴史は有史以前に遡り、紀元前3,000年から1,000年頃にはインダス文明に似た文化があった。ラジャスタン州は、独立以前はラージプーターナーとして知られていた。何世紀もの間、ラージプートという民族がこの地域を支配していた。インド独立後、かつて同地を治めていた藩王（マハラジャ）一族が政権の要職に

³⁷⁰ ラジャスタン州ウェブサイト [<https://rajasthan.gov.in/>]（最終検索日：令和6年1月6日）

³⁷¹ ラジャスタン州ウェブサイト Land&Environment [<https://rajasthan.gov.in/pages/sm/department-page/149122/931>]（最終検索日：令和6年1月6日）

³⁷² インド政府ウェブサイト [<https://knowindia.india.gov.in/states-uts/rajasthan.php>]（最終検索日：令和6年1月6日）

就き、その多くが属するラージプート・カーストが支配的な地位を占めた。州再編法が公布された 1948 年から 1956 年にかけて、散在していた州を統合するプロセスが始まり、最終的に 1958 年に現在のラジャスタン州が正式に誕生した。

2 州に関する主要データ

- (1) 人口 : 6,854 万 8,437 人 (男性 : 3,555 万 997 人、女性 : 3,299 万 7,440 人)。
国内第 8 位。
- (2) 識字率 : 66.1% (男性 : 79.2%、女性 : 52.1%)
- (3) 主な宗教 : ヒンドゥー教 88.49%、イスラム教 9.07%、シク教 1.27%
- (4) 主な言語 : ヒンディー語、ラジャスタン語
- (5) 主要都市 : ジャイプール、ジョードプル、ジャイサルメール、ウダイプル

3 経済・産業

ラジャスタン州は、インドで 3 番目に大きな鉱物生産州で、81 種類の金属・非金属等の鉱物が存在する。また、国内唯一の亜鉛と鉛鉱石の生産者であり、大理石の最大の生産者でもある。(大理石、砂岩、花崗岩の資源が最も多く埋蔵されている。) また、インド最大の混紡生地とウールの生産者でもある³⁷³。2021-2022 年度の一人当たり州 NDP は 135,962 ルピー、国内第 21 位である。

なお、日本は、ラジャスタン州水資源セクター生計向上事業に対し円借款により資金援助を行っている³⁷⁴。

4 政治・行政の動向

州議会は一院制。議席は 200 議席で、うち指定カーストには 34 議席、指定部族には 25 議席が留保されている³¹²。

政治的には、インド国民会議派及びインド人民党が二大政党となっている。2023 年 12 月に実施された州議会選挙 (199 議席³⁷⁵) では、野党だったインド人民党が半数以上となる 115 議席を獲得し、インド国民会議派 (69 議席) からの政権交代を果たした³⁷⁶。

なお、ラジャスタン州は、インド国会に対して上院 10 議席、下院 25 議席の割当がある。

知事 : ハリバウ・バグデ (2024 年 7 月 31 日～)

州首相 : バジャン・ラル・シャルマ (2023 年 12 月 15 日～)

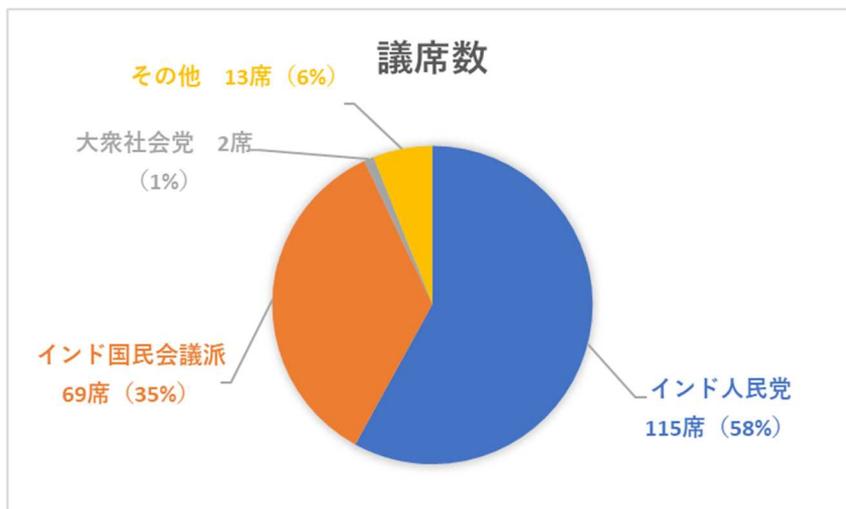
³⁷³ インド政府ウェブサイト [<https://www.investindia.gov.in/state/rajasthan>] (最終検索日 : 令和 6 年 1 月 6 日)

³⁷⁴ JICA ウェブサイト [<https://www.jica.go.jp/oda/project/ID-P259/index.html>] (最終検索日 : 令和 6 年 1 月 6 日)

³⁷⁵ 200 選挙区のうち、1 選挙区は選挙の実施が延期された。

³⁷⁶ JETRO ビジネス短信 (2023 年 12 月 20 日)

[<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/48b3da8eac33e64c.html>] (最終検索日 : 令和 6 年 1 月 6 日)



5 その他

(1) 進出日系企業例

181社（2022年10月時点、インド進出日系企業リストより）

ホンダ、ダイキン、ユニ・チャーム、豊田合成、KDDI、大同工業等多数。

(2) 日本との関係

ジェットロにより、州内のニムラナ工業団地、ギロット工業団地（それぞれデリー中心部から南西約120km）に日本企業専用ゾーンが設けられており、日本企業限定の特別価格で区画提供が行われている³⁷⁷。

³⁷⁷ JETRO ウェブサイト

[https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_newdelhi/rajasthan.html]（最終検索日：令和6年1月6日）、

[<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/05/703f71710816482d.html>]（最終検索日：令和6年1月6日）

第8節 その他の主な州

1 ゴア州

(1) 概要

ムンバイの南方約 400km のインド西岸に位置する、インドで最も面積の小さい州。マハーラーシュトラ州、カルナータカ州と接する。州の面積の3分の1は森林が占めており、竹や樹皮等は農村部の住民にとって経済的な価値となっている。また、ココナッツの木は上部地域を除くゴア州の全域に存在する³⁷⁸。1510年にポルトガルに占領されて植民地となり、フランシスコ・ザビエルも日本を訪れる前は当地で布教活動を行っていた。キリスト教徒は現在でも人口の3割近くを占める。1961年にインドに併合された。1987年に連邦直轄領から州に昇格し、北ゴア県、南ゴア県の2つの県に再編成された³⁷⁹。1951年に始まる日本による鉄鉱石の開発輸入で栄え、現在も鉱物産業が盛んである。最近では、88.7%という高い識字率を活かしたIT産業の振興が進む。また、1人当たり州NDPは472,070ルピーであり、国内トップである。

(2) 主要データ

州都	パナジ	識字率	88.7%
人口	145万8,545人(26位)	一人当たり 州NDP	472,070ルピー
面積	3,702平方キロメートル(29位)	主要農産物	米、ココナッツ、カシューナッツ
主要言語	コンカニ語、マラーティー語 ³⁸⁰	主要産業	観光、鉱物産業、鉄鋼業
州与党	インド人民党	その他	ザビエルの遺体を納めた教会等 ポルトガル時代のキリスト教建築はユネスコの世界遺産
州首相	プラモッド・サワント		
主な宗教	ヒンドゥー教 66.08%、キリスト教 25.10%、イスラム教 8.33%		

2 ケララ州

(1) 概要

インド亜大陸の南端に位置し、タミル・ナド州とカルナータカ州と接している。経済的に突出した発展を見せているわけではないが、全州で最も高い識字率(約

³⁷⁸ ゴア州ウェブサイト [\[https://www.goa.gov.in/know-go/about-go-state/\]](https://www.goa.gov.in/know-go/about-go-state/) (最終検索日: 令和6年1月6日)

³⁷⁹ ゴア州南ゴア県ウェブサイト

[\[https://southgoa.nic.in/history/#:~:text=On%2030%20May%201987%20Goa,North%20Goa%20and%20South%20Goa\]](https://southgoa.nic.in/history/#:~:text=On%2030%20May%201987%20Goa,North%20Goa%20and%20South%20Goa)

なお、このときダマン・ディウは独立した連邦直轄領となった。

³⁸⁰ ゴア州ウェブサイト [\[https://www.goa.gov.in/department/official-language/\]](https://www.goa.gov.in/department/official-language/) (最終検索日: 令和6年1月6日)

94.0%)を誇る。その他にも、乳児死亡率が先進国並みに低く、平均寿命も男女ともに長いなど、福祉州として際立った特長がある。14³⁸¹の県がある。

大航海時代の1498年にポルトガル人が訪れた後、象牙やチーク材、香辛料を求めるヨーロッパ人との交易が開始され、今日の多文化共生に至っている。沿岸のマラバル海岸はコショウの原産地である。近年では、食品加工、林業、バイオテクノロジー及びナノテクノロジー等の新しい分野への産業が広がりつつある。また観光業にも力を入れており、2019年にIndia Today誌が実施したState of the States調査で観光分野における「Best Performing State」に選ばれるなどしている³⁸²。

1人当たり州NDPは233,855ルピーであり、国内第11位である。

(2) 主要データ

州都	ティルバナナタプラム	識字率	94.0%
人口	3,340万6,061人(12位)	一人当たり 州NDP	233,855ルピー
面積	38,852平方キロメートル(21位)	主要農産物	カシューナッツ、唐辛子、米
主要言語	マラヤラム語	主要産業	コイヤ、手織業、機械織業、IT
州与党	インド共産党(マルクス派)	その他	インドの州で唯一女性人口が男性人口より多い州 ³⁸³
州首相	ピナライ・ビジャヤン		
主な宗教	ヒンドゥー教 54.73%、イスラム教 26.56%、キリスト教 18.38%		

3 ウットル・プラデシュ州

(1) 概要

人口約2億人(日本の1.6倍)を抱え、人口面でインド最大の州。インド北部に位置し、ラジャスタン州、ハリヤナ州、ヒマーチャル・プラデシュ州、デリー準州、ウッタラカンド州、マディヤ・プラデシュ州、チャッティースガル州、ジャールカンド州、ビハール州、ネパールと接する。面積も広大であり、古くからインドの政治文化の中心部として多くの民族が往来してきた地域である。カーストや宗教間の激しい対立を抱え、インド社会の縮図とも言われる。ウットル・プラデシュ州の経済は主に農業に基づいており、人口の約65%が農業に従事している。州の経済発展において

³⁸¹ ケララ州ウェブサイト「DISTRICT PORTAL OF KERALA」 [<https://kerala.s3waas.gov.in/>] (最終検索日：令和6年1月6日)

³⁸² ケララ州観光部プレスリリース [https://www.keralatourism.org/articlesonkerala/23_12_201920191230072729_1.pdf] (最終検索日：令和6年1月6日)

³⁸³ 2011年国勢調査による。なお、連邦直轄領を入れるとプロドゥチェリー準州も女性人口の方が多。

農業部門の貢献は非常に大きく、2014-15年の調査によると、約1659.8万ヘクタール（68.7%）の土地が耕作に利用されている。2011-12年の調査によると、州の農家は2,332.5万人おり、インドの穀倉地帯を形成している³⁸⁴。米生産量は、2021-2022年で1,527万トン、インド全体の11.72%（全国第2位）を占めるほか、小麦生産量は2021-2022年で3,395万トン、インド全体の31.77%（全国第1位）である。また、サトウキビの生産も盛んで、2021-2022年には1億7,743万トン（全国第1位、41.09%）生産されている³⁸⁵。園芸作物（果物、野菜、花、スパイス等）の生産量も全国第1位（3,848万6,260トン）³⁸⁶である。識字率は67.7%とインド平均を下回る。2021-2022年度の農業部門の州NDPが国内2位の28,030.2億ルピーであり、2021-2022年度の一人当たり州NDPは73,048ルピー、国内第32位である。

州議会は二院制をとる。下院の議員定数は403議席で、うち指定カーストには85議席が留保されている³¹²。上院の議員定数は100議席³⁸⁷。

2012年の州議会下院選挙では、サマジワディ党（社会党）が過半数を獲得して圧勝し、不可触民とされる最下層カーストを支持基盤とする大衆社会党から政権を奪取した。2017年の州議会下院選挙ではインド人民党が312議席を獲得。2022年の州議会下院選挙でもインド人民党が全403議席のうち255議席を確保し、前回選挙に引き続き勝利を収めた。サマジワディ党は前回議席数から倍増となる111議席を獲得した。75の県がある。

2014年8月に、京都市と州内バラナシ市のパートナーシティ提携意向書が締結された³⁸⁸。

（2）主要データ

州都	ラクノウ	識字率	67.7%
人口	1億9,981万2,341人（1位）	一人当たり 州NDP	73,048ルピー
面積	240,928平方キロメートル（5位）	主要農産物	小麦、米、サトウキビ
主要言語	ヒンディー語、ウルドゥー語	主要産業	IT、農産加工、観光、鉱物
州与党	インド人民党	その他	デリー近郊にノイダ経済特

³⁸⁴ ウッタル・プラデシュ州ウェブサイト

[<https://upagripardarshi.gov.in/staticpages/UttarPradesh.aspx>]（最終検索日：令和6年1月6日）

³⁸⁵ Economic Survey 2022-23 Table 1.18: Production of Important Crops in three Largest Producing States in 2021-22

[<https://www.indiabudget.gov.in/budget2023-24/economicsurvey/doc/stat/tab118.pdf>]（最終検索日：令和6年1月6日）

³⁸⁶ 農業・農民福祉省ウェブサイト 2019-20年の推定値。

[[https://www.nhb.gov.in/statistics/HorticultureCropsFinal/2019-](https://www.nhb.gov.in/statistics/HorticultureCropsFinal/2019-20(2nd%20Advance%20Estimates)%20(1)_36.pdf)

[20\(2nd%20Advance%20Estimates\)%20\(1\)_36.pdf](https://www.nhb.gov.in/statistics/HorticultureCropsFinal/2019-20(2nd%20Advance%20Estimates)%20(1)_36.pdf)]（最終検索日：令和6年1月6日）

³⁸⁷ ウッタル・プラデシュ州ウェブサイト [<https://up.gov.in/en/page/constitutional-setup>]（最終検索日：令和6年1月6日）

³⁸⁸ 京都市ウェブサイト [<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000121185.html>]（最終検索日：令和6年1月6日）

州首相	ヨギ・アディティヤナート		区が開発されている
主な宗教	ヒンドゥー教 79.73%、イスラム教 19.26%		

【広大かつ多様なインド】

インドは国土が広大で、膨大な人口を抱えているばかりでなく、民族構成や言語、宗教等その多様さ、複雑さがしばしば強調される。民族や言語、宗教がばらばらなので、EUに例える方もいるほどである。

面積は約 328 万 7,000 平方キロで、日本の約 9 倍に当たる。これは、旧ソ連を除くヨーロッパ全域の面積に相当する広さである。国連人口基金によれば、2024 年の総人口は約 14 億 4,170 万人³⁸⁹となっている。

民族を人種的に大別すると、オーストラロイド、モンゴロイド、ヨーロッパイド、コーカソイド、ネグロイドの 5 つの主要な人種がインド全土にいる³⁹⁰。

宗教については、憲法で政教分離が謳われている。宗教別人口分類では、ヒンドゥー教徒 79.80%、イスラム教徒 14.23%、キリスト教徒 2.30%、シク教徒 1.72%、仏教徒 0.70%、ジャイナ教 0.37%となっている。

言語は更に複雑で、約 800³⁹¹の言語・方言があるとされ、憲法で公認されている言語が 22 言語ある。そのうちヒンディー語が連邦公用語として認められているが、2011 年国勢調査によるとその使用人口は総人口の約 4 割に留まる。そのため、英語に準公用語としての地位が与えられており、知識階級及び各地域間のコミュニケーション用語として重要な役割を果たしている。

なお、インドでは、酒の定義や管理官による調査・違反があった場合の取り締まり等についても、各州が州法により規定している。また、不法輸入、不純物混入等、無許可者による製造、規程数量を超える所持、購入・消費年齢以下のものへの販売等、違反内容によって罰則・罰金も異なる。ホテルやバー等での酒類の提供が禁止されているほか、自宅での飲酒、酒類の所持、州外からの酒類の持込みも違法とされているビハール州のような州もあるが、禁酒にしている理由は宗教的な理由による場合もあれば、飲酒をしたうえでの家庭内暴力といった社会的な問題による理由など州によって異なっている。また、飲酒が可能な州でも、酒類の販売を行ってはいけないドライデー（禁酒日）が設けられる。飲酒可能な年齢についても、州によって 18 歳～25 歳の間で異なっている。

³⁸⁹ 国連人口基金「世界人口白書 2024」[\[https://tokyo.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/swp2024-english-240327-press_compressed_2.pdf\]](https://tokyo.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/swp2024-english-240327-press_compressed_2.pdf)（最終検索日：令和 6 年 1 月 6 日）

³⁹⁰ インド政府ウェブサイト [\[https://www.india.gov.in/india-glance/profile\]](https://www.india.gov.in/india-glance/profile)（最終検索日：令和 6 年 1 月 6 日）

³⁹¹ インド政府ウェブサイト [\[https://pib.gov.in/PressNoteDetails.aspx?NoteId=149841\]](https://pib.gov.in/PressNoteDetails.aspx?NoteId=149841)（最終検索日：令和 6 年 1 月 6 日）

【インドの観光事情について】

インド観光省が 2023 年 7 月に発行した India Tourism Statistics at a glance-2023 には、外国人旅行者数（年・国別）、観光による外貨の収益をはじめとしたインドの観光に関わる情報が掲載されている。国内旅行者³⁹²及び海外旅行者³⁹³の上位 10 州/連邦直轄領については、以下のとおりである。

【国内旅行者】

	州/連邦直轄領	国内観光客数 (100 万)	割合 (%)
1	ウッタル・プラデシュ州	317.91	18.37
2	タミル・ナド州	218.58	12.63
3	アンドラ・プラデシュ州	192.72	11.13
4	カルナータカ州	182.41	10.54
5	グジャラート州	135.81	7.85
6	マハーラーシュトラ州	111.30	6.43
7	ラジャスタン州	108.33	6.26
8	西ベンガル州	84.54	4.88
9	テランガナ州	60.75	3.51
10	ウッタラカンド州	54.64	3.16
	上位 10 州の合計	1467.00	84.75
	他州	264.01	15.25
	合計	1731.01	100.00

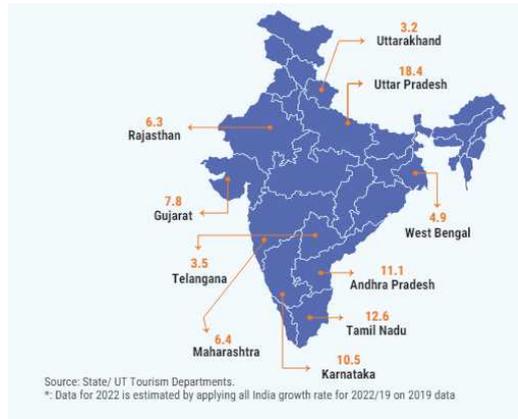
【海外からの旅行者】

	州/連邦直轄領	海外観光客数 (100 万)	割合 (%)
1	グジャラート州	1.78	20.70
2	マハーラーシュトラ州	1.51	17.60
3	西ベンガル州	1.04	12.08
4	デリー準州	0.82	9.50
5	ウッタル・プラデシュ州	0.65	7.56
6	タミル・ナド州	0.41	4.74

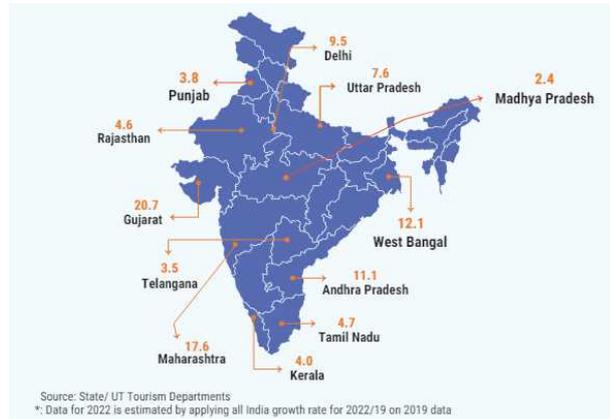
³⁹² India Tourism Statistics at a glance-2023 図 17 [https://tourism.gov.in/sites/default/files/2023-07/India%20Tourism%20Statistics%20at%20a%20glance%202023%20-%20English%20version_0.pdf]（最終検索日：令和 6 年 1 月 6 日）

³⁹³ India Tourism Statistics at a glance-2023 図 18 [https://tourism.gov.in/sites/default/files/2023-07/India%20Tourism%20Statistics%20at%20a%20glance%202023%20-%20English%20version_0.pdf]（最終検索日：令和 6 年 1 月 6 日）

7	ラジャスタン州	0.40	4.62
8	ケララ州	0.35	4.02
9	パンジャブ州	0.33	3.84
10	マディヤ・プラデシュ州	0.20	2.38
	上位 10 州の合計	7.47	87.03
	他州	1.11	12.97
	合計	8.59	100.00



(国内旅行者)



(海外旅行者)

第9章 日本とインドの交流関係

本章では、日本とインドの交流の姿について概観するとともに、日系企業によるインド進出の状況やインドとの交流に関係する機関・団体の一覧等、日印地方自治体の交流に役立つと思われる情報をまとめる。

第1節 歴史的な経緯

1 近代以前

日印両国間には、1,000年以上にも亘る長い交流の歴史がある。6世紀に中国を経由して仏教が我が国にもたらされたのを始めとして、奈良時代の736年には、バラモン僧正の菩提僊那（ぼだいせんな）がインド人として初めて日本を訪れ、後に東大寺大仏開眼供養の導師を司ることとなった。彼は日本で仏典を伝授するとともに、サンスクリット語を伝え、舞楽・伎楽等の文化を紹介した。楽器の琵琶（ヴィーナ）が伝えられたほか、帝釈天（インドラ神）や弁財天（サラスヴァティ）等、日本に定着したヒンドゥー神も少なくない。京都の祇園祭りもインドの祇園精舎の守護神である牛頭天王（ゴーシールシャ）を祭る祭祀である。また、サンスクリット語はかな文字の形成に大きな影響を与えたといわれる。

一方、日本からインドへの公式な訪問は、1583年に天正少年使節団一行が欧州に向かう途中で南部のゴアに立ち寄ったのが最初とされている。ゴアは当時ポルトガル領であり、1549年に日本を訪れてキリスト教を伝えたフランシスコ・ザビエルも活動拠点としていた。

2 明治時代～第二次世界大戦後

明治時代に入ると、日印の交流は更に幅が広がり、1903年には大隈重信らにより日印協会が創設されている。岡倉天心や横山大観らは、アジア人として初めてノーベル文学賞を受賞したラビンドラナート・タゴールとの交流を深めて影響を受けている。

また、インドでイギリスからの独立運動が盛んになると、日露戦争に勝利した日本の支持を求めて、ラース・ビハーリー・ボースが亡命し、日本国内でインド独立運動を展開した。第二次世界大戦中には、スバス・チャンドラ・ボースがインド国民軍を率いて、日本陸軍とともにインパール作戦に参加するなどした。

終戦後、1946年の極東国際軍事裁判（東京裁判）にインド政府が派遣したラダ・ビノード・パール判事は、国際法の厳格な解釈に基づき、A級戦犯全員の無罪を主張した。日本側の戦争犯罪だけでなく、アメリカの原爆投下等連合国の国際法違反の行為も鋭く指摘した点で他の裁判官とは異なるものであった。パール判決書はインド政府の見解をそのまま示すものではないが、インド国民の日本への同情を示すものと受け取られ、日本各地に彼の記念碑が建立されている。

1952年に日印間の国交が樹立されると、日本が戦後復興のために必要としていた鉄鉱石をインドが供給したこともあって、50年代の日印関係は非常に緊密なもの

なった。しかし、その後冷戦が激化する中で、ソ連を中心とする東側ブロックに近い立場をとったインドと、西側の一員となった日本の関係は次第に疎遠になった。

3 近年

冷戦終了後、インドは西側諸国との関係改善に乗り出すとともに、1991年の外貨危機を契機に経済面でも自由化路線を推し進めた。東アジア及び ASEAN 諸国との関係緊密化を目的とした「ルック・イースト外交」を標榜したことも日印関係の改善に寄与したが、1998年にインドが核実験を行ったことを受けて、日本が経済措置（新規 ODA の停止等）を実施するなどしたため、再び関係が疎遠となった。

しかし、2000年8月には森総理大臣（当時）が訪印し、ヴァジパイ首相（当時）との間で「日インド・グローバル・パートナーシップ」構築に合意し関係強化の機運が高まった。その後、2005年4月の小泉総理大臣（当時）の訪印を契機として、ほぼ毎年交互に首脳が相手国を訪問し首脳会談を行うほか、多数の両国閣僚が相手国を訪問し関係強化を図っている。2011年12月の野田総理大臣（当時）の訪印の際には、「国交樹立 60 周年を迎える日インドの戦略的グローバル・パートナーシップ強化に向けたビジョン」と題する共同声明に署名し、両国の信頼・協力関係を更に強固なものにした。2014年にモディ首相が訪日し、安倍総理大臣（当時）と会談³⁹⁴を行った際、両国関係は「特別」戦略的グローバル・パートナーシップへと格上された。また、2016年にモディ首相が訪日した際には、安倍総理大臣（当時）との間で2017年を日印友好交流の年（2017年は日印文化協定発効 60 周年にあたる）とすることに合意された。安倍総理大臣（当時）とモディ首相の間では計 15 回の首脳会談を開催。2020年9月、菅総理大臣（当時）は、総理就任後早期にモディ首相と電話会談を実施し、2021年9月にはワシントン D.C.における日米豪印首脳会合の際に対面での日印首脳会談を行った。2021年10月に、岸田総理大臣（当時）も総理就任後間もなくモディ首相との電話会談を実施。2022年3月には岸田総理大臣（当時）の訪印が実現し、3年半ぶりに首脳往来が再開された。また、2022年5月には東京で開催された日米豪印首脳会合出席のため、そして同年9月には故安倍晋三国葬儀出席のためモディ首相が訪日した。また、2023年3月及び9月に岸田総理大臣（当時）が訪印、同年5月にはモディ首相が訪日し、首脳会談を実施した³⁹⁵。

経済協力においては、近年、インドにとって日本は最大の二国間援助国であり、また日本にとってインドは円借款の最大の受取国となっている。貨物専用鉄道を建設し物流インフラを整備する「デリー・ムンバイ間産業大動脈構想（DMIC）計画」では、その実現に向け日本は資金面での協力を表明するとともに、日系企業の参加を促進することとしている。最近では、2023年3月に、3,000億円を限度とする円借

³⁹⁴ 外務省ウェブサイト「日・インド首脳会談（概要）」

[\[https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page3_000896.html\]](https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page3_000896.html)（最終検索日：令和6年1月6日）

³⁹⁵ 外務省ウェブサイト「インド基礎データ」

[\[https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/data.html#section1\]](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/data.html#section1)（最終検索日：令和6年1月6日）

款「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設計画（第四期）」に関する書簡の交換³⁹⁶が行われた。また、2011年8月には「日インド包括的経済連携協定」が発効し、発効後10年間で両国の往復貿易額の約94%の関税が撤廃されることとなったほか、自然人の移動やビジネス環境整備等を含む経済交流が一層推進されることとなった。

【インド人の日本観】

インド人は日本に対して非常に好意的であるといわれる。日本外務省の2023年度「海外における対日世論調査」結果³⁹⁷によると、「あなたの国と日本は現在どのような関係にあると思うか。」との質問について、97%のインド人が「日本と友好関係にある」と肯定的な回答をしている。

以前から、1904年の日露戦争で日本が帝政ロシアに勝利した史実が指摘されることもある。アジアの小国日本が欧州の大国ロシアに打ち勝ったことは、同時期にイギリスからの独立運動を行っていたインドに強烈な印象を残したと言われている。その他にも、第二次世界大戦で最後まで大国アメリカと堂々と戦い、敗北はしたものの植民地化されなかったこと、戦後は驚異的な経済発展を遂げたこと、更には国民的英雄として尊敬されるチャンドラ・ボースとともにインパール作戦を戦ったことなど、日本を好意的に捉えるエピソードは多々あるようで、これら歴史的な背景も肯定的なイメージに結びついている一因にあるようである。

³⁹⁶ 外務省ウェブサイト https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/cap2/page6_000825.html（最終検索日：令和6年1月6日）

³⁹⁷ 外務省ウェブサイト「海外における対日世論調査」
[\[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html\]](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html)（最終検索日：令和6年1月6日）

第2節 地域間交流の状況

日印間における姉妹都市・友好都市交流は、1965年に横浜市・ムンバイ（旧ボンベイ）市との間で締結されたものが最初であるが、その後約40年間の長きにわたり、新たな姉妹都市・友好都市は生まれなかった。長い間インド政府が外国の地方都市との州レベルでの姉妹・友好提携等の締結を認めていなかったことがその大きな要因のひとつである。そのような状況下でも、州より下位のレベルでは、岡山県がマハーラーシュトラ州内の複数の都市部自治体と友好交流協定を締結するなど交流は少なからず進んでいた。

21世紀に入り急激な経済成長を始めたインドへの注目が高まる中、2006年後半に州レベルでの交流が可能となり、2006年12月に安倍総理大臣（当時）とマンモハン・シン首相（当時）の間で交わされた「日印戦略的グローバル・パートナーシップに向けた共同声明」において、友好提携を歓迎する旨が盛り込まれた。これを受け、福岡県がデリー準州と友好提携を結ぶに至った。現在もインドへの注目は更に高まっており、多様なレベルで日印の地域間交流が進められている。

1 姉妹都市・友好都市等の交流

(1) 横浜市（神奈川県）ームンバイ市（旧ボンベイ市、マハーラーシュトラ州）³⁹⁸

横浜市は、戦前から多くのインド商社があり、インド貿易協会関係者からの姉妹都市提携の申し入れを受け、またボンベイ市長からも姉妹都市締結を要請する親書を受けたことから、1965年6月26日、ボンベイ市と姉妹都市提携を締結した。これが日印間最初の姉妹都市提携である。1966年には横浜ボンベイ友好委員会（現在は横浜ムンバイ友好委員会）が設立され、以後継続的な交流が行われている。2012年当時、横浜市を会長とするシティネット³⁹⁹（アジア太平洋都市間協力ネットワーク）において、ムンバイ市は第一副会長を務めていた。

2015年11月には横浜市ムンバイ事務所を設置した。なお、ムンバイ事務所は2022年8月ASEAN・インド地域における横浜市の拠点であるアジア事務所（タイ）に移転した。

2020年には姉妹都市提携55周年を迎え、55周年関連イベント等が開催されるなど友好を深めている。

(2) 岡山県ープネ市、ピンプリ・チンチウッド市、YASHADA（マハーラーシュトラ州）

岡山県は、2003年10月プネ市の訪問団（プネ市行政監督官、行政・経済関係者

³⁹⁸ 横浜市ウェブサイト

[<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/kokusai/shimai/mumbai.html>]（最終検索日：令和6年1月6日）

³⁹⁹ シティネットは、アジア太平洋地域の都市・団体を結んで、相互協力により都市問題の解決を目指す国際機関である。1987年横浜市等の主導のもと設立され、設立当初の会員数は26会員だったが、2023年12月現在、162の会員（都市・団体等）が参加する。気候変動、SDGs、防災の3つの分科会に分かれて活動している。横浜市は名誉会長都市及びSDGsの分科会の議長都市を務める。

等 18 名) の来県を契機とし、文化・教育等様々な分野で交流を行っていたが、より一層の交流を促進するため友好訪問団(知事、県議会議員、経済関係者約 80 名)が渡印し、2006 年 1 月 19 日にプネ市、20 日には隣接するピンプリ・チンチウッド市、21 日には州立研修機関 YASHADA⁴⁰⁰とそれぞれ友好交流協定を締結した。プネ市は自動車産業や日本語教育が盛んな文教都市として知られ、ピンプリ・チンチウッド市はプネ市と経済圏を同じくする工業都市として知られる。

プネ市には、日本三名園の一つである後樂園をモデルとした「プーネ岡山友好公園」が造園され、市民の憩いの場となるとともに、日本庭園の維持管理に関する技術協力も岡山県との間で継続的に行われている。友好交流協定締結 5 周年を記念し、2010 年 9 月にはピンプリ・チンチウッド市の友好訪問団が岡山を訪問したほか、2011 年 2 月には岡山県の友好訪問団がプネ市やピンプリ・チンチウッド市等をはじめ、マハーラーシュトラ州を訪問し、記念事業や交流協議などを行っている。

プーネ岡山友好公園

※公園の看板には「プーネ」と表記されている

プネ市と岡山県が協力して作り上げた日本庭園で 2006 年 1 月 19 日に開園。公園外の景観との連続性を重視しこの場所が選ばれた。約 200 名が 6 か月間基礎工事に従事し、計画段階から 1 年半で基礎は完成。気候の違いから同じ樹木や草花が育たず、よく似たものを探して植樹された。

岡山の下電造園土木(株)が設計段階から関わり、公園メンテナンスについての技術協力も行っている。

朝 6 時～8 時頃には瞑想やヨガを楽しむ市民も多く、市民に愛され憩いの場となっているほか、マハーラーシュトラ州政府も来客を案内してよく訪れており、 Bollywood 映画の撮影にもよく使われている。市民はインド唯一の日本庭園式公園としてこの公園に誇りを持っており、岡山の後樂園に少しでも近づけるよう努力を続けている。



【プーネ岡山友好公園】



【公園でスケッチや散歩を楽しむ人々】

⁴⁰⁰ YASHADA は、マハーラーシュトラ州政府の上級職員を対象とした州立研修機関である。

(3) 三次市（広島県）－ハイデラバード市（アンデラ・プラデシュ州）

三次市は、2006年2月に三次市長を団長とする訪問団（17名）がIT産業先進地であるインド視察を実施。ハイデラバード市長表敬訪問の際に、両市長は、まちづくりについて意見交換する中で、互いが足りないものを補完し合える関係であることを確認した。帰国後、ハイデラバード市から友好都市として交流していきたいとの提案があり、2006年7月27日に友好都市提携宣言を行った。友好都市提携宣言では、産業、経済、教育及び文化等の交流を推進し、双方の繁栄と発展のために協力関係を構築すると謳っている。

2012年7月には、ハイデラバード市の子ども訪問団（13名）が三次市を訪問し、交流を深めている。

2023年10月にハイデラバード市より修学旅行生42名（引率5名）が三次市を訪問し、市内中学校と交流を行った。

2023年11月にハイデラバード市に日本文化を紹介する施設を開設し、その一角に三次市を紹介するコーナーが設置された。

(4) 福岡県－デリー準州⁴⁰¹

福岡県は、中国・韓国に加え幅広いアジア諸地域との交流を一層促進するため、2006年2月知事がデリー準州を訪問し、友好提携の協議を行った。その後2006年後半に州レベルでの交流が可能となり、同年12月に行なわれた日印首脳会談で友好提携を歓迎する旨が共同声明において表明されたことを受けて、2007年3月5日に福岡県とデリー準州は友好提携の覚書を交わし、州レベルと日本の自治体との初めての提携が実現した。覚書では、経済、環境、文化、青少年育成など幅広い分野での交流が謳われており、2007年9月に九州国立博物館においてインド舞踊の公演や工芸品の展示などを実施した「インド・フェア」開催を皮切りに、その後も、「福岡フェア」や「福岡留学フェア」などがデリー準州において開催されるなど、多様な分野で継続的な交流事業が進められている。

2012年11月には、友好提携5周年を迎え、知事一行がデリー準州を訪問し、覚書において、今後更に経済、環境、文化及び青少年などの幅広い分野において相互の交流や協力を深めていくこととなった。

2018年1月には、友好提携10周年を記念し、新たな覚書を締結するとともに、知事とデリー準州首相との会談の他、文化遺産セミナー、大気汚染セミナー、エコクラブ生徒の環境活動視察が実施された。

2023年には友好提携15周年を記念し、11月に副知事及び福岡県議会がデリー準州を訪問して、同準州首相との会談を行った。この訪問において、福岡県教育委員会とデリー準州教育局との間で新たな覚書を締結した。それに先駆けて、福岡県立高校2校とデリー準州立高校2校の生徒とのオンライン交流がスタートしている。

⁴⁰¹ 福岡県ウェブサイト[<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/indiadelhi.html>]（最終検索日：令和6年1月6日）

また、訪印時に福岡県への留学生の受入拡大のため、福岡留学説明会を開催した。

(5) 中海・宍道湖・大山圏域市長会－ケララ州

2012年、インド哲学の第一人者故中村元氏の生誕の地・松江市に中村元記念館が設置されたことを契機に、経済界を中心に山陰インド協会が設立され、インドと中海・宍道湖・大山圏域（鳥取県米子市・境港市、島根県松江市・出雲市・安来市）の経済界との交流が始まった。2014年、中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会の要請を受け、圏域市長会の5市長がインドを訪問し、ケララ州首相やコチ市長と会談し、水質改善、ごみのリサイクル、食品加工及びIT技術など、インド側から経済交流の可能性についての提案がなされた。その後、経済界が中心となり、ごみのリサイクルやプログラム言語「Ruby」の普及といった、JICAやHIDAなどと連携した活動が進められてきた。このような経済界の活動に加え、更に他分野での経済交流も推進するため、2015年12月にインドのケララ州と中海・宍道湖・大山圏域の行政及び経済界それぞれでの覚書（MOU）締結にいたった。

2017年1月にはIT企業の人材確保や海外販路の拡大を目的に、圏域企業でのインド人材インターンシッププログラムが開始された。同年9月には島根県、松江市、島根大学、山陰インド協会、県情報産業協会など産学官11団体が中心となって、圏域内のIT企業とケララ州との人材交流の拡大を目指す「インド人材受入・企業連携推進事業実行委員会」を発足させ、2024年3月末時点で12名のインド人材が圏域企業に就職するなど実績を重ねている。

2 日印間の地方自治体交流の状況

1で述べた幅広い分野での交流を目指す姉妹・友好都市提携とは別に、地方自治体間で覚書の締結等もなされている。日印の地方自治体間交流の状況をまとめると以下のとおり（2024年7月時点）。

締結時期	日印の自治体	締結内容等
1965年6月	横浜市－ムンバイ市	姉妹都市提携
2006年1月	岡山県－ピンプリ・チンチウッド市	友好交流協定
2006年1月	岡山県－プネ市	友好交流協定
2006年7月	三次市－ハイデラバード市	友好都市提携
2007年3月	福岡県－デリー準州	相互協力に関する覚書
2010年11月	広島県－タミル・ナド州	経済交流に関する覚書
2013年10月	和歌山県－マハーラーシュトラ州	観光・食品加工に関する覚書
2014年8月	京都市－バラナシ市	パートナーシティ提携意向書
2014年9月	三重県－カルナータカ州	貿易投資分野における覚書
2014年11月	神奈川県－タミル・ナド州	経済交流促進に関する覚書

2015年12月	山陰5市－ケララ州	経済面に関する覚書
2015年12月	富山県－アンドラ・プラデシュ州	交流・協力に関する覚書
2016年11月	兵庫県－グジャラート州	相互協力に関する覚書
2018年1月	和歌山県－マハーラーシュトラ州	協力に関する覚書更新
2020年1月	神戸市－アーメダバード市	経済、学術、文化の交流の促進に係る意思確認書
2020年6月	大阪市－マハーラーシュトラ州	環境保全・エネルギー分野協力に関する覚書
2022年12月	大阪市－マハーラーシュトラ州	環境保全・エネルギー分野協力に関する覚書更新
2023年2月	和歌山県－マハーラーシュトラ州	協力に関する覚書更新
2023年11月	福岡県－デリー準州	相互協力に関する覚書更新
2023年11月	広島県－タミル・ナド州	経済交流に関する覚書更新
2024年1月	高知県－タミル・ナド州	経済交流等に関する覚書
2024年1月	愛媛県－タミル・ナド州	経済協力に関する覚書
2024年7月	茨城県－私立大学（デリー近郊）	人材育成、送付、受入促進に関する協力覚書
2024年7月	茨城県－私立大学（ベンガルール市内）	人材育成、送付、受入相互協力に関する共同声明
2024年7月	大阪府－タミル・ナド州	経済交流に関する覚書

3 多様な形態による国際交流

これら以外の自治体においても、インドに対して興味を示すところは増えており、それに伴って経済ミッション団や調査団の派遣、スタディツアー⁴⁰²を実施する団体もある。

4 国民交流

2005年4月の小泉総理大臣（当時）訪印の際、日印両政府は人と人の交流、特に学生やJETプログラム⁴⁰³を含む若い世代の交流を奨励するとともに、文化・学術交流を継続的に推進し、日印文化混合委員会を通じて定期的に確認、強化すると発表した。

⁴⁰² 彦根市国際協会は2001年10月にハイデラバード市国際協会と友好提携を結んでおり、協会関係者が相互訪問するとともに、インド舞踊公演や彦根市内の学生をハイデラバード市に派遣するなど、多彩な交流を行っている。

（出典：彦根市ウェブサイト

https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/kikakushinko/4_1/2/5/2_2/3401.html（最終検索日：令和6年1月6日）

⁴⁰³ JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme）」の略称で、地方公共団体が主体となり、総務省、外務省、文部科学省、（一財）自治体国際化協会の協力のもと実施されている。外国人青年が地方公共団体等に配置され、小中学校や高校における日本人教師の外国語授業の補助に従事する外国語指導助手（ALT; Assistant Language Teacher）、地方公共団体の国際交流担当部に所属し、国際交流活動に従事する国際交流員（CIR; Coordinator for International Relations）、スポーツを通じた国際交流活動に従事するスポーツ国際交流員（SEA; Sports Exchange Advisor）の3職種がある。

その後、2007年には日印交流年として各種事業が実施され、2010年12月には、インド政府より日本人観光客に対し空港到着時の査証発給プログラム（visa on arrival）が試験的に導入された。2012年1月にはJETプログラム参加者の同窓会組織である「JETAA（JET Alumni Association）」も設立され、草の根の国際交流が根付き始めている⁴⁰⁴。

また、日本語教育については、従来デリーにある二つの国立大学で日本語講座が開設されていたが、2000年以降には地方の大学でも日本語講座を開設する動きが活性化してきた。初中等教育機関においても一部の学校で日本語が導入されていたが、2006年にインドの公立・私立学校を対象とした教育委員会であるCentral Board of Secondary Education（CBSE）が選択科目に日本語を導入するなど、日本語教育を行う私立学校が増えている。

2014年5月の総選挙で誕生した新政権の下では、モディ首相が主要国の中で初の訪問先に日本を選び、安倍総理大臣（当時）が京都で出迎え歓迎した様子はインド国内で広く報道された。

日インド国交樹立60周年の2012年、日インド国交樹立70周年の2022年には、日印両国において様々な文化交流事業が開催され、関係を一層強固なものにした。

訪日観光誘致の取組も進んでおり、2014年1月、両政府間で日印観光協力覚書を締結し、7月には短期訪日インド人観光客への数次査証が導入されている。また、2024年4月から、インドからの訪日観光客のビザについて、オンラインでの申請受け付けを開始⁴⁰⁵した。

【インドにおける自治体の拠点⁴⁰⁶】

現在、和歌山県がインド国内に独自事務所（和歌山県ムンバイ事務所、オーランガバード事務所）を設置している。両県州の相互観光PRや現地学生との交流会の実施、レスリング等のスポーツ交流への支援、県内外企業関係者訪問時の調整・サポートを行っている。

また、静岡県（拠点都市：ニューデリー、ベンガルール）、愛知県（拠点都市：ニューデリー）、大阪府（拠点都市：チェンナイ）、浜松市（拠点都市：グルガオン、チェンナイ、ベンガルール）が業務委託の形で活動をしている。

長野県、兵庫県、福岡県は、独自海外事務所がインドも所管する形で活動しており、神戸市はインド国外の業務委託先がインドも所管をしているなど、活動形態はさまざまである。

⁴⁰⁴ JETAAインド支部の活動内容については、次頁コラム「JETAAインド支部の活動」参照。

⁴⁰⁵ 対象となるのは、90日以内の観光を目的とする短期滞在の一次査証で、航空機を利用した渡航者に限られる。
（出典：JETRO ビジネス短信（2024年4月16日）

[\[https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/04/5fc5a691acdae8d4.html\]](https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/04/5fc5a691acdae8d4.html)（最終検索日：令和6年1月6日）

⁴⁰⁶ 自治体国際化協会「自治体の海外拠点一覧」（令和5年9月末現在）

[\[https://www.clair.or.jp/docs/R5Asia-Oceania-MiddleEast.pdf\]](https://www.clair.or.jp/docs/R5Asia-Oceania-MiddleEast.pdf)（最終検索日：令和6年1月6日）

【JETAA インド支部の活動】

2012年にJETAAインド支部が設立されてから、JETAAインド支部では様々な活動を行ってきた。クレアシンガポール事務所は、JETAAインド支部が日本とインドの懸け橋となり、また、インドにおけるJETプログラムの拡大に貢献することにより、両国の絆がさらに強くなるよう、交流や支援を続けている。ここでは、活動の一例として、過去に開催した日印国交樹立70周年記念イベント「Ohayou Japan」を紹介する。

2022年11月19日に、インド・デリー市内のセント・スティーブンス大学で、JETAAインド支部主催のもと日印国交樹立70周年記念イベント「Ohayou Japan」が開催され、クレアシンガポール事務所も後援者として現地参加した。

本イベントは、日本文化の体験や日本語スピーチコンテスト等を通じ、言語・文化交流を行い、日本文化の浸透と、草の根の交流促進を図ることを目的に、日印国交樹立70周年記念事業として開催された。開催にあたっては、セント・スティーブンス大学に加えてドゥーン大学の学生、日本人学校の教職員をはじめとする多くの関係者の協力があった。

ウェルカムスピーチでは、JETAAインド支部やセント・スティーブンス大学の代表者に続き、クレアシンガポール事務所長が挨拶を行った。また、日本語スピーチコンテストや日本の歌謡といったステージイベントに加え、茶道や書道、折り紙といった様々な日本文化を体験することができるコーナーが設けられ、現地の大学生等300名を超える参加があった。

クレア職員は、折り紙コーナーにて、兜や手裏剣、鶴の折り方講座を担当し、参加者に日本の伝統的な遊びを実際に体験していただくことで、日本文化の魅力を効果的に発信した。会場では、折り紙を折る机が足りなくなるほど周囲一帯が非常に賑わった。

参加者からは「色々な日本文化を知ることができた。ぜひ日本を訪問してみたい」といった感想が寄せられるなど、日本文化を通じて日本の魅力を幅広く伝えることができた。



クレアシンガポール事務所長挨拶の様子



折り紙コーナーの様子



参加者で記念撮影

第3節 日印交流関係機関・団体一覧

本節ではインドとの交流に関する主な機関等の情報をまとめた。

なお、クレアシンガポール事務所では、インドの地方自治体との交流に関する各種サポートを行っている。インドへの出張時にシンガポールでトランジットする場合等、短い時間を利用した情報ブリーフィング等も可能であるため、ぜひ下記までご連絡いただきたい。

一般財団法人自治体国際化協会（クレア）シンガポール事務所

住所：1 Raffles Place, #30-03 One Raffles Place, Singapore 048616

電話：+65-6224-7927

ホームページ <https://www.clair.org.sg/j/>

1 在日関係機関

(1) 日本政府関係機関

- 日本国外務省 アジア大洋州局南部アジア部南西アジア課

住所：〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：03-3580-3311

ホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/index.html>

- 公益財団法人日印協会

住所：〒102-0083 東京都千代田区麴町1-6 麴町保坂ビル6階

電話：03-6272-4408

ホームページ <https://www.japan-india.com/>

(2) インド政府関係機関

- 駐日インド大使館

住所：〒102-0083 東京都千代田区九段南 2-2-11

電話：03-3262-2391

ホームページ <https://www.indembassy-tokyo.gov.in/>

(領事管轄区域：北海道、東北、関東、北陸、東海（三重県を除く）、沖縄)

●在大阪インド総領事館

住所：〒541-0056 大阪府中央区久太郎町 1 丁目 9-26 ルシードスクエア船場
10 階

電話：06-6261-7299

(領事管轄区域：近畿、中国、四国、九州、東海（三重県）)

●インド商業会議所

住所：〒541-0057 大阪府中央区北久宝寺町 1-2-1 オーセンティック東船場ビ
ル 702

電話：06-6261-1741

ホームページ <https://icc-japan.org/ja/>

2 在インド関係機関

(1) 日本政府関係機関

●在インド日本国大使館

住所：Plot No.4&5, 50-G Shantipath, Chanakyapuri, New Delhi 110021

電話：+91-11-4610-4610

ホームページ https://www.in.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

●在ムンバイ日本国総領事館

住所：No.1, M. L. Dahanukar Marg, Cumballa Hill, Mumbai 400 026

電話：+91-22-2351-7101

ホームページ https://www.mumbai.in.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

●在チェンナイ日本国総領事館

住所：No.12/1, Cenetoph Road Ist Street, Teynampet, Chennai 600 018

電話：+91-44-2432-3860

ホームページ https://www.chennai.in.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

●在コルカタ日本国総領事館

住所：55, M.N. Sen Lane, Tollygunge, Kolkata 700 040

電話：+91-33- 3507 - 6830

ホームページ https://www.kolkata.in.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

●在ベンガルール日本国総領事館

住所：1st Floor, prestige Nebula, No, 8-14, Cubbon Road, Bangalore 560 001

電話：+91-80- 4064 -9999

ホームページ

https://www.bengaluru.in.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(2) 商工貿易関係機関

●日本貿易振興機構(JETRO) ニューデリー事務所

住所：4th Floor, Eros Corporate Tower, Nehru Place, New Delhi 110 019

電話：+91-11-4000-6900

ホームページ https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_newdelhi/

●日本貿易振興機構(JETRO) ムンバイ事務所

住所：201, 2nd Floor, Naman Corporate Link, Plot no C-31 & C-32, G Block,
Bandra Kurla Complex, Bandra East, Mumbai 400 051

電話：+91-22-4201-0900

ホームページ https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_mumbai/

●日本貿易振興機構(JETRO) ベンガルール事務所

住所：10th Floor, Tower B, Millenia Towers, Ulsoor Lake, Bengaluru 560 008

電話：+91-80-4113-8168

ホームページ https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_bangalore/

●日本貿易振興機構(JETRO) チェンナイ事務所

住所：Seshachalam Centre 8F, 636/1 Anna Salai, Nandanam, CHENNAI
600 035

電話：+91-44-6623-0100

ホームページ https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_chennai.html

●日本貿易振興機構(JETRO) アーメダバード事務所

住所：9th Floor, SHAPATH-V, Opp. Karnavati Club, S.G. Highway, Prahlad
Nagar, Ahmedabad 380 015

電話：+91-79-4019-2121

ホームページ https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_ahmedabad/

●国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

住所：15th Floor, Hindustan Times House, 18-20 Kasturba Gandhi Marg,
Connaught Place, New Delhi 110 001, India

電話 : +91-11- 4351- 0101

ホームページ

https://www.nedo.go.jp/english/introducing/india_office_index.html

- 独立行政法人国際観光振興機構/日本政府観光局(JNTO) デリー事務所
住所 : Unit No. 203, 2nd Floor, East Wing, World Mark 1, Asset - 11, Aerocity,
New Delhi - 110037, India
電話 : +91-11-4905-7650
ホームページ <https://www.jnto.go.jp/about-us/overseas-network/delhi.html>

- インド日本商工会
住所 : R-7B, Third Floor, Green Park Main Market, New Delhi – 110 016
電話 : +91-11-4358-6321
ホームページ <https://jccii.in/>

- チェンナイ日本商工会
ホームページ <https://jccic.com/>

- バンガロール日本商工会
ホームページ <https://jccib.com/>

(3) 国際協力関係機関

- 国際協力機構(JICA)インド事務所
住所 : 16th Floor, Hindustan Times House, 18-20, Kasturba Gandhi Marg,
New Delhi 110-001
電話 : +91-11-4909-7000
ホームページ <https://www.jica.go.jp/overseas/india/office/index.html>
- 国際協力銀行(JBIC) ニューデリー駐在員事務所
住所 : 306, 3rd Floor, World Mark2, Asset No.8, Hospitality District, Aerocity,
New Delhi 110 037
電話:+91-11-4352-2900
ホームページ <https://www.jbic.go.jp/ja/about/new-delhi.html>
- 国際交流基金(JF) ニューデリー日本文化センター
住所 : A-13 Aurobindo Marg, Green Park, New Delhi, 110 016
電話:+91-11-4606-5769
ホームページ <https://www.jpj.go.jp/j/about/jfic/lib/link/newdelhi.html>

●国立研究開発法人 科学技術振興機構(JST)

住所：16th Floor, Office Number – 1650, DLF Building 9A, Phase 3 road,
DLF Cyber City, Gurgaon, Haryana 122002

電話: +91-88-0083-0722

ホームページ <https://www.jst.go.jp/inter/india/contact.html>

(4) 日印間友好機関

●インド文部省留学生協会 (Mombusho Scholars Association of India (MOSAI))

住所：104(1st Floor)New Delhi House, 27 Barakhamba Road New Delhi-
110001

電話：+91-11-43520326

ホームページ <https://mosai.org.in/>

●インド国 JICA 帰国研修員同窓会 (JICA Alumni Association of India)

住所：16th Floor, Hindustan Times House, 18-20 Kasturba Gandhi Marg, New
Delhi 110 001

電話：+91-11-4909-7000

ホームページ <http://jaai.co.in/>

●一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)同窓会

ホームページ <https://www.aots.jp/en/alumni/about/>

(5) 在インド日本人会

●デリー日本人会 (<https://delhinhonjinkai.in/>)

●ムンバイ日本人会 (<http://mumbai-japan.in/>)

●バンガロール日本人会 (<https://www.bangalore-nihonjinkai.com/>)

●チェンナイ日本人会 (<https://www.chennai-nihonjinkai.com/>)

●ハイデラバード日本人会 (<https://hydnhonjinkai.atukan.com/xxlocal.htm>)

●コルカタ日本人会 (<http://www.japan-club-kolkata.com/>)

●プネ日本人会 (<https://www.pune-japan.com/>)

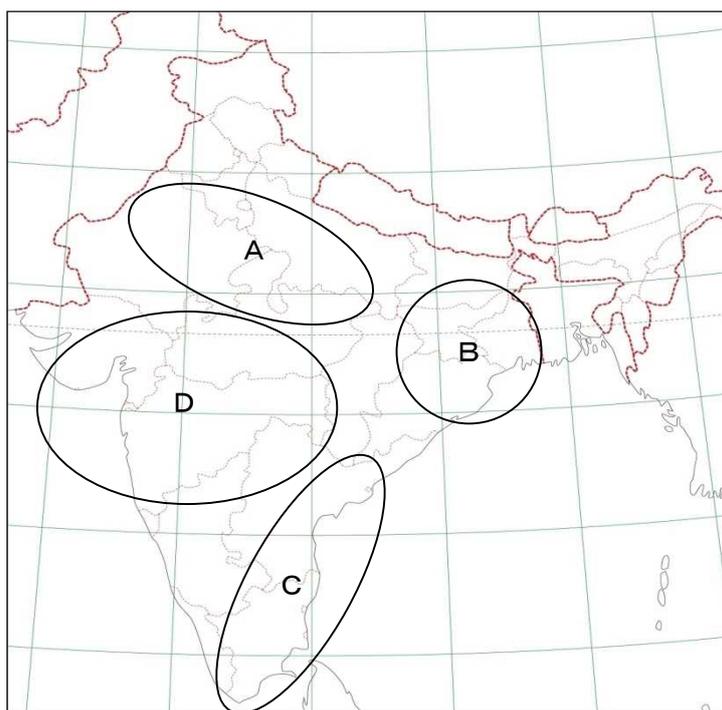
●アーメダバード日本人会 (<https://amd-japan.com/>)

第4節 インドに進出する日系企業

近年のインドの急速な経済発展に伴い、日系企業の進出が増加してきた。在インド日本国大使館及びJETRO資料⁴⁰⁷によると、2008年の日系企業進出数は550社（838拠点）であったのに対し、2022年には1,400社（4,901拠点）となり、14年間で進出企業数が約2.5倍、拠点数が約5.8倍に増加している。

以下、主要進出地域における日系企業の拠点数の動向を示すとともに、当該地域の中心となる都市の特徴を述べる。

日系企業の主な進出地域



A デリー首都圏近郊／北部／北東部インド（1,655拠点）

デリー準州には、多様な日系企業の本拠地や駐在員事務所が見られる。また、デリー周辺地域には自動車産業のクラスターが形成されており、ハリヤナ州（グルガオン、パワル等）やウッタル・プラデシュ州（ノイダ等）に多くの自動車関連工場が建設されている。

州	主な都市	拠点数(2008年)	拠点数(2022年)
デリー準州	デリー	255	313
ハリヤナ州	パワル、ファリダバード、グルガオン、マネサール		589
ウッタル・プラデシュ州	ガジアバード、ノイダ	34	306
ラジャスタン州	クシュケラ、ニムラナ	10	181

⁴⁰⁷ インド進出日系企業リスト（2023年7月現在 在インド日本国大使館、総領事館、JETROによる）
<https://www.in.emb-japan.go.jp/files/100527273.pdf>（最終検索日：令和6年1月6日）

チャンディガル連邦直轄領	チャンディガル	1	24
パンジャブ州	アムリトサル、ルディヤーナー	1	79
ウッタラカンド州	ハリドワール、デラドゥン	4	43
その他の州※	シムラ、ジャンム、グワハティ	N/A	120

※ヒマーチャル・プラデシュ州、ジャンム・カシミール準州、ラダック連邦直轄領、アッサム州、メガラヤ州、ミゾラム州、シッキム州、トリプラ州、ナガランド州、マニプール州

B 東部インド（414 拠点）

コルカタ（西ベンガル州）には、企業数としては多くないものの、いくつかの商社やメーカー、建設等の日系企業が進出している。

州	主な都市	拠点数(2008年)	拠点数(2022年)
西ベンガル州	コルカタ、ハルディア、カラグブル	33	212
ジャールカンド州	ランチ、ジャムシェドプル	3	65
オディシャ州	ブバネシュワル	3	65
ビハール州	パトナ	N/A	72

C 南部インド（1,531 拠点）

ベンガルール（カルナータカ州）は、内陸部に位置しており、IT・ソフトウェア産業の一大集積地であるとともに、メーカーを中心とする日系企業が進出している。また、トヨタ自動車を中心としたインド国内向けの自動車関連企業も多く進出している。チェンナイ近郊（タミル・ナド州）は、インド東岸を代表する港を擁し、東南アジアにも近いことから、輸出志向型工業が発達している。自動車産業を中心にグローバル企業が集積しており、自動車関連産業その他製造業、商社、ソフトウェア産業等多様な日系企業の進出がみられる。ハイデラバード（テランガナ州）は内陸部に位置しており、メーカーを中心とする日系企業が進出している。

州	主な都市	拠点数(2008年)	拠点数(2022年)
カルナータカ州	ベンガルール、マイソール	104	537
タミル・ナド州	チェンナイ、カンチープラム コインバートル、マドライ	143	579
アンドラ・プラデシュ州	チットウール	25	124
テランガナ州	ハイデラバード	-	161
ケララ州	コチ、ティルバナナタプラム	13	119
プドゥチェリー準州	プドゥチェリー	1	11

D 西部インド（1,301 拠点）

ムンバイ（マハーラーシュトラ州）は、古くから金融、商業の地として栄えた都市であり、銀行、商社、運輸等の日系企業が多く進出している。また、ムンバイから東南 170km にあるプネ（マハーラーシュトラ州）には日系の自動車関連産業が集積している。

州	主な都市	拠点数(2008年)	拠点数(2022年)
マハーラーシュトラ州	ムンバイ、プネ、ターネ	174	773
グジャラート州	アーメダバード、ヴァドダラ	22	358
マディヤ・プラデシュ州	ボーパール、インドール	6	115
ゴア州	ゴア	5	19
チャッティースガル州	ライプル	1	34
ダマン及びディウ連邦直轄領	ダマン	N/A	0
ダドラ及びナガルハベリ連邦直轄領	スィルヴァーサー	-	2

資料編：インド各州の基礎統計データ一覧

- データ出所の書籍は各種統計資料を引用して編集されたものであり、引用元の統計作成年度は一定ではない。そのため、統計項目によっては、算出の基礎となる人口などの数値が異なることに起因する若干の齟齬が生じる場合がある。
- 金額についてはインドルピーで表記してある。
- 州及び連邦直轄領の名称については、各々アルファベット順に表記した。参考までに、各州・連邦直轄領名のアルファベット表記は下記のとおりである。

【州】

アンドラ・プラデシュ	Andhra Pradesh
アルナーチャル・プラデシュ	Arunachal Pradesh
アッサム	Assam
ビハール	Bihar
チャットティースガル	Chhattisgarh
ゴア	Goa
グジャラート	Gujarat
ハリヤナ	Haryana
ヒマーチャル・プラデシュ	Himachal Pradesh
ジャールカンド	Jharkhand
カルナータカ	Karnataka
ケララ	Kerala
マディヤ・プラデシュ	Madhya Pradesh
マハーラーシュトラ	Maharashtra
マニプール	Manipur
メガラヤ	Meghalaya
ミゾラム	Mizoram
ナガランド	Nagaland
オディシヤ	Odisha
パンジャブ	Punjab
ラジャスタン	Rajasthan
シッキム	Sikkim
タミル・ナド	Tamil Nadu
テランガナ	Telangana
トリプラ	Tripura
ウッタール・プラデシュ	Uttar Pradesh
ウッタラカンド	Uttarakhand
西ベンガル	West Bengal

【連邦直轄領】

アンダマン・ニコバル諸島	Andaman & Nicobar Islands
チャンディガル	Chandigarh
ダマン及びディウ並びに ダドラ及びナガルハベリ	Dadra and Nagar Haveli and Daman and Diu
デリー準州	Delhi
ジャンム・カシミール準州	Jammu & Kashmir
ラダック	Ladakh
ラクシャディープ	Lakshadweep
プドゥチェリー準州	Puducherry

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	州都・面積・人口						
	州都	面積	人口(男)	人口(女)	総人口	1平方kmあたり 人口密度	自然人口増加率
	2024年	2011年	2011年	2011年	2011年	2011年	2020年
		km ²	人	人	人	人	人
アンドラ・プラデシュ	アマラーヴァティー	275,045	42,442,146	42,138,631	84,580,777	308	9.3
アルナーチャル・プラデシュ	イタナガル	83,743	713,912	669,815	1,383,727	17	11.6
アッサム	ディスブル	78,438	15,939,443	15,266,133	31,205,576	398	14.5
ビハール	バトナ	94,163	54,278,157	49,821,295	104,099,452	1,106	20.0
チャットティースガル	ライブル	135,192	12,832,895	12,712,303	25,545,198	189	14.1
ゴア	パナジ	3,702	739,140	719,405	1,458,545	394	6.2
グジャラート	ガンディナガル	196,244	31,491,260	28,948,432	60,439,692	308	13.7
ハリヤナ	チャンディガル	44,212	13,494,734	11,856,728	25,351,462	573	13.8
ヒマーチャル・プラデシュ	シムラ	55,673	3,481,873	3,382,729	6,864,602	123	8.5
ジャールカンド	ランチ	79,716	16,930,315	16,057,819	32,988,134	414	16.7
カルナータカ	ベンガルール	191,791	30,966,657	30,128,640	61,095,297	319	10.4
ケララ	ティルバナナンプラム	38,852	16,027,412	17,378,649	33,406,061	860	6.2
マディヤ・プラデシュ	ボーパル	308,252	37,612,306	35,014,503	72,626,809	236	17.6
マハーラーシュトラ	ムンバイ	307,713	58,243,056	54,131,277	112,374,333	365	9.6
マニプール	インパール	22,327	1,438,586	1,417,208	2,855,794	128	9.0
メガラヤ	シロング	22,429	1,491,832	1,475,057	2,966,889	132	17.6
ミゾラム	アイザウィ	21,081	555,339	541,867	1,097,206	52	10.2
ナガランド	コヒマ	16,579	1,024,649	953,853	1,978,502	119	8.8
オディシャ	ブハネシュワル	155,707	21,212,136	20,762,082	41,974,218	270	10.4
パンジャブ	チャンディガル	50,362	14,639,465	13,103,873	27,743,338	551	7.1
ラジャスタン	ジャイプール	342,239	35,550,997	32,997,440	68,548,437	200	17.9
シッキム	ガントック	7,096	323,070	287,507	610,577	86	11.6
タミル・ナド	チェンナイ	130,060	36,137,975	36,009,055	72,147,030	555	7.7
テランガナ	ハイデラバード	—	—	—	—	—	10.4
トリプラ	アガルタラ	10,486	1,874,376	1,799,541	3,673,917	350	6.9
ウッタル・プラデシュ	ラクノウ	240,928	104,480,510	95,331,831	199,812,341	829	18.7
ウッタラカンド	デラドゥン	53,483	5,137,773	4,948,519	10,086,292	189	10.4
西ベンガル	コルカタ	88,752	46,809,027	44,467,088	91,276,115	1,028	9.1
アンダマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	スリヴィジャヤプラム	8,249	202,871	177,710	380,581	46	5.0
チャンディガル連邦直轄領	チャンディガル	114	580,663	474,787	1,055,450	9,258	9.1
ダマン及びディウ並びにダドラ及び ナガルハベリ連邦直轄領	ダマン	602	344,061	242,895	586,956	DNH 700 DD 2,191	16.5
デリー準州	デリー	1,483	8,987,326	7,800,615	16,787,941	11,320	10.6
ジャンム・カシミール準州	夏:シュリーナガル 冬:ジャンムー	222,236	6,640,662	5,900,640	12,541,302	124	10.0
ラダック連邦直轄領	レー						
ラクシャドゥワイプ連邦直轄領	カヴァラティ	30	33,123	31,350	64,473	2,149	9.1
ブドゥチェリー準州	ブドゥチェリー	490	612,511	635,442	1,247,953	2,547	6.6
合計値(斜体は平均値)		3,287,469	623,270,258	587,584,719	1,210,854,977	382	13.5
出典	1			2			3

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	政治・地方自治						
	都市部人口	地方人口	税収額	県数	村数	下院選挙区数	上院議席数
	2011年 千人	2011年 千人	2022-23年 億ルピー	2012年 県	2012年 村	2024年 区	2024年 人
アンドラ・プラデシュ	28,219	56,362	9,101	23	27,800	25	11
アルナーチャル・プラデシュ	317	1,066	209	16	5,589	2	1
アッサム	4,399	26,807	2,238	27	26,395	14	7
ビハール	11,758	92,341	4,138	38	44,874	40	16
チャットーイスガル	5,937	19,608	2,900	27	20,126	11	5
ゴア	907	552	624	2	334	2	1
グジャラート	25,745	34,695	11,988	26	18,225	26	11
ハリヤナ	8,842	16,509	7,372	21	6,841	10	5
ヒマーチャル・プラデシュ	689	6,176	1,088	12	20,690	4	3
ジャールカンド	7,933	25,055	2,484	24	32,394	14	6
カルナータカ	23,626	37,469	12,688	30	29,340	28	12
ケララ	15,935	17,471	7,409	14	1,018	20	9
マディヤ・プラデシュ	20,069	52,557	7,286	50	54,903	29	11
マハーラーシュトラ	50,818	61,556	25,652	35	43,662	48	19
マニプール	834	2,022	240	9	2,582	2	1
メガラヤ	595	2,371	257	7	6,839	2	1
ミゾラム	572	525	80	8	830	1	1
ナガランド	571	1,408	141	11	1,428	1	1
オディシャ	7,004	34,971	4,600	30	51,313	21	10
パンジャブ	10,399	17,344	4,558	21	12,581	13	7
ラジャスタン	17,048	51,500	9,829	33	44,672	25	10
シッキム	154	457	133	4	451	1	1
タミル・ナド	34,917	37,230	14,280	32	15,979	39	18
テランガナ	—	—	10,821	—	—	17	7
トリプラ	961	2,712	253	4	875	2	1
ウッタール・プラデシュ	44,495	155,317	22,065	72	106,773	80	31
ウッタラカンド	3,049	7,037	1,537	13	16,793	5	3
西ベンガル	29,093	62,183	7,934	19	40,203	42	16
アンダマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	143	237	—	3	555	1	—
チャンディガル連邦直轄領	1,026	29	—	1	5	1	—
ダマン及びディウ並びにダドラ及び ナガルハベリ連邦直轄領	344	243	—	3	84	2	—
デリー準州	16,369	419	4,770	9	112	7	3
ジャンム・カシミール準州	3,433	9,108	1,666	22	6,553	5	4
ラダック連邦直轄領						1	—
ラクシャドゥープ連邦直轄領	50	14	—	1	21	1	—
プドゥチェリー準州	853	395	367	4	90	1	1
合計値(斜体は平均値)	377,106	833,749	178,718	651	640,930	543	233
出典	4	5	6	7	8	9	

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	経済・産業								
	州NDP	一人あたり州NDP	農業部門の州NDP	製造部門の州NDP	建設部門の州NDP	銀行・保険部門の 州NDP	サービス部門の州 NDP	企業数	灌漑地面積
	2021-22年	2021-22年	2021-22年	2021-22年	2021-22年	2021-22年	2021-22年	2016年	2020-21年
	億ルピー	ルピー	億ルピー	億ルピー	億ルピー	億ルピー	億ルピー	社	千ha
アンドラ・プラデシュ	100,628.5	192,587	14,272.0	7,975.9	6,558.2	4,613.0	35,480.5	15,311	3,985
アルナーチャル・プラデシュ	3,166.9	205,645	373.6	22.1	223.7	30.6	1,193.3	191	63
アッサム	36,316.0	102,965	5,009.1	4,014.6	2,219.6	1,131.7	14,178.7	5,367	571
ビハール	58,971.2	47,498	7,569.6	4,587.5	5,144.8	2,557.4	32,937.1	14,871	5,495
チャットティースガル	35,840.7	120,704	4,383.2	4,861.6	4,150.7	1,177.5	12,036.0	6,622	2,141
ゴア	7,397.3	472,070	199.0	2,648.3	210.7	374.1	2,629.3	4,955	32
グジャラート	170,050.3	241,930	16,432.5	51,054.3	9,378.6	8,495.4	52,107.8	54,855	10,060
ハリヤナ	77,919.6	264,835	6,588.4	13,401.6	5178.1	3430.4	33,164.0	23,934	6,504
ヒマーチャル・プラデシュ	14,924.2	201,271	841.6	4,684.8	953.4	486.1	5,927.3	3,234	204
ジャールカンド	32,582.9	84,059	2,864.3	6,608.7	2,780.2	912.5	12,752.7	7,248	258
カルナータカ	178,212.0	265,623	16,874.3	21,666.9	8,758.5	8,155.5	102,173.6	60,359	6,064
ケララ	82,296.9	233,855	1,243.4	6,434.3	10,388.3	3,848.0	47,308.0	26,466	521
マディヤ・プラデシュ	103,498.8	121,594	35,205.6	7,249.5	7,293.7	3,530.1	30,662.1	21,871	16,283
マハーラーシュトラ	269,052.5	215,233	21,995.6	36,908.8	16,186.1	27,417.8	135,697.5	225,914	5,399
マニプール	3,287.4	91,560	654.7	37.3	157.1	75.0	1,967.9	237	69
メガラヤ	3,444.1	103,335	392.3	268.2	218.3	95.9	1,908.9	535	120
ミゾラム	2,429.3	198,962	186.7	10.1	240.5	49.3	1,121.6	35	29
ナガランド	2,785.8	125,887	222.5	24.9	228.7	200.5	1,692.5	172	130
オディシャ	58,790.0	128,181	7,052.1	10,864.6	3,818.0	1,833.7	17,694.1	13,164	1,496
パンジャブ	53,713.1	168,705	7,391.2	7,357.4	3,324.3	2,478.0	20,830.4	15,875	7,687
ラジャスタン	108,484.4	135,962	14,064.8	10,723.5	9,195.2	4,533.4	43,024.4	36,058	11,655
シッキム	3,151.8	463,509	249.2	1256.5	144.4	44.4	783.6	0	14
タミル・ナド	185,410.9	242,253	10,596.3	32,099.5	21,045.5	10,010.1	89,588.9	73,807	3,606
テランガナ	102,420.5	270,839	7,940.7	10,799.1	4,296.4	5,018.7	56,815.6	56,631	5,638
トリプラ	5,622.6	137,472	1,171.0	177.1	252.4	157.0	2,278.6	224	116
ウッタール・プラデシュ	171,426.4	73,048	28,030.2	18,924.6	19,183.2	6,089.0	68,752.6	54,650	22,994
ウッタラカンド	24,272.8	211,657	1,056.2	8,562.8	1,953.1	842.0	9,048.7	4,010	546
西ベンガル	122,806.4	124,798	15,064.7	14,772.8	9,467.5	5,677.6	63,341.6	138,661	6,703
アンダマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	920.9	229,080	56.5	5.0	114.3	26.2	566.8	242	—
チャンディガル連邦直轄領	4,057.2	333,932	0.3	104.7	208.0	556.5	3,339.2	7,746	—
ダマン及びディウ並びにダドラ及び ナガルハベリ連邦直轄領	—	—	—	—	—	—	—	548	—
デリー準州	81,025.9	389,529	76.0	3,230.1	3,859.9	11,006.8	59,523.1	204,235	37
ジャンム・カシミール準州	16,264.3	120,790	1,389.7	1,343.5	1,203.0	551.6	8,687.0	2,556	464
ラダック連邦直轄領	—	—	—	—	—	—	—		
ラクシャドゥワイプ連邦直轄領	—	—	—	—	—	—	—	12	—
プドゥチェリー準州	4,003.9	251,344	21.0	1,176.2	511.4	121.6	1,606.6	1,433	23
合計値(斜体は平均値)	2,125,175.5	199,112	229,468.3	293,856.8	158,845.8	115,527.4	970,820.0	1,082,029	118,934
出典	10	11	12	13	14	15	16	17	18

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	雇用・労働							自然
	森林面積	道路の長さ	高速道路の長さ	労働者人口割合	失業率	協同組合数	登録労働組合数	年間降水量
	2021年	2019年	2018年又は 2019年	2022-2023年	2022-2023年	2024年	2014年	2021年
	km ²	km	km	%	%	団体	団体	mm
アンドラ・プラデシュ	29,784	176,351	13500	58.6	4.1	17,627	-	1148.9
アルナーチャル・プラデシュ	66,431	55,262	-	64.9	4.8	1,258	-	2083.8
アッサム	28,312	399,122	2530	54.5	1.7	10,994	584	2083.8
ビハール	7,381	298,205	4006	47.0	3.9	25,580	-	1512.7
チャットーイスガル	55,717	105,074	4176	70.1	2.4	10,594	455	1309.6
ゴア	2,244	18,697	279	45.1	9.7	5,497	231	3947.2
グジャラート	14,926	249,373	16746	61.5	1.7	82,810	-	793.2
ハリヤナ	1,603	50,292	1602	44.9	6.1	32,935	1,260	679.8
ヒマール・チャル・プラデシュ	15,443	73,230	827	73.8	4.3	5,288	147	1037.6
ジャールカンド	23,721	81,245	1232	60.9	1.7	11,488	-	1444.8
カルナータカ	38,730	358,300	19473	55.6	2.4	45,172	1,471	1450.9
ケララ	21,253	259,932	4342	50.5	7.0	7,531	1,062	3606.3
マディヤ・プラデシュ	77,493	365,045	11389	63.4	1.6	53,564	-	1092.7
マハーラーシュトラ	50,798	636,887	32005	57.6	3.1	222,336	-	1410.7
マニプール	16,598	32,389	781	48.7	4.7	11,439	-	913.6
メガラヤ	17,046	40,258	768	65.8	6.0	3,043	92	3171.9
ミゾラム	17,820	16,250	170	55.2	2.2	1,262	-	1653.1
ナガランド	12,251	37,871	650	69.4	4.3	8,074	-	1153.1
オディシャ	52,156	305,631	4143	58.9	3.9	7,566	-	1420.8
パンジャブ	1,847	147,862	1133	50.2	6.1	19,067	-	534.4
ラジャスタン	16,655	313,469	15061	58.8	4.4	39,260	196	587.0
シッキム	3,341	12,182	663	74.0	2.2	3,799	-	3043.3
タミル・ナド	26,419	271,137	11169	54.7	4.3	22,124	-	1376.7
テランガナ	21,214	140,555	2149	57.7	4.4	60,373	-	1208.5
トリプラ	7,722	45,120	1057	54.3	1.4	3,142	591	1761.1
ウッタル・プラデシュ	14,818	442,907	7427	53.9	2.4	44,596	2861	946.1
ウッタラカンド	24,305	68,727	4517	53.5	4.5	5,416	-	1664.5
西ベンガル	16,832	283,865	3612	56.1	2.2	31,369	-	2202.7
アンダマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	6,744	1,809	257	60.0	9.7	2,223	129	3493.4
チャンディガル連邦直轄領	23	2,573	-	45.6	4.0	476	398	742.4
ダマン及びディウ並びにダドラ及び ナガルハベリ連邦直轄領	228	1,407	30	65.0	2.5	550	-	DNH 3034.4 DD 2212.8
デリー準州	195	16,170	-	45.8	1.9	5,944	-	904.4
ジャンム・カシミール準州	23,659	120,034	310	60.7	4.4	9,883	-	894.7
ラダック連邦直轄領	-	-	-	57.0	6.1	270	-	57.0
ラクシャドゥープ連邦直轄領	27	232	-	35.5	11.1	42	-	1898.7
プドゥチェリー準州	53	4,294	0	49.6	5.6	458	1488	2275.5
合計値(斜体は平均値)	713,789	5,431,757	179535	56.0	3.2	813,050	10,965	1236.4
出典	19	20	21	22	23	24	25	26

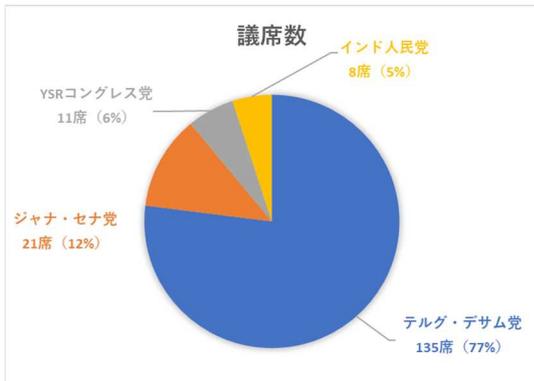
州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	インフラ・社会							
	公立病院数	ホテル数	登録車両台数	農村部の世帯電 化率	一人あたり電力 消費量	新聞・定期刊行 物種類	有罪件数	人口10万人当 たりの警察官数
	2020年又は 2021年 施設	2016年 軒	2016年 千台	2015-2016年 %	2020-2021年 kWh	2015-16年 部	2015年 件	2020年 人
アンドラ・プラデシュ	1444	29	8,727	100.0	1,434	6,506	21,847	113.68
アルナーチャル・プラデシュ	218	4	264	73.3	528	27	49	830.31
アッサム	1239	34	2,817	92.3	350	712	3,483	207.49
ビハール	2132	5	5,482	97.5	316	1,912	5,354	76.20
チャットティースガル	247	2	4,810	96.6	1,923	1,440	21,326	220.53
ゴア	43	40	1,158	100.0	3,137	140	288	511.78
グジャラート	2245	58	20,361	100.0	2,048	5,587	23,367	122.78
ハリヤナ	590	137	8,632	100.0	2,131	1,783	11,508	180.19
ヒマーチャル・プラデシュ	825	143	1,175	99.8	1,478	329	1,934	240.52
ジャールカンド	4589	4	2,477	94.0	794	1,055	4,647	172.18
カルナータカ	25797	35	16,291	99.9	1,284	6,374	28,306	125.95
ケララ	1284	418	10,171	100.0	814	3,226	157,102	152.49
マディヤ・プラデシュ	465	14	11,141	99.5	1,271	9,570	74,088	120.02
マハーラーシュトラ	514	92	27,869	100.0	1,378	15,260	36,450	174.87
マニプール	13	1	306	91.6	347	179	33	942.93
メガラヤ	157	0	558	85.9	679	94	354	455.56
ミゾラム	143	0	171	94.0	645	183	1,821	674.54
ナガランド	177	0	380	94.1	421	23	530	1,300.93
オディシャ	1852	10	5,833	95.3	1,829	1,995	3,692	129.31
パンジャブ	658	8	9,064	100.0	2,200	1,883	8,543	268.50
ラジャスタン	3036	75	13,632	99.3	1,301	6,238	46,398	122.36
シッキム	33	10	49	100.0	911	114	93	851.27
タミル・ナド	2445	75	24,203	100.0	1,549	6,148	74,988	148.54
テランガナ	1026	33	8,709	100.0	2,012	491	19,237	130.88
トリプラ	157	2	319	98.0	449	151	544	568.06
ウッタル・プラデシュ	4903	108	23,936	99.8	634	16,984	48,958	133.85
ウッタラカンド	658	26	1,888	99.5	1,384	3,333	3,937	188.16
西ベンガル	—	45	6,488	100.0	697	5,291	4,918	100.53
アンダマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	30	0	111	86.1	873	94	125	1,080.90
チャンディガル直轄領	50	5	836	100.0	1,460	563	1,369	649.62
ダマン及びディウ並びにダドラ及び ナガルハベリ連邦直轄領	—	1	210	100.0	DNH 10,478 DD 5,473	51	19	DNH 142.02 DD 98.60
デリー準州	121	34	9,704	100.0	1,619	12,482	9,828	410.26
ジャンム・カシミール準州	1777	8	1,365	98.3	1,402	466	5,288	610.25
ラダック連邦直轄領			—		569.05			
ラクシャドゥープ連邦直轄領	10	0	16	100.0	820	7	30	392.65
プドゥチェリー準州	133	3	863	100.0	2,031	160	866	225.28
合計値(斜体は平均値)	59,011	1,459	230,030	98.1	1,161	110,851	621,320	155.78
出典	27	28	29	30	31	32	33	34

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	教育・生活							
	識字率	男性の識字率	女性の識字率	初等・中等教育機 関数	教員数	1000人あたり出 生率	1000人あたり死 亡率	1000人あたり幼 児死亡率
	2011年	2011年	2011年	2015-16年	2021-2022年	2020年	2020年	2020年
	%	%	%	校	人	/千人	/千人	/千人
アンドラ・プラデシュ	67.0	74.9	59.1	7,821,275	320,724	15.7	6.3	24
アルナーチャル・プラデシュ	65.4	72.6	57.7	411,280	23,707	17.3	5.7	21
アッサム	72.2	77.8	66.3	6,826,486	352,944	20.8	6.2	36
ビハール	61.8	71.2	51.5	28,089,637	582,876	25.5	5.4	27
チャットーイスガル	70.3	80.3	60.2	5,997,455	260,782	22	7.9	38
ゴア	88.7	92.6	84.7	282,726	13,836	12.1	5.9	5
グジャラート	78.0	85.8	69.7	11,779,142	378,118	19.3	5.6	23
ハリヤナ	75.6	84.1	65.9	5,205,989	237,594	19.9	6.1	28
ヒマール・プラデシュ	82.8	89.5	75.9	1,433,260	100,137	15.3	6.8	17
ジャールカンド	66.4	76.8	55.4	8,107,496	210,418	22.0	5.2	25
カルナータカ	75.4	82.5	68.1	10,928,854	431,386	16.5	6.2	19
ケララ	94.0	96.1	92.1	5,915,805	268,473	13.2	7.0	6
マディヤ・プラデシュ	69.3	78.7	59.2	16,662,658	601,208	24.1	6.5	43
マハーラーシュトラ	82.3	88.4	75.9	22,467,300	748,589	15.0	5.5	16
マニプール	76.9	83.6	70.3	648,463	42,684	13.3	4.3	6
メガラヤ	74.4	76.0	72.9	934,691	55,160	22.9	5.3	29
ミゾラム	91.3	93.3	89.3	278,837	23,366	14.4	4.2	3
ナガランド	79.6	82.8	76.1	440,113	31,402	12.5	3.7	4
オディシャ	72.9	81.6	64.0	8,076,265	331,336	17.7	7.3	36
パンジャブ	75.8	80.4	70.7	5,541,399	257,134	14.3	7.2	18
ラジャスタン	66.1	79.2	52.1	16,328,709	724,525	23.5	5.6	32
シッキム	81.4	86.6	75.6	149,586	13,613	15.6	4.1	5
タミル・ナド	80.1	86.8	73.4	13,277,981	569,920	13.8	6.1	13
テランガナ	—	—	—	6,757,601	320,894	16.4	6.0	21
トリプラ	87.2	91.5	82.7	767,456	36,433	12.6	5.7	18
ウッタル・プラデシュ	67.7	77.3	57.2	48,406,853	1,507,828	25.1	6.5	38
ウッタラカンド	78.8	87.4	70.0	2,409,967	123,212	16.6	6.3	24
西ベンガル	76.3	81.7	70.5	17,305,080	581,687	14.6	5.5	19
アンダマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	86.6	90.3	82.4	73,693	5,281	10.8	5.8	7
チャンディガル連邦直轄領	86.0	90.0	81.2	238,081	9,345	12.9	3.9	8
ダマン及びディウ並びにダドラ及び ナガルハベリ連邦直轄領	DNH 76.2 DD 87.1	DNH 85.2 DD 91.5	DNH 64.3 DD 79.5	114,743	4,489	20.3	3.7	16
デリー準州	86.2	90.9	80.8	4,215,161	151,600	14.2	3.6	12
ジャンム・カシミール準州	67.2	76.8	56.4	2,441,743	167,106	14.6	4.6	17
ラダック連邦直轄領					6,155	14.3	5.0	—
ラクシャドゥワイブ連邦直轄領					806	14.5	5.4	9
プドゥチェリー準州	85.8	91.3	80.7	248,683	12,355	13.1	6.5	6
合計値(斜体は平均値)	73.0	80.9	64.6	260,596,960	9,507,123	19.5	6.0	28
出典	35			36	37	38	39	40

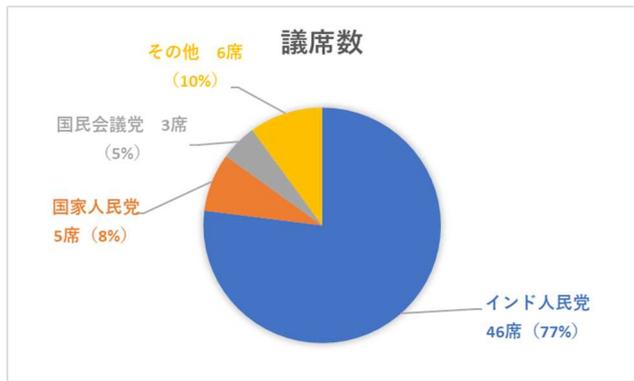
州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	平均寿命 2016-2020年	宗教							酒
		ヒンズー教徒	イスラム教徒	キリスト教徒	シーク教徒	仏教徒	ジャイナ教徒	その他の宗教	購入・消費可 能年齢
		2011年							
		%	%	%	%	%	%	%	
アンドラ・プラデシュ	70.6	88.46	9.56	1.34	0.05	0.04	0.06	0.49	21
アルナーチャル・プラデシュ	—	29.04	1.95	30.26	0.24	11.77	0.06	26.68	21
アッサム	67.9	61.47	34.22	3.74	0.07	0.18	0.08	0.25	21
ビハール	69.5	82.69	16.87	0.12	0.02	0.02	0.02	0.26	禁止
チャットーイスガル	65.1	93.25	2.02	1.92	0.27	0.28	0.24	2.03	21
ゴア	—	66.08	8.33	25.10	0.10	0.08	0.08	0.23	21
グジャラート	70.5	88.57	9.67	0.52	0.10	0.05	0.96	0.12	禁止
ハリヤナ	69.9	87.46	7.03	0.20	4.91	0.03	0.21	0.18	21
ヒマーチャル・プラデシュ	73.5	95.17	2.18	0.18	1.16	1.15	0.03	0.13	18
ジャールカンド	69.6	67.83	14.53	4.30	0.22	0.03	0.05	13.05	21
カルナータカ	69.8	84.00	12.92	1.87	0.05	0.16	0.72	0.29	18
ケララ	75.0	54.73	26.56	18.38	0.01	0.01	0.01	0.29	23
マディヤ・プラデシュ	67.4	90.89	6.57	0.29	0.21	0.30	0.78	0.96	21
マハーラーシュトラ	72.9	79.83	11.54	0.96	0.20	5.81	1.25	0.41	21
マニプール	—	41.39	8.40	41.29	0.05	0.25	0.06	8.57	25
メガラヤ	—	11.53	4.40	74.59	0.10	0.33	0.02	9.03	不明
ミゾラム	—	2.75	1.35	87.16	0.03	8.51	0.03	0.17	禁止
ナガランド	—	8.75	2.47	87.93	0.10	0.34	0.13	0.28	禁止
オディシャ	70.3	93.63	2.17	2.77	0.05	0.03	0.02	1.32	21
パンジャブ	72.5	38.49	1.93	1.26	57.69	0.12	0.16	0.35	21
ラジャスタン	69.4	88.49	9.07	0.14	1.27	0.02	0.91	0.11	25
シッキム	—	57.76	1.62	9.91	0.31	27.39	0.05	2.97	18
タミル・ナド	73.2	87.58	5.86	6.12	0.02	0.02	0.12	0.27	18
テランガナ	70.0	2011年時点はアンドラ・プラデシュ州							21
トリプラ	—	83.40	8.60	4.35	0.03	3.41	0.02	0.18	21
ウッタル・プラデシュ	66.0	79.73	19.26	0.18	0.32	0.10	0.11	0.30	21
ウッタラカンド	70.6	82.97	13.95	0.37	2.34	0.15	0.09	0.12	21
西ベンガル	72.3	70.54	27.01	0.72	0.07	0.31	0.07	1.28	21
アンダマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	—	69.45	8.52	21.28	0.34	0.09	0.01	0.32	18
チャンディガル直轄領	—	80.78	4.87	0.83	13.11	0.11	0.19	0.12	25
ダマン及びディウ並びにダドラ及び ナガルハベリ連邦直轄領	—	92.51	5.49	1.35	0.07	0.14	0.25	0.19	21
デリー準州	75.8	81.68	12.86	0.87	3.40	0.11	0.99	0.09	25
ジャンム・カシミール準州	74.3	28.44	68.31	0.28	1.87	0.90	0.02	0.17	21
ラダック連邦直轄領	—		21						
ラクシャドゥープ連邦直轄領	—	2.77	96.58	0.49	0.01	0.02	0.02	0.11	禁止*例外 規定有
プドゥチェリー準州	—	87.30	6.05	6.29	0.02	0.04	0.11	0.18	18
合計値(斜体は平均値)	70.0	79.80	14.23	2.30	1.72	0.70	0.37	0.89	
出典	41	2							42

資料編：インド各州の州議会の議席数及びその構成政党一覧

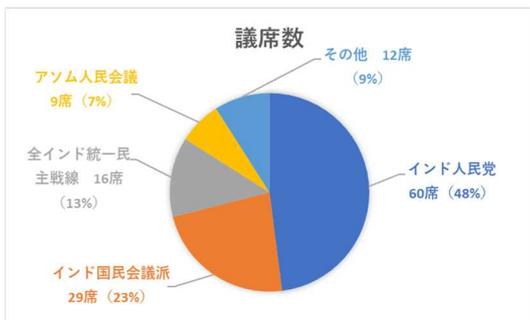
アンドラ・プラデシュ州 (2024 年、175 議席)



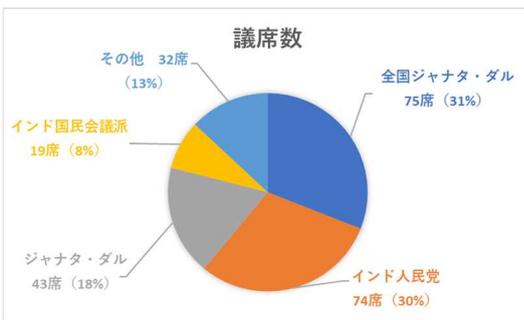
アルナーチャル・プラデシュ州 (2024 年、60 議席)



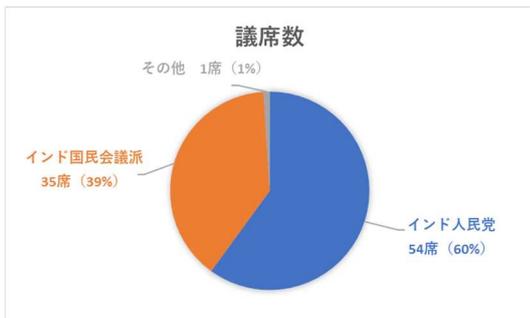
アッサム州 (2021 年、126 議席)



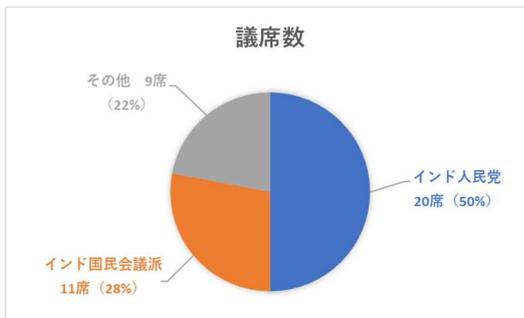
ビハール州 (2020 年、243 議席)



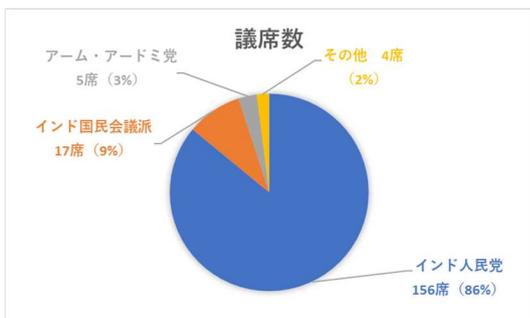
チャットーイスガル州 (2023 年、90 議席)



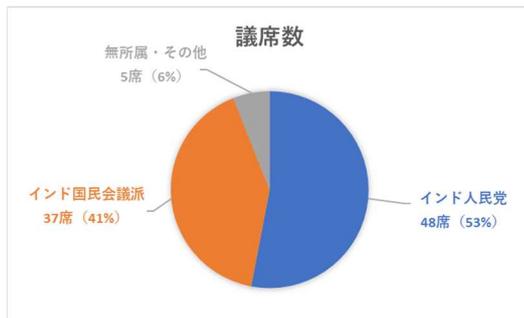
ゴア州 (2022 年、40 議席)



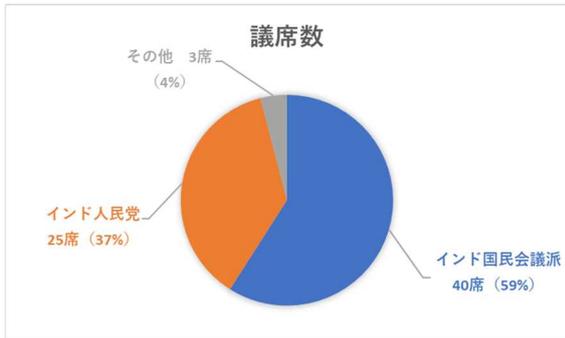
グジャラート州 (2022 年、182 議席)



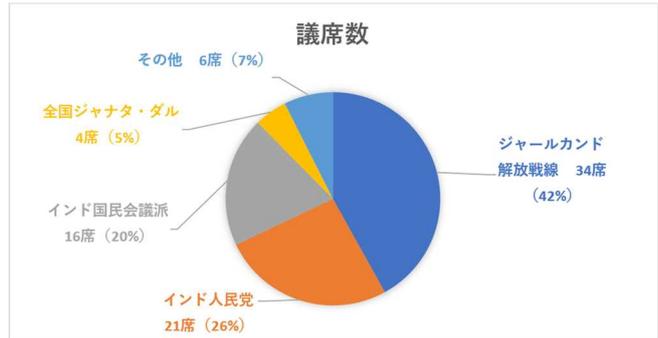
ハリヤナ州 (2024 年、90 議席)



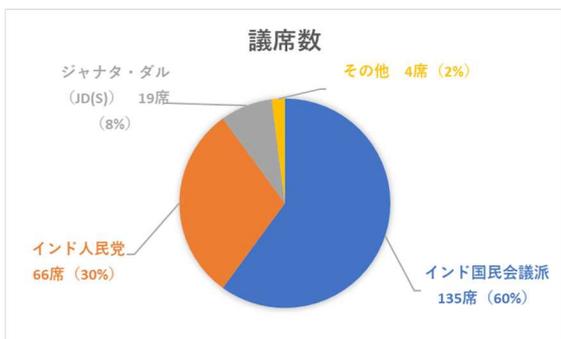
ヒマーチャル・プラデーシュ州 (2022 年、68 議席)



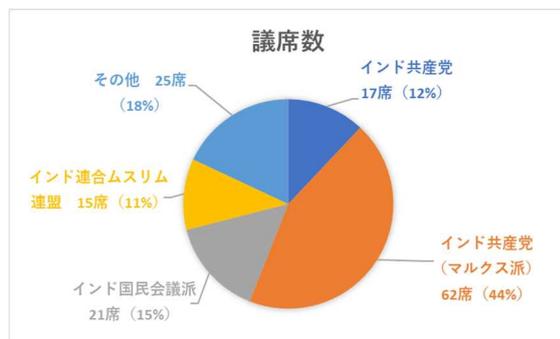
ジャールカンド州 (2024 年、81 議席)



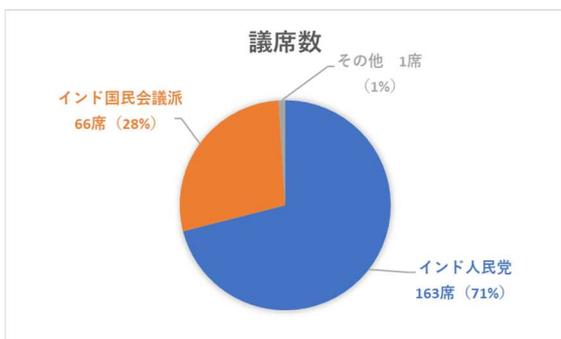
カルナータカ州 (2023 年、224 議席)



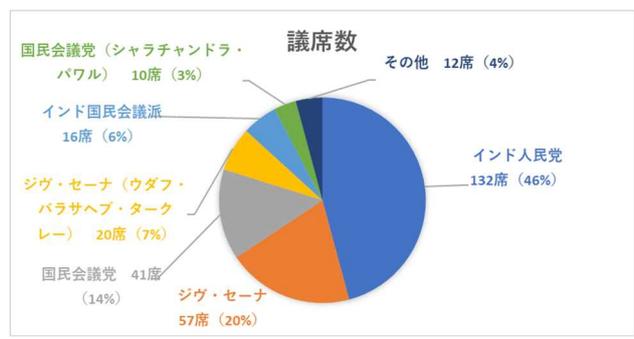
ケララ州 (2021 年、140 議席)



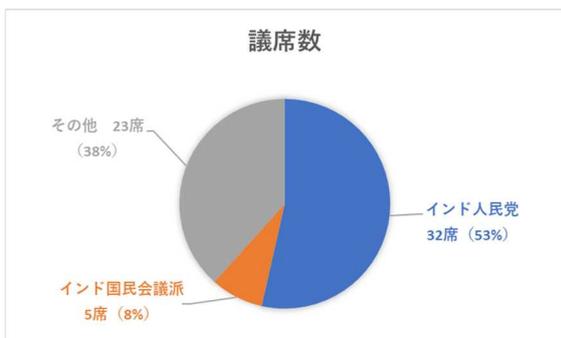
マディヤ・プラデーシュ州 (2023 年、230 議席)



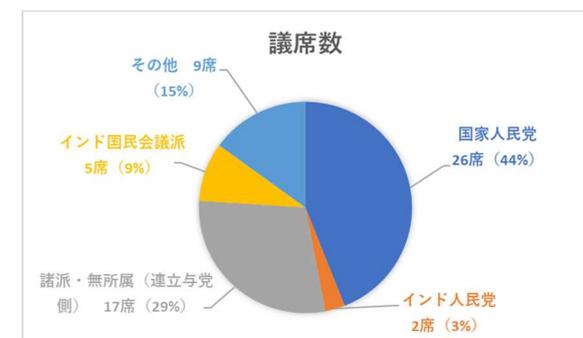
マハーラーシュトラ州 (2024 年、288 議席)



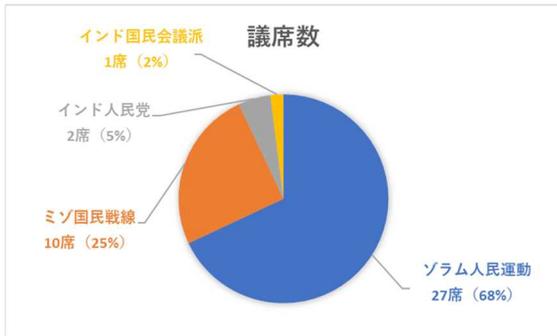
マニプル州 (2022 年、60 議席)



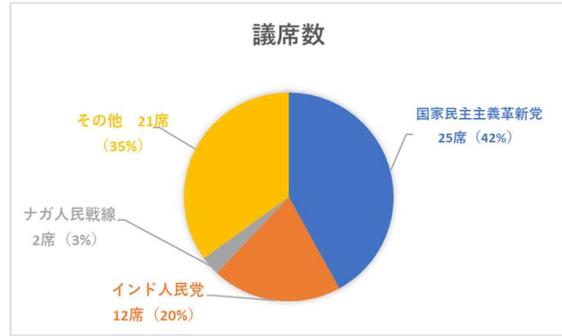
メガラヤ州 (2023 年、60 議席。1 議席欠員)



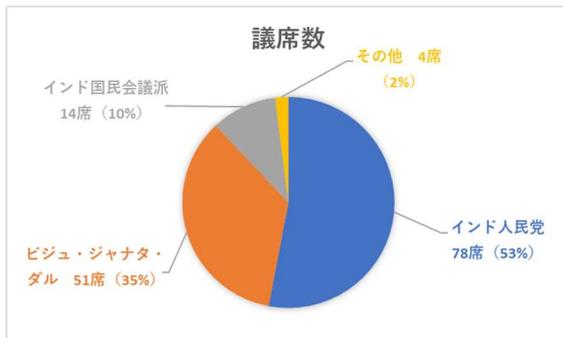
ミゾラム州 (2023 年、40 議席)



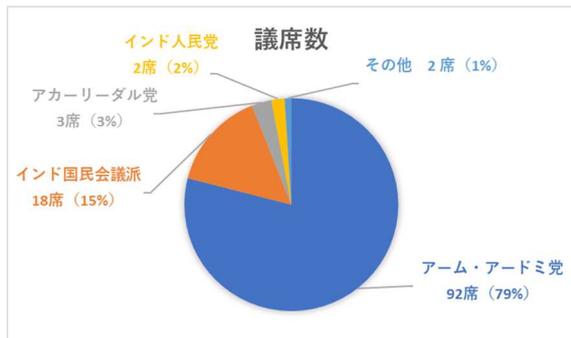
ナガランド州 (2023 年、60 議席)



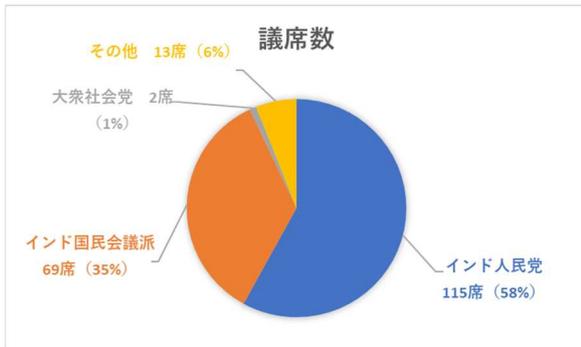
オディシャ州 (2024 年、147 議席)



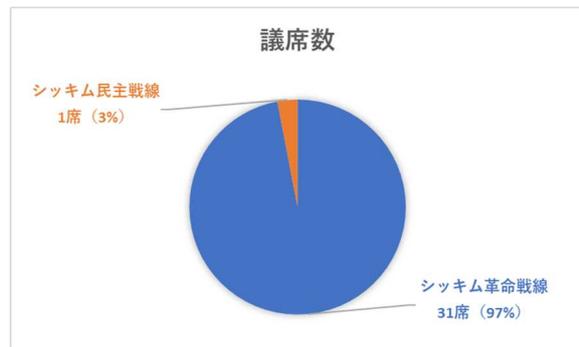
パンジャブ州 (2022 年、117 議席)



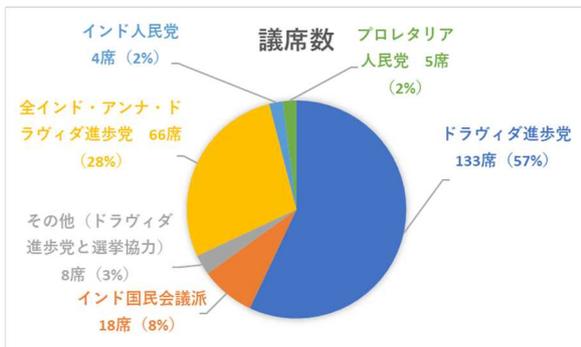
ラジャスタン州 (2023 年、199 議席)



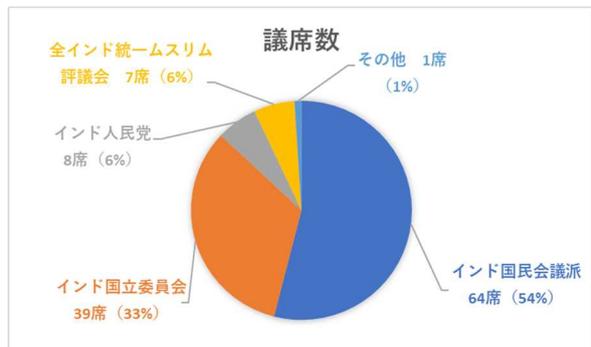
シッキム州 (2024 年、32 議席)



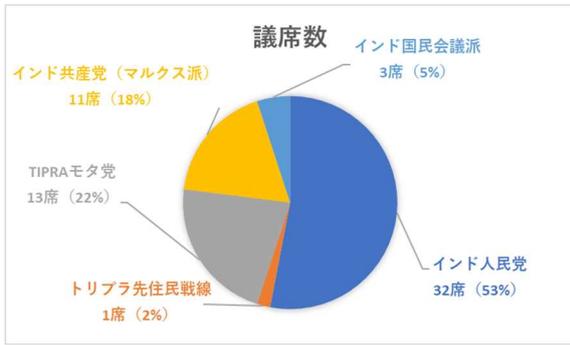
タミル・ナド州 (2021 年、234 議席)



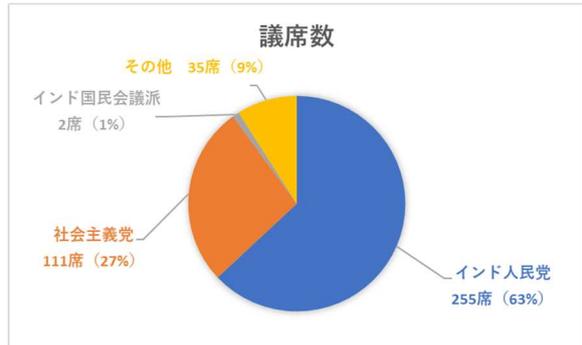
テランガナ州 (2023 年、119 議席)



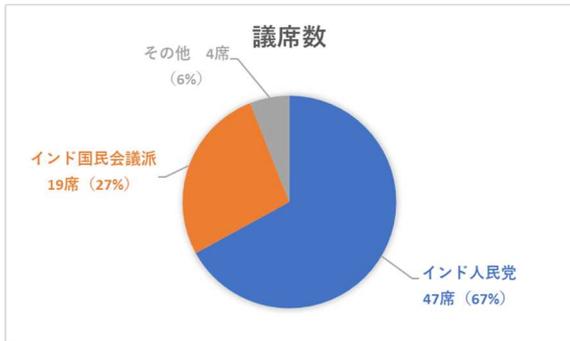
トリプラ州 (2023 年、60 議席)



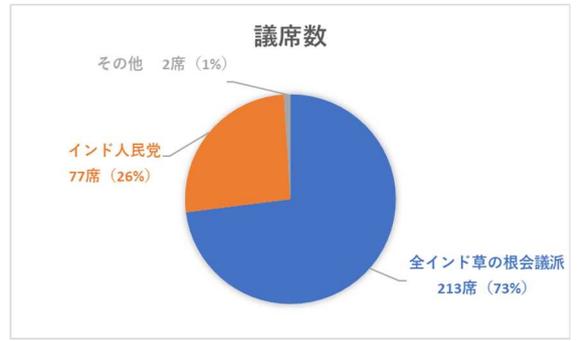
ウッタル・プラデシュ州 (2022 年、403 議席)



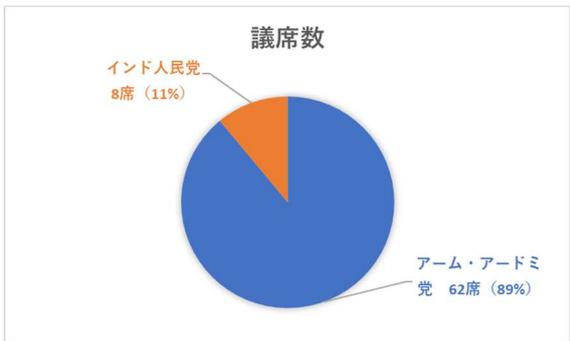
ウッタラカンド州 (2022 年、70 議席)



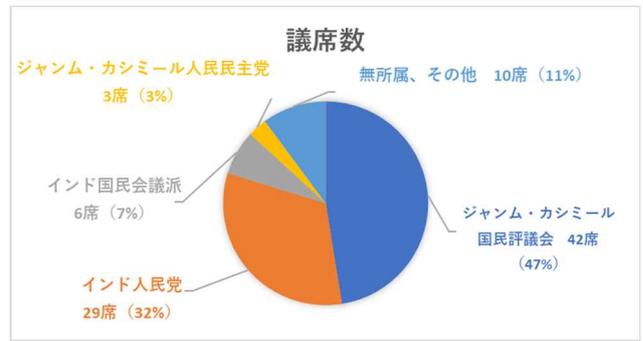
西ベンガル州 (2021 年、292 議席)



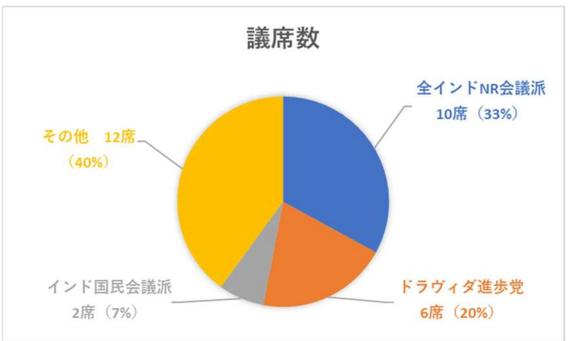
デリー準州 (2020 年、70 議席)



ジャンム・カシミール準州 (2024 年、90 議席)



ブドゥチェリー準州 (2021 年、30 議席)



出典：インド選挙管理委員会ウェブサイト、JETROビジネス短信を基に作成

【参考文献等】

(1) 書籍

- ・孝忠延夫・浅野宣之『インドの憲法〔新版〕 — 「国民国家」の困難性と可能性—』関西大学出版部、2018年
- ・広瀬崇子 他『アジア諸国の地方制度 (III)』地方自治協会、1994年
- ・島田卓 編著『巨大市場インドのすべて』ダイヤモンド社、2005年
- ・小林昌之・今泉慎也編「アジア諸国の司法改革」アジア経済研究所、2002年
- ・小林昌之・今泉慎也編「アジア諸国の紛争処理制度」アジア経済研究所、2003年
- ・岩崎美紀子『分権と連邦制』ぎょうせい、1998年
- ・臼田雅之・押川文子・小谷汪之編『もっと知りたいインド II』弘文堂、1989年
- ・山本盤男『連邦国家インドの財政改革の研究』九州大学出版会、2007年
- ・山本盤男 他『インド経済の諸課題と対印経済協力のあり方 (財務省委嘱研究会)』財団法人 国際金融情報センター、2006年
- ・あずさ監査法人・KPMG 編『インドの投資・会計・税務ガイドブック』中央経済社、2006年
- ・広瀬崇子・南埜猛・井上恭子 編著『インド民主主義の変容』明石書店、2006年
- ・島田卓『インドビジネス — 驚異の潜在力』祥伝社、2006年
- ・武藤友治『変わるインド 変わらないインド』勉誠出版、2006年
- ・岡本幸治『インド世界を読む』創成社、2006年
- ・インド内務省 “*Annual Report 2012-13*” 2013
- ・山本盤男『インドの税制改革—財政連邦主義の転換と財・サービス税—』九州大学出版会、2020年
- ・『2024 アジア動向年報』アジア経済研究所、2024
- ・Dr. Supriya Rai “*Indian Political System*” Sunrise Publications、2007
- ・P.K. Mohanty 他 “*Asian Cities in the 21st Century - Contemporary Approaches to Municipal Management*” Asian Development Bank、1999
- ・Dr. Amba Agarwal “*Fiscal Decentralisation: Financing of Panchayati Raj Institutions in India*” Serials Publications
- ・Vikram K. Chand “*Reinventing Public Service Delivery in India – Selected Case Studies*” Sage Publications、2006
- ・“*Indian States at a Glance 2006-07*” Indicus Analytics、2007
- ・Girish Kumar “*Local Democracy in India – Interpreting Decentralization*” Sage Publications、2006
- ・“*India In Figures – A Ready Reference, 2012*” Central Statistics Office, Ministry of Statistics and Programme Implementation, Government of India, 2012
- ・“*Some Characteristics of Urban Slums 2008-09*” National Sample Survey Office, Ministry of Statistics and Programme Implementation, Government of India, 2010

- “*Report on Employment & Unemployment Survey 2011-12*” Labour Bureau, Ministry of Labour & Employment, Government of India
- “*Highlights of the Budget Estimates For the Year 2012-13*” Municipal Corporation of Greater Mumbai, 2012
- “*Report of the Thirteenth Finance Commission (2012-2015)*” Thirteenth Finance Commission, 2009
- “*State Finances: A Study of Budgets of 2011-12*” Reserve Bank of India, 2012

(2) ウェブサイト

- インド最高裁判所 [<https://www.sci.gov.in/>]
- インド裁判所 [<http://www.indiancourts.nic.in/index.html>]
- City Mayors: Local Government of India
[http://www.citymayors.com/government/india_government.htm]
- パンチャーヤティ・ラージ省 [<https://panchayat.gov.in/>]
- タミル・ナド州 [<https://www.tn.gov.in/>]
- マハーラーシュトラ州 [<https://www.maharashtra.gov.in/>]
- ムンバイ市 [<https://www.mcgm.gov.in/irj/portal/anonymous>]
- コルカタ市
[<https://www.kmcgov.in/KMCPortal/jsp/KMCPortalHome1.jsp>]
- インド 2011 国勢調査結果 [<http://censusindia.gov.in/>]
- 首相府 [<https://www.pmindia.gov.in/en/>]
- インド国憲法 [<https://legislative.gov.in/constitution-of-india/>]
- 上院 Rajya Sabha [<https://sansad.in/rs>]
- 下院 Lok Sabha [<https://sansad.in/ls>]
- 在インド日本国大使館 [https://www.in.emb-japan.go.jp/itprtop_en/index.html]
- インド進出日系各企業
- 日印交流関係各機関
- 外務省 [<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>]
- 横浜市 [<https://www.city.yokohama.lg.jp/>]
- CITYNET [<https://citynet-ap.org/>]
- 一般財団法人自治体国際化協会 [<https://www.clair.or.jp/>]
- 財団法人中小企業総合研究機構 [<http://www.jsbri.or.jp/new-hp/>]
- Statistical Year Book, India 2018
[<https://www.mospi.gov.in/statistical-year-book-india/2018/>]
- “Handbook of Statistics on Indian Economy 2022-23” Reserve Bank of India
[<https://rbi.org.in/Scripts/AnnualPublications.aspx?head=Handbook%20of%20Statistics%20on%20Indian%20Economy>]

資料編：インド各州の基礎統計データ一覧 出典

- 1 インド国家情報センターウェブサイト（最終検索日：2024年11月26日）
[<https://knowindia.india.gov.in/states-uts/>]
- 2 インド2011国勢調査結果（最終検索日：2024年11月26日）
[<http://censusindia.gov.in/>]
- 3 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 19: STATE-WISE NATURAL POPULATION GROWTH RATE (Concl.)
- 4 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 3: STATE-WISE POPULATION IN URBAN AREA
- 5 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 2: STATE-WISE POPULATION IN RURAL AREA
- 6 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 164: STATE-WISE OWN TAX REVENUE (Concl.) 2022-23 (BE)
- 7 インド統計・事業実施省 Statistical Year Book India 2018
Number of Districts/DRDAs/Blocks/Villages in the Country Table 42.2
- 8 インド選挙管理委員会 2024年3月16日報道資料
GENERAL ELECTIONS – 2024 SCHEDULE OF ELECTIONS General Elections to Lok Sabha and State Legislative Assemblies of Andhra Pradesh, Arunachal Pradesh, Odisha and Sikkim 60頁
- 9 インド憲法 第四附則
- 10 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 29: NET STATE DOMESTIC PRODUCT (Current Prices)
- 11 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 25: PER CAPITA NET STATE DOMESTIC PRODUCT (Current Prices)
- 12 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 33: Net State Value Added by Economic Activity - Agriculture (Current

Prices)

- 13 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 37: NET STATE VALUE ADDED BY ECONOMIC ACTIVITY -
MANUFACTURING (Current Prices)
- 14 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 41: NET STATE VALUE ADDED BY ECONOMIC ACTIVITY -
CONSTRUCTION (Current Prices)
- 15 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 49: NET STATE VALUE ADDED BY ECONOMIC ACTIVITY -
BANKING AND INSURANCE (Current Prices)
- 16 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 53: NET STATE VALUE ADDED BY ECONOMIC ACTIVITY -
SERVICES (Current Prices)
- 17 インド統計・事業実施省 Statistical Year Book India 2018
Companies At Work By Industrial Activity (Number And Paid-Up Capital)
Table 17.1
- 18 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 57: STATE-WISE PATTERN OF LAND USE - GROSS IRRIGATED
AREA (Concl.)
- 19 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 101: STATE-WISE FOREST COVER (Concl.)
- 20 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 143: STATE-WISE LENGTH OF ROADS (Concl.) (As at end-March)
- 21 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 144: STATE-WISE LENGTH OF STATE HIGHWAYS (Concl.)
(As at end-March)

- 22 インド統計・事業実施省 Annual Report Periodic Labour Force Survey (PLFS) JULY 2022 - JUNE 2023 Ministry of Statistics & Programme Implementation Table (7): Worker Population Ratio (WPR) (in per cent) according to usual status (ps+ss) for each State/UT age group:15 years and above
- 23 インド労働・雇用省ウェブサイト (最終検索日: 2024年11月26日)
[\[https://dge.gov.in/dge/sites/default/files/2024-01/2160.pdf\]](https://dge.gov.in/dge/sites/default/files/2024-01/2160.pdf) 4頁
- 24 インド協同組合省ウェブサイト (最終検索日: 2024年11月26日)
[\[https://cooperatives.gov.in/en/home/state-type-wise-sector\]](https://cooperatives.gov.in/en/home/state-type-wise-sector)
- 25 インド統計・事業実施省 Statistical Year Book India 2018
Number Of Registered Trade Unions Table 41.2
- 26 インド地球科学省 RAINFALL STATISTICS OF INDIA - 2021 35-36頁
- 27 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 23: STATE-WISE NUMBER OF GOVERNMENT HOSPITALS
- 28 インド統計・事業実施省 Statistical Year Book India 2018
Rooms in Different Category of Hotel in India (As on 31st December)
Table- 27.1 (A)
- 29 インド統計・事業実施省 Statistical Year Book India 2018
MOTOR VEHICLES Table-20.1_1
- 30 インド統計・事業実施省 Statistical Year Book India 2018
NUMBER OF TOWNS AND VILLAGES ELECTRIFIED IN INDIA
Table 16.14
- 31 インド中央電気庁ウェブサイト (最終検索日: 2024年11月26日)
[\[https://cea.nic.in/wp-content/uploads/general/2022/GR_2022_FINAL.pdf\]](https://cea.nic.in/wp-content/uploads/general/2022/GR_2022_FINAL.pdf)
154頁
- 32 インド統計・事業実施省 Statistical Year Book India 2018
Number Of Registered Newspapers And Periodicals By Language
(All India And State wise) Table 36.3

- 33 インド統計・事業実施省 Statistical Year Book India 2018
DISPOSAL OF TOTAL COGNIZABLE CRIME CASES UNDER IPC BY COURTS
Table 37.2(B)
- 34 インド内務省ウェブサイト（最終検索日：2024年11月26日）
[<https://www.mha.gov.in/MHA1/Par2017/pdfs/par2021-pdfs/rs-24032021/3266.pdf>]
- 35 インド政府ウェブサイト（最終検索日：2024年11月26日）
[https://mospi.gov.in/sites/default/files/reports_and_publication/statistical_publication/social_statistics/WM16Chapter3.pdf]
- 36 インド統計・事業実施省 Statistical Year Book India 2018
No. of Educational Institutions, Schools (Statewise) Table- 29.1 (B)
- 37 インド教育省ウェブサイト（最終検索日：2024年11月26日）
[https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/statistics-new/udise_21_22.pdf] 27 頁
- 38 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 9: STATE-WISE BIRTH RATE
- 39 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 10: STATE-WISE DEATH RATE (Concl.)
- 40 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 11: STATE-WISE INFANT MORTALITY RATE (Concl.)
- 41 インド準備銀行 Handbook of Statistics on Indian States 2022-23
TABLE 14: STATE-WISE LIFE EXPECTANCY* (Concl.)
- 42 酒の購入・消費年齢に係る出典は以下のとおり。
アンドラ・プラデシュ州
THE ANDHRA PRADESH EXCISE ACT, 1968
アルナーチャル・プラデシュ州
THE ARUNACHAL PRADESH EXCISE ACT, 1993
アッサム州
アッサム州ウェブサイト（最終検索日：2024年11月26日）

[\[https://comtransport.assam.gov.in/frontimpotentdata/rules-against-drunk-driving-cases#:~:text=In%20assam%20%2C%20the%20legal%20drinking%20age%20is%2021%20years.\]](https://comtransport.assam.gov.in/frontimpotentdata/rules-against-drunk-driving-cases#:~:text=In%20assam%20%2C%20the%20legal%20drinking%20age%20is%2021%20years.)

ビハール州

The Bihar Prohibition and Excise Act, 2016

チャッティースガル州

Chhattisgarh Excise Act, 1915

ゴア州

The Goa Excise Duty Act and Rules, 1964

グジャラート州

The Gujarat Prohibition Act, 1949 (As modified upto the 15th January, 2015)

ハリヤナ州

The Indian Express 記事 (2021 年 12 月 23 日、最終検索日 : 2024 年 11 月 26 日)

[\[https://indianexpress.com/article/india/haryana-bill-passed-in-assembly-to-lower-drinking-age-to-21-7685627/\]](https://indianexpress.com/article/india/haryana-bill-passed-in-assembly-to-lower-drinking-age-to-21-7685627/)

ヒマーチャル・プラデシュ州

THE HIMACHAL PRADESH EXCISE ACT, 2011

ジャールカンド州

Jharkhand Excise Act, 1915

カルナータカ州

The Karnataka Excise Act, (1965)

ケララ州

Abkari Act, 1 of 1077

マディヤ・プラデシュ州

THE MADHYA PRADESH EXCISE ACT, 1915

マハーラーシュトラ州

THE MAHARASHTRA EXCISE MANUAL VOL.—I

マニプール州

The Manipur Excise (Amendment) Rules, 2024

ミゾラム州

MIZORAM LIQUOR (PROHIBITION) ACT, 2019 & THE MIZORAM LIQUOR (PROHIBITION) RULES, 2022

ナガランド州

THE NAGALAND LIQUOR TOTAL PROHIBITION ACT, 1989

オディシヤ州

ODISHA ACT 10 OF 2013

パンジャブ州

The Punjab Excise Act, 1914

ラジャスタン州

THE RAJASTHAN EXCISE ACT, 1950

シッキム州

The Sikkim Excise Act, 1992

タミル・ナド州

THE TAMIL NADU LIQUOR RETAIL VENDING (IN SHOPS AND BARS) RULES, 2003*

テランガナ州

THE TELANGANA EXCISE ACT, 1968.

トリプラ州

The Tripura Excise Act, 1987

ウッタル・プラデシュ州

The Uttar Pradesh Excise (Amendment and Validation) Act, 1970

ウッタラカンド州

THE UNITED PROVINCES EXCISE ACT, 1910

西ベンガル州

The Bengal Excise Act 1909

アンダマン・ニコバル諸島連邦直轄領

The Andaman and Nicobar Islands Excise Regulation, 2012

チャンディガル連邦直轄領

The Times of India 記事（2020年3月3日、最終検索日：2024年11月26日）

[\[https://timesofindia.indiatimes.com/city/chandigarh/chandigarh-unlikely-to-lower-legal-drinking-age/articleshow/74453296.cms\]](https://timesofindia.indiatimes.com/city/chandigarh/chandigarh-unlikely-to-lower-legal-drinking-age/articleshow/74453296.cms)

ダマン及びディウ並びにダドラ及びナガルハベリ連邦直轄領

Dadra and Nagar Haveli Excise Regulation, 2012

デリー準州

THE DELHI EXCISE ACT, 2009

ジャンム・カシミール準州

THE JAMMU & KASHMIR LIQUOR LICENSE&SALE RULES, 1984

ラクシャドゥープ連邦直轄領

India Today 記事（2024年1月10日、最終検索日：2024年11月26日）

[\[https://www.indiatoday.in/india/story/lakshadweep-liquor-availability-alcohol-in-lakshadweep-kavaratti-bangaram-islands-2486673-2024-01-10\]](https://www.indiatoday.in/india/story/lakshadweep-liquor-availability-alcohol-in-lakshadweep-kavaratti-bangaram-islands-2486673-2024-01-10)

プドゥチェリー準州

THE PUDUCHERRY EXCISE ACT, 1970

【執筆】

一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所 所長補佐 辻 悠輝
所長補佐 大辻 麻梨乃

【監修】

一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所 所長 高野 一樹
次長 徳田 博行